

令和4年9月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月6日】

代表質疑

1 岡本公秀（新和会） 35～46ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 「快活の年」と位置付けた令和3年度の決算に対する市長の総括について
- 2 第2次総合計画前期基本計画の達成状況について
- 3 第3次行財政改革大綱の15項目の重点方針の達成状況について
- 4 新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージの各種対策の効果と評価について
- 5 亀山駅周辺整備事業及び図書館整備事業について

議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

- 1 消防通信指令事務の3市共同運用による安心・安全の確保について
- 2 協議会の構成について

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費及び第2目 児童措置費、施設型給付・地域型保育事業の増額補正について
 - (1) 事業の目的と内容について
 - (2) 処遇改善に係る補助金等の取扱いについて
 - (3) 補助金等の交付は今回限りなのか

代表質疑

2 服部孝規（日本共産党） 46～58ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 過去10年間の決算カードの財政指標のうち、「実質収支」、「積立金取崩額」、「実質単年度収支」から見た令和3年度決算の評価について
- 2 過去10年間の「地方債現在高」の推移から見た令和3年度決算の評価について

議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 県単位化以来、最大の黒字9,968万円となった要因について
- 2 国民健康保険加入世帯の所得の状況について
- 3 決算から見える国民健康保険の「構造的な課題」について
- 4 国民健康保険税の引き下げについて

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第2表 債務負担行為補正 地区コミュニティセンター等指定管理料について

代表質疑

3 新 秀隆 (公明党) 59～71 ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和3年度決算の評価について
 - (1) 「快活の年」と位置付けた令和3年度の決算の評価について
 - (2) 自主財源と依存財源について
 - (3) 滞納の解消対策及び年度推移について
 - (4) 不納欠損金の年度推移について
 - (5) 債券運用の成果について
 - (6) コロナ対策について
- 2 長期財政見通しとの整合について
- 3 教育行政について
 - (1) 令和3年度決算の評価について
 - (2) 各学校のコロナ対策について

代表質疑

4 櫻井清蔵 (勇政) 71～84 ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 財政力指数について
- 2 不用額について
- 3 不納欠損処分について
- 4 土地開発基金について

議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

- 1 制定内容について
 - (1) 分担金の額について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月7日】

代表質疑

1 中島雅代（スクラム） 87～99ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
 - (1) 総括について
 - (2) 歳入について
 - (3) 地方交付税について
 - (4) 歳出について
 - (5) 実質単年度収支について

代表質疑

2 森 英之（スクラム） 99～113ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 新型コロナウイルス感染症対策による影響について
- 2 歳入における自主財源と依存財源について
- 3 経常収支比率について
- 4 財務書類4表について

議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 令和3年度決算内容の特徴について

令和3年度主要事業評価シートについて

- 1 三重大学亀山地域医療学講座支援事業について

議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的と内容について

議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

- 1 協議会設置の目的について
- 2 具体的な協議の進め方について

3 草川卓也（結） 113～122ページ

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 歳出 第4款 衛生費、第2項 清掃費、第2目 塵芥処理費、施設管理費の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

2 歳出 第9款 消防費、第1項 消防費、第2目 非常備消防費、活動費及び、第3目 消防施設費、施設維持補修費の増額補正について

(1) 補正の内容について

3 歳入 第18款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 民生費寄附金、児童福祉費寄附金及び、歳出 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費の補正について

(1) 補正の内容について

4 福沢美由紀（日本共産党） 122～130ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金について

(1) 交付金の使途について

2 歳出 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費及び第3項 中学校費、第2目 教育振興費、就学援助・奨励費について

5 伊藤彦太郎（勇政） 131～136ページ

議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

1 改正の背景について

2 改正の内容について

3 財源について

議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1 決算をどのように評価しているのか

6 前田 稔（スクラム） 136～142ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 税収について

2 長期財政見通しとの整合について

3 財政力指数について

4 基金について

(1) リニア中央新幹線亀山駅整備基金について

(2) 庁舎建設基金について

7 小坂直親（結） 142～150ページ

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 決算の評価について

- 2 市税収入等について
- 3 財政分析について
- 4 基金の運用について

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 歳入 第18款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 民生費寄附金、児童福祉費寄附金及び、歳出 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費の補正について
 - (1) 補正の内容について
 - (2) 寄附目的との整合について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月8日】

1 草川卓也（結） 156～169ページ

新型コロナウイルス感染症や物価高騰による市民生活への影響について

- 1 白鳥の湯について
- 2 家計支援策について

これからの公共交通政策について

- 1 乗合タクシー（デマンド型運行）について
- 2 路線バス（定時定路線運行）について

子ども・子育て支援の拡充について

- 1 児童手当の所得制限について
- 2 子ども医療費の無償化について
- 3 保育園・幼稚園等の利用者負担軽減について

持続可能な地域まちづくり協議会について

- 1 地域まちづくり協議会の課題と人的支援について

2 服部孝規（日本共産党） 169～181ページ

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と亀山市の関わりについて

- 1 2020年11月29日に開催された旧統一教会の関連団体が主導したとされる四日市の「ファイト三重！県民まつり」に市長がメッセージを送ったことについての市長の見解について
- 2 これまでに旧統一教会の関連団体から寄附を受けたことがあるのか
- 3 これまでに旧統一教会の関連団体への補助金などの支出はなかったのか
- 4 旧統一教会の関連団体が市民団体として登録されてはいないのか
- 5 これまでに旧統一教会の関連団体が教育分野で関わりを持ったことはなかったのか

亀山市情報公開条例で「職員が職務上作成し、組織的に用いるもの」を公文書としているが、実践されているのかについて

- 1 亀山市情報公開条例第2条の公文書の定義について
- 2 情報公開請求により開示されたいくつかの公文書において、条例第2条に該当する文書がないことについて

3 森 美和子（公明党） 181～191ページ

新教育長の所信を問う

- 1 「誰ひとり取り残さない」教育のあり方について

- (1) 就任に当たっての決意について
- (2) 不登校の実態と居場所の確保について
- (3) 今後の学校教育のあり方について

子ども医療費の助成について

- 1 18歳までの拡大について
- 2 窓口無料化の拡充について

危機管理対策について

- 1 公共施設等におけるAEDの屋外設置の検討結果について

防災対策について

- 1 瓦屋根の耐風対策について

4 鈴木達夫（大樹） 192～202ページ

「市民力・地域力の活性化」や「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に対する市の方向性と支援体制について

- 1 第2次総合計画の施策の大綱である「市民力・地域力の活性化」について、どのような進展の中で後期基本計画の策定に至ったか
 - (1) 進捗、課題等の総括について
 - (2) 地域まちづくり協議会の設立による地域の変化について
 - (3) 亀山市のまちづくり施策の基軸となっている考え方や方向性について
- 2 第2次地域福祉計画や高齢者福祉計画の中で期待されている地域活動について
 - (1) セーフティネット維持のための「広域有効（効率）」と「狭域有効」の考え方について
 - (2) 助け合い、支え合いの仕組みとしての「ちょこボラ」の活動について
 - (3) 支援体制について
- 3 市民活動応援制度について
 - (1) 実績、課題等の総括について
 - (2) 「ちょこボラ活動」と「市民活動応援制度」の結びつけについて
- 4 今後の考え方、展開、支援体制について
 - (1) 地域予算制度の考え方と運用について
 - (2) 『まち紡ぎ』プロジェクトにおける展開について
 - (3) 支援体制とスケジュールについて

5 尾崎邦洋（勇政） 202～209ページ

新庁舎建設について

- 1 新庁舎整備基本計画の策定について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 行政機能の集約について
 - (3) 新庁舎の建設場所について

- (4) 新庁舎の規模と構造について
- (5) 新庁舎に備える防災機能及び設備について
- (6) 新庁舎の建設スケジュールについて
- 2 庁舎建設基金と他の財源について

6 中島雅代（スクラム） 209～223ページ

新型コロナウイルス感染症対策と地域活動の両立について

- 1 地域まちづくり協議会や市民団体によるイベント等の開催状況について
- 2 今後の地域活動への支援について

職員の資質向上について

- 1 職員研修について

子どもに関わる環境について

- 1 全員喫食制給食の進捗状況について
- 2 いじめの対応について
- 3 不登校児童生徒の学校復帰に関する対応について

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月9日】

1 森 英之 (結) 226～238ページ

ため池及び隣接地の管理について

- 1 市内のため池の状況について
 - (1) ため池の管理状況について
 - (2) ため池周辺地域の状況について
 - (3) 今後のため池のあり方について

小・中学校の空調設備について

- 1 普通教室の空調設備の使用状況について
- 2 特別教室の空調設備設置について

市の重要政策課題について

- 1 今後の重要政策課題は何か
- 2 限りある財源の中での政策の進め方について
- 3 今後のまちづくりについて

2 福沢美由紀 (日本共産党) 238～252ページ

家族介護の負担軽減について

- 1 介護用品 (おむつ等) の支給事業について

市立医療センターについて

- 1 非常勤看護師の時給について、検討した経過と結果について尋ねる
- 2 市内唯一の公立医療機関としての役割について

市民の交通手段について

- 1 乗合タクシーの現状と課題について
- 2 タクシー券の交付について

3 新 秀隆 (公明党) 252～262ページ

学校の空調設備について

- 1 特別教室の空調設備設置状況について
- 2 体育館の空調設備について
 - (1) 設置状況について
 - (2) 国の補助要件について
- 3 今後の対応について

公共施設におけるサンタリーボックスの設置について

- 1 男性トイレへのサンタリーボックス設置状況について
- 2 亀山市としての対応について

避難所等におけるトイレ対策について

- 1 災害時のトイレの備えについて
 - (1) 仮設トイレの現状について
 - (2) 市内のマンホールトイレについて
 - (3) 今後の対応について

市内各駅の駐輪場について

- 1 各駅の駐輪場の現状について
- 2 井田川駅駐輪場の屋根及び照明の設置について

4 前田耕一（大樹） 262～273ページ

亀山ブランドの推進について

- 1 目的について
- 2 のぼり旗の作成及び設置について
- 3 認定商品の販路拡大の現況について
- 4 ふるさと納税の返礼品としての実績について
- 5 亀山ブランド認定品の募集（第2弾）について

公共施設における東屋の現況について

- 1 公共施設における東屋の設置状況について
- 2 東屋を設置する場合の設置基準について
- 3 西野運動公園の東屋の現況について

5 伊藤彦太郎（勇政） 273～282ページ

教育行政について

- 1 新教育長の教育に対する考えについて

リニア中央新幹線について

- 1 リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の県内駅位置の案について

市内のイベントについて

- 1 市内のイベント開催時の安全確保に対する市の支援について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月12日】

1 小坂直親（結） 286～298ページ

企業誘致の状況について

- 1 操業状況と雇用、経済効果について
- 2 幹線交通アクセスの整備について

林業振興について

- 1 基幹林道及び一般林道の整備について

大雨災害について

- 1 本年度の局地的大雨による被害状況について

公共交通について

- 1 リニア中央新幹線と在来線について

2 櫻井清蔵（勇政） 298～308ページ

今任期中に行った一般質問の確認について

- 1 この4年の任期中、これまで15回の一般質問を行ってきたが、次の項目について行政の検討結果を確認する
 - (1) フラワー道路の今後の整備について
 - (2) 職員の健康管理について
 - (3) 能褒野地区の今後の方向性について
 - (4) 乗合タクシー制度について
 - (5) 通学路等の現状と課題について
 - (6) 関認定こども園アスレの送迎バスについて

JR西日本の線区別経営状況の公表について

- 1 JR関西本線（亀山～加茂間）の今後の対応について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月27日】

1 森 英之（スクラム） 324～328ページ

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金、及び第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金、並びに歳出 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、一般事業の増額補正について
(1) 補正の内容について

2 福沢美由紀（日本共産党） 328～334ページ

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金、及び第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金、並びに歳出 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、一般事業の増額補正について
(1) 補正の内容について

3 伊藤彦太郎（勇政） 334～339ページ

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金、及び第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金、並びに歳出 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、一般事業の増額補正について
(1) 補正の内容について

4 中島雅代（スクラム） 340～345ページ

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金、及び第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金、並びに歳出 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、一般事業の増額補正について
(1) 補正の内容について

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金、及び第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金、並びに歳出 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、一般事業の増額補正について

(1) 補正の内容について

令和 4 年 8 月 2 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和4年8月26日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 第 6 議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第56号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 9 議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 10 議案第58号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第61号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第62号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第63号 令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第64号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 17 議案第65号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 18 議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 19 議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- 第 20 議案第68号 市道路線の認定について
- 第 21 議案第69号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第70号 市道路線の認定について
- 第 23 報告第 8号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 24 報告第 9号 健全化判断比率の報告について
- 第 25 報告第10号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 26 報告第11号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 27 報告第12号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 28 報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 29 報告第14号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

第 30 報告第15号 専決処分の報告について

第 31 報告第16号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	建設部次長	亀渕輝男君
総務財政部参事	杉本良則君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長職務代理者	宮村由久君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	宇野勉君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり
書 記 西 口 幸 伸 書 記 大 川 真 梨 子

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

今定例会は三重県B.A. 5対策強化宣言期間中の開会となりました。市内の感染者数は7月以降急増しており、議会といたしましても一層の緊張感を持って感染対策を徹底してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 新 秀 隆 議員

13番 伊 藤 彦 太 郎 議員

のご兩名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの33日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月27日までの33日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、原田総務財政部長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、教育委員会から令和3年度教育に関する事務の点検評価報告書が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から令和3年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和4年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様へのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、今月に入り東北・北陸地方をはじめとした各地での豪雨におきまして、河川氾濫や崖崩れが多数発生し、多くの方が避難を余儀なくされました。被災者の皆様方に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。本市においても、度重なる大雨により先月から3回にわたって災害対策本部を設置し、幸いにも人的被害はございませんでしたが、各所において道路のり面の崩落等の被害報告を受けております。このような中、本市の危機管理体制についても、災害対策本部活動の機能強化を進めるなど、一層の危機感を持ってこれからの台風シーズンに備えてまいります。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症は、第7波・BA.5の影響を受け、全国的な感染拡大に伴い、本市においても連日多くの新規感染者の発生が続いております。三重県においては、先月21日に感染防止行動徹底アラートが発出され、さらには今月5日には東海3県においても足並みをそろえてBA.5対策強化宣言が発出されました。医療の負荷が増大する中、第7波の感染拡大の波を抑え込み、人の移動や世代間交流が活発となる夏期におけるさらなる対策や、高齢者など重症化リスクの高い方へ感染させないための対策を徹底し、社会経済活動との両立に向けて取組を進めることが重要であります。

そのような中、本市におきましても、亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に全庁を挙げた諸対策に努めており、特に新型コロナウイルスワクチン接種に関しては、高齢者及び医療従事者や高齢者施設職員に対する4回目接種を順次進めております。一方、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した改良ワクチンの追加接種を開始する方針が国から示されましたことから、今後も国の動向を注視し、迅速にその接種体制を確保してまいります。

このように、長引くコロナ禍で交流機会の減少等により地域におけるまちづくり活動や市民活動の停滞が懸念される中、先月には関宿祇園夏まつりが、今月20日には亀山市関宿納涼花火大会がそれぞれ3年ぶりに開催されるなど、市民の皆様がコロナと向き合い、創意工夫を凝らした地域での活動が再開されていることは大変頼もしく感じるところであります。本市といたしましても、このような取組や活動を支援し、まちづくりの基本方針である市民力・地域力が輝くまちづくりを実現するべく、柔らかく強靱なしなやかな地域社会に向けて、市民の皆様とともに力強く歩みを進めてまいります。

一方、国においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとした環境変化や輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化等の構造的課題など、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せ、世界経済の不確実性が大きく増す中、去る6月7日に閣議決定された骨太方針2022及び新しい資本主義のグランドデザイン等に盛り込まれた施策の着実な実施、またこれらを前に進めるための総合的な方策の具現化が急がれております。こうした国の政策動向は、本市の市政運営にも影響がございますので、今後も関連情報の把握等を行いながら注視をいたしてまいります。

さて、第2次総合計画前期基本計画の最終年度となる令和3年度の一般会計の決算につきましては、前期基本計画の必達に向け、亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業など、第2次実施計画に掲げる主要事業の積極的な推進を図りましたほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と社

会経済活動の両立を目指し、「市民生活の支援」「地域経済の支援」「感染症対策の充実」等の3本柱から成る総額約23億円の新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを展開いたしました。その結果、歳入総額が251億6,709万6,000円、歳出総額が239億4,737万2,000円となり、実質収支は10億9,500万4,000円の黒字となっております。

こうした中、経常収支比率は、市税が減収となったものの、地方交付税や臨時財政対策債が増額となったこと等により、前年度に比べ4.9ポイント好転した80.6%となり、公債費負担比率も、前年度に比べ0.3ポイント好転した11.7%となっております。さらに実質赤字比率等の健全化判断比率につきましても、国が定める基準を大幅に下回る良好な比率となっておりますことから、財政の健全性を確保することができたものと考えております。

しかしながら、後期基本計画の策定に伴い改訂いたしました長期財政見通しにおきましては、本年度から令和7年度までの一般財源は、横ばい傾向が続くと見込んでおりますことから、第3次亀山市行財政改革大綱の取組を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業において、施行者である再開発組合により本年10月の整備完了に向け順調に工事が進められており、施設建築物の新築工事では、今月中旬に完成の法定検査を受け、工事完了公告が行われました。また、公共施設工事では、先月、亀山新橋の橋桁設置が行われるなど、道路や駅前広場の整備が順調に進められております。さらに、市が行う関連事業につきましても、1ブロックにおきまして、来月頃の供用開始に向け亀山駅西駐輪場の工事を進めるとともに、亀山駅前広場に接続する市道の拡幅工事を行うなど、第一種市街地再開発事業と併せ、着実に取組を進めてまいります。

一方、地籍調査事業につきましては、先月までに関町木崎地区、東台町地区及び北山町地区の調査業務委託契約を締結いたしましたので、順次現地立会い等を行い地籍の明確化を進めてまいります。

次に、上下水道の充実のうち、水道施設耐震化整備事業につきましては、大規模地震時に想定される広域断水等の二次被害を最小限に抑えるために必要となる非常用飲料水を確保するため、先月、関第2配水池緊急遮断弁設置工事に着手をし、本年度末の完成を目指し工事を進めております。

また、公共下水道施設整備事業におきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、阿野田町、川崎町、川合町、能褒野町地内等における管渠敷設工事に、また下水道ストックマネジメント対策事業では、みどり町地内における下水道の更生工事に、それぞれ今月初旬までに着手いたしましたので、着実な進捗を図りながら、下水道未普及地域の整備や下水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

一方、農業集落排水施設における老朽化によるポンプの故障等への対応につきましては、本年度当初に修繕を予定していたもの以外に早急な対応を必要とするものが生じたので、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、道路の保全・整備のうち、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、先月に橋梁点検業務

委託契約を締結いたしましたので、本市が管理する橋梁の現状を把握し、維持管理に必要となる基礎資料の収集等を行い、予防保全型の考えを取り入れながら老朽化の進む道路施設の効率的・効果的な維持管理を進めてまいります。

次に、地域公共交通の充実のうち、ＪＲ在来線につきましては、去る４月にＪＲ西日本が輸送密度２，０００人未満の線区別経営状況を情報開示され、その中に関西本線（亀山－加茂間）も含まれていることが明らかになりました。こうした現状を踏まえ、去る６月には、三重県並びに県内の沿線自治体である伊賀市及び本市、さらにはＪＲ西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議が設置され、今月２９日には第２回目となる会議が開催されます。引き続き、広域的な連携の下、利用促進に努めながら、路線の維持・活性化を図ってまいります。

次いで、防災・減災対策の強化につきましては、県が急傾斜地崩壊対策を実施した場合、地方財政法の規定により、事業に要する費用の一部を市と受益者が寄附金という形で負担してまいりましたが、地方自治法の規定により、当該事業の実施による受益者から分担金を徴収し、その経費の一部に充てるため、亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の制定につきまして、本議会に提案いたしております。

次に、消防力・地域安全の充実のうち、本市と津市及び鈴鹿市の３市消防本部で検討を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、地方自治法に基づく事務執行機関の設置について準備が整いましたので、本議会に設置に関する協議について提案いたしております。

一方、地域の安全・安心を確保するためには欠かせない消防団活動につきましては、先月１０日、三重県消防学校で開催された令和４年度三重県消防操法大会において、本市を代表して出場された亀山市消防団第４分団が、小型ポンプの部において、平成３０年の前回大会に引き続き優勝されました。今後、第４分団は、三重県代表として来る１０月２９日に千葉県市原市で開催される第２９回全国消防操法大会に出場されますことから、本議会に關係経費の予算補正を提案いたしております。本市初の全国優勝を願うとともに、市民の安全・安心のために、より一層消防活動に精励されますよう期待をしております。

次いで、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、食品ロス削減のための仕組みづくりに向けましては、市内の食品関連事業者が食品ロスになる可能性がある食品をウェブ上に出品し、市民が商品を安価に購入することが可能となる食品ロス削減マッチングサービスを、来る１０月１日から試行的に実施してまいります。

また、し尿処理施設大規模整備事業につきましては、受入貯留設備や一次・二次処理設備など主要な設備・機器を更新する工事に今月着手いたしました。引き続き、亀山市衛生公苑長寿命化計画に基づき、老朽化した設備・機器を計画的に更新し、施設の延命化に努めてまいります。

一方、ごみ溶融処理施設の運転に必要な資材のうち、主にコークスの価格が高騰しているため、本議会に關係経費の予算補正を提案いたしております。

また、総合環境センター最終処分場保管固化飛灰搬出処理事業につきましては、大規模災害時に備え、溶融飛灰を仮保管する最終処分場の保管容量を確保するため、現在保管しております固化飛灰の搬出処理に今月着手をいたしました。

ところで、近年、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が起因と考えられる火災事故が全国で多発しております。こうした中、新たに小型充電式電池とこれらを内蔵し取り外すことが困難な充

電式家電を破砕粗大ごみの危険ごみとして分別していただくよう、令和5年4月からの本格実施に向け、まずは令和5年1月からの試行実施を予定しており、来月から市広報等により市民の皆様への周知を図ってまいります。

次に、自然との共生のうち、森林環境譲与税を活用し令和元年度から進めております森林経営管理事業につきましては、林業経営の効率化と森林管理の適正化の一体的な促進につなげていくため、現在、坂下地区において森林整備に向けた境界明確化を、また加太北在家地区においては意向調査を実施いたしております。

次いで、歴史文化を生かしたまちづくりの推進につきましては、来る11月26・27日の両日にわたり、東海道の宿場保存団体等が参加する第34回東海道シンポジウム亀山宿大会の開催が予定されております。本大会では文化会館及び亀山城跡周辺を会場として講演会や見学会が行われ、これらを主催する東海道宿駅会議への支援を通じて、東海道の宿場文化の保存・伝承と地域の活性化につなげてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実につきましては、昨年に引き続き健康増進に関する連携協定を締結した明治安田生命保険相互会社から私の地元応援募金を寄附いただくことになりましたことから、現在、取組を進めております健康マイレージ事業への活用を図り、市民の健康意識を高め、健康づくりに関する取組のより一層の支援を進めるため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、来る12月11日に市文化会館中央コミュニティセンターにおきまして、在宅医療推進の意識啓発に向けた講演会を開催いたします。講演会では、在宅医療に関わる事例紹介等を予定しており、こうした機会を通じて、病気や介護が必要となっても安心して暮らし続けられるよう、かめやまホームケアネットの活用等による在宅医療の理解や普及に努めてまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、第7波の到来により家庭や職場内等で感染者の発生が続いており、引き続き相談窓口や無症状の濃厚接触者等のうちPCR検査を希望する方への無料検査キット配布事業を継続するとともに、亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に適切な対応を行うことで、市民の皆様の不安が軽減できるよう努めてまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、総合保健福祉センターあいあい及び市立医療センターにおいて、主に4回目接種を進めているところであります。一方、3回目接種につきましては、今月27日、28日に総合保健福祉センターあいあいにおいて予約なし接種を実施するなど、さらなるワクチン接種の促進に努めてまいります。

次に、地域福祉力の向上のうち、成年後見サポート事業につきましては、本年10月からの事業実施に向け、先般、亀山市社会福祉協議会と業務委託契約を締結いたしました。現在、当該事業の効果的な実施に向け、三重県弁護士会や津家庭裁判所等の関係機関との協議を行うとともに、司法と福祉等の連携強化に向けた法福連携ネットワーク協議会の設置準備を進めているところであり、その人らしく地域生活が続けられ、支え合う地域住民も安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、令和3年度分の申請期間が来月末となっております。また、令和4年度分の臨時特別給付金の申請期間が本年12月末ま

でとなっておりますことから、引き続き当該事業の周知に努め、支給対象世帯への支援を図ってまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、認知症高齢者等対策の推進につきましては、来月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症への知識と理解を深める機会として、亀山医師会と亀山市社会福祉協議会との共催により、来月29日に市文化会館中央コミュニティセンターにおきまして、認知症市民公開講座を開催し、認知症へのさらなる理解促進を図ってまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、先月、亀山市地域自立支援協議会を開催し、障がいのある人に対する相談支援の在り方と障害者差別解消法における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する取組につきまして、それぞれ専門的に検討するための分野別部会を地域自立支援協議会に設置いたしました。今後、これら分野別部会での検討を踏まえ、地域自立支援協議会における議論をさらに進めることで、障がいのある人の自立支援や差別解消を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次いで、文化芸術の推進につきましては、来る10月30日から11月19日までの21日間、東町商店街を中心に国内外から95組100名の芸術家が参加する現代アートの祭典「亀山トリエンナーレ2022」の開催が予定されております。主催する実行委員会への支援を通じて、商店街及び文化財等を活用した新たな文化芸術の創造につなげてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、来る10月10日のスポーツの日には市内各運動施設を無料開放し、西野公園体育館において、市民体力テストを開催いたします。また、来る11月13日には、亀山市壮年ソフトボール大会の開催を予定いたしております。こうしたスポーツや運動に親しむことができる場を提供することで、市民のスポーツ活動を促進してまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズへ立地した企業のうち、1社が本年6月に操業を開始し、2社が来年度の操業に向け建設工事を進めております。引き続き、進出決定をいただいている企業の早期操業を支援するとともに、残る区画への積極的な企業誘致を展開いたしてまいります。

また、コストコホールセールジャパン株式会社による（仮称）亀山倉庫店の誘致につきましては、先月1日に、庁内に亀山市コストコ誘致推進本部を設置したところであり、県や事業者等と調整を図りながら、早期開業に向け円滑な推進を図ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、プレミアム率60%のデジタル商品券「TAKE RU」「たちばな」を発行する亀山プレミアム付商品券事業（Ver. 2）につきましては、当該事業への参加店舗の募集を先月20日に開始いたしました。また、市民の皆様の商品券購入申込みを来月15日から開始いたしますので、市広報やホームページ、行政情報番組等を活用して制度のPRを積極的に行ってまいります。引き続き、市民生活を支援するとともに消費喚起を促すことにより、地域経済の循環を図ってまいります。

一方、地域ブランド推進事業につきましては、本年度の新たな亀山ブランドの認定に向けて、来月16日まで認定を希望する事業者を募集しております。また、本市の特産品の一つであるお茶のPR商品の製造に向け、三重茶農業協同組合とクラウドファンディング活用のための準備を進めております。こうした取組を通じて選ばれるまち亀山となるよう、今後も本市にしかない魅力を全国

へ発信してまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、これまでの施策に加え、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体の経営意欲を喚起し、生産性の高い稼げる農業の展開を促進するため、新たに取り組んでまいります。亀山サステナブル農業奨励事業につきましては、今秋の事業開始に向け、本事業の周知や事業における助成に係る要綱等の準備を進めているところであります。

また、中山間地域の活性化・魅力化につきましては、中山間地域の農業を活性化し持続させていく方針等を整理・検討するため、本市の中山間地域における現状把握や中山間地域に住まわれる市民、団体へのアンケート調査を実施しているところであり、魅力ある地域資源を生かした中山間地域の活性化につなげてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化のうち、観光プロモーション推進事業につきましては、先月、業務委託契約を締結いたしました三重県観光連盟の観光三重のドメインを活用したPR用の特設サイトを制作するとともに、亀山ブランドとも連動した効果的なプロモーションを展開することにより、ポストコロナを踏まえつつ、本市の特徴である歴史・文化・自然等の観光コンテンツを戦略的に情報発信してまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線の市内停車駅誘致の推進につきましては、本市がリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会に対し、県内駅位置候補として駅候補地案を提案するなど、リニア誘致が新たな局面を迎えている中で、先月、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議総会を3年ぶりに対面方式により開催いたしました。市内停車駅誘致に向けた官民一体となった積極的な取組の展開をはじめ、JR在来線の利便性向上や利用促進について、機運醸成が図れたところであります。一方、来月6日に令和4年度三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会が四日市市で開催される予定であり、本市といたしましても、引き続き名古屋以西の早期着工等に向け関係団体と連携した取組を進めてまいります。

一方、県事業として本年度事業化された鈴鹿亀山道路の整備につきましては、現在、市内区間における権利調査が実施されております。また、当該路線の整備と関連する国道306号川崎庄内バイパス及び（仮称）川崎下庄線インターチェンジの整備につきましては、今後も三重県等との調整を進め事業進捗に努めてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進のうち、和田保育園保育室増設事業につきましては、去る6月から園舎増築工事に着手いたしましたので、令和5年3月の完成に向け着実に工事を進め、保育ニーズの高い低年齢児の受入れ規模の拡大を図り、待機児童の解消につなげてまいります。

なお、先月、市内に立地いただく丸一株式会社から企業版ふるさと納税制度を活用したご寄附をいただきましたことから、出産・子育てを支える取組等に対する財源に充当するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、保育所等処遇改善臨時特例事業につきましては、国の交付金を活用し、その期限を来月までとして新型コロナウイルス感染症対策等で負担の増加している職員の処遇改善に取り組んでおりますが、本年10月以降につきましても、国及び県の補助金等を財源として引き続き取り組むため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、新型コロナウイルス感染症対策総合パッケージ第10弾の事業として実施いたしております低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付につきまして、独り親世帯分のうち主な対象者である令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方へは、去る6月30日に323世帯に対し、児童498人分総額2,490万円を支給いたしました。そのほかの対象者である新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方等へは、先月1日から申請を受け付け、今月15日現在332世帯に対し、児童508人分総額2,540万円を支給いたしております。また、独り親世帯以外の世帯分といたしましては、先月25日に第1回目の対象となる151世帯に対して、児童291人分総額1,455万円を支給し、第2回目の対象となる世帯への今月末の支給に向けて、準備を進めているところであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面している子育て世帯への支援につなげてまいります。

また、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、年々利用者が増加しており、夏季休業期間においては多数の応募がございましたが、今年度開設した放課後児童クラブ等と調整を図り、子供の安全な居場所を確保いたしました。今後も、保護者が子育てしながら安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組を支援するための地域活性化支援事業補助金の交付に際し、先月13日に選定委員会が開催されました。その結果、6地区の地域まちづくり協議会の取組が補助金の交付対象に選定され、これらの地域における今後の活発な事業展開を期待しているところであります。

また、先月30日に、青少年研修センターにおきまして、地域まちづくり協議会交流会を開催し、地域の担い手不足をテーマに情報交換を行ったところであります。引き続き、多様な世代が地域まちづくり協議会の活動に参画していただけるよう、研修会等を通じて、地域自治に関する意識のさらなる醸成を図ってまいります。

一方、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、城東地区コミュニティセンターについて、新たな活動拠点施設の建設に向け、現在、設計内容について協議等を進めているところであり、今後、令和5年度末の完成に向け整備を進めてまいります。

また、本年度末で指定管理期間が終了する地区コミュニティセンター等の指定管理につきましては、令和5年度からの指定管理者を選定するに当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

次に、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、今月19日から21日にかけて夏休み親子移住体験ツアーを実施いたしました。地方移住に興味のある市外在住のご家族に、定住支援員や移住・交流促進アドバイザーと話を重ねながら作り上げたオリジナルツアーを体験いただき、自然の豊かさや歴史的な町並み、交通アクセスのよさ等を実感いただいたところであります。今後も、本市の魅力に触れる機会の創出により、移住・定住の促進を図ってまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、行政DXの推進につきましては、去る6月30日から9月末日までの期間をマイナンバー

カード取得率向上の強化月間と位置づけ、マイナンバーカードの申請機会の拡充として、市の職員が市内事業所及び地域まちづくり協議会、自治会等へ積極的に訪問し出張申請受付を行うなど、先月は875人の受付を行い、6月から7月の申請件数の伸び率は県内においてトップでございました。今後も、身近に・気軽に・安心して申請できる環境整備に努め、マイナンバーカードのさらなる普及に努めてまいります。

ところで、庁内においても新型コロナウイルス感染症の影響があり、先月中旬以降の感染拡大を受け、職員本人や家族の感染により、出勤できない職員が急増いたしました。そのため、事務室内の勤務体制の5割削減や会食の自粛、換気や密の回避など、改めて感染症の拡大防止対策を徹底したところでございます。今後も安定した行政サービスの提供を継続するため、感染状況に留意しつつ、庁内における感染拡大防止に万全を期してまいります。

一方、さきの議会において議決をいただきました第2次総合計画後期基本計画の推進につきましては、市広報やホームページ等を通じ、市民への周知に努めるほか、健都さぷり+（プラス）プロジェクトをはじめとする4つの重点プロジェクト等の推進体制を設置するなど、庁内連携による効果的な計画の推進に努めているところでございます。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月11日から8月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに、同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長職務代理者に教育行政の現況について報告を求めます。

宮村教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（宮村由久君登壇）

令和4年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症関係ですが、1学期末の時期から感染拡大の第7波の影響を受け、市内幼稚園・小・中学校の幼児・児童・生徒及び教職員におきましても連日陽性者が発生いたしました。その際、ガイドライン等に基づき感染防止対策を確実にを行い、園や学校内での感染の広がりを最小限に止めているところでございます。そのような中、1学期から夏季休業中にかけての各種学校行事等は、一部内容の変更等が生じたものの、おおむね予定どおり終えることができました。

2学期からの学校教育活動につきましては、感染拡大の状況を注視しつつ、通常の教育活動の継続に加え、コロナ禍によって今まで十分できなかった体験的活動や、互いに協力しながら目標を達成するような活動についても、感染防止対策を図りつつ適切に実施してまいります。

続きまして、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は生徒指導に関する学校・教職員

向けの基本書である生徒指導提要の年度内の改訂に向けた作業に着手しています。平成22年に作成されてから10年以上が経過し、その間、いじめ防止対策推進法や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等が施行されたこと、増加する不登校への対応や、多様な背景のある児童・生徒に対応した支援・指導体制の確立等が改訂の背景となっています。

また、運動部活動に続き、文化部活動の地域等への移行に関する検討会議が行われ、運動部活動と同様に来年度から3年間を集中期間と位置づけて段階的に地域等へ移行を進める方向性がまとめられました。これら部活動の段階的な地域等への移行については必要な予算や受皿等、重要な部分が見つかっていないことから、今後におきましても国や県の動向を注視しつつ対応してまいります。

次に、県の情勢であります。本年度からおおむね10年先の三重の姿を展望し、県政運営の基本姿勢を示す長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」が来る10月を目途に策定される見込みです。そこには、持続可能な社会の担い手の育成や、多様な子供たちが安心して学べる教育などの取組が示されています。

次いで、県は年々増加する不登校の対応について、今夏、期間限定の中学生と高校生を対象としたオンラインを活用した居場所づくり事業に取り組んでいます。また、様々な事情により、中学校に十分に通うことができなかつた方を対象に、みえ夜間学級体験教室「まなみえ」も継続的に開催されています。

このような国や県の動向を受けまして、市教育委員会におけるそれぞれの事業進捗についてご説明申し上げます。

まず、学校関係における各種行事の状況でございますが、先月27日川崎小学校において、市内小学生28名が参加して「英語デイキャンプ in Kameyama 2022」を開催いたしました。多くのALT（外国語指導助手）や教員等が参画して運営を行い、会話やゲームによるコミュニケーションを通して、生きた英語を楽しく学ぶ1日となりました。

次に、部活動関係でございますが、中学校総合体育大会等の大会におきまして、市内各中学校が地区大会及び県大会において好成績を収め、団体種目としましては亀山中学校の剣道部男子、中部中学校の剣道部男女が東海大会出場を果たしております。また、個人種目では、亀山中学校及び中部中学校の剣道部男子、亀山中学校の陸上競技男子1,500メートル、中部中学校の柔道男子60キログラム級でそれぞれ1名が東海大会に出場を果たしております。

また、今月3日及び4日には、市文化会館でNHK全国学校音楽コンクール三重県コンクールが開催され、本市からは小学校の部に亀山西小学校と川崎小学校、中学校の部に中部中学校が出場しました。審査の結果、小学校の部において川崎小学校が金賞を受賞し、来月の東海・北陸ブロックコンクールの三重県代表に決定しております。亀山西小学校については、11月13日に大阪府堺市で開催される第75回全日本合唱コンクール全国大会小学校部門の三重県代表となっています。

また、11月8日には市文化会館におきまして、亀山市小中学校音楽会の3年ぶりの開催を予定しているところです。

なお、市内小学校の修学旅行につきましては、来る10月から11月にかけて本年度も昨年度と同様に三重県内を目的地として予定しております。

続きまして、学校教育に関する取組といたしまして、先月末に令和4年度全国学力学習状況調査の結果が公表され、本市の状況としましては、小学校でおおむね国や県と同水準、中学校では国や

県を下回る結果となりました。今後、教科ごとの詳細を分析するとともに、本年度中に策定する学力向上推進計画（第4版）に反映してまいります。

次に、家庭の環境によって学習に差が生じないよう中学校区ごとに支援を行っている学習教室につきましては、昨年度から行っている夏季休業期間中の体験入室を引き続き行うとともに、体験入室の対象者を小学校4年生まで広げ、9名の小学生が参加いたしました。

また、外国人児童・生徒の支援でございますが、本年度から新たに来日した児童・生徒を対象とした初期適応指導教室「レインボー」において日常会話等の習得を進めておりますが、その中で小学生2名、中学生2名が1学期中に初期の課程を修了して、次のステップに進みました。今後におきましても2学期には進路ガイダンス「学校へ行こう」、3学期はプレスクールを実施する等、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、市協働事業により市民団体と協力して進めている亀山の平和教材づくりの取組でございますが、本日、教材化を行うためのワークショップが開催されています。

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（B&G財団）の助成事業として、古事記、日本書紀等に記された地域ゆかりの人物であるヤマトタケルとオトタチバナヒメに関するマンガ製作活用事業につきましては、マンガ製作活用検討委員会を組織し、シナリオの作成や作画等に取り組んでいます。

続きまして、教職員に関する取組といたしまして、研修関係として、市教育委員会が主催する教職員研修講座を夏季休業中に4講座開講するとともに、伊賀市、甲賀市の研修に相互参加できるような協力体制を築き、教員の専門性と指導力の向上を図っています。また、来る10月には川崎小学校、亀山南小学校、関小学校の3校が研究指定校として研究の成果を発表することとなっています。

教職員の働き方改革については、統合型校務支援システムの導入に向けて、学校で使用する帳票の電子化・共通化等を行うためのワーキングチームを立ち上げ、準備を進めているところです。なお、統合型校務支援システムの今後5年間のランニングコストにつきましては本議会に予算補正を提案させていただいております。

次に、JETプログラム（外国青年招致事業）のALTでございますが、この2年間コロナ禍によって新規入国者が途絶えておりましたが、本年度は3名が交代となり、新たに任用されたALTは2学期から各学校の外国語の授業を中心に、国際理解教育等も含め指導を行う予定となっています。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山東小学校体育館の雨漏りにつきましては、今月中に応急的な補修工事を終える予定でございます。また、南小学校給食室トイレ改修工事及び中部中学校非常階段修繕につきましても、2学期から使用できるよう工事をほぼ完了しているところです。

次に、通学路における安全確保につきましては、学校、PTA及び地域等から新規38件の要望を受け、通学路の合同現場確認を亀山警察署、三重県鈴鹿建設事務所、本市関係部局等と今月上旬に実施したところです。その結果を受け、関係機関と連携して改善の方向性等を検討しつつ、必要箇所における速やかな改善を目指し、引き続き児童・生徒の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

また、三重県建設労働組合亀山支部による奉仕作業につきましては、先月31日に亀山東小学校ほか4校において、木製棚や木製すのこの作製など、児童の学びの環境の充実に貢献していただきました。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、亀山市生涯学習計画の基本理念「豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流」の下、かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な学びの講座を企画・実施しているところでございます。

学びの成果を生かして地域で活躍する場を創出していくかめやま人キャンパスのうち森と水の守り人養成講座では、豊かな自然の守り手の育成につながるよう、市内外で活動している自然活動団体との連携した講座を開催しています。また、まちのくらし人養成講座とまちの歴史人養成講座では、地域の人材をつなげるコーディネーターと歴史を生かしたまちづくりのプロデューサーの育成のため実践的な講座を企画し、来月から順次講座を開講する予定でございます。

公民館講座では、既に関講している教養講座や文化講座に加え、来月からは地域まちづくり協議会と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、地域のニーズに沿った学びを提供する出前教室を順次開講してまいります。

次に、青少年健全育成関係につきましては、全国各地で発生している誘拐予告メールの対応として、先月5日には、青パト（青色回転灯車）による強化パトロールを実施するとともに、警察や学校などとの連携の下、児童・生徒の登下校時における見守り活動の強化を図ったところです。引き続き、関係機関との連携を密にし、児童・生徒の安心・安全の確保に努めてまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

まず、図書館整備事業につきましては、施設建設工事及び家具工事は計画どおり順調に進捗しており、10月21日の引渡しに向け亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、工事検査を実施しているところでございます。

新図書館の運營業務につきましては、公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定を行い、今月1日に委託契約を締結いたしました。引き続き、令和5年1月26日の開館に向けて、新たに導入を予定しております電子書籍を含む図書資料の選書やICタグの貼付、図書資料の移転・配架作業など開館準備を進めてまいります。

また、開館を見据えて引き続き各種団体と連携し、図書館をもっと身近に感じ、本と人をつなげる取組を進めてまいります。

次に、現図書館につきましては、42年間親しまれた図書館への思い出を市民の皆様と振り返り共有するため、図書館ボランティア団体に協力いただき、「ありがとう図書館！新図書館に夢をのせて」をテーマに、読み語りや絵本づくり教室のほか、館内見学会など様々なイベントを開催しております。イベント期間中は、たくさんの方が来館され、イベントを楽しまれました。

また、来月17日に亀山商工会議所青年部主催で開催されるカメジョブキッズ2022では、関図書館にて子供たちが図書館の仕事を体験できる職業体験イベントを実施いたします。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

教育長職務代理者の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第53号から日程第31、報告第16号までの27件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第53号亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてでございますが、長雨、集中豪雨等による土砂災害の発生が全国各地で増加する傾向にある中、三重県では、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、住民からの要望に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、その経費の一部につきましては、地方財政法の規定により市町が負担し、市が負担する額の2分の1に相当する額を事業の実施により特に利益を受ける者に寄附金としてご負担をいただいております。

地方自治法では、普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人または普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益者の限度において分担金を徴収することができることとされております。このことから、市が経費の一部を負担する事業につきまして、当該事業の実施により特に利益を受ける者から、これまでの寄附金のご負担に替えて分担金を徴収するため、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、この条例の趣旨は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき三重県が実施する事業につきまして、その経費の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものといたします。

2つ目といたしまして、分担金は、事業の実施により特に利益を受ける者から徴収し、その額は、地方財政法第27条の規定により市が負担する額の2分の1に相当する額といたします。

3つ目といたしまして、分担金は、市長の指定する期日までに、納入通知書により納付しなければならないことといたします。

4つ目といたしまして、分担金の納付に際して、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは指定する期日を延長し、分担金の徴収を猶予し、またはその全部もしくは一部を免除することができることといたします。

5つ目といたしまして、この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定めることといたします。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

ただし、この条例の施行日前に着手した事業につきましては、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第54号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてでございますが、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が改定されたことから、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費においても限度額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、選挙運動用ビラの作成に係る限度額を引き上げることといたします。

2つ目といたしまして、選挙運動用自動車の使用に係る限度額を引き上げることといたします。

3つ目といたしまして、選挙運動用ポスターの作成に係る限度額を引き上げることといたします。なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第55号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院規則19-0などの人事院規則の一部が改正され、令和4年10月1日から非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を緩和するなどの育児休業の取得の柔軟化等に関する規定が施行されます。このことから、市の職員の育児休業等に関する規定につきまして、改正後の人事院規則の規定に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、育児休業を取得することができる職員の要件として、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までを追加いたします。また、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備いたします。

2つ目といたしまして、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に達する日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。

3つ目といたしまして、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。

4つ目といたしまして、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除いたします。また、任期を定めて採用された職員につきまして、任期の更新等があった場合の規定を整備いたします。

5つ目といたしまして、人事院規則の規定に準じた規定の整理等を行うことといたします。

なお、施行日は令和4年10月1日といたします。

ただし、この条例の施行の際、現に育児休業等計画書を提出している職員につきましては、改正前の育児休業等計画書に関する規定は、なおその効力を有するとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第56号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、令和4年10月1日から、建築行為を伴わない既存住宅に

対する長期優良住宅建築等計画等の認定を申請することができる制度が施行されることから、当該申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

また、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、建築行為を伴わない既存住宅に対する長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査の所要時間は、増改築を伴う既存住宅に対するものと同様であることから、当該認定の申請に係る手数料は、増改築に伴う既存住宅に対する同様の申請に係る手数料と同額といたします。

2つ目といたしまして、建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は令和4年10月1日といたします。

ただし、建築基準法の一部改正に伴い規定を整理する改正規定の施行日は、公布の日といたします。

続きまして、議案第57号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,847万3,000円を追加し、補正後の予算総額を229億5,453万円といたしております。

今回の補正予算は、保育士等の処遇改善に係る経費や溶融処理施設の管理経費などの増額及び新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったイベントへの補助金の減額のほか、各事業における事業費の補正を計上いたしております。

まず、債務負担行為補正でございますが、地区コミュニティセンター等指定管理料など2事業を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、民生費に令和3年度の子どものための教育・保育給付交付金等の精算に伴う国・県支出金の返還金や保育士等処遇改善臨時特例交付金が10月から施設型給付費・地域型保育給付費負担金として交付されることとなったことから、民間保育所の保育士等の処遇改善に係る経費の増額などを、衛生費に溶融処理施設において使用するコークスの価格高騰により消耗品費の増額を、商工費に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため亀山市納涼大会が中止となったことに伴い、その事業に対する補助金の減額を計上し、消防費に全国消防操法大会出場に伴う経費を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、民間保育所の保育士等の処遇改善に係る経費の財源として、施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増額や外国人受入環境整備交付金などを計上いたしております。

県支出金では、民間保育所の保育士等の処遇改善に係る経費の財源として、施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増額や令和3年度の施設型給付費・地域型保育給付費補助金などの精算に伴う精算金を計上いたしております。

寄附金では、企業版ふるさと納税として寄附を受けた児童福祉費寄附金などを計上し、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を増額いたしております。

次に、議案第58号令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入及び支出において600万円増額し、補正後の予定額を収益的収入は16億6,460万円、収益的支出は16億4,680万円といたしております。また、資本的収入及び支出において200万円を増額し、補正後の予定額を資本的収入は14億750万円、資本的支出は18

億480万円といたしております。

主な補正内容といたしましては、処理施設の設備等の修繕費の増額及び処理施設の機械設備購入費を計上し、収入において一般会計補助金を増額いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び下水道事業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額251億6,709万5,513円に対し、歳出総額は239億4,737万2,411円であり、歳入歳出差引額は12億1,972万3,102円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である1億2,471万9,509円を差し引いた実質収支額は10億9,500万3,593円となり、黒字となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち5億5,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第60号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額46億2,158万9,592円に対し、歳出総額は45億2,190万8,920円であり、歳入歳出差引額は9,968万672円の黒字となっております。

次に、議案第61号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額10億9,380万7,358円に対し、歳出総額は10億9,018万8,572円であり、歳入歳出差引額は361万8,786円の黒字となっております。

次に、議案第62号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億8,583万1,741円に対し、歳出総額は4億2,685万5,065円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である244万円を差し引いた実質収支額は5,653万6,676円となり黒字となっております。

なお、歳入歳出差引額5,897万6,676円は、農業集落排水事業特別会計について地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、財務規定等が適用されたことに伴い、下水道事業会計に引継ぎいたしました。

以上が、令和3年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億1,927万4,719円であり、同支出は11億5,703万5,174円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2億2,143万7,542円であり、その他未処分利益剰余金変動額2億8,532万3,069円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は5億676万611円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金

に組み入れるものいたします。

なお、資本的収入の決算額は5,248万8,700円であり、同支出は6億1,812万5,530円でございます。収支差引きで不足する額5億6,563万6,830円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第64号令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は7,525万8,135円であり、同支出は4,590万4,982円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2,689万3,153円であり、前年度繰越利益剰余金1,542万3,199円及びその他未処分利益剰余金変動額3,099万7,507円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は7,331万3,859円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち5,099万7,507円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものとし、残余を繰り越すものいたします。

また、資本的収入はなく、同支出の決算額は5,295万4,696円でございます。収支差引きで不足する額5,295万4,696円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第65号令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は10億1,897万2,823円であり、同支出は9億5,613万5,954円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2,424万3,023円であり、その他未処分利益剰余金変動額3,941万1,399円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,365万4,422円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金への積立て及び資本金に組み入れるものいたします。

また、資本的収入の決算額は12億912万5,850円であり、同支出は14億4,055万9,317円でございます。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額791万1,900円を除く収支差引きで不足する額2億3,934万5,367円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第66号令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は17億7,723万1,587円であり、同支出は17億7,594万7,154円でございます。

消費税を差し引いた収入支出額は同額となり、当年度純損益はございませんので、当年度未処理欠損金は前年度と同額の12億8,388万2,974円となっております。

また、資本的収入の決算額は1億1,698万9,815円であり、同支出は1億5,487万6,357円でございます。収支差引きで不足する額3,788万6,542円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第67号津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてでございますが、津市、鈴鹿市及び亀山市において、消防通信指令業務を共同して管理し、及び執行するため、規約を定め協議会を設置することに関し、津市及び鈴鹿市と協議することにつきまして、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号から議案第70号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である小下2号線、田村25号線及び田村26号線の路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第8号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類を併せて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第9号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりますので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示し、2.5%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化及び財政再生の両基準に対して十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第10号から報告第14号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

令和3年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を表しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

次に、報告第15号専決処分の報告についてでございますが、市道川合9号線における道路陥没による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和4年7月5日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第16号専決処分の報告についてでございますが、関町木崎地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和4年7月22日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和4年度各会計補正予算について補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第57号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

最初に補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、令和5年度からの地区コミュニティセンター等の指定管理者の選定のため、地区コミュニティセンター等指定管理料及び小・中学校への校務システム導入に伴う校務支援システム管理費の2事業を追加いたしました。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながらご説明をいたします。まず、13ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、総務管理費の一般管理費73万円及び、中段の戸籍住民基本台帳管理費130万円につきましては、職員の産前産後休暇等の取得に伴い、会計年度任用職員報酬等を計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

第3款民生費、上段の児童福祉費の一般事業268万円につきましては、令和3年度子どものための教育・保育給付費交付金など、過年度の国・県支出金の精算に伴う返還金を計上いたしました。

その下、放課後児童クラブ運営費510万円につきましては、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に係る経費の増額を、その下の施設型給付・地域型保育事業1,000万円につきましては、民間保育所等の保育士等の処遇改善に係る経費の増額をそれぞれ計上いたしました。

次に、17ページをご覧ください。

上段の第4款衛生費、子育て世代包括支援事業130万円につきましては、職員の育児休業取得に伴い、会計年度任用職員報酬等を計上いたしました。

中段の溶融処理施設管理費の施設管理費6,000万円につきましては、国際社会情勢の急激な変化により、ごみ溶融処理に使用するコークスの価格が高騰しているため、消耗品費を増額計上し、下段の第6款農林水産業費、下水道事業800万円につきましては、下水道事業会計の予算補正に伴い、繰出金を計上いたしました。

次に、19ページをご覧ください。

上段の第7款商工費、団体支援事業885万円の減額につきましては、亀山市納涼大会の中止に伴います事業補助金の減額でございます。

次に、21ページをご覧ください。

上段の第9款消防費、消防団管理運営費の活動費450万円と、その下の施設維持補修費45万5,000円を合わせた495万5,000円につきましては、10月に千葉県で開催されます全国消防操法大会へ第4分団が出場いたしますことから、その経費を増額計上いたしました。

また、その下の消防指令業務共同運用事業44万3,000円につきましては、津、鈴鹿、亀山3市の消防指令業務を共同運用するために設置されます法定協議会の運営に係る負担金を計上いたしました。

次に、23ページをご覧ください。

上段の第10款教育費、小学校費の特色ある学校づくり事業93万円につきましては、キャリア教育の一環として、起業体験推進事業を三重県から受託事業として実施することから、消耗品費等の経費を計上し、次の25ページ、校務支援システム事業48万円につきましては、小・中学校へ導入いたします校務支援システムの仕様を一部変更する必要がありますことから、教育研究委託料を増額計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金560万円及び中段の第16款県支出金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金280万円につきましては、民間保育所の保育士等の処遇改善に係る国・県の負担金を、その上の第15款国庫支出金の国庫補助金、子ども・子育て支援交付金170万円及び下段の第16款県支出金の県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金170万円につきましては、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に係る国・県補助金を計上いたしました。

中段の第15款国庫支出金、外国人受入環境整備交付金300万円につきましては、国の交付決定により計上し、少し下の第16款県支出金、過年度県負担金精算金60万円及び最下段の過年度県補助金精算金210万円につきましては、施設型給付費・地域型保育給付費の県負担金及び県補助金の令和3年度の実績に基づく精算金を計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

中段の第18款寄附金、児童福祉費寄附金3,000万円につきましては、市内企業から企業版ふるさと納税として寄附を受けましたことから、和田保育園の保育室増築事業の財源として活用させていただくこととしております。

第20款繰越金、前年度繰越金4,089万7,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

続きまして、議案第58号令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

31ページをご覧ください。

下段の収益的支出、修繕費600万円につきましては、農業集落排水施設の処理場設備の老朽化に伴い修繕費が不足しますことから増額計上し、上段の収益的収入において一般会計補助金600万円を計上いたしております。

次に、32ページをご覧ください。

下段の資本的支出、機械設備購入費200万円につきましては、農業集落排水施設の南部地区処理場で使用しております可搬式汚泥引き抜きポンプが老朽化により故障しましたことから、ポンプの購入費を計上いたし、上段の資本的収入において一般会計補助金200万円を計上いたしました。

以上、一般会計補正予算（第3号）及び下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和3年度各会計決算についての補足説明を求めます。

まず、会計管理者に令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

米津会計管理者。

○会計管理者（米津ひろみ君登壇）

それでは、議案第59号から議案第62号までの令和3年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の黄緑色の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の30、31ページをご覧ください。

まず一般会計の歳入の主なものでございますが、第1款市税は、調定額103億4,211万7,962円に対しまして、収入済額は99億9,336万7,231円で、前年度と比べ1億4,926万8,305円減り、前年度比0.99となりました。

主な内訳といたしましては、個人市民税は前年度比0.98の5,308万5,370円の減、法人市民税は前年度比1.02の1,308万800円の増となっています。また、市税のうち前年度と比べて最も減収となったのが固定資産税で、前年度比0.98で1億2,095万8,836円の減収となりました。

市税の不納欠損額は2,967万827円、収入未済額は3億1,907万9,904円で、調定額に対します収納率は96.5%でございます。

次に、34、35ページ中ほどをご覧ください。

第11款地方交付税の収入済額は20億6,083万円でございます。

次に、42、43ページをご覧ください。

第15款国庫支出金の収入済額は51億5,912万960円で、ワクチン接種事業費負担金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯臨時特別給付金の事業費補助金など新型コロナウイルス感染症対策に係るもののほか、障がい者自立支援給付費負担金や児童手当負担金などが主なものとなっております。

次に、60、61ページをご覧ください。

第19款繰入金の収入済額は6億567万8,496円で、主なものは財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、70、71ページ上段の第22款市債の収入済額は、前年度より3億9,820万円増え23億1,130万円でございます。

主なものといたしましては、臨時財政対策債をはじめ一般廃棄物処理施設整備事業債や、都市計画事業債、それと図書館整備事業債などによるものでございます。

同ページ最下段の歳入合計は、予算現額265億4,656万9,084円に対しまして、調定額は262億3,176万5,772円で、収入済額は251億6,709万5,513円でございます。また、不納欠損額は3,023万918円、収入未済額は10億3,443万9,341円でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきましてご説明させていただきます。

前年度と比較して、支出額が増えた割合の大きいものは衛生費と土木費、それと諸支出金と災害復旧費で、反対に支出額が減った割合の大きいものは民生費と商工費になりました。

まず第3款民生費でございますが、119ページをご覧ください。

中ほどより少し下の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては3億4,581万7,002円、また137ページ中ほどの子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては8億2,929万2,900円となりました。

令和2年度は、特別定額給付金給付事業による支出が約50億円ございましたので、民生費では前年度より36億7,853万9,535円少なくなりました。

次に、第4款衛生費でございますが、153ページ中ほどをご覧ください。

予防衛生事業につきましては5億3,347万7,857円で、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料や人材派遣委託料が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございますが、183ページ上段をご覧ください。

経済支援対策事業につきましては7,411万5,618円で、エールチケットを活用した販売促進事業者への支援金が主なものでございます。

令和2年度は、プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の発行やエール飯チャレンジ事業の支援金など消費喚起対策事業を実施したため、商工費は前年度比0.79となっております。

次に、第8款土木費でございますが、201ページ上段をご覧ください。

亀山駅周辺整備事業につきましては、繰越明許費を含め11億6,836万2,356円で、亀山駅前線整備事業負担金や市街地再開発事業補助金が主なものでございます。

続きまして、第10款教育費でございますが、239ページ上段をご覧ください。

図書館整備事業につきましては7億4,208万6,032円で、保留床購入負担金が主なものでございます。

また、251ページ上段の施設管理費につきましては、関学校給食センターの空調機更新工事の請負費が主なものでございます。

令和2年度は、小・中学校の校内通信ネットワーク整備に係る工事請負費やタブレット型パソコン等の備品購入費の支出がございましたが、令和3年度はそれらの支出がほとんどなかったため、教育費では前年度より4億2,133万8,715円少なくなりました。

次に、第11款公債費でございますが、258、259ページ下段をご覧ください。

元金償還金は19億9,580万8,925円、利子償還金は3,862万7,810円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、258ページ最下段にございますとおり4億6,381万2,151円で、これは260ページから記載がありますとおり12基金への積立金となっております。減債基金に3億3,654万6,000円、リニア中央新幹線亀山駅整備基金に5,13

2万2,000円、庁舎建設基金に5,000万円積立てしたものが主なものでございます。

次に、262、263ページ下段をご覧ください。

歳出合計は、予算現額265億4,656万9,084円に対しまして、支出済額は239億4,737万2,411円で、翌年度への繰越明許費は15億2,844万5,593円、事故繰越は361万3,410円、不用額は10億6,713万7,670円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、266、267ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の収入済額は8億4,818万8,763円で、調定額に対します収納率は77.9%でございます。

次に、268、269ページ上段の第3款県支出金の収入済額は、保険給付費等交付金として33億4,990万9,302円、同ページ中ほどの第5款繰入金は、一般会計からの繰入金として3億2,279万4,871円でございます。

次に、270、271ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額46億6,021万2,000円に対しまして、調定額は48億6,130万5,176円、収入済額は46億2,158万9,592円、不納欠損額は2,726万6,627円、収入未済額は2億1,244万8,957円でございます。

一方、歳出でございますが、274、275ページ中ほどをご覧ください。

第2款保険給付費の支出済額は32億3,330万3,981円で、また276、277ページ下段の第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は10億8,818万5,277円でございます。

次に、280、281ページ中ほどの第6款諸支出金につきましては、国民健康保険事業運営基金に4,600万円の積立てをしたものが主なものとなっております。

同ページ下段の歳出合計は、予算現額46億6,021万2,000円に対しまして、支出済額は45億2,190万8,920円、不用額は1億3,830万3,080円でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、284、285ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は4億8,057万7,570円で、調定額に対します収納率は99.0%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は5億7,079万3,317円でございます。

次に、286、287ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額10億9,546万9,000円に対しまして、調定額は10億9,785万9,102円、収入済額は10億9,380万7,358円、不納欠損額は71万121円、収入未済額は334万1,623円でございます。

一方、歳出でございますが、288、289ページ中ほどをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は10億3,540万4,914円でございます。

歳出の合計は、290、291ページ下段にございますとおり、予算現額10億9,546万9,000円に対しまして、支出済額は10億9,018万8,572円、不用額は528万428円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

294、295ページをご覧ください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は農業集落排水処理施設の使用料などで、収入済額は1億1,352万7,910円で、調定額に対します収納率は97.5%でございます。

第5款繰入金は一般会計及び農業集落排水事業債償還基金からの繰入金で、収入済額は3億4,840万円でございます。

歳入合計は、296、297ページ下段にございますとおり、予算現額5億329万6,000円に対しまして、調定額は4億8,869万4,081円、収入済額は4億8,583万1,741円、不納欠損額は6万6,960円、収入未済額は279万5,380円でございます。

一方、歳出でございますが、299ページ下段をご覧ください。

第1款事業費の処理施設維持管理費につきましては1億4,217万4,095円で、汚泥引き抜き手数料や施設管理等委託料が主なものでございます。

次に、300、301ページ中ほどの第2款公債費につきましては、元金償還金は1億8,141万4,273円、利子償還金は4,268万2,423円でございます。

歳出合計は、同ページ下段にございますとおり、予算現額5億329万6,000円に対しまして、支出済額は4億2,685万5,065円で、翌年度への繰越明許費は1,678万円、不用額は5,966万935円でございます。

また、304ページから307ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計、実質収支額10億9,500万3,593円のうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金への繰入額は5億5,000万円でございます。

また、307ページの農業集落排水事業特別会計につきましては、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、令和4年4月から財務規定等が適用されたことに伴い、3月31日で打切り決算を行い、歳入歳出差引額5,897万6,676円を下水道事業へ引き継ぎました。

310ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料につきましてはご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、令和3年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

次に、上下水道部長に令和3年度亀山市水道事業会計決算について、令和3年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び令和3年度亀山市公共下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

それでは、議案第63号令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明申し上げます。

令和3年度亀山市水道事業会計決算書の3、4ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益を合わせた水道事業収益14億1,927万4,719円で、昨年度と比較して397万6,813円減少しております。

支出は、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた水道事業費用11億5,703万5,174円となっております。

収益費用明細書は、消費税抜きで24ページから26ページに記載しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、工事負担金と負担金を合わせた資本的収入5,248万8,700円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出6億1,812万5,530円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億6,563万6,830円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,986万3,307円、当年度分損益勘定留保資金2億4,045万454円、減債積立金1億6,134万4,937円、建設改良積立金1億2,397万8,132円で補填しております。

建設改良工事の概況は16ページから18ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの令和3年度亀山市水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は11億5,015万8,515円で、これに対し、2の営業費用が10億5,797万6,501円であり、差引きした営業収支は9,218万2,014円の営業利益となっております。

また、3の営業外収益は1億5,456万3,041円で、これに対し、4の営業外費用が2,529万474円であり、差引きしました営業外収支は1億2,927万2,567円の営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2億2,145万4,581円が経常利益となり、経常利益から6の特別損失1万7,039円を差し引いた当年度純利益は2億2,143万7,542円となっております。

次に、8ページ上段の令和3年度亀山市水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益2億2,143万7,542円を加え、当年度末残高は57億1,533万5,515円となっております。

下段の令和3年度亀山市水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金5億676万611円のうち、資本金に2億8,532万3,069円を組み入れ、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億2,143万7,542円を積み立てるものがございます。

次に、9、10ページの令和3年度亀山市水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて97億1,279万8,566円、2の流動資産は現金・預金、未収金などを合わせて8億3,499万7,539円であり、資産

合計は105億4,779万6,105円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて8億8,111万4,034円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて3億6,063万4,089円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて35億9,071万2,467円で、負債合計は48億3,246万590円となっております。

資本の部、6の資本金は51億8,421万311円、7の剰余金は利益剰余金5億3,112万5,204円で、資本合計は57億1,533万5,515円であり、負債資本合計は105億4,779万6,105円となっており、資産合計と一致しております。

次に、23ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が872万3,806円減少し、期末残高は6億3,966万3,465円でございます。

以上が、議案第63号令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第64号令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和3年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3、4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益を合わせた工業用水道事業収益7,525万8,135円となっております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた工業用水道事業費用4,590万4,982円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで20ページに記載しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、資本的収入はなく、同支出は建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出5,295万4,696円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,295万4,696円は、当年度分損益勘定留保資金1,949万7,189円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額246万円、建設改良積立金3,099万7,507円で補填しております。

建設改良工事の概況は15ページに記載しております。

次に、7ページの令和3年度亀山市工業用水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は6,280万84円で、これに対し、2の営業費用が3,868万7,872円であり、差引きしました営業収支は2,411万2,212円が営業利益となっております。

また、3の営業外収益は621万1,029円で、これに対し、4の営業外費用が343万88円であり、差引きしました営業外収支は278万941円が営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2,689万3,153円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8ページ上段の令和3年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益2,689万3,153円を加え、当年度末残高は3億871万4,780円となっております。

下段の令和3年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金7,331万3,859円のうち、資本金に3,099万7,507円を組み入れ、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,000万円を積み立て、剰余を繰り越すものでございます。

次に、9、10ページの令和3年度亀山市工業用水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて4億6,406万7,427円、2の流動資産は現金・預金、未収金、前払費用を合わせて2億6,970万2,491円であり、資産合計は7億3,376万9,918円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と他会計借入金を合わせて1億9,082万2,598円、4の流動負債は企業債、他会計借入金などを合わせて3,020万2,402円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて2億403万138円で、負債合計は4億2,505万5,138円となっております。

資本の部、6の資本金は2,654万2,933円、7の剰余金は利益剰余金2億8,217万1,847円で、資本合計は3億871万4,780円であり、負債資本合計は7億3,376万9,918円となっており、資産合計と一致しております。

次に、19ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が259万5,330円減少し、期末残高は2億6,366万5,510円でございます。

以上が、議案第64号令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第65号令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明申し上げます。

令和3年度亀山市公共下水道事業会計決算書の2、3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益を合わせた下水道事業収益10億1,897万2,823円となっており、昨年度と比較し4,645万911円減少しております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた下水道事業費用9億5,613万5,954円となっております。

収益費用明細書は、消費税抜きで16ページから19ページに記載しております。

次に、4、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、企業債、他会計負担金、他会計補助金、国庫補助金、負担金及び分担金を合わせた資本的収入12億912万5,850円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出14億4,055万9,317円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,934万5,367円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,859万3,846円、減債積立金3,941万1,399円、過年度分損益勘定留保資金1億6,134万122円で補填しております。

建設改良工事の概況は33ページに記載しております。

次に、6ページの令和3年度亀山市公共下水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は4億5,210万9,804円で、それに対し、2の営業費用が8億1,083万8,444円であり、差引きしました営業収支は3億5,872万8,640円の営業損失となっております。

また、3の営業外収益は5億418万4,537円で、それに対し、4の営業外費用が1億2,121万2,874円であり、差引きしました営業外収支は3億8,297万1,663円の営業外利益となっております。

営業損失と営業外利益の合計2,424万3,023円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8、9ページの令和3年度亀山市公共下水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益2,424万3,023円を加え、当年度末残高は5億6,682万4,761円となっております。

次に、10ページの令和3年度亀山市公共下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金6,365万4,422円のうち、資本金に3,941万1,399円を組み入れ、減債積立金に2,424万3,023円を積み立てるものでございます。

次に、12ページから14ページまでの令和3年度亀山市公共下水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資その他資産を合わせて178億6,003万6,909円、2の流動資産は現金預金、未収金などを合わせて10億1,331万2,274円であり、資産合計は188億7,334万9,183円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて83億4,175万3,666円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて6億6,842万6,445円、5の繰延収益は長期前受金92億9,634万4,311円で、負債合計は183億652万4,422円となっております。

資本の部、6の資本金は4億9,437万2,469円、7の剰余金は資本剰余金と14ページの利益剰余金を合わせて7,245万2,292円で、資本合計は5億6,682万4,761円であり、負債資本合計は188億7,334万9,183円となっており、資産合計と一致しております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が6,159万9,856円増加し、期末残高は9億636万6,484円でございます。

以上が、議案第65号令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

なお、公共下水道事業会計は、令和4年度から農業集落排水事業において、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業施行令第1条第2項の規定により、財務規定等が適用されたことに伴い、農業集落排水事業を含め下水道事業会計と名称を変更し事業継続いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に令和3年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

それでは、議案第66号令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和3年度亀山市病院事業会計決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入合計は医業収益と医業外収益、訪問看護ステーション事業収益を合わせた病院事業収益で17億7,723万1,587円でございます。

これに対しまして、支出合計は医業費用と医業外費用、訪問看護ステーション事業費用、特別損失を合わせた病院事業費用で17億7,594万7,154円でございます。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、出資金、企業債、寄附金、他会計補助金、補助金、長期貸付金返還金を合わせた収入合計は1億1,698万9,815円でございます。

これに対し、建設改良費、企業債償還金、投資、基金費を合わせた支出合計は1億5,487万6,357円でございます。差引き3,788万6,542円の不足につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5ページ、6ページの令和3年度亀山市病院事業損益計算書をご覧ください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は14億6,860万9,464円で、これに対し、2の医業費用が16億4,986万7,111円であり、差引きしました医業収支は1億8,125万7,647円の医業損失となっております。

3の医業外収益は2億7,721万8,569円で、これに対し、4の医業外費用が7,784万2,295円であり、差引きしました医業外収支は1億9,937万6,274円の利益となっております。

5の訪問看護ステーション事業収益は1,975万3,871円で、これに対し、6の訪問看護ステーション事業費用が3,031万2,981円であり、差引きしました訪問看護ステーション事業収支は1,055万9,110円の損失となっております。

これらの医業損失と医業外利益、訪問看護ステーション事業損失を差引きしました755万9,517円が経常利益となり、そこから特別損失755万9,517円を差引きしますと、令和3年度の純損益がゼロ円となりますことから、当年度未処理欠損金は前年度と同額の12億8,388万2,974円となっております。

次に、7ページ、8ページの令和3年度亀山市病院事業剰余金計算書をご覧ください。

表の資本金欄、自己資本金は政府債償還金元金等の2分の1を補填いただく他会計出資金1,067万9,815円を加えまして、36億8,837万8,077円となっております。

剰余金につきましては当年度変動額がございませんでしたので、資本剰余金は前年度と同額の1,777万8,170円、利益剰余金も前年度と同額のマイナス12億8,388万2,974円となり、資本合計は24億2,227万3,273円となっております。

下段の令和3年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がございませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、9ページ、10ページの令和3年度亀山市病院事業貸借対照表をご覧ください。

まず資産の部でございますが、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資を合わせて2億7,801万1,357円、2の流動資産が現金預金、未収金、貯蔵品で合計7億9,658万9,411円となっております、資産合計は30億7,460万768円となっております。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債は、企業債とリース債務及び引当金で合計3億2,379万2,409円、4の流動負債が企業債とリース債務及び未払金、引当金等で合計3億1,063万4,799円、5の繰延収益につきましては1,790万287円を計上しております。

以上、負債合計は6億5,232万7,495円となっております。

資本の部につきましては、6の資本金が自己資本金36億8,837万8,077円、7の剰余金は資本剰余金1,777万8,170円と欠損金12億8,388万2,974円で、資本の合計は24億2,227万3,273円となっております。

負債資本の合計は30億7,460万768円となり、資産の合計額と合致しております。

次に、19ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が1億2,023万2,771円増加し、期末残高は4億9,085万758円でございます。

以上が、議案第66号令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

地域医療部長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日27日から9月5日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日27日から9月5日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月6日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時50分 散会）

令和 4 年 9 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和4年9月6日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第56号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第58号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第65号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

議案第68号 市道路線の認定について

議案第69号 市道路線の認定について

議案第70号 市道路線の認定について

報告第8号 決算に関する附属書類の提出について

報告第9号 健全化判断比率の報告について

報告第10号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（16名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	5番	新秀隆君
6番	尾崎邦洋君	7番	中崎孝彦君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（2名）

4番	今岡翔平君	8番	豊田恵理君
----	-------	----	-------

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
------	------	----	-------

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

おはようございます。

本日は、16人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しています。ただいまの出席議員数は10人です。他の議員は別室にて視聴しております。また、執行部の議場への入室は、おおむね半数に限定させていただいておりますので、ご承知ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますのでご覧おきください。

次に日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

9月議会代表質疑の先陣を賜りました新和会の岡本公秀でございます。

昨今、コロナ感染者数も高止まりの状況であり、一日も早い鎮静化をお祈り申します。

さて、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、代表質疑を行わせていただきます。

令和3年度は、快活の年という市長の位置づけでございました。コロナの災いを乗り越え、市全体の活力を回復させることや、市民の皆様の生活の質を将来へつなげたいという思いから、快活の年と位置づけたと伺っております。

そこで、幾つかお伺いをいたしたいと思いますが、まず最初に、市長に快活の年の総括というものについてお伺いをいたします。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和3年度決算の総括ということで、快活の年と位置づけましたけれども申し上げたいと思います。

第2次総合計画前期基本計画の最終年度となります令和3年度は、前期基本計画の必達と第3次行財政改革大綱による健全財政の確保の両立を図るため、行政経営の重点方針におきまして、議員、今ご紹介いただきましたが、快活の年と位置づけ、職員一人一人の行動と英知を結集して取り組んでまいりました。とりわけ長期化するコロナ禍の影響によりまして、市民生活や地域経済、地域文化の低迷等が危惧をされ、また様々な分野において制約や迅速かつ柔軟な対応が求められる状態が続く中にはございましたけれども、例えば、亀山・関テクノヒルズ新区画への企業進出をはじめ、隣接地へのコストコとの立地協定締結、リニア中央新幹線の県内候補地案の県期成同盟会への提案、鈴鹿・亀山道路の事業化決定など、本市の将来への胎動を感じられる1年であったというふうに考えております。

そのような中で、令和3年度の一般会計決算につきましては、歳入決算が約251億6,700万円、歳出決算が約239億4,700万円で、実質収支は約11億円の黒字となったところでございます。

その主な事業につきましては、非常に大きなウエートを占めましたが、予算総額約23億円の新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージの事業展開をはじめ、継続的な事業であります亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業などの事業進捗を図ったほか、地域のにぎわい交流などの場として活用するためJR加太駅舎の改修工事を実施し、また一方で、待機児童対策といたしまして、和田保育園保育室の増設事業に着手したことなど、第2次総合計画前期基本計画に基づく各事業を着実に実施をいたしてまいりました。

また、令和3年度最終決算での目的別によります民生費では、新型コロナウイルス感染症対策として子育て世帯臨時特別給付金給付事業や住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業などの扶助費が増額となりましたことによりまして、これもご案内のように資料を提出させていただいていますが、民生費で84億3,000万円、扶助費で50億8,000万円と、平成17年の市町合併以降、いずれも最高額の更新となったところでございます。

一方で、歳入におきましては、前年度に比べて市税などが減収となりましたけど、地方消費税交付金や地方交付税、それから臨時財政対策債が増額となりましたことなどによりまして、令和3年度末における財政調整基金残高は前年度と同規模でとどめたところでございます。

そのほか、財政指標であります経常収支比率は、第3次行財政改革大綱の目標値としておりました85%を12年ぶりに大きく下回り、前年度より4.9ポイント好転した80.6%となり、公債費負担比率につきましても前年度より0.3ポイント好転した11.7%と、依然として警戒ラインの15%を下回っているほか、実質公債費比率などの健全化判断比率等も、国が定める早期健全化や財政再生を図るべき基準に対し、全て基準内となっている状況であります。

これらのことから、令和3年度決算につきましては、市税収入は減収となりましたものの、普通交付税や臨時財政対策債が増額となり、各財政指標につきましても、前年度に比べて好転傾向にあることから、おおむね施策の推進と財政の健全性の両立を図ることができたと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに令和3年度は、コロナという災いで国からいろんなお金が来たり、ふだんなら出費があるいろんな事業がやれなかったからそういうのが抑えたりして、ふだんと大分違う財政やったと思うんですよね。だけど、そこら辺のことはこれからまたコロナが収まっていったら元に戻るとして、やはりリニアの駅とかコストコのこととか、そういった亀山市はお先真っ暗というんじゃなくて、亀山市の将来にやはり明るさをもついろいろな事業の芽が出てきたと、それを大きく育てる必要があるということですね。

その次に、2つ目の質問として、第2次総合計画前期基本計画の達成の状況についてお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

平成29年度から5年間の第2次総合計画前期基本計画につきましては、後期基本計画の策定に当たりまして、令和3年2月末時点ではございましたがその総括を取りまとめ、議会にもお示しをさせていただきました。その中で主な成果といたしまして、JR亀山駅周辺整備の推進による活力ある市街地の形成や、乗合タクシー制度の導入による公共交通網の充実をはじめ、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定や関の山車会館の整備、鈴鹿関跡の国史跡指定など、市が誇る自然や歴史への次世代への継承、またかめやま健康マイレージ事業の展開等を通じた健康づくりの推進、新型コロナウイルス感染症への総合的な対策の展開や、JR亀山駅前での新図書館の整備、さらには亀山・関テクノヒルズへの企業立地の促進や亀山7座トレイルを活用したエコツーリズムの推進、県期成同盟会におけるリニア県内駅位置候補の決定や新名神高速道路の県内区間の全線開業による広域道路網の整備促進、さらには川崎小学校の改築や全小・中学校の普通教室等への空調設備の整備、1人1台タブレット端末の導入などによる学びの環境の充実、地域予算制度の創設等による地域まちづくり協議会への総合的な支援などがございました。

これらの成果に加えまして、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージの展開をしつつ、JR加太駅舎を活用した地域活性化拠点の整備をはじめ、第2期歴史的風致維持向上計画の作成や亀山市文化芸術基本条例の制定、亀山ブランドの初認定、和田保育園保育室増設事業への着手など、第2次実施計画に掲げた97の主要事業を中心に、前期基本計画の必達に向け積極的に政策推進を図ってまいりました。その結果、コロナ禍の影響により計画どおり進まなかった取組もございましたが、前期基本計画の最終年度でございます令和3年度の30の基本施策ごとの施策評価の結果は、その総合判定を順調に進んだとするものが7基本施策、まずまず順調に進んだとするものが22の基本施策、あまり進まなかったとするものが1基本施策でございましたので、まだまだ課題もございますが、最終年度の取組も加えまして前期基本計画期間を通して一定の取組成果があったものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに第2次総合計画前期基本計画というのは、非常に多岐にわたった文化的な面とか産業的な面、教育の面、本当に多岐にわたって進めていただいたわけですが、それなりに私も成果が上がっていると、ただ看板だけ掲げて結局口だけで終わってしまうと、それではあかんからね、かなり具体的な成果があったと、私たちも日頃いろいろな議会活動をやっていてそういうふうに感じております。またこれは後期基本計画につなげていただいて、亀山の将来を明るくものに持っていくということが大切だと思っております。

その次に、3つ目として第3次行財政改革大綱の15項目の重点方針の発生状況についてですが、これはまだ終わったわけじゃなくて現在進行形のことだと思うんですけども、現状のことに関していろいろな、例えば事業の進捗率とかそういったものが分かったらまたご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第3次行財政改革大綱は、その計画期間を令和2年度から令和7年度までの6年間として、そのうち令和2年度から令和4年度までの3年間は前期実施計画期間といたしておりますので、令和3年度末の達成状況といたしましては、前期実施計画の2年目の取組実績になるものでございます。また、前期実施計画は大綱に定めます4つの目標と15の重点方針に基づき、具体的取組というもの82項目設けております。

それらの取組も踏まえた中で、令和3年度末における重点方針ごとの主な取組状況でございますが、重点方針1のICTを活用した市民サービスの提供におきましては、AI、RPAの導入によりまして業務を一部自動化することで効率化を図り、課税業務、ワクチン接種業務、生活保護業務、就農業務において15本のシナリオを作成し、特に就農業務におきましては、約413時間分の作業を自動化いたしております。

また、重点方針6の歳入の確保の推進につきましては、企業立地の推進として令和3年度は亀山・関テクノヒルズに立地する企業など2社と立地協定を締結いたしました。

さらに、重点方針の8、特別会計・企業会計等の経営健全化では、農業集落排水事業の経営状況の明確化を目指し、令和4年度からの企業会計導入に向けた準備を整えました。

このほか、重点方針11の官民連携の導入促進では、民間借り上げ型市営住宅の推進といたしまして、住生活基本計画に基づき民間借り上げ型住宅戸数の確保を推進しまして、令和2年度と令和3年度と合わせまして16戸を新たに確保いたしております。

また、重点方針12の新たな自治体間連携の検討では、はしご自動車の共同整備・共同運用として令和2年度より鈴鹿市との共同整備・共同運用を開始し、経費削減に取り組んだほか、消防指令業務の共同運用につきまして、鈴鹿・亀山消防連携協力検討会を設置し検討を進めました。

前期実施計画の3分の2が経過をいたしました令和3年度末における具体的取組82項目の全体の進捗状況を取りまとめましたところ、進捗率75%以上の取組が全体の約7割以上を占めておりますことから、課題のある取組もございましてはおおむね順調に進捗しているものと認識をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

これは、第3次行財政改革大綱は今現在進行中の一つの課題であって、それを前期と後期に分けて対処していただいておりますけれども、先ほどの説明によりますと、かなりの部分が前期において75%以上の進捗率ということは、やはりそれなりの成果が出ていると私も思っております。今の現在のICTといいますかAIとかそういう技術の進歩というのは本当に目覚ましいものがあるって、やはり行政のほうもそういった新しい技術をどんどん取り入れて、それによって浮いたマンパワーとかそういったものを別の部分へ振り分けるとかそういうことも当然やってもらわないとあかんわけですし、また亀山市の将来の収入、お金を使うばかりではあかんので収入をやはり確保するためにも工業団地への立地企業を誘致とか、そういうふうな地道な作業もやはりきちっとやっていただく必要があるなあと思っております。

続きまして、質問4の新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージの各種対策の効果及びその評価についてお伺いいたします。

この感染症対策の内容は、コロナによって打撃を受けた個人への対策もあるし、またビジネスをしておる事業者への対策、これも両方あるわけですね。お国からもいろいろと来ていますし、そういうことで評価といふとなかなか難しい面もあるかと思うんですよね。一般的な評価と、個々の事業者にとっては一般的なことなんかはどうでもよくて自分自身がよければええんやというのが出てくるので、だからその辺のことはちょっと難しいということはよく分かりますが、一応全体的にこういった対策と評価、それをまたお伺いしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指して、市民生活の支援、地域経済の支援、感染症対策の充実等の柱からなる新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを取りまとめ、子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯臨時特別給付金の給付の実施やワクチン接種体制の充実を図るとともに、地方創生臨時交付金を活用し販売促進事業者支援エールチケット制度の創設、小規模事業者等の感染防止対策費用の助成、幼稚園・保育所等における衛生対策の実施など、全力で市民生活の支援に努めたところでございます。

子育て世帯や非課税世帯への効果ということでございますけれども、市民生活の支援という柱でございまして、子育て世帯臨時特別給付金に係る補助金の交付約8億2,929万3,000円、住民税非課税世帯臨時特別給付金に係る補助金の交付3億4,581万7,000円などに対しまして、国庫補助金10分の10を活用して速やかに対応を行ってきたところでございます。その結果といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯や様々な困難に直面した世帯の方々に対して、速やかに生活、暮らしの支援をできたものと考えております。

また、事業者の方の支援ということにつきましては、地域経済の支援という柱でございまして、事業者への直接的な支援といたしましては、プレミアム率20%のチケット販売等を行った販売促進事業者支援エールチケット制度の創設、これは6,350万8,000円や、感染拡大防止

対策に取り組む事業者に上限5万円の助成を行った小規模事業者等感染防止対策事業等1,093万1,000円として、地方創生臨時交付金を活用して支援を行っております。その効果としましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊している事業者の支援の一助になったものと考えておるものでございます。

それから、もう一つの柱でございますけれども、感染症対策の充実についてもご説明させていただきましても、こちらはワクチン接種事業としまして3億6,174万8,000円、それから、病院事業会計ではございますけれども発熱外来診察室の新設3,148万円などを実施しております。感染症対策に係る歳出、この新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出の決算額の総額につきましては、18億6,618万2,000円となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

このコロナの対策の総合対策パッケージで、結果的に18億円以上の費用を使っておるわけですね。その中には国から来る分もあるわけですが、それよりも、やはり今までやったことがないことをやるというのはなかなか大変なことで、例えば短期間であれだけ大量の市民にワクチンを打つとか、今までこんなことやったことないですね。それを実行する、そういったことは本当に皆さん方、医療関係者の方もそれ以外の方も大変やったと私は思っております。本当にいろんな対策を打っていただいて、人によっては助かったとか不満やとか、人によって個々人によって違うでしょうけれども、よくやっていただいたと思っております。

次に5番目に、亀山駅周辺整備事業及び図書館整備事業についてお伺いいたします。

亀山駅前の再開発もうほとんど完成目前ということで、以前の姿を思い出すと本当に面目躍如という感じですね。にぎわいの創出というのは、これは商業施設だけではなくて図書館の運営によっても僕はやり方次第で可能だと思うんですね。今の現在のああいう立地の図書館でも年間で10万人近くの方が訪れるわけです。新しい図書館の立地条件、床面積の広さ、スペースの大きさ。今の図書館は何かするにしても部屋がない、床が狭いというようなことがあったわけですが、そういうことを考えますと、商業施設にそんなに頼らなくても、図書館のやり方を知恵を絞ってやったら、私は例えば今でも10万人来られるんやったら年間30万人ぐらいは、やり方によっては駅前ににぎわいに貢献できると、図書館がね。そう考えておるわけですが、まずお伺いしたいことは、最初にまず令和3年度はどのような駅前開発に関して事業を進めたかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業における令和3年度決算額は、令和2年度からの繰越明許費が7億2,247万4,800円、令和3年度の現年分は4億4,588万7,556円でありまして、合計11億6,836万2,356円であります。令和3年度の決算における亀山駅周辺整備事業の実施内容といたしましては、まず市街地再開発組合が施工する市街地再開発事業への支援といたしまして、施設建築物新築工事への補助金、道路、駅前広場の整備をする公共施設工事や電線共同溝工事への負担金等を支出しており、本年10月の工事完成、引渡しに向け、市街地再開発事業の推進が図られ

たものというふうに考えております。

また、市が実施する事業といたしまして、駅前広場に接続する市道御幸1、6、7号線の整備に伴う用地取得や工事の実施、亀山駅東駐輪場の整備に伴う工事、さらにはバスバース整備に伴う工事の実施など、亀山駅周辺の利便性と安全性の確保に向けた取組を進めたものであります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど説明をいただいたいろんな各種事業、その中で、にぎわいの創出ということに関連すると、どういったことをやっていただきましたか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業のうち、組合が施工しております市街地再開発事業は、亀山駅周辺における利便性や安全性の確保と合わせて、にぎわいの創出を目的として実施されております。そのため、施設建築物への商業施設や公益施設の整備を行っております。市といたしましても本事業への支援を行っているところであります。

このような中、令和3年度におきましても、組合に対し商業施設を含めた施設整備への支援を行うとともに、組合員におきましては、商業施設の所有者と共にテナント募集を積極的に行い、継続して取り組んでいるところであります。また、亀山駅周辺のまちづくり協議会におきましては、市街地再開発事業を実施しております2ブロック地区以外のブロックにおいて、にぎわいの創出につながる土地利用の促進について、様々な検討を進めてきたところであります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほども公益施設とか商業施設とかいろんな土地の利用でにぎわいの創出につながるようにやっていただいたと思いますが、それでは、図書館というものは令和3年度にいろいろなイベントのようなものをしていただいて、私もそれを聞きに行きましたが、どういったことを、取組をやってきたのか教えていただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館整備事業における令和3年度の実績でございますが、新図書館の施設整備では、図書館保留取得のための購入費及び亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が施工する図書館家具工事について負担金を支出するなど、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、令和5年1月開館に向けて事業進捗を図りました。

管理運営面では、図書館整備推進委員会を開催し、条例等の整備に係る内容について意見反映を行い、令和4年3月議会におきましては、亀山市立図書館の改正議案を提出し、議会にご承認をいただいたところでございます。

また、開館に向けて市民の気運を高めるため、本年2月19日に図書館フォーラムを開催いたしました。図書館フォーラムでは、新しい図書館の基本理念である「学びの場からつながる場へ～新しい図書館が目指すもの～」をテーマとした基調講演のほか、新図書館で行う市民参加型のイベントの一例として、読み手が1つの物語をつなぐリレー朗読を参加者に体験していただき、会場が一体となることで新図書館の開館に向けた気運を高める取組を進めたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

図書館は、現在図書館をどういうふうに行っているかというペーパーで発信とかそういったこともやっていただいておりますし、その気運を盛り上げる、それぞれに努力をしていただいておりますという事は、私は認めたいと思います。

それで、そういった気運を盛り上げるいろいろな事業を令和3年度にやっていただいたわけですが、それを踏まえて、これからにぎわいの創出でこういうことをやりたいというのがあったら教えていただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

9月1日付で教育長を拝命いたしました中原 博でございます。

私は3月末に学校現場を離れて、これまで議員の皆様方には学校教育並びに教育環境、子供たち、教職員のために様々なご議論を賜り、どうもありがとうございました。また、学校行事におきましては、地域から出向いて参画いただいたことを厚くお礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

さて、議員お尋ねの新図書館の開館に向けての取組でございますが、平成29年度を初年度として進められてきた図書館事業です。関係者の皆様のご尽力により順調に進んでいると認識いたしているところでございます。

今後の取組といたしましては、令和5年1月26日の開館に向けて、12月18日に市民参加型の図書館フォーラムの開催を企画しているところでございます。そのほか、学校や市民を対象とした見学会を開催するなど、開館に向けて気運を高める取組を進めてまいりたいと存じます。

また、開館後は、読書活動を行うボランティア団体などと協働してオープニングイベントを企画するほか、新しい図書館が多くの市民の方が集い交流する場となり、また亀山駅前周辺におけるにぎわい創出の核となるよう取組を進めてまいりたいと存じます。

議員並びに市民の皆様方のご理解、ご協力を何とぞお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

もう開館が年明け1月26日というと、本当に目の前に来ておるんですね。それでいろいろと気運を盛り上げて、やるほうは大変だと思いますが、ぜひ新しい図書館が大成功するようにやっていただきたい。ただ1つお願いがあるのは、あれだけの規模の図書館をやっているやうなやで

ようけ費用がかかるので、予算措置だけは十分やっただけようお願いを申し上げたいと思います。この議案第59号の令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑はこれで終わります。

その次に、議案第67号津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてという議案に対して質疑を行います。

まず、この3つの市が合同で消防の通信指令事務を行うということに関して以前から説明を受けてはおるんですが、そういった以前の説明というのは、大体この共同管理によって費用が幾ら浮く、人員が幾ら浮く、そういう経済的な話が多かったんですよね。だけど私は、こういう経済的なことも大事ですけども、やはり肝腎なことは亀山消防に対する亀山市民の信頼とか安心感、そういったものがやはり大事やと思うんですよね、その経済的効果じゃなくて。そういうふうな面から考えますと、この共同運用の結果、亀山市民が安心・安全面で不利益を被る、そういうことはないのかということをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

消防通信指令事務の共同運用につきましては、119番の受報や出動指令、部隊管理が主な業務となります。

消防指令センターは1か所になりますが、各種災害対応につきましては、これまでどおり市町村消防の原則に基づき各市で対応するものでございます。よって、市民の安全・安心が損なわれるようなことはないものと考えております。

さらに、本共同運用を行うことで、災害情報を一元管理することが可能なことから、救急事故多発時、大規模災害発生時や境界付近での災害発生時等において、速やかな応援・受援体制が構築できるため、地域住民に対しより効果的な消防行政サービスの提供が見込めるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

現在でも、市と市の境界近くに行きますと、亀山消防から出るか鈴鹿消防から出るか、どちらが早いとかいう話になってきて、共同のことをやっておるのは存じております。それで、こういうふうなやつも時の流れかもしれませんが、今回この事務協議会という協議会を設置するんですが、この協議会における津・鈴鹿・亀山の人数の構成ですね、総人員が何名で各市から何名のメンバーが出てくると、それによって、そのメンバーの数があまりにもばらつきがあると力関係が変わってきたりするので、これは対等の関係が図られるのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

今回、協議会における委員の構成についてご説明申し上げます。

今回の共同運用は地方自治法に基づく協議会方式の運用としております。協議会は事務委託と異なり、共同処理する一部事務の権限を移動することなく、共同で事務を処理することができること

や、構成する団体がそれぞれ対等な立場で平等であることから、各団体の意思を尊重し、各種政策に反映していくことというような特徴がございます。そのため、各市が対等な関係を保つことができるものと考えております。

なお、協議会の委員の人数につきましては現在検討中ではございますが、各市3名ずつ合計9名を予定しております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

協議会の人数の構成は3つの市が対等に3名ずつという話でしたんやけれども、これは職員の方が行ってもらわなければならないわけですが、やはりこういったことは市民にも大きく影響のあることですので、協議会の委員が例えば増えても構わんから、市民代表というような意味合いで消防団員をそこへまたプラスするようなことは考えたことはありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

協議会の委員につきましては、地方自治法において関係普通地方公共団体のうちからこれを選任するとされ、消防団員など市民の参画は想定されていないものと考えております。

一方、災害対応につきましては、消防職員、消防団員が一丸となり対応する必要があることから、共同運用開始までに所要の整理を行い、消防団とはさらなる連携強化に努めてまいります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この案件に関して、やはり市民が当然当事者ということになりますので、これらは徐々にこういうことが進展していく以上は、やはり消防団の人とか一般市民に関して、こういう話がありますよ、こういう動きが進んでいますよ、そういうことをきちっと言うていただいて、だから市民の方の安心・安全には何ら影響はないとか、やはりそれは納得のいくようにこれからやってほしいです。

議案67号に関しては、これで終わります。

続きまして、議案第57号、一般会計の補正予算（第3号）に関してお伺いいたします。

まず、第3款民生費である放課後児童クラブ運営費とか、施設型給付・地域型保育事業、両方で1,510万円ですけれども、この2つの福祉の費用ですね、この予算の目的というものについてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この補正予算につきましては、保育士等の賃金に係る処遇改善といたしまして、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策による交付金を活用いたしまして、本市におきましても令和4年2月から9月までの間、民間保育所等における保育士等と放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等との賃金に係る処遇改善を図るために必要な費用について補助を行っているところでござ

います。

今回の補正予算として計上させていただいておりますのは、令和4年10月以降の処遇改善に係るものでございます。私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所に対しましては、従来からの園の運営費として施設型給付費、地域型保育給付費を支出しており、令和4年10月以降は、この給付費に加算し処遇改善の措置を行う予定でございます。

また、放課後児童クラブに対しましては従来から運営費について活用しております子ども・子育て支援交付金を活用し、これまでと同様の措置を行う予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは伺いますが、先ほどの説明では処遇改善、早よう言えば賃金の改善ということやと思うんですが、この具体的な金額を伺います。人によって多少ばらつきがあるかと思いますが、1人当たり月額、月に幾らであるのか、処遇改善の費用を具体的な金額をお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

処遇改善に係る補助金等の基準額につきましては、1人当たりの収入を3%程度、月額にいたしますと約9,000円の引上げを行うものとして算出しております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

月に9,000円相当の処遇改善ということですね。それではこのお金は個々人に直接お支払いするのか、それとも私立の事業体という話ですのでその事業体に一括して渡すのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

補助金等につきましては、処遇改善を行う民間保育所等及び放課後児童クラブに対して支払っております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういう事業体にお金を渡すと、問題はそれ以降の話であって、例えばいろんな事業体はいろんな経理内容とか財務内容が違うわけで、例えば設備、備品がかなり駄目になってきた、けどその新しいものを買うお金がないとか、そういった事情を抱えた事業体であれば、今回処遇改善にいただいたお金の一部で、例えば備品を買うとか要は流用ですわね、そういうふうなことはもうなしと言えるんですか。そういったことをやられるとせつかくの意味がないし。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

当該補助金の交付要件は、補助金を賃金の改善に充てるというふうになっております。そのため、各施設から賃金管理改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出していただき、これらの提出書類を確認することで、補助金等の執行を適正に行うようにしております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな事業体からきちっと書類を頂いて、間違いはないかということきちっと確認をやっていただきたいと思います。

今回の補正は、令和4年10月以降、今年度の話だと思うんですが、それ以降はどういうふうな手当がされる予定はあるのかなのか、教えていただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回の処遇改善事業につきましては、国の制度といたしましては賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として実施しているものであり、基本的には、恒久的な仕組みになるものと考えております。したがって、市といたしましても国の制度に合わせ、令和5年度以降も継続して実施する見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この仕組みが恒久的な仕組みになるということ聞いて、私どももよかったなあと思いますので、ぜひこれが一時的なものではないということを望んで、私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、日本共産党を代表して質疑を行います。

まず、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

櫻井市長は、現況報告で決算について実質収支が10億9,500万円ほどの黒字だったこと、

経常収支比率や公債費負担比率が好転したこと、さらに実質赤字比率等の健全化判断比率が国の基準を大幅に下回っていることなどから、財政の健全性を確保できたと述べられました。私は、この評価に対して大いに疑問を持っておりますので、その点をただしていきたいと思います。

2年前の決算審議同様、過去10年間の決算カードを基に2021年度の決算を見てみます。この決算カードには、自治体の歳入・歳出、財政収支、財政指標などの状況が決算額に基づき示されておりますが、今回はその中からまず実質収支額、積立金取崩し額、実質単年度収支額に絞って質疑をいたします。

まず1つ目のグラフをお願いいたします。

このグラフは、2011年度から2021年度までの11年間にわたっての実質収支額、積立金取崩し額、実質単年度収支額の推移です。一番上の青い折れ線のグラフが実質収支額、毎年度全て黒字になっております。2021年度は10億9,500万円の黒字でしたが、この実質収支額は最初から赤字の予算を組むことはありませんので、黒字は当たり前になります。行政におりますとよく分かりますけれども、予算を組むときに、歳入はできるだけ少なめに見積もる、それから歳出は多いめに見積もると。こうしないと後で予算が足りなくなるということが起こりますので、そういうことも含めて、当然お金が残ってくるという意味での黒字というのは起こるわけですね。それからまた、こういう黒字というよりはどちらかというに残ったお金、予算が残ったお金と言うほうが、民間の黒字とはちょっと違うということをおきたいと思います。

次の、もう一遍出します、黄緑色の棒グラフ、これが財政調整基金の取崩しを見たものです。これは予算編成なんかのときに貯金を取り崩していますので、このグラフのように一年度だけですかね、崩していないのは、こういうふうに毎年崩していると。これが2021年度では4億6,000万円ほど崩していると。

それから最後、もう一度、一番下の赤い折れ線グラフ、これが実質単年度収支額というやつですね。2021年度は2億5,900万円ほどの赤字で、2014年度以降8年連続で赤が続いている、このグラフで分かりますよね。赤字が、グラフが赤というのではなくして、ゼロよりも下にグラフがあるということで赤字が続いていると。これが私は、亀山市の財政の大問題だというふうに思います。これを詳しく後で述べたいと思います。

それでまず第1問ですけれども、2021年度の決算、実質収支額、積立金取崩し額、実質単年度収支額を見て、この決算をどう評価されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和3年度の実質収支額でございますけれども10億9,500万4,000円となったところでございます。こちらにつきましては、歳出において経常経費の削減に努めたほか、歳入においては、前年度と比較して市税などの減収がございましたが、地方消費税交付金や地方交付税、臨時財政対策債などが増額となったことによりまして、このような実質収支になったものでございます。

財政調整基金取崩し額につきましては、取崩しとしましては4億5,979万5,000円を取り崩しまして4億5,252万5,000円を積み立てております。令和3年度末における財政調整基

金残高は、前年度から約700万円減少した23億7,708万4,000円にとどめたところでございます。これは前年度、令和2年度の実質収支の2分の1に相当する額4億5,000万円を剰余金積立として編入したことによるものでございます。

実質単年度収支につきましては、前年度の実質単年度収支5億1,175万6,000円の赤字でありましたけれども、2億5,257万2,000円赤字額が減少しております。これらの改善した要因につきましては、歳入において前年度と比較して地方交付税が4億1,003万1,000円の増となったことなどによるものだというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきましたけど、ここのことを説明してくれと言うんやなしに、この3つを見てどういうふうに評価するのかと聞いておるわけですよ。だからこの3つを見ての評価を聞いているんであって、個々ばらばらに説明してもらっても意味がないですね。できますか、もう一度。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

この先ほどの3つの指標から見た決算といたしましては、実質収支は増額となっております。財政調整基金の取崩しも減少をしております。実際の収支は赤字ではございますけれども、赤字額が減少をしておるということで、各指標全て好転傾向にございます。

しかしながら、好転となった要因が主に国の地方交付税額の増加によるものであることから、今後も積極的な企業誘致活動等により税收の確保を図ることや、行財政改革大綱に掲げる取組を実施して効率的な執行を徹底することで、経常経費の削減を図っていくことが大事だろうというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

後からも言いますけど、やっぱり一つの特徴は国からのお金が非常に多かったということですね。コロナ対策もいろいろ先ほど言われましたけど、100分の100なんですよね。100%も国がお金を出しているわけで、そういうことで膨らんだという部分もありますし、市の予算としては使っていないということですね。それで事業ができていう、こういう側面がひとつあると思いますね。

私は、この3つの指標の中で一番の問題は、やっぱり実質単年度収支だというふうに思います。これに入る前にどうしても説明しておかないかんのは、単年度収支額というのが財政指標になります。簡単に言うとうとうとうと、民間で言えばもうけが前の年より増えたかどうか、これを見るのが単年度収支額。これで見ますと、2020年度は単年度収支額が2億4,000万の黒字。それが2021年度は1億9,800万円の黒字ですから、もうけが減ったと、民間で言えばね、ということなんです。こういうひとつ単年度収支を見るとそういうもうけが減っていると、民間から言えばもうけが減っているというのが一つですね。今度は実質単年度収支ですけども、

この今言ったもうけが減ったというその単年度収支額、ここから足したり引いたりして、そして再計算するのが実質単年度収支なんです。例えば、財政調整基金の積立てをしたとか、それから借金返済の元利償還金を繰り上げて償還をしたとか、こういうようなものは支出しなかったものということでプラスに計算をする。それから、積立金を取り崩したということについては、収入としてみなさない、一時的に貯金を充てたということですからこれはみなさないということで、マイナスということに判断をして計算をする。こういうプラス、マイナスを見て再計算をした結果出てくるのが実質単年度収支。もうけに対してこういう差引きをする、その結果どんな結果が出るのかというと、二億何千万の赤字だったということですね、実質単年度収支は。これ家計でいうとどうということかということ、貯金を崩して月の初めに収入を確保すると。それで1か月間生活をして最終的にはお金が残ったと。だからそれだけ見ると黒字の家計簿になるわけですけども、しかしその貯金を収入とみなさなかったら、これはもう一時的な収入ですのでみなさなかったらどうなるのかと。再計算したら実際は家計簿は赤字だと。これが要するに実質単年度収支なんです。だから、ここを見ないと、表面に表れる数字だけを見てると、本当に実際の状況が分からない。だから実質収支は黒であるとか、そういうものばかり出てくるんですよ。やっぱり問題なのは、この実質単年度収支がやっぱり自治体の本当の力、財政の力を見る指標になるのでこれは重要だろうというふうに思います。これが8年連続で赤字が続いているんですね。これが私は大問題だというふうに思います。

それで2問目ですけども、この実質単年度収支が2014年度以降8年連続で赤字が続いているという、この実態をどのように評価しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質単年度収支が赤字であるということの認識ということでございますけれども、実質単年度収支については、毎年度実質収支や単年度収支の状況により異なってまいります。近年は、財政調整基金の取崩しにより、平成21年度以降では、平成25年以外は全て赤字となっております。平成26年度以降8年連続で赤字となっているところでございます。また、財政調整基金につきましては、地方自治法の規定によりまして実質収支の2分の1を基金に繰り入れることができることから、取り崩した基金の補填が行われておるものでございます。

実際の収支がマイナスであることは、事業の継続的な進捗のために財政調整基金を柔軟に利活用してきた結果による累積的な決算値であるというふうに認識しております。各年度の決算において、経常収支比率などの指標を基に、指標と共に実質単年度収支を少しでも好転させていく必要があると認識しているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あまり危機感が感じられない。

やっぱりこの問題は、実質単年度収支は赤字が続いているという問題なの。だから、よその自治体を見たら分かりますけど、黒字になったり赤字になったりこういう変遷をたどっておる分には別

に何も問題ないんです。だから問題は、連続して赤字が続いている、ここなんですよ。このところが、どういう事態を招いておるのかということを見るために、次2つ目のグラフをお願いします。

このグラフは、過去11年間のいわゆる貯金、財政調整基金、これの残高の推移なんです。見てもらおうと分かるんですが、2016年までは大体40億以上というのを確保しておりました。それ以降ずっと減り続けてきて、2020と21は約半分の23億まで減っていることが分かります。このグラフで、まず緑色というのは取り崩した額ですね。それから赤色が積立での額です。見てもらおうと分かりますけれども、常に緑色の上に来ていますので取崩しのほうが多いということですね。つまり、積立てよりも取崩しが多いがために財調の残高が減ってきているというのがこのグラフなんです。

これが危惧するのが、今後も続いていくと、いわゆる実質単年度収支、これが要するに赤が続いていくということは、この傾向がさらに加速をしていく、続いていくということですね。財調がどんどん減っていくということがあるので、この実質単年度収支の赤字が続いているということは非常に危険信号だということを私は言うておるわけですね。財調について言うと、私は何も40億確保せよということを行っているわけやないです。問題は、40億が23億にまで減ってきた。その間にいろんな事業をやったけれども、市民生活にとって、例えば市民から見ると、市民サービスが向上したとか負担が軽減されたよというような実感があつたら、別に40億が23億に減っても私はいいと思うんですよ。問題はその使われ方なんです。そういう実感が少なくともこの間ないんです。むしろ負担は上がっているしサービスは削られていることが多いんです。そういう状態、市民生活からすれば、そういう状態でありながら貯金は減っているという、この問題はやっぱり考えざるを得ない。だから、単純に40億あればいい、20億では少ないとか、そういう額の問題やない。問題は何に使って減ったのかということやね。それが市民生活にとって本当に役に立っているのかどうか、ここが問われるべき課題であって、私は額の問題ではないと思う。20億というのは一応多くもなく少なくもなく、妥当な水準かなと私は思います。だから、これが維持されればいいんでしょうけれども、今言いましたように実質単年度の赤字が続くようなことになればどんどん減っていく、こういう事態が考えられるということですね。だからこういうイエローカードというような状況ですよ、これに対する対策についてはどんなふうに考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財調の減少が続くことに対する対応ということでございますけれども、先ほども申しましたように、市税収入の増を図るために、企業誘致の推進ですとかそういった一般財源の確保を図りながら、少しでも財調の取崩しを少なくなるような財政運営に心がけなければならないというふうに感じております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市税収入の増というと、必ずといっていいぐらい企業誘致なんですよね。でも私思うのは、市内

の事業者の9割は中小企業なんですよ。だから、ここが本当に税収を上げられるようなことができれば、やはり上がってくるんですよ、企業誘致や何や言わなくても。そういう対策も必要だろうし、もちろん市民生活の中で生活を上げること、そのことによって生活が上がれば、当然税収も増えるわけですから、そういう視点もやっぱり要るんじゃないかなということだけ申し上げておきます。

次に、経常収支比率が好転したということで、財政の健全性が確保できた要因の一つに上げられています。ところが、この経常収支比率の好転というのは、これは監査員の審査意見書にもありませんけれども、好転した要因は地方消費税交付金、つまりこれ消費税が地方に還付されてくるんですよ。消費税、国が得た収入の一部を地方に還付してくる。それから地方交付税、これは国が地方に配分するお金。臨時財政対策債、これは借金ですけれども、これも一応地方交付税の一つとして配分されてくる。こういうようなものが増加したこと、国の予算が増えたことで経常収支比率が好転したのであって、私はこれは市の経営努力でも何でもなし、国の予算が増えたことでなっただけだということなので、聞きたいのは、こういう国の予算が大幅に増えたことで経常収支比率が好転しても、財政の健全性を確保できたと言えるんですかということです。お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

経常収支比率につきましては、先ほども申しましたとおり主な要因としましては、国の地方交付税等の増によるものでございますけれども、経常収支比率につきましては、あくまでも単年度における指標でありますので、中長期的な展望を持った財政運営に努めていく必要があります、今後も第3次行財政改革大綱が目標としている85%以下を保持することとして、行革大綱に掲げた取組を着実に進めていって、経常経費の削減に努めることが重要であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、これを財政の健全性が確保できたという要因には上げられないですよ。たまたま国の予算が増えたから、経営努力でもなく好転したんです。だからこれが減ったらまた悪くなりますよ。だから、こんな一過性のものを、財政の健全性が確保できたといって、たった1年を捉まえて言うこと自体、私は正しくないと思いましたね。

次に移りたいと思うんですけれども、櫻井市長は、2019年度決算までは市債、つまり市の借金の残高が11年連続で減少していることを上げて、財政の健全性を確保できたと強調されています。ずうっとそうです。ところが、これ3つ目のグラフを出してください。これが過去11年間の地方債の現在高、つまり借金の残高です。2011年度から19年度までは確かにずうっと借金の残は減ってきています。2020と21、ここから増加に転じているわけですね。つまり借金が増えているわけです。こういう状況であるために、いわゆる地方債の現在高が減ってきたので財政の健全性が確保できたというのが言えなくなりました。だから今回は入っていません。こういう状況なんです。

そこで聞きたいのが、この現在高が増加に転じた要因、これは何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和2年度の決算におきましては、臨時財政対策債、それから図書館整備事業債の増などにより、元年度の地方債残高156億5,876万円から増加の157億7,067万8,000円となっております。令和2年度決算でございます。また、令和3年度の決算につきましては、合併特例債事業でありました関中学校改築事業の償還が終了したこと、それから臨時財政対策債3億1,520万円の増ですとか、亀山駅周辺整備事業に関連する都市計画事業債、これが2億2,780万円の増などによりまして、令和3年度決算におきましては160億8,616万9,000円となり、約3億1,500万円が増加したものでございます。

なお、2年度、3年度に地方債残高が増加に転じた要因につきましては、継続的な事業である亀山駅周辺整備事業による地方債残高の影響について見込んでおりましたけれども、普通交付税の振替財源であります臨時財政対策債が増加したことが大きな要因となったものでございます。地方債残高は、令和2年、3年で一時的に増加しているもので、長期的に見ればこれから減少していくものと見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

駅前とかそれから臨時財政対策債、さっき言ったように本来地方交付税なんですけれども、国が借金で地方に回してくるやつですね。これは返済をしなければならないという。今その何か、これからは増えないとか、それから減っていくと言われましたけど、非常に楽観的だろうというふうに思います。

というのは、今後亀山市が計画として持つておる事業として新庁舎の建設がありますよね。これなんかもうほとんど借金に頼らなければ財源はありませんよね。だからこういう問題がある。それからごみ処理施設の更新も、前回のあれでいくと70億、80億というような大規模な事業になりますけれども、こういうものの更新がある。それからもうこれも何度も言いますけれども、学校・保育園の建て替え。これなんか補助金が本当に少ないですから、もう起債に頼らざるを得ないんですね、これをやろうと思うと。それから道路、公園などのインフラもそうです。だからこういうことがもうめじろ押しになっているわけですよ。だから、こういう事業本当にやっていったら、地方債の現在高は増えていくと思うんですよ、これ。そういうことも含めて、あなたはさっき、今後増えることはない、減っていくという見通しを立てられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

今後の見通しでございますけれども、令和4年度末の地方債残高は約160億となります。令和4年の5月に改定いたしました長期財政見通しで、令和7年度までの見込みをお示しさせていただいておりますけれども、令和5年度以降は減少に転じるものと、長期財政見通しでは見込んでおりま

す。

なお、今後につきましては、先ほども議員が申し授けていただきましたように新庁舎整備などの大規模事業も控えておりますことから、可能な限り借入を抑制して財政調整基金の繰入れなど財源全体を考慮した上で、慎重に判断していかねばならないというふうを考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

苦しい話ですよ。その財調を繰り入れるにも20億そこそこですよ。これそれほど頼りませんよ。

それから、どうですかね、今後やっぱり事業を本気でやっていく気があるのなら、やっぱり借りざるを得んですよ。今の学校が改築せなあかんの放置されておるように、放っておくなら借入れをせんでも事業とか進んでいきますよ。けどそういうわけにはいかんでしょ。やらんならんでしょ。そうしたら、どうしたってそれをやるために財源が要るんですよ。そのときにどうしても借入れをしないと事業できなくなる、こういうことが目に見えているので、私はこれは増えていくだろうということを指摘しているわけです。

最後にもう一点、健全化判断比率というものが国の基準で大幅に下回っているということを通じて、財政の健全性を確保できた、こういうふうに言っておるわけですね。私はこれは問題やと思うんですよ。例えばこの実質赤字比率というのがありますけれども、これはほぼ全ての自治体で実質収支の赤字は発生していない、先ほども言いましたよね。黒なんですよ、どこも。もう99%が黒字なんですよ。だからこれが赤字になることはないんです。だからこれがなることはない。そういうことで、もしこれが財政の健全化判断比率で問題になるような事態になった時点ではもうアウトなんですよ、実態は。夕張なんですよ。だから、これが国の基準を下回っているから大丈夫なんてことは絶対に言えない。つまり、もうこの健全化判断比率で言えば、国の基準を下回っていても財政危機が静かに進行しているということが十分にあるということなんです。そこを見ないと、この健全化判断比率が国の基準を大幅に下回っているから財政の健全性が確保できたなんてのきなこと言っている場合じゃないですよ。これが赤になったら、もう即財政再建ですよ。そういう数字だということを理解していないといけな。この本当にこの健全化判断比率が国の基準を下回っているということがね、即財政の健全性を確保できた、こういうふうに言えるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

健全化判断比率につきましては、国の定められております基準に対しまして、本市としましては基準を大きく下回る数値となっております。この国の示します判断基準につきましては、その数値を超えると危機的な状況である数値というふうなことは認識をしております。その中で、当市としましてもその基準をクリアしておることだけではなく、他の指標、財政的な指標等も勘案して、総合的に判断しておおむね財政の健全化が確保できたものというふうな判断をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

危機的な状態が進行していることがあり得るんだということを認められましたので、私、今回最初に言いましたけれども、幾つかの指標を基に財政の健全性を確保できたと言われましたけれども、一つ一つ見ていくと、実質収支の黒字は先ほども言いましたように、これはもうどこの自治体でも黒字なんです。取り立てて言うほどのことやないです。それから経常収支比率、これについては先ほども言いましたように、国の予算がどっと増えたからたまたまこれが好転しただけのこと。それから今言った健全化判断比率についても、国の基準は確かに下回っていますよ。下回っていても大丈夫やないんですよ。その間に危機が進行しているということなんです。だから、こういう3つの点を見ると、この財政の健全性を確保できたなんて言える状況やないということですよ、これは。そのことをちょっと指摘しておきたいと思います。

私たち、家計でやりくりが苦しくなるとどういうことを考えるかということ、まず無駄なものをなくします、減らしますね、予算。それから、削ることができるものから削っていく。例えば新聞取っておってスポーツ新聞はやめようかなとかいうようなことで、削ってもいいものから削っていくわけですよ。できるだけ生活の質は落とさないような形で、そういうふうにやっていくわけですよ。そういう努力を家計でやっている。だから私は、今亀山市に求められているのは、やっぱり不要不急の事業とか市民から見て必要性のない事業を思い切って削ること。その中で、それをやりながら市民の命と暮らしを守ることに全力を上げる。つまり、こうやって財政が厳しい、厳しいと言うと、市民の人はサービスが減らされてカットされても、それから負担が増えてもやむを得んのかなと思われるかも分かりませんが、私はそんなことを言っていない。亀山市は、まだまだ財政的に県下で見ても1、2を争う財政力を持っています。だからそのことを前提に、使い方を改める。そのことによって十分にいろんなものが改善できる。だからそのことを、やっぱり使い方を改めるということは必要なんだということを指摘して、この質疑は終わります。

次に、議案第60号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

2021年度亀山市国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出差引額が9,968万円の黒字です。県が財政を握るといふ県単位化が実施されて4年目の決算になります。この4年間の決算を見ると、2018年度が2,000万円ぐらいですか、黒字。2019年度が2,360万円の黒字ですか。それから2022年度も7,781万円の黒字ですから、年々黒字額が増えてきているんですね。やっぱりこの国保財政の中での歳入として大きいのが国保税なんです。国保税が圧倒的に大きな位置を占めておる。だから、黒字になるというのは、ある意味保険税の取り過ぎではないかということも指摘できるかと思います。

まず最初に、この2018年度、平成30年度ですかね、から県単位化が実施されましたけれども、それ以降の最大の黒字なんです、1億近い黒字というのは。この要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

令和3年度国民健康保険事業特別会計の決算の状況につきましては、先ほどご紹介ございましたが歳入総額が46億2,159万円、歳出総額が45億2,191万円で、歳入歳出差引額は9,968万円の黒字決算となりました。黒字決算の要因といたしましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染を恐れて医療機関の受診控えなどによりまして医療費が低額となりましたが、令和3年度は、過度な受診控えが減ったことなどから、医療費となる保険給付費が増となりました。この保険給付費のうち、療養給付費などは全額普通交付金として県支出金により賄われるものでありますが、当初見込みよりもこの見込額が多く交付されたことが、黒字決算の主な要因となっております。

なお、超過交付となりました県支出金につきましては、今年度精算して返還する予定でございますので、黒字決算額が大幅に減少するものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、説明がありましたけど、保険給付費が多く交付されて、実際はそれが使わなかったんでいわゆる後で還付をすると。これが9,968万円やないんですよね、半分ぐらいですよ、これがね。ということは残りのいわゆる5,000万、これはやはり私が言うように国保税の取り過ぎだと言わざるを得ないというふうに思います。

国民健康保険の加入者、これはいつも言いますけれども、職業を見ると一番多いのが無職40%ですね。それからこれは年金で暮らしている高齢者が中心だということです。次に多いのが会社員などの被用者で33%ですけども、会社員といっても派遣などの非正規が圧倒的に多いんですね。こういうことで、一番昔多かった自営業は僅か16%近くに減っています。だから圧倒的に年金生活の無職と、それから派遣などの非正規の人で7割以上を占めているわけですよ、職業で見ると。こういう状態になっているわけです。

そこで2問目にお聞きしたいのは、こういう職業の構成の中で、国保の加入世帯の所得がどうなっているのかということですね。特に所得200万円以下といわれる人たち、世帯がどれぐらいの割合を占めるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず、国民健康保険制度は国民皆保険として他の医療保険に属さない全ての方を被保険者としておりますので、前期高齢者の増加や就業構造の変化などの影響から、他の健康保険加入者より所得水準が低くなっているのが現状でございます。

議員ご指摘の所得200万円以下の世帯数につきましては、令和3年度は4,033世帯、全体に占める割合は76.4%ございました。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういう実態なんですよ。国保加入世帯の76.4%が所得でいえば200万円以下という非常に厳しい生活の世帯が多いということです。これまでも議会で指摘をしてきましたが、この国民健康保険制度というのは構造的な問題を持っており、抱えておるということを指摘してまいりました。

これは、厚生労働省も3点、構造的な問題として上げています。1つは所得水準が低いということです。それから2番目は保険料、保険税、国保税ですね、負担が多い、これですね。3つ目は年齢構成が高く医療水準が高い、これですね。当然高齢化すれば病院にかかることは増えるんだということで、そういうものであると。この3つを上げて構造的な課題があると厚生労働省も言うておるわけですね。こういう構造的な課題を解消するということを1つにしてこの県単位化が導入されたわけですが、果たして今回これ4年目の決算ですけれども、構造的な課題がこの県単位化によって解消に向かっていると云えるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

国民健康保険制度の構造的な課題につきましては、先ほど議員からもご紹介いただきましたが、従来から制度が抱える年齢構成が高い、医療水準が高い、取得水準が低いといった課題や、財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者の存在、また市町村間の格差があるといった課題がございました。これを解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことなど、制度の安定化を図るものとして県単位化が実施されたところでございます。

その中で、国保改革として、低所得者対策の強化、財政調整機能の強化、保険者努力支援制度、財政リスクの分散・軽減方策などの財政支援が行われております。県単位化によりまして、安定的な財政運営が行われることで、低所得者対策とともに医療費適正化の取組も重要視されており、保険者努力支援制度によりまして医療費適正化の取組を推進するための財政支援も拡充され、課題解消に向けて取り組んでいるところではございますが、県単位化から4年が経過した現時点では、まだまだ解消には至っていないというふうに認識しております。

このようなことから、構造的課題の解消に向けて、市長会等を通じて国等へ解決に向け必要な財政支援の充実と拡大及び低所得者層に対する負担軽減措置の拡充や強化をすることを引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題、本当に自治体に求めるだけでは解決しないんですよ。やっぱり大本のところではやっぱり国が財政支援を減らしてきたという大問題があるわけですね。だからその知事会、市長会、それから市議会議長会と全部こぞって国に財政支援をなさいということを強く求めている。この間、国のほうも少し動きまして、子供の均等割を半分にするとか、これは非常に制約がついていますが、少しずつですけど動き出してはいるんです。ただ、本当にこれだけの根の深い構造的な問題を解消するには、とてもじゃないがこの程度ではいけないわけですよ。だから答弁されたよう

に、取り組んではいるけれども解消にまでは至っていないというのがやっぱり実態だというふうに思います。

私たち先日、市民アンケートを行いました。その中で、重視すべき福祉施策として選択肢をいっぱいつくって上げてもらいました。その中で、2番目に多かったのが国保税の引下げなんです。全体の39%、4割の人がこれが必要だというふうに答えられました。やっぱり年金が毎年下がります。それから働く人の賃金は上がりません。そこへ来て物価の高騰ということで、今本当に市民生活大変な状態になっています。だからこそやっぱり、今言いましたように、この4年間の間に少しずつですけども黒字になってたまっているお金があります。こういうものを、だから基金も僅かながらありますよね。こういうものを今こそやっぱり国保の引下げに充てるという。今困っているわけですから、そのために使うということが必要だと思いますが、それについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

県単位化後から令和元年度に保険税率の改定を行ったことによりまして、財政状況が改善され、令和3年度は9,968万円の黒字決算となり、先ほども申し上げましたように返還は一部ありますものの、今のところ安定的な財政運営が行えているところでございます。

しかしながら、平成30年度の県単位化による被保険者の保険税負担が急激に増加するのを回避するための激変緩和措置が令和5年度までとされており、激変緩和措置終了後の令和6年度以降も、急激な保険税負担とならないように基金等も踏まえ備えるとともに、安定的な財政運営を継続するためにも、現時点では税率を下げることは考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういう質疑をすると、先々でこういうことで必要になるという答弁が返ってきますけど、やっぱり今困っているわけですから今使わなければ意味がないという意味で、私は引下げを踏み切るべきだということを申し上げておきたいと思います。

最後に、議案第57号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

この補正予算には、債務負担行為補正として地区コミュニティセンター等の指定管理料が上がっています。債務負担行為というのは、複数年にわたる契約や後年度の支出が確実なものを、期間、内容、限度額などを決めておいて将来お金を払っていく行為、つまり、もうあらかじめこれが通れば5年間分は予算はまだ組んでいませんけど、来年度以降にしか予算は組みませんが、実質的にもう予算を確保したということになるわけですね。それが債務負担というものなんです。そこでこの今回、今これを提案をする、この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回、本議会に地区コミュニティセンター等指定管理料の債務負担行為補正を提案させていただ

いております。令和5年度からの指定管理者の指定の議案を12月議会に提案させていただく予定をしておりますことから、今後、指定管理者選定委員会を開催し指定管理者を選定するに当たり、従前からの手続と同様に、予算を担保した上で選定する必要があるため、本定例会に債務負担行為補正を提案させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

選定に当たり財政を確保していくと、こういうことなんですけど、これね、地区コミュニティセンターはもう指定管理先が決まってくんですよ。だからこれ非公募ですよ、市は。公募しないです。競争もしないです。だから、言わば契約でいえば随意契約みたいなものになるんです。そういうものであるのに、なぜ事前にこうやって予算を取っておかないとそういう契約ができないという話になるんですか。相手は決まっているんですよ。

だから、例えば12月に議案を出して、ここに指定管理をしますという議案が出るのであれば、そのときに合わせてこれを債務負担行為に出せばええやないですか。十分間に合うやないですか。あなたが言うように、例えば市の施設で民間の事業者を幾つか公募にかけるとすれば、当然、市も財政的にはちゃんと確保していますよと言わないとなかなか民間企業が乗ってくれないですよ。そういう意味では分かりますよ。ただ、今回は地区コミュニティセンターですから、もう指定管理先が決まっているわけです、非公募で。公募はしないんです。そういうところで、こういう予算の確保をしなきゃならない。少なくとも12月議会に条例として出したらすっきりするんじゃないかと私は思うんですが、その点の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今の予定でいきますと、まず債務負担行為をお認めいただきましたら、その予算の担保の下で指定管理の選定委員会を開催させていただきます。その中で、最終的に指定管理者選定委員会の中で、まず非公募ということの決定をいただく、それと併せまして指定管理者の募集を行いますので、当然指定管理を受ける各コミュニティセンターからこの5年間の、今後の5年間の収支報告とか予算計画とか事業計画等々の一定の書類等も提出をしていただきます。

そういったことを考えますと、やはり事前にきちっと予算担保をした上で、そういう収支計画等を提出していただくことが必要でありますので、事前に債務負担行為補正を追加させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私はすっきりしません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入替え、ただいまの出席議員数は10人です。他の議員は別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

公明党会派を代表いたしまして、代表質疑を進めさせていただきます。

今回は、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についての中より、大きく3点、令和3年度の決算の評価について、それと長期財政見通しとの整合性、あと最後に3つ目として、教育行政についてということで進めさせていただきます。

午前中の議員のほうからもございましたが、この3年度につきましては「快活の年」とこのように位置づけられたということで市長のほうから説明をいただきました。大きく、やはりこの年度というのはコロナ禍を乗り越えての将来に向け、持続可能な自治体経営を推進すべく、快活の年と位置づけたというふうに説明がございました。

私のほうからは、この令和3年度における一般会計の決算の収支の歳入決算額が251億6,710万円、そして歳出が239億4,737万円で、これを差し引いて、そして収支のほうは12億1,972万の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1億2,472万円を差し引いた実質収支は10億9,500万円の黒字でありましたとありました。

しかし、午前中もありましたが、2014年以降8年間、実質単年度収支はずうっとやはり赤字でありました。初めからしますと大きく下がったところもございしますが、これは年数で申し上げますと2012年のところが、やはり基金を大きく崩して、そこから少しはちょっと盛り返しても、やはりなかなか難しい時代が現在も続いております。

この3年度につきましては、前年と比較すると確かに5億1,176万円から2億5,918万円に減少したとの決算ではございました。それも、やっぱり2011年には貯金と申しますか、ありましたが、45億円が23億円に下がってきておりますと。

この点につきましては、長期財政見通しのほうでもちょっと触れさせていただきますので、今回は継続して8年間ずっと赤字で来ておる、この内容とそして若干昨年度よりは実質単年度収支の赤字が少し回復したと、この辺の要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質単年度収支でございますけれども、実質単年度収支は単年度の収支から実質的な黒字要素であります財政調整基金積立金や地方債繰上償還金を加え、赤字要素であります財政調整基金取崩し

額を差し引いた額でございます。

当該年度のみの実質的な収支を把握するためのものになります。

今回の決算におきます実質単年度収支につきましては、単年度収支1億9,808万6,000円の黒字に対しまして、財政調整基金への積立金252万5,000円を加え、財政調整基金取崩し額の4億5,979万5,000円を差し引いた結果、2億5,918万4,000円の赤字となっております。

ただ、前年度から2億5,257万2,000円赤字が減少しておることとなっております。

この好転をした要因でございますけれども、歳入において、前年度と比較して、地方消費税交付金が1億円増、地方交付税4億3,000万円が増、臨時財政対策債3億2,000万円増が大きな要因となったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

それでは、先ほどもおっしゃってございました経常収支に交付金等が増えたというのが要因で、この辺がちょっと自力的なところがないというのがさみしいところではございますが、確かに経常収支比率が80.6%で、前年度に比べれば4.9ポイントの好転をしたと。これは行財政改革大綱の85%を確かに下回っておるので、よい傾向とは思っておりますが、やはり好転の要因につきましては、先ほど申された経常的な経費でございますが、前年度に比べてそんなに大きく増減はないんですけど、先ほど参事がおっしゃられたような地方消費税交付金が1億69万ですか、地方交付税が4億2,867万、そして臨時財政対策債が3億1,520万円増加したというのが要因にもなっておりますと思いますが、やはりただ単にそれだけではないと思うが、好転の要因について、もう少し詳しいところをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

経常収支比率でございますけれども、経常収支比率は財政の弾力性を示す指標でありまして、その比率が高いほど臨時的経費、政策的経費へ財源を投入する余裕に乏しく、財政の硬直化を示していることとなります。

令和3年度の経常収支比率につきましては、4.9ポイント好転した80.6%となったところでございますけれども、要因につきましては、先ほども申しましたように、経常的に収入される一般財源について、市税が前年度に比べて約1億5,000万円減収となったものの、地方交付税が前年度に比べて増額、臨時財政対策債の増額などが主な要因でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

好転の要因が交付金というだけというのがちょっとさみしゅうございますが、そういう形でずっと私が初めて議員にならせていただいたときは、亀山市というのは不交付団体でございましたが、翌年にもう交付団体になってしまったというのが、ちょっとがっかりしたときだったんですけど、

それでも亀山市は頑張ってみえたというのはよく分かります。

今度、少しお伺いします財政力指数というのがあるんですけど、これが一定の位置を超えると不交付団体になってくるわけですけど、やはり年々下がってきているということですが、3か年平均のところでも0.87%に0.03ポイントの減少をしております。単年度の指数としても0.84と前年に比べて同じく0.03ポイントの減少になってきておりますが、公債費負担比率が11.7%で、ここは前年に比べると0.3%の好転と。この辺は理解しておるんですけど、一般的に数値的に15%を下回ることはいいことだということですが、確かに財政調整基金の残高が23億7,708万円というように、前年度よりもやはり727万円減少ということで、財政調整基金は平成25年をピークにだんだん減少傾向というのをご報告いただいております。

そういう中で、令和3年度として、この財政力指数の現状をどのように考えてみえるか、また課題をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財政力指数が減となっている要因でございますけれども、財政力指数は標準的な税収入の一定割合により算出されます基準財政収入額を標準的な数字における行政を行うために必要な一般財源になります基準財政需要額で除した3年間の平均で表しておるものでございます。

実際の財源の不足や富裕を意味する数値ではありませんけれども、普通交付税の算定基準として、本市の財政状況を示す指標の一つであるというふうに思っております。

本市では、リーマンショックを契機として、平成23年度以降は単年度の財政力指数が1.0未満となりまして、普通交付税の交付団体となっております。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収などにより、令和3年度の単年度の財政力指数は0.839となったものの、県内の14市の中では3か年平均で3位となっております。

財政力指数が低下した要因については、やはり市税が新型コロナウイルス感染症の影響により1億5,000万の減収となったことによるものが大きな要因であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり、コロナ禍というのもこの要因の一つであるというのも理解はしております。

それでは、出ていくものをいかに抑えるかということでもあると思うんですけど、今のDX推進社会におきまして、令和元年にRPAの導入を実施されて、そしてこの3年度には電子自治体の推進市としても、流れを見ても元年度には投資的な全額の金額、当初予算では339万ほどで、2年度が710万ほどですかね。そして、この3年度の当初予算では1,325万円と大分高くなっています。

午前中のほうでも、部長のほうからもRPA導入後のこの3年度の状況をお伝えいただいたと思いますが、この件に関して詳細な事業内容とか、そして事業件数、改善時間、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

RPAの導入につきましては、令和3年度末現在で適用作業中のものや実証実験中のものも含めまして、15業務に導入をいたしております、このうち6業務につきましては本格運用を開始いたしております。

なお、この6業務の業務内容でございますが、固定資産登記済通知入力、償却資産異動登録、軽自動車廃車登録、口座振替依頼書の入力、長期間振替実績のない登録口座の抹消、ワクチン先行接種者の入力でございます。

また、令和3年度の成果といたしましては、これら6業務全体で作業時間にいたしまして、約434時間分の作業を自動化できたところがございます、中でも税務課に導入いたしました収納業務における長期間振替実績のない登録口座の抹消に係る業務につきましては、約413時間分の作業が自動化できたところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

午前中お伺いしたのとちょっと数字を私が控え間違えておったようでしたが、15の事業に取り組み、そして6事業が本格的に実施されました。それで、改善時間のほうですけど、先ほど笠井部長がおっしゃったように434時間という大きな、その中でもやっぱり収納関係、やはりRPAを導入されている市町村、村はなかったかな、その中でやっぱりこの収納業務が主体になってきておると思います。

こういうことで、働き方改革で変わってきて、そこで機械に頼って人件費が抑えられてくるということも大切なことで、投資も大事ですけど、やはり今回の3年度の決算について、このような成果が出ているということは、そしてまた15本のうちのあと残りの分が本格的に稼働していくと、たしか福祉関係でも今取りかかっているというふうにもお伺いしております。

今回の3年目の導入として、この3年の中でのRPA導入の課題と問題点、ございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

RPA導入後の課題・問題点というご質問かと存じますが、RPAは対象業務ごとにRPAを動かすためのシナリオの作成が必要となるわけでございますが、本市では現在のところ委託業者の支援を得ながら、その作成を行っております。

今後も継続してRPAのシナリオの維持管理を行うに当たりましては、対象業務の拡大や業務フローの変更に応じまして、職員自らがRPAのシナリオの作成や変更ができるスキルが求められてまいります。

そうした中で、RPAを十分に活用することができるデジタル人材の育成・確保が課題であるというふうに認識をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

いろいろスペシャリストの教育というのも大事だと思います。

もう一つ、ここでお伺いしたいんですけど、この亀山市だけでいろいろ努力もされておると思うんですけど、このRPAを導入されている市とか県で、そういう交流的なものはこの3年度というのはありませんでしたか。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

他市との交流ということでございますけれども、業務の導入を通じまして、他市の情報を情報収集するなどの情報交換ということにつきましては、いろいろとそういう意味で交流は行っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに、今は情報網が発達しておりますので、交流しなくてもデータの的なもので学習もできるかと思えます。

それでは、次の自主財源と依存財源についてお伺いしていきたいと思えます。

今回、自主財源の中では122億3,356万、依存財源のほうが129億3,353万円という、パーセントにすると自主財源は48.6%、依存財源が51.4%ということで、依存財源のほうが大きくなってきております。

この要因もあって、何とか黒字とかそういうところにつながったとは思んですけど、自主財源と依存財源の比率を平成24年から見てみますと、この令和の2年、3年がかなり割り込んでおまして、自主財源は50%を割り込んできているというのが事実なんですけど、この割り込みがこの3年度で若干、2年度よりは少し盛り返したんですけど、やはり50%を割り込んできていると。

そういう中で、この市税4税の収入済みの推移では、令和2年、3年度の法人市民税の落ち込みも気になりますが、やはりコロナのこともあるかとは思んですけど、自主財源の減額をされてきておる推移の要因について、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

自主財源と依存財源でございますけれども、歳入のうち市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など地方公共団体が自ら権限で調達できる財源を自主財源、それから地方交付税や地方譲与税、国・県支出金などのように、国や県の意思決定に基づき収入される財源が依存財源でございます。

このような中で、令和3年度の前年度に当たります令和2年度の決算では、市民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業、約50億円の財源として国庫支出金等の計上があったことなどから、依存財源の割合が大きくなることで自主財源の割合が小さくなったというところでござい

ます。

また、令和3年度の決算においても、新型コロナウイルス感染症対策における子育て世帯臨時特別給付金等の依存財源などにより、令和2年度同様、依存財源の割合が大きく、自主財源の割合が小さくなったところがございます。

なお、コロナ禍前の自主財源は60%以上を保持していることから、新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度落ち着いた後は、コロナ禍前の水準に戻るものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今、参事がおっしゃられたように、臨時給付金が去年からいろいろとたくさん出てきております。これは国の100%ということで、その辺の要因もあったかと思いますが、このコロナ禍が落ち着いてくれば、やはり以前のように自主財源の割合も増えてくるのではないかというふうに理解いたしました。

それでは、次に小さい項目の3番目に入りますが、滞納の解消対策及び年度の推移についてでございますが、今回の推移といたしましては、県下でも亀山市はどのくらいの位置づけにいるのか。そういう流れで、まずは亀山市の三重県内の位置づけというのを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市の位置づけということでございますが、徴収等の指標となります市税の収納率でいきますと99.23%で、本市は三重県下で14市中の6番目というふうなことの数字となっております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

原田部長から、今伺いました。

皆さんもお聞きいただいたように、3年度でございますが、ここの推移としては99.23%ですごく高いように思うんですけど、それでもやっぱり三重県下では14市中6番目でしたか、というふうになって、対前年比で1.2ポイントの上昇という。努力もいろいろされていると思うんですけど、それでも滞納の繰越しが39.7%、前年と比べてみますと17.3ポイント上昇ということで、良好傾向というのは理解しました。しかし、収入済額が3億1,908万円であります。

あと、この3年度の課題ですね。次年度の改善項目と思いますが、今後の対策とか、この3年度の課題・問題点について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、現在の滞納額の削減及び収納率向上の取組を申し上げたいと存じます。

市税の未納者に対しまして、納付の催告を行うとともに分納誓約を行った場合は、その後、不履行時には即座に催告するよう納付管理に努めております。

そのような中で、不履行が続くなどの案件につきましては、早期に財産調査を行い、預貯金、不動産、または生命保険の差押えなど滞納処分を実施する一方で、高額または困難な案件につきましては三重地方税管理回収機構への移管を行うなど、滞納繰越額の減少及び収納率の向上に努めております。

その収納率向上の取組といたしましては、多様な納税環境の提供に向け、令和2年度からスマートフォンアプリの収納も開始しておりまして、その後、アプリ数も増やし、アプリ収納の額は増加傾向でございます。また、令和3年度にはクレジット収納の拡大と更新により、コロナ禍でもございますので、非接触型の納税環境も整えておるところでございます。

今後も、コロナ禍における新しい生活様式やICT技術進展に伴うキャッシュレス社会に対応した納税環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

2年度から実施してきたスマートフォンによる一部納付、キャッシュレス社会という、やはりIT化のこの世の中でDX推進ということで、いろんな機能を使って努力された結果、向上されてきたと思います。

また、先ほどの差押え的な督促状とか、そういうのも最終的には三重地方税管理回収機構で差押え行為とかをやっているかと思ったら、亀山市の中でも頑張ってやっておられるということで、この辺もやはり税収の公務的な労力といいますか、そういうものはやっぱりいろんな形で集約してそちらのほうにマンパワーが向いて、向上された結果だと理解いたしました。

それでは、次に不納欠損金の年度の推移についてでございますが、若干やはり3年というような縛りもある中で、ちょっと年度の推移といたしましては、かなり市税の多いとき、少ないとき、例年見てみますとあるんですけど、こちらについて、3年度としてはどのように捉えておられるのか。この件について、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和3年度の市税の不納欠損の処理の状況についてでございますが、令和3年度におきまして、市税で1,176件、2,967万円となっており、前年度と比較いたしまして646件、1,634万円の増となっております。

税目別でございますが、個人市民税の不納欠損額が1,884万円と最も多くなっております。また、不納欠損の事由の主なものにつきましては、破産や競売等の終結による財産なし、生活困窮、所在及び財産不明でありまして、平成30年度に滞納処分の執行停止を行って、なおかつ資力の回復など好転する要素がない、状況が変わらない場合、それが3年継続することにより納税義務が消滅するものでございます。

ほかには、時効期間5年が経過したもの、相続人不存在や法人の解散などにより即時欠損となったものがございます。

内訳といたしましては、破産等により財産がない場合として446件、1,204万円、生活保

護など生活逼迫の場合として214件、681万円、所在及び財産が不明な場合として281件、706万円、消滅時効として235件、376万円、そういった状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

かなりの高額ですが、確かに即時欠損という形が乗っかってきますと、やはりまた通常の期限と
いいますか、それに乗っかって、今回は確かに前年に比べると欠損金額も1,300万が2,900
万、もうほぼ倍ぐらいになっておりますし、件数のほうもやはり倍ぐらいになっておるとい
うことを理解しました。

なかなかここまで来てしまうと、不納欠損というのはこれ以上何ともできないのは分かるん
ですけど、それ以前にやはりもう少し、先ほども努力されて滞納額を減らしてきたというふうな
ところで何とかとどめていっていただきたいなと思う次第でございます。

それでは、次に債券の運用ということで、以前もいろいろ他県と申しますか、他市と申
しますか、そちらの債券を購入するということが大きく1億円ぐらいもうかったとかいう
年度もございましたが、この3年度の債券の資金運用における成果状況をお伺いしたい
と思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

債券運用につきましては、経済環境の変化によりまして金利が変動した場合は、元本割れが生
じない範囲で満期日前に売却を行うことができることとして、亀山市公金管理運用指針によ
り運用を行っているところでございます。

現在は、主要な自治体等が発行する地方債と政府関係機関債証券を30億円分、保有して
おります。

令和3年度での運用の成果でございますけれども、令和元年度におきましては金利が購入
時よりも大きく下降したために保有債券の売却を行い、売却収益として1億49万円の
収入を得たところでございますが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影
響やウクライナ情勢等により、長期金利が購入時よりも上昇していることなどから、
保有債券の時価単価が下落をしておるため、債券の売却は行っておらず、利息収入
を受け取っているところでございます。

令和3年度の債券による利息収入の実績といたしましては、約859万円でございま
した。このうち、232万円を財政調整基金に、リニア中央新幹線亀山駅整備基金に約
224万円、庁舎建設基金に約155万円などを積み立てておるところでございま
す。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり、ここでもコロナの影響というのがいろいろ出てきておると思いますけど、
859万円を財政調整基金、リニア、そして庁舎建設の基金のほうへということ
で、やはりここでも努力されて、運用を見誤らないような形で堅実にやられて
いるというのが理解できました。

これは今年度、3年度の成果を踏まえて、今後への課題というのはどう思っ
てみえるのか、お伺

いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

市が保有しております債券でございますけれども、主要な自治体が発行する地方債と政府関係機関債証券であることから、満期まで保有すれば元本割れすることなく、毎年度利息収入を得られるものでございます。

一方で、これらの債券は満期前に売却することも可能でございます。令和元年度及び平成30年度には、この売却収益を地方債証券売却収入として得たものであります。

この債券は、発行時の時価単価によって換金されるものでありますから、時価単価は購入時に設定されている債券の利率に対して、売却時の長期金利が上回っている場合は下がりますし、下回っている場合は上がる傾向にあります。

債券の売却につきましては、今後も引き続き長期金利が下降するなど売却に適した時期に利息収入等も勘案した上で売却について判断をしまいたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり課題というのは、参事もおっしゃられたように、時期を誤ると元本割れというのがあります。これも大きく全体、市の運営で財調が例えばゼロになってしまっていて、とうとうこれにも手をつけないかんというふうになると、やっぱり元本割れというのは非常にもったいない話でございますので、その辺もしっかり理解いただいていると理解させていただきました。

それでは、ここの部門の最後で、コロナ対策について。この3年度も新型コロナウイルス感染症で、総合対策パッケージといたしまして総額4億350万円の当初予算で始まったところでございますが、この主要事業の中でコロナ禍を乗り越えるための取組についてということであっておりますので、この点についてどのような結果、成果があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

新型コロナウイルス感染症対策の事業の概要でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指して、当初予算に計上いたしました4億350万円をはじめとして、市民生活の支援、地域経済の支援、感染症対策の充実等の柱からなる新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを第1弾から第9弾まで取りまとめております。

その中、子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯臨時特別給付金の給付の実施やワクチン接種体制の充実を図るとともに、地方創生臨時交付金を活用した販売促進事業者支援エールチケット制度の増設ですとか、小規模事業者等感染防止対策費の費用の助成、それから幼稚園・保育所等における環境衛生の実施などを全力で支援に努めたところでございます。

市民生活の支援につきましては、先ほど申しました子育て世帯臨時特別給付金に係る補助金の交

付8億2,929万3,000円、住民税非課税世帯臨時特別給付金に係る補助金の交付が3億4,581万7,000円などでございました。

地域経済の支援につきましては、プレミアム率20%のチケット販売を行った販売促進事業者支援エールチケット制度で6,350万8,000円、感染症防止対策に取り組む事業者に上限5万円の助成を行った小規模事業者等感染防止対策事業で1,060万7,000円などでございます。

そのほか、感染症対策の充実のものとしたしましては、ワクチン接種事業で3億6,174万8,000円、また病院事業会計ではございますけれども、発熱外来診察室の新設に3,148万円などがございます。

この新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出決算額が18億6,618万2,000円となったところであります。また、歳入につきましては国庫支出金が18億393万7,000円、県支出金が463万3,000円、その他の財源として180万1,000円、一般財源が5,581万1,000円などでございました。

なお、国庫支出金の内訳としましては、子育て世帯臨時特別給付金に係る補助金8億2,929万3,000円、ワクチン接種事業補助金及び交付金は3億6,174万8,000円、住民税非課税世帯臨時特別給付金に係る補助金は3億4,581万7,000円、地方創生臨時交付金は1億6,142万2,000円、その他の交付金等は1億566万円などでございました。

概要は以上のようなものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

18億6,000万円、しっかりと使い切っていただいて、国のほうからも18億300万と県のほうも400万、そして市からは180万という形で運営されたと思います。

やはり、感染症対策をしっかり押さえることによって、またたくさんの方が支出が抑えられると思いますので、今後も私自身も含めて、しっかり気をつけていきたいなと思います。

それでは、このところでは最後になります。

長期財政見通しとの整合性ということで、今回長期財政見通し、平成29年から令和7年度ということで、今年の5月24日に新たに差し替えられたものが入ってまいりました。

これを3年度としてどのように評価されているのか、少し時間の加減でもう一つ、4年度以降の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

長期財政見通しと令和3年度決算の対比でございますけれども、長期財政見通しにつきましては平成29年から令和7年度までの9か年を対象としておりまして、総合計画の後期基本計画の策定に併せまして、令和4年5月にお示しをさせていただいたものでございます。

長期財政見通しの令和3年度の額と令和3年度の決算額の比較に当たりましては、令和2年度からの繰越事業費や令和3年度の予算額に対して、不用額などを加除した額となりますことから、歳入歳出において長期財政見通しは差が出ているところでございます。

長期財政見通しの令和3年度の額と令和3年度決算額及び令和4年度へ繰り越した金額の合計金額を比較しますと、歳入につきましては、長期財政見通しの合計金額260億9,600万円に対し、繰越を含んだ決算額は261億1,400万円となったことから、約1,800万円の上振れとなったところでございます。

歳出につきましては、長期財政見通しでは265億5,600万円に対し、繰越額を含んだ決算額につきましては254億7,900万円となることから、約10億7,700万円の下振れとなったところでございます。

歳入の上振れとなった1,800万円と歳出により下振れとなった10億7,700万円を合わせますと、実質収支の10億9,500万円となるものでございます。また、令和3年度の決算を令和4年度へ反映しますと、令和4年度の長期財政見通しの予算につきましては、当初予算と6月補正の額をお示ししておるものでございます。剰余金積立額を3億円と見込んだところ、実質収支の10億9,500万円の2分の1以上に相当する額に当たる5億5,000万円を財政調整基金に編入することから、令和4年度末の財政調整基金残高は長期財政見通しの20億1,100万円よりも2億5,300万円上振れしておりまして、22億6,400万円と見込んでおるところでございます。

令和4年度におきましても、各補正予算の予算が加除されるとともに、依然として新型コロナウイルス感染症による影響も危惧される状況でありますことから、あくまでも現時点での結果であることを鑑みまして、今後も持続可能な財政運営の確立に努めていかなければならないというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

3年度といたしまして、やっぱり2年、3年と繰り越して、4年度へのもくろみとして、1,800万増ということで、今回は22億円の財調を積み立てているということで理解はできました。詳細については、またちょっと予算決算委員会でもお伺いしたいと思います。時間の関係上、最後の教育委員会のところに入りたいと思います。

時間の関係で一遍にちょっとお伺いしたいと思いますので、令和3年度の決算評価ということで、今回大きく主要事業の中にも教育委員会で子供たちのためにいろいろありましたが、この主要事業をどのように展開されて、そして評価されたというのが1つと、今後の学校でのコロナ対策の実施事項とか、これも一緒のような内容ではございますが、最後に令和3年度の感染症との課題ということで、次年度に続いて子供たちをしっかりと守っていきいたいと思いますが、昨今は非常に厳しい状態が続いておりますので、この点を教育委員会にお尋ねさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和3年度の子供たちの豊かな学びと成長への取組でございます。

通常の教育活動に加えまして、新型コロナウイルス感染症に対応した学びの継続に対する取組、誰一人取り残さない教育の推進、主体的で対話的な深い学び、GIGAスクールと1人1台端末の

活用、そして個別最適化された学びなど、いわゆる令和の日本型教育に対応した教育について、積極的に推進してきたところでございます。

取組例として挙げますと、少人数教育によりますきめ細やかな教育、そしてNPO法人と連携いたしました不登校児童・生徒の居場所づくり、そしてGIGAスクールの活用によります家庭での活用ができるような環境整備、こういった取組と併せまして、学校給食の公会計の本格的運用をはじめ、中学校全員喫食制給食の実施事業や学校長寿命化計画の策定事業、そして校務支援システム事業など、教育委員会において教育等の振興を図るため重点的に講ずるべき施策とした事業につきまして、その事業の優先度を検討した上で、総合教育会議において市長部局と協議し、この実現に向けて調整を図ってきたというところでございます。

そして、コロナ対応の点でございますけれども、まず学校におきましては安心・安全な学校として危機管理的な取組と、そしてコロナ禍における教育活動の継続、この両面から対応を進めてまいったところでございます。

まず、安心・安全な学校の取組につきましては、国や県のガイドライン、それと衛生管理マニュアル等に加えまして、市として学校における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを作成して対応する際の基準とするとともに、最新の情報を丁寧に発信してきたところでございます。

また、学校に対する支援といたしましては、新型コロナウイルス感染症の総合対策パッケージの一環として、健康器具やアルコールなどの衛生資材を教育委員会から学校に配当するとともに、小・中学校の網戸を配置するなどの感染症対策を進めてきたところでございます。また、健康診断時には教育委員会職員が器具の消毒を行うなどの学校支援も行ってきたところでございます。

加えて、市費のスクールサポートスタッフや学校配置の事務補助員、学校ボランティア等が校内の消毒、衛生管理などを行う体制も整えてまいったところでございます。

また、先ほども少し触れましたけれども、情報教育の推進事業において、職員のスキルアップでありますとか、それから学習に必要なアプリケーションやフィルタリングソフトの導入など、家庭なども含めて活用できる体制づくりを進めてきたところでございます。

こういった視点も含めまして、まず今後の対応につきましては、一人一人が主体的に活動し、力を合わせて協力するなど、体験活動、そういったものについてもこれからは積極的に取り組んでいく、そういった状況をつくっていく必要があるかと考えております。そのためには、衛生管理を徹底しつつ、内容や方法を工夫して、可能な限り体験学習に関わる行事や活動などの実施を進めていきたいと考えておるところでございます。また、修学旅行などにつきましても学校の取組を支援してまいりたいと思っております。

また、こういったコロナ禍の中で非常に今、教職員の負担というものが多いわけでございますので、先ほど触れました学校給食の公会計化や今年度導入予定であります校務支援システムを活用して、学校業務全体を効率化して負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

最後にまとめてしまって申し訳ございません。子育てと子供の成長を支える環境の充実ということで、やはりGIGAスクールも本当に今のコロナの時代、学級閉鎖とかいうところにまで本当に

有意義なもので、ただ誰一人取り残すことのないような形で子供たちを見守っていただきたいと思います。様々なことをして、4年度へ行っていただくということですので、十分理解できたと思いますので、ありがとうございました。以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。

代表質疑をさせていただきたいと思います。

通告させていただいた事項に伴って行いたいと思います。

今日は、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてですけれども、朝からこの認定についての質問が多くありましてかぶるところがありますけれども、再度ご答弁のほどよろしく願いいたします。しっかりと教えてください。

4項目、上げさせてもらいました。

財政力指数について、不用額について、不納欠損処分について、土地開発基金についてという4項目を上げさせていただいております。

まず、財政力指数については、先ほども新議員が質問をされましたけれども、前年度比0.03低下しておると。答弁によりますと、県下まだまだ3位の位置におるというようなことですが、ちなみに本市合併後、平成21年財政力指数1.388という数字が本市の最大の財政力指数で、国からの不交付団体になったという形でありますけれども、市長就任時にリーマンショックという一つの大きな世界的な不況というか、大きな事案が発生して、恐らく各種企業がその対応に苦慮された。当然、地方自治体もそれには苦慮されたと思うんですけれども、にもかかわらず、平成23年度までは一応維持した。ところが、24年度以降を機に交付税の交付団体になったということですが、それで3年度の予算内容で財政力指数を見させていただいたら、前年度よりも0.03ポイント落ちておると。

確かにそういう中で、その落ち幅が0.5下落しておると、いいときよりも。何かこれは要因があると思うんですよ。確かにリーマンショックが始まって、その後、十三、四年たっておるんですけれども、市内企業もいろいろご努力をされて、それにより立ち直りも図られて、けれど市民税とか固定資産税とか法人税等が低下しておるということは理解はできるんですけれども、やっぱり経済の動向で、10年を1つのサイクルと、サイクルというか、1つの区切りとした中で、それなりのやっぱり体力が出てきておると思うんですけれども、なぜ今回の予算でも、前年度もそうでしたけれども、財政力指数が低下しておると。本年も財政力指数が低下しておると。その主な要因です

ね。

例えば、岡本議員のときには、令和3年度の予算の執行状況について、かなりこれもした、あれもした、これもしたというような市長の答弁がありましたけれども、やっぱり決算の認定については反省点を、財政運営上、確かに黒字財政で10億を超えたと、前年度よりも2億ばかり増えたというようなことでありますけれども、やっぱりなぜ財政力指数が低下をする要因をつくったのかという反省点をどういうふうに認識してみえるか。

まず、財務なり市長なり、どちらかご答弁いただければありがたいですけど、よろしく願います。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財政力指数が低下しておる要因ということでございますけれども、本市ではリーマンショックを契機として、平成23年度以降は単年度の財政力指数が1未満となって、普通交付税の交付団体となっております。近年の要因では、新型コロナウイルス感染症等の影響による市税の減収などが上げられるものでございます。

令和3年度の財政力指数が低下した要因につきましては、市税が新型コロナウイルス感染症の影響により約1億5,000万円の減収となったことによるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

新型コロナが中国の武漢で発生して、はや3年近くなるんですけれども、この3年間の間にコロナ感染症の影響による経済の低迷と申しますけれども、当初の予算を見ても分かるように、この3年間の間に100%国費によって、前年度は258億ぐらいかな、その前が285億ぐらいだと思いますけれども、全てこれは国費によって経済対策、それから非課税世帯のいろんな対応、それから市民の日常生活、企業活動についても、国の費用でいろんな対策がなされた。本市もプレミアム付商品券の第1弾とか第2弾とかいろいろやって、市内企業の育成を図ったり、ようけやっておる中で、それがコロナが原因で税収が落ちたというのは、ちょっと要因としては希薄ではないかと私は思うんですけれども、ほかに何か考えられることはないんですかな、市長。コロナ以外で。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに、この令和2年、3年というのは、今も議員触れていただきましたが、非常に特殊な年度、それは長引くコロナ禍にあって、市民生活も社会経済も様々な制約を受けてきた。そして、決算上は、お触れいただきましたように令和3年度では国費が地方創生臨時交付金等々の活用で24億、令和2年度に至っては六十数億という国費が投入された。そういう意味では、特殊な年度を2か年続けてきたと思っております。

同時に、今も参事のほうからもお答えいたしましたけど、当然このコロナ禍の影響、それから

様々な国際情勢とか、いろんな要素があろうかと思えますけれども、やはり社会経済活動が制約を受ける中で、企業活動や経済活動が非常に停滞をしてきたのは事実でございます。さらに、亀山市の決算だけを見ますと、この十数年で市税収入として100億を若干切るという、これはこの十数年で初めてのことでございますので、市税そのものが非常に厳しい状況であったということで、昨年も厳しかったんですが、依然100億を維持しておったわけですが、それを若干切ることになったということでもあります。

その要因というのは、当然コロナの影響、さらには様々な今の社会経済を取り巻く状況等々が存在しておるといえるのは、それはそのように認識をさせていただいておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、コロナ対策は先ほども申し上げたように、市長も認識されておるんやと思うんやけれども、これは日本国が国民の生活、経済を守るために国費を投入して、今国の借金というんですか、これは1,000兆を超えておると思うんですよ。安倍総理が総理に就任されたときは800兆円ぐらいやったと思うんです。もう200兆円以上、今国の借金というかね。

たまたま日本国というのは、国債関係を日本国民が購入しておるので、イタリアの場合は海外からその国債を買うてもうて財政破綻を来していくんですけれども、日本の経済、国債関係はほとんど日本国の国民の中で完了しておると。そのような中で、当市も国債等の購入はしておると思うんですけれども、それだけじゃないと思うんですよ。

やはり、決算の場合に令和2年度は210億でしたかな、それから令和3年度が220億だったかな、当初が。それに国費がコロナ対策で上乗せで来たと。

だから、やっぱりその中で税収が減少しておる、経済が悪くなっておるといふんじゃなしに、それが要因と市長が今答えられたのが、それは要因にならんと思っておるんですよ。何かが亀山市に足らんのではないかと。

というのは、例えば起債関係でもそうですけれども、起債が23億になっていますわね、令和3年度は。その前はもう少し少なかったと思うんですけれども、前年度より起債が多くなっていると。すると、起債要因が何であったのかということの原因をちゃんと探らなあかんと思うんです。

起債を起こすのに、何を目的に起債を起こしたかと。私は、それを言ったら駅前再開発事業に起債の何割ぐらいが投入されているのか、そこら辺をちょっと教えていただきたい。それによって、財政力指数に対する影響も多少なりとも出てくると私は思うんですよ。ほかの事業でいろいろ、まだこれから2に上げてある不用額についてもお尋ねするんですけれども、不用額が10億出たと。当初予算よりも10億の不用額が出たと。これはもう異常なんです、私が言うたら。やっぱり、予算編成上、予算を編成する際に各部局から聞き取ったときに、当初予算を編成する場合にはそれなりのABCのランクをつけて、そしてそれによって、これは翌年度につないでいこうやないかと、申し送ろうやないかというように予算編成の中で当初の予算を組まれると思うんですけれども、その予算を組む中で、10億の不用額が出たと。

確かに、4年度の繰越金とか財政調整基金の繰入金は5億ばかり今回もされておりますけれども、その財源をつくるために、あえてつくっておるような不用額ではあかんと思っておるんですよ。た

だ、その当初予算の予算編成、令和3年度の予算編成の在り方についてきちっとやっておれば、財政力指数が下がってもそれなりに十分予算として執行が、市民の安心・安全のまちづくりのための予算編成がなされたというふうに市民の皆さんにはご理解いただけると思うんですけども。だから、二百十何億の中で10億も余るといことはおかしいんじゃないかと私は思うんですけども、それと財政力指数への影響というのではないんですかな、その計算上。確かに、指数の計算にはいろんな方法があるといことは私も頭の中には入っておりませんものでお教え願いたいんですけども、やはりその辺はどうなんですかな。それが、この指数の低下に至る原因やと私は思っておるんですけども、間違っておったら間違っておるとおっしゃってください。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

3点ほどご質問いただきまして、まず起債の関係でございますが、これは令和3年度に主に当てさせていただいた起債については、駅前と新図書館ということで、合併特例債と公共事業等債、これが主なものであろうかというふうに思います。

あと、予算編成におきまして10億の実質収支が生まれたことにつきましては、やはりコロナ禍において、執行できなかった部分があったということが要因であろうかというふうに認識をしております。これと財政力指数の関係につきましては、直接関係はないものというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、自治体の体力というんですかね、それを測るのはやはり財政力指数やと思うんですよ。やはり、俗にいう県内でも川越町は確実に超えています。四日市も、もう1は超えておると思うんですよ。あと、もう一つは鈴鹿ですか。鈴鹿市だと思うんですけども、鈴鹿市か津市だと思うんですけども。

だから、県下で3位というんですけども、そこら辺の自治体の体力というのは、やっぱり財政力指数で、それからもう一つ財調の積立ての度合いで、その自治体の体力というのをはかれるものやと私は思っておるんですけども。

だから、やっぱりその中で何としてもこの財政力指数の向上を図るために、どのようなことを今後施策として組まれていくのか。どのような感覚で、この向上を図る努力をされるのか。というのは、平成15年にシャープの進出を図って不交付団体にする、前市長がご努力されてそこまでいって、不交付団体という一つの県下でも名立たる地域、亀山というのをつくったわけですから。やはり、こういうのは認定する際には、財政力指数が年々低下しておりますと、去年も下がりました、今年も下がりましたというよりも、今年はこの上げるためにはどのような努力を財政当局は、市長はやっていかれるのか。そのことについてお教え願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

財政力指数は一つの指標として、おっしゃるような意味合いも当然ありますし、当然自治体としての財政の柔軟性とか、あるいは将来への備える力とか、こういうことを総合的に判断する必要があるかと思えます。

しかし、議員おっしゃるような財政力指数を上げるために何が大事なのかということでもありますので、しかし財政力指数は、これはご案内のように基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られる指標ということでございますので、市税収入を増やすということについては、基準財政収入額の増加に直つな갑니다ので、財政力指数は高められるものと考えております。

また、市税収入が増えますことによって財政調整基金残高が増加していくと。結果として、財政力指数の上昇につながることも考えられますから、積極的な企業誘致活動をやっぴりしっかり展開していくということなどについて、税収の確保を図っていくということは第一義的に極めて重要なアプローチだと思えます。

さらに、財政調整基金残高の増加等へもつなげていくということ、それから今回そういう取組と併せて、行財政改革を徹底していくという中で、これは確かに特殊な年度で、国の交付金等々の投入がありましたけど、いわゆる85%、本当に12年ぶりに経常収支比率をやっぴりこれを落としていくという取組については、行財政改革をもう一方で徹底していくということが大事だというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは当然だと思えます。私も一般家庭、私も家長ですけども、櫻井という家の家長ですけども、やっぴり収入を増やして、そして無駄なものを買わんと、使わんと。私は無駄遣いをようするんですけども、無駄を省いて、それで貯金を将来の子供たちのために残していくというのが、一つの一家の会計のやり方やと思えます。

そういうような中で、そういうようなご努力を今後ともやっていただいて、別に不交付団体までにしなさいよと私はね、その努力をできたら次年度は、やはりその財政力指数が0.01%上がりましたと、そういうようなご努力をしていただきたい。それから、財調もしかりですな。財調の上限が、恐らく平成21年ぐらいでは四十五、六億あったと思うんですよ。それが今回出ておるのは23億になったと。これで22億の貯金が消えていっておるんですよ。

もう一つ申し上げますと、関町と亀山市が合併しました。関町には都市計画税というのはなかった。関町分で大体、年間8,000万ですよ、都市計画税が。これ十何年かで10億ですよ。合併算定替えて入ってきたのが、大体30億ですよ、関町分として。これで40億とで、六十五、六億のお金が既に何らかの形で使われているわけですよ、入っておるにもかかわらず、起債等は減っていますけれども、やっぴりこの財政力指数の向上を何としても図っていただくように申し上げておきたいと思っております。

時間がありませんので次へ移りますけれども、不用額についてということで通告させてもろうてあります。

確かに、この資料によりますと10億出ておると。不用額の扱いというのは、もう以前から私は

常日頃言っておるんですけれども、決算の折に不用額で上げてもらうよりも、やはり当初予算でA B C、ランクがつくと思うんです。やっぱり市民要望に応えるためには、不用額を次年度の予算を組み立てる財源にするということも、それも一つの財政上の手法か分かりませんが、やっぱりもっと市民要望に応えるための早期に不用額が、事業発注する場合、入札する場合においても、事業発注は恐らく9月までにある程度、大体執行するのは5割から6割あると思うんですよ。執行した場合の入札差金なり、いろんな不用額が出てくると思うんです。

だから、9月ぐらいに補正でも減額補正をやって、追加事業をやっていくというような形で市民要望に応えられる財源にできなかったんですかね、これは。10億を残して次年度の予算の財源に持っていくというのは、あまりにも当初予算における査定がどのような形でなされているのか。

やっぱり、10億あれば100万の事業が1,000本できるんですよ。市民要望というのは、2,000万も3,000万もするような事業を要望しません。せめて大きな額としては500万以内ですよ。この10億で500万の事業をしようと思ったら、200本できるんですよ。それなら200をそのまま次年度の金をつくらんで、せめて半分の100本ぐらいの事業ができなかったのか。何で不用額で、この10億でこれは余ったので黒字ですよというようなことでは、私はちょっとよう納得せんのですわ。納得できるような答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

不用額が非常に多いというご指摘でございますが、令和3年度決算における不用額といたしましては、前年度は11億1,472万8,000円ございましたので、4,759万円、約5,000万の減となっております。

おっしゃいますように、9月補正とかコロナの状況もございますので、令和2年度は非常に多かったというところもあると思うんですが、通常ですと事業を執行していく中で、年度を通して見極めて、12月になってきますとほぼ見通しも立ってくるころもございますが、ただあまりに早くしますと当然、予備的に工事をしたりとかそういったこともあるかと存じますので、その見極めが非常に難しいと思います。

それと、当然財政が厳しいところでございますので、歳出はなるべく抑制しながら、それと予算は担保しても執行の段階でもさらに不要なことは執行しないというか、適正に予算を執行している結果でございますので、特殊な事情もございますが、決して多く余らせたとかそういうことではございませんでした。結果として、10億6,713万というふうな結果になったというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私はそのように感じませんな。大体、9月、12月に補正して、それができやんだら繰越明許で次年度へ送らんなんですよ、12月にはね。発注業務等で必要ができるので。

今回でも、繰越明許は12億ばかりあると思うんですよ。ちょっと数字が間違うたらごめんして

ください。私を見せてもろうてあれしたのが、繰越明許は12億ぐらいあると思うんですよ。

それで、今回の9月議会の補正が8,800万ぐらいですよ。これも、国のコロナ対策の費用等々も含めて8,800万ですよ。9月以前、この定例会以前に、開会が8月27日ですか、それ以前に執行した予算の不用額は当然あると思うんですよ。ないんですか。ゼロですか、ゼロでないんですか。この定例会前に発生しておる各種事業の不用額はゼロなんですか。あると思うんですが。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

年度途中で真ん中といいますか、8月、9月定例会の時点におきましては、若干、当然余ってくるものもあるかと思いますが、それがそこで確定ということではないと存じますので、その後で事業を実施したりとかいうものも当然ございます。ですので、そこら辺の年間を通したのを見極めて、なるべく12月議会で補正を行って、減額するものは減額するというふうなことでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

すると、亀山の行政は繰越明許を良としておるといふふうに理解させてもらってよろしいかな。

ちなみに、旧関町のときに下水道事業をやりました。そのときに、事業費が4,000万とします。入札結果、3,500万で落札したと。あとの500万をどうしたかと。これは不用額で落とさんと距離を延ばすと、たとえ1メートルでも。同じ重機を持っていくんですから。こういうような形で使っていったんですよ。そして、下水道事業というのをやっていったんです。

今の部長の答弁だと、早いところすると要るものが出てくるから12月までという、そうすると繰越明許は良として予算の執行をやられておるのかどうなのか、そこら辺、ちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今おっしゃいますように、工事関係ですと、当然大きな工事ですと金額が大きいと入札差金も大きい場合があると存じます。そういった場合は、当然工期も長期になりますので、後で変更もございますので、その段階で差金を落とすというふうなことも、ちょっとそれは適切ではないかなというふうに思いますし、あと急な工事が発生しましたらそういったことにも対応というふうなことを考えております。

それと、繰越明許を良とするかというふうなことでございますが、それは年度の予算の中でやむを得ず繰越するというふうなことがあるというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは決算上、繰越明許という形でやっていくのは、不用額は出てくるもので。そうやけど、不用額とそれなら繰越明許費だったら22億ですよ、これ。そういうような勘定になりますよ。22

億の金が余ったわけですから、不用として。執行はできなかった金、予算やというふうに理解させてもらってよろしいかな、そうでしょう。繰越明許費が12億何ぼやったと思います。それで、黒字が、不用額が10億。すると22億の予算が、当初予算220億でしたかな、令和3年度は。そうすると20億の予算が本当は必要なかったということですか。そうなりますよ、こうなってくると。今の説明になると。いかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

繰越明許につきましては、余ったのではなくて翌年度に送っているということですので、それは余ったというふうなことではないと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の勉強が足らんのか分かりませんが、私はそうだと思っています。やっぱり、当初予算に予算化されたものは、やっぱり年度内処理をせないかんと。繰り越したらあかんと。確かに、2年またいである事業もありますよ。3年またいである事業もあると思うんですけども、やっぱり各年度にそれなりに割り当てた予算は執行してこそ。当初予算のときの編成の折にABCで選別するときのDの部分のこと、できなかったことを市民の皆さんに理解してもらうために、やっぱり当初予算の執行は、私はきちっと消化すべきだと。それが本来の予算であって、編成予算であると思います。

確かに、緊急に国から来たお金ですな、コロナ対策の金は。これは、それぞれの手法で使うのは年度が決まっていますから、当然この予算の中で使っていますよ。これは、繰り越したものはないと思うんですよ。恐らく、国は年度を切っていますからね。非課税世帯の交付金10万についても、9月30日までに申出をしてくださいというように期限を切ってきています、国は必ず。商業関係でも、みんな期限を切っていますよ。だから、亀山市の当初予算の予算編成のお金は、市民要望に応えるために、やっぱりきちっと年度内消化してやっていかなあかんと。

というのは、前年度の繰越金は3億だった。それを去年はもう9月までに全部潰していますよ、去年。違いませんか。令和2年度は9月までに前年度繰越金、令和元年から、その繰越金の3億、9月までに全部潰していますよ、いろんなことがあったで。違いますやろうか。だから、やっぱりそういうような財源に充てたらあかんと私は思っています。あまり言うてもあれですけども。そこまでは申し上げたいと思います。何せ、年度内の当初予算の予算執行というのは、やっぱりあくまでも市民要望に応えた予算が組んであるんですから。やっぱりきちっと使うて、余った分については次の当初予算の編成のときのDランクのことを事業化して、事業予算として9月補正で上げて、そして使うのが本来の市民の皆さんの資産をきちっと使うという、納得できる予算執行をしていたいただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、不納欠損についてですけども、確かに市民税から固定資産税、軽自動車税、もろもろの不納欠損額が出ていますけれども、収納努力は精いっぱいやっていただいていると思うんですけども、やはりこの不納欠損にすること、確かに住所不定、いろんな要因があると思うんですけど

も、主にこの不納欠損の固定資産税の分。法人市民税の分についてもそうですけれども、個人市民税が件数で352件、税額で1,883万。固定資産税については161件、688万。軽自動車税の500というのは、この軽自動車はいつも出てくるんですけれども、やっぱり収納体制、それをどこら辺までやられておるのか。収納率向上のために、いろいろと担当職員はご努力をさせていただいておると思います。今の体制で、何かここら辺が欠点とか改善点というのは。改善をすれば、もう少しこの不納欠損が少なくなると思うんですけれども、その辺はどのように対応されておるのか、していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

不納欠損でございますが、新議員のときにもちょっと触れさせていただきましたが、市税関係では1,176件で2,967万828円というのが令和3年度の処理状況でございます。

そのほか、一般会計では児童福祉費負担金とか民生費とかございますが、ここら辺は少額でございまして、ほとんどにつきましては市税関係でございます。

ただ、この不納欠損の金額は昨年と比べますと確かに増えてはおりますが、その前、元年度と比べますと、元年度は3,000万を超えておりましたので、その時々によって増減をいたします。令和2年度はかなり低かったという。

これはただ、3年前、執行停止をしてから3年経過してから不納欠損にしますので、例えば令和3年度ですと平成30年度に執行停止したものであるということですので、3年前のが影響してきているというふうなことでございまして、その時々によって変動はいたします。

それと、先ほどお尋ねの収納体制でございますが、非常に担当職員は頑張っておりまして、預金とか差押えとかもやっておりますし、ただ破産や競売の終結によって財産なしとか生活困窮とか所在や財産が不明な場合は、先ほど申し上げました執行停止というふうなことを実施しております。

ですので、近年、随分前と比べますと、平成29年度から県の地方税管理回収機構のほうに二課が設置されまして、そこへ市税の困難案件のうちの少額のものに移管したりしておりますので、かなり滞納は減っているというふうを考えておりますし、鋭意担当職員は努力をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

収納関係の職員が収納を怠慢しておるといふようなことを私は申し上げていません。大変ご努力をさせていただいておると。県の地方税管理回収機構にも、ちゃんとそれで差押え等でやっておるといふことも聞いております。

ただ、やっぱり個人市民税については352件の内訳ですな。そういうようなやっぱり資料も必要だと思います。これはついておるんですかな、住所不定は何件で、生活困窮で転居とか、いろいろあると思うんですよ。そこら辺の明細はないのですのやろ。ありますのかな、ついてますかな。何ページかな、ついておったら。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

明細といたしましては、税目別の件数と金額をそれぞれということにして、理由につきましては添付はさせていただいていないかと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もしかして、私も資料の確認に不備があったもので申し訳なく思っております。

だけど、やっぱり取れんものはいつまでも置いておくと早いところ不納欠損して。というのは、私は国保税のときにちょっと申し上げたと思うんですけども、国民健康保険を正規に払ってみえる方、滞納して9か月のものを12か月に延ばしていくというような形で、いろいろな形の手法があるんですけども、納め損というようなことがないように。そこら辺をやっぴりきちんと徹底して、やっぱり市民の皆さんに、滞納している方にご理解いただいて、たとえ月々1,000円でも5,000円でも結構ですやんか。不納欠損の扱いにある3年時効というようなことがないように、やっぱりそのように努力をしていただいて、この額を少なくしていただきたいと思っております。

最後に、土地開発基金の運用状況の調査意見書が出ております。

これには、土地が1,100万7,500円、現金が5億6,195万5,251円。貸付金が2億2,516万2,465円。計、土地含めて7億9,812万5,216円あるんですけども、それで61ページの下段に決算年度中における運用状況は次のとおりである。土地については、増減はなく前年度と同額である。現金については、償還金より3,738万円が増加し、5億9,934万円となっている。貸付金については、償還金の3,738万、これは入替えやと思うんですけどね。

この基金ですけども、ほとんどこれはお金をためておく、今金利が安いですからね。これは現金で持っておるのか、国債関係で持っておるのか。有利な資金運用というのをやって、これは基金を増やせとは言っていないよ。そこら辺は、現金でやるよりも何かいい方法はないんですかな、この土地開発基金の運用については。ほとんどこれは例年同じですやんか。全然変わっていないと。何か手法はないんですか。そこら辺の検討はされておるのかどうか。ただあるだけやと、基金がありますよと、その一部を変えておる。

以前に、住山の和賀白川線のとくにこれは買うたと思うんですけども、土地開発基金で。以前にもよその基金で、この基金で購入して、物品を買うたんですけども、この基金は基金条例で土地開発公社に対して、何か手数料を払わなあかんの。手数料を払っていないときがあったんですよ、これ。基金で買うたのに。土地開発公社、副市長が理事長だと思っておりますけれども、土地開発公社を利用した中で、公社に売買手数料を払わなあかんのに払っていないときがあったんですけども、これはどのような形で運用されていくのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

私、土地開発公社の理事長ということですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、議員おっしゃられますように、土地開発公社が先行買収をするに当たりましては、3%を上乗せして購入をするということが原則でございますので、私がこの公社の理事長に就任させていただきましてから、その3%を減額してきたというようなことはございませんが、過去のいきさつにつきましては少しまだ勉強不足なところがございますので、過去のいきさつについてはまた確認をさせていただきたいと思っております。

それと、現金につきましては、議員おっしゃられるように5億6,000万ほどございまして、これにつきましては、やはり市に土地等を先行買収させていただいて、市が今回、駅前の土地を売られたということで、この償還金3,700万が現金として入っておりますが、この運用につきましては特に利息等を積み立てておるということで確認をしておりますので、今後の運用につきましては先ほど債券等の話もございましたが、若干低金利の時代でもございますので、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この運用をしっかり首脳陣で検討してもらって、要するに5億6,000万のお金は寝ておるわけですわ、これ。本当に休眠状態なんですよ。寝ていますのや。何かこれをうまく運用して、たとえ金利が安い時代が分かりませんが、やはり有利なものを使うて、たとえ一円でも、この現金を増やしていくという手法を考えてください。そうせんと、ただ低利ですよというだけでは、あかんと思うんです、現金ですよというだけでは。だから、この運用をきちっと考えていただいて。

財政調整基金も、いろんな各種基金でも、いろんな国債とかいろんなものを買って運用していきやろう。公社の中でそれを一遍きちっと検討していただいて、この運用基準というのをつくって。もう、運用基準はあると思うんですよ。そこで、やっぱりこれを何とか活用していただきたいと思えます。

残り8分ですけれども、次に移りたいと思えます。

いろいろ申しあげましたけれども、使うてきた金ですからとやかくは言いたくないんですけれども、まず何はともあれ財政力指数の向上を図るご努力をいただいて、それで市民生活のために、将来の子供たちのための亀山市の財源となる努力をしていただきたいと思えます。

次に、議案第53号亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてということで、今回、今定例会で新規の条例が提案されております。

これは、さきに新議員と小坂議員がこの崩落のあれで、寄附金ではおかしいんじゃないかと。寄附金というのは、納める納めんは自由やと。当然、その寄附金に対しての回収にはどのような補助体系、この一覧表をもうておるんですけれども、どのような状況でこのような条例制定をされたかについての内容について、ちょっとお教え願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中崎孝彦君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、三重県が事業主体となり実施するものであります。地

方財政法によると、都道府県は当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する費用の一部を負担させることができるとされております。

現行では、急傾斜地崩壊対策事業における受益者の方からは、寄附金としてご負担いただいておりますが、地方自治法によると、当該事件により特に受益を受ける者からその受益の限度において、分担金を徴収することができるかとされています。

また、令和3年12月議会におきましても、寄附金であれば負担が任意となるため、分担金として徴収すべきとの助言をいただいたことを踏まえ、条例により分担金として徴収することが適切であるとして、亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定するものといたしました。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この53号の分担金徴収条例の施行期日が、令和5年4月1日施行となっております。現在、急傾斜地のいろんな事業をやられておられると思うんですけども、今の状況はどのような状況なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回の条例は、令和5年4月1日からと議員言われるようになっております。

現在の状況は、29年度に1か所、現地が完了しておりますし、今も7か所、県のほうには要望して進める手続、事業中とか、これからの予定とかいうところが7か所ございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今のを聞きますと、29年に1か所で、現在7か所ということですけども、この7か所全ては、この寄附金のほうの了解もちゃんと得た中で県に申請しておるのかどうか、それちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

もう一度、どなたの了解か。ちょっと聞き取れなかったので、申し訳ありません。

○議長（中崎孝彦君）

もう一度、櫻井議員、質問のほうをお願いします。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

29年に1か所実施したと。これは寄附金をいただくということを条件でやられたと思います。それで、現在7か所について検討しておると。その状況について、受益者等々についての箇所等々について教えていただきたいという質問でございます。ご理解いただけましたでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

残りの今現在事業中とか、事業予定の箇所についてですけれども、事業着手というところになりますと、受益者の方からは市負担の2分の1の寄附金という形を現在はいたできて着手するという形になっていますので、そのいただくという誓約書の中でやっているということで、今2か所については工事中ですので、そこについては受益者から寄附金という形でいただいております。あと1か所については同意書をいただいていますし、残りの4か所については、今要望書という形を県のほうへ出しているという形になっております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀山市も中山間部が多いですから急傾斜地も多いし、関もそうですし、亀山も恐らく急峻なところがたくさんあると思うんです。現在、進行しておるのは7か所だということですが、これはそこにお住まいの方は、やっぱり一日も早くこういうようなことについて要望されておると思うんです。極力、市長にもお願いしておきたいんですけれども、やっぱり県施行であっても、これは国からある程度の金が来ると思うんです、国から三重県に。やっぱり国から来て、それで三重県が各市町に配分するという形でやっていくと。こういうのが急傾斜地事業だと思うんです。これは県だけで指定はできへんと思います。やっぱり全体的なバランスで指定を受けるんですから。

今までは分担金、今回は分担金じゃないですけれども、以前は寄附金であったと。そこからのそごがないように、どういうふうに関後説明されていくのか。今、報告がありましたように、7か所のうち2か所は工事中、1か所は申請中、4か所については要望書をいただいておりますという形ですが、要望書の中を変更せんらんとするんですけれども、そこら辺の手当てを今までは寄附金でよろしいよという形で言うておるんですよ。県が2分の1、亀山市の分の2分の1の2分の1は受益者の負担ですよ。この分担金とのそごですな。寄附金と分担金のそごがないように、どのようなご努力をされるのか。そこについて、ちょっとお聞かせ願えたらありがたいです。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去からの経験で申し上げますと、多分その寄附金か分担金かということについての理解の差異というか、これは極めて少ないのではないかと思います。いずれにせよ、この受益者の方のご理解をいただいて、その上で県に対して亀山市としてお願いをしていくということになろうかと思っておりますので、その段階でしっかりここは足並みをそろえていくような、そこは丁寧にさせていただいて県に申し上げていくということでありまして。

ただ、問題は当時十数年前でも、県単の急傾斜地事業自体が年間の予算が全体でも2億ぐらいしかなかったと。今、本当にさらに県の財政もありますので極めて少ない中で、現在、東町とか辺法寺で事業化を進めていただいておりますので、今後の事業予定の場所も含めまして、さっき申し上げたような、丁寧にそれを積み上げて、しっかり亀山市として県にお願いをしていくと、このことに尽きようかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時06分 散会）

令和 4 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和4年9月7日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第56号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第58号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第65号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

議案第68号 市道路線の認定について

議案第69号 市道路線の認定について

議案第70号 市道路線の認定について

報告第8号 決算に関する附属書類の提出について

報告第9号 健全化判断比率の報告について

報告第10号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

第 2 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

- 第 3 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
 第 4 請願第 3 号 防災対策の充実を求める請願書
 第 5 請願第 4 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

●本日の会議に付した事件
 議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	9 番	福 沢 美由紀 君
10 番	森 美和子 君	11 番	鈴 木 達 夫 君
12 番	岡 本 公 秀 君	13 番	伊 藤 彦太郎 君
14 番	前 田 耕 一 君	15 番	前 田 稔 君
16 番	服 部 孝 規 君	17 番	小 坂 直 親 君
18 番	櫻 井 清 蔵 君		

●欠席議員（1名）

8 番	豊 田 恵 理 君
-----	-----------

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
政 策 部 長	笠 井 武 洋 君	総務財政部長	原 田 和 伸 君
市民文化部長	辻 村 俊 孝 君	健康福祉部長	小 林 恵 太 君
産業環境部長	富 田 真左哉 君	建設部長	松 田 昇 君
上下水道部長	田 中 直 樹 君	危機管理監	木 田 博 人 君
市民文化部次長兼 関 支 所 長	松 村 大 君	健康福祉部次長	小 坂 みゆき 君
建設部次長	亀 淵 輝 男 君	総務財政部参事	杉 本 良 則 君
会計管理者	米 津 ひろみ 君	消 防 部 長	豊 田 達 也 君
消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地域医療統括官	上 田 寿 男 君
地域医療部長	豊 田 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	教育委員会事務局参事	宇 野 勉 君
教育委員会事務局参事	桜 井 伸 仁 君	監 査 委 員	国 分 純 君

監査委員事務局長 高嶋美季君

選挙管理委員会
事務局長

豊田昌子君

●事務局職員

事務局長 渡邊靖文 書記 新山さおり
書記 西口幸伸 書記 大川真梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(中崎孝彦君)

おはようございます。

本日は17人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は10人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 中島雅代議員。

○2番(中島雅代君登壇)

おはようございます。

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、代表質疑をさせていただきます。

議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について。

今回、決算の評価とさせていただきましたが、今回は今までとは違う特徴的な決算であったと感じましたので、決算全体を通して今の亀山市の状態について確認をしていきたいと思っております。

いただいた資料の決算の概要では、前回約5億円あった実質単年度収支の赤字、これが約2億5,000万円削減をされて好転した。そして、財政指数等も好転をしたと書いてございますけれども、実感として亀山市の財政が好転をしているということがなかなか感じられないので、今回本当に亀山市の財政が好転をしているのかというところを全体から掘り下げて確認をしていきたいと思っております。

まずは総括といたしまして、一般会計の予算額、それから決算額から全体像を把握していきたいと思っております。

令和3年度は予算額230億9,300万円を組まれましたが、この予算額に対しての決算額が251億6,700万円でした。この決算額になった要因について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策関係の子育て世帯ですとか、住民税非課税世帯への給付金、それからワクチン接種等の総合対策パッケージとして約23億円を補正されておりますけれども、これ

が決算額が大きくなった大きな要因でしょうか。お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

おはようございます。

令和3年度の当初予算額230億9,300万円に対しまして、各補正予算による約25億2,900万円や令和2年度からの繰越事業、約9億2,500万円により、最終の予算現額は265億4,700万円となったところでございます。

各補正予算により約25億2,900万円の増となったものにつきましては、子育て世帯臨時特別給付金事業8億5,100万円や、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業5億8,000万円、それから新型コロナウイルスワクチン接種事業9,160万円の増や、地方創生臨時交付金を活用いたしました経済対策事業6,580万円などが主な補正内容となっております。

また、これに対しまして令和3年度の歳入の決算額につきましては251億6,700万円となっており、令和3年度当初予算230億9,300万円に対しまして約20億7,400円増となったものであります。これは、補正予算を主とした新型コロナウイルス感染症対策のための特定財源を充てたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

補正の多くが、新型コロナウイルス感染症の対策のものだと思うんですけども、そして国からのものだと思うんですけども、ちなみにこの新型コロナウイルス感染症対策関係の一般財源からの支出は今どれぐらいなのでしょう。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

一般財源の額でございますけれども、国庫支出金の額が17億6,154万1,000円、県支出金が463万3,000円、その他財源として180万1,000円、一般財源が5,293万7,000円となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策の関係では、市のほうでは5,000万ほど、あとは国だとか県だとかの支出金ということなんですけれども、この新型コロナの感染拡大前の予算が大体200億円前後、決算額もそう大きく変わらないんですけれども、この新型コロナが落ち着いてくれば国からの給付等、当然なくなってくると思うんですけれども、この元の200億円程度の規模に戻ってくるのでしょうか。お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年5月に改定をいたしました長期財政見通しにおきまして、令和5年度以降の予算額をお示しさせていただいておりますけれども、令和5年度の予算が206億8,000万円、令和6年度の予算が219億6,000万円、令和7年度は219億円としております。コロナ禍以前の200億円を上回ってくるものと見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

新型コロナウイルス関係なくというか、終わってからも財政規模としては戻らないと、コロナ以前に比べれば上がってくるだろうということなんですけれども、今回の令和3年度の決算でも、イベント関係ですとか、研修関係、新型コロナの影響で減っているという歳出もあったと思うんですけれども、新型コロナ後はこのイベント等も再開をしてくると思うんですけれども、そうするとさらに歳出増加になっていきますけれども、今これ縮小されている、支出を抑えられていますけれども、今後こういったものについては元に戻していくということなんでしょうか。そうすると、また歳出がさらに増えますけれども、それも含めての見通しということですかね。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

長期財政見通しの見込みの額を先ほど申し上げましたけれども、後期基本計画の実施計画等に基づきましてこれからの施策に必要な予算等を見込ませていただいて、そのような200億円を少し上回ってくる予算になるというふうに見込んでおるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、今後コロナ前のような状態になったとしても、財政規模200億円をちょっと超えてくるということを確認させていただきました。これはまた後ほどお伺いしていきたいと思います。

それでは、歳入歳出全体についてお伺いしていきたいんですけれども、今回歳入総額が約251億円、歳出総額が239億円ということなんですけれども、この決算の歳入と歳出の差額、形式収支が約12億円、そこから翌年に繰り越すべき金額を除いた実質収支について、前回令和2年度は実質収支8億9,690万円でしたけれども、これに対して、今回令和3年度は10億9,500万円、約2億円の黒字の増加になるわけなんですけれども、こちらの理由のほうをお伺いいたします。こちらの黒字は、経営努力によって黒字が増えているのかどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質収支の増でございますけれども、歳入におきましては市税収入が減少しておりますが、国が

らの地方交付税それから臨時財政対策債などの額が増額となっておりますことから、実質収支につきましては10億9,500万円になったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今回のこの実質収支が約2億円黒字が増えたというのは、市の経営努力というよりかは地方交付税などが増えたというのが大きな要因ということですね。分かりました。

それはまた後ほど伺いますけれども、まずこの令和3年度の10億9,500万円のうち、この半分5億5,000万円が財政調整基金に戻されるというわけなんですけれども、企業ですとか家庭であれば当然貯金が増えて黒字になっていいわけなんですけれども、やっぱり行政においては一概に黒字がよいというわけではないと私は思います。

この新型コロナの対策であったりとか、福祉であったり、教育、それから喫緊の課題があると思うんですけれども、そこに今回使わずに財政調整基金のほうに戻そう、貯金をふやそうという計画で今回こういった決算になっているのかどうか伺います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質収支10億円の2分の1を財政調整基金に組み入れておりますけれども、これは条例に基づきまして2分の1の額を組み入れることができるということで、例年からそういった形で基金に組み入れをさせていただいております。

必要な財源調整につきましては、予算の中で財政調整基金から取崩しをして予算を組んでおります。予算の決算額の剰余金を取り崩した基金の減と、また剰余金として基金に組み入れることで財源調整を図っておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

すみません、ちょっと聞き方がよくなかったと思います。

条例で、今回の実質収支の半分を財政調整基金に戻すというのは当然知っているわけなんですけれども、その以前の問題ですね。支出として使わなかったのかという話なんですけれども、今回は使わないで実質収支のほうに残しておこうということだったのかということをお伺いしたかったんですけれども、いかがでしょう。支出として使わなかった理由と伺いますか、伺います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

歳出歳入の差引きの形式収支から翌年度に繰り越します財源を差し引いた実質収支でございますけれども、これは予算の執行上、各事業において不用額等が出たりですとか、歳入との差引きの額で10億円が実質収支として出てまいります。

不用額につきましては、予算に基づいて歳出予算を執行いたしますけれども、当然3月議会等で

減額補正をすればこの実質収支額も減っていくようにはなるんですけれども、扶助費ですとかそういった落とせない予算もございますので、そういった形が結果的に決算として剰余金になったものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、意図的に残そうとしたというわけではないということかと理解をさせていただきます。

それでは、数値上では先ほども地方交付税が増えたというのが要因だったけれども、入ってきたけれども使わない、使えないということなので、そうするとお金は当然残りますので決算は当然よくなります。ただ、そういう状況で単純に決算が好転をしたと言っているのかというのはちょっと思うんですけれども、これもまた後ほどお伺いしていきます。

この項目、最後になりますけれども、翌年に繰り越すべき金額について令和2年度については7,029万円でしたけれども、令和3年度は1億2,472万円となっております。それは大幅に増えておりますけれども、理由をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

翌年度に繰り越すべき財源の増の要因ですけれども、継続的に実施しております亀山駅周辺整備事業等の事業進捗により繰り越すべき財源等が増額したものであるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

駅前の整備についての進捗によりということなんですけれども、こちらは予定どおり進んでいるけれども繰越しが昨年よりも多いということですのでよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

最終的に全体的な事業は順調に進んでおりますけれども、各年度間の事業の調整によって繰越しが出ているというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

それでは、次の歳入の内容についてお伺いをしていきたいと思っております。

市の大きな収入である市民税についてお伺いしたいんですけれども、令和3年度の状況をお伺いします。個人市民税、それから法人市民税についてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

個人市民税と法人市民税の状況ということでございますが、まず令和3年度決算におきまして、個人市民税につきましては26億6,119万5,873円、前年比で申し上げますと約5,309万円、2.0%の減となっており、この主な要因といたしましては、定年退職後も再雇用などで働き続ける方の増加によりまして、納税義務者の数は前年比で244人の増加となっておりますが、コロナ禍によります全体的な平均給料の収入金額の減少によりまして5,309万円の減収になったものでございます。

また、法人市民税につきましては、現年課税分におきましては前年比で3,286万円、5.7%の減となっており、これはコロナ禍によります自動車生産台数の減少に伴う自動車関連製品の受注の減、それと外出及び移動の自粛による影響で化学工業でありますとか、鉄道業等の減少によるものでございますが、ただ前年度からの単年の繰越分におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として徴収の猶予の特例が設けられております。納期延長が認められた猶予分が令和3年度に納付されましたことから、法人市民税全体としましては決算額5億9,544万9,100円で1,308万円、前年比2.3%の増収となっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

個人市民税は去年に引き続き減収、法人市民税についても令和3年度に限れば減収ということですね。決算としては、その前の分も来ているので増収ということなんですけれども。ということはやっぱり、特にこの個人市民税ですけれども、個人市民税の減少、つまり収入・所得が減ったという今説明がありましたけれども、そうすると私たちはこの市の財政が好転しているというふうにやっぱり実感できない要因はそこなのかなというふうに思います。

それから、次に増えているものについてお伺いしていきたいんですけれども、地方消費税交付金12億1,000万円、これも前年度比で1億円も増となっておりますけれども、こちらの要因をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

地方消費税交付金12億1,000万円、前年度比から約1億円の増となっております。地方消費税交付金につきましては、消費税10%のうちの地方消費税の2.2%に対しまして国勢調査の人口や経済センサスなどによる従業員数で案分して市町村に交付されるものでございます。

令和3年度の地方消費税交付金は、前年度に対しまして1億68万5,000円増となったところであります。この要因につきましては、国内消費の回復等により消費税納税額が増加したために市町村への交付額が増となったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

この地方消費税交付金は国から案分をされて、国のほうの収入が多かったのを踏まえて今回は多かったということだと思います。

それから、法人事業税交付金1億5,000万円、こちらも前年度比で5,000万円の増、これ54.9%の増ということなんですけれども、こちらの法人事業税交付金というのは従業員数に応じて交付される金額が決まる性質ということなんですけれども、こちらの今回の5,000万円の増額というのは、テクノヒルズの企業の進出とかそういった原因のものなんでしょうか。お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

法人事業税交付金1億5,000万円、前年度比で5,000万円増となっておりますのでございますけれども、法人事業税交付金につきましては大都市に税収が集中する構造的な課題に対応するために令和2年度から創設されたものであります。法人事業税、県税の収入額に7.7%を乗じた額を法人税割や経済センサスによる従業員数で案分して市町村に交付されるものでございます。

令和3年度の法人事業税交付金の交付額につきましては、前年度の9,420万円に対し、5,175万9,000円の増の1億4,599万9,000円となったところでありまして、その主な要因につきましては交付金が創設された令和2年度ではその年度を限定的に3.4%でありました交付率が、令和3年度以降は7.7%、これ以降7.7%継続的になるんでございますけれども、これ7.7%に変更になったことによりまして増額の要因となったものでございます。

なお、法人事業税交付金の仕組みにつきましては、県内企業の法人事業税の7.7%が各市町に案分されるものでありますことから、本市においてテクノヒルズの企業進出により法人事業税が増となった場合でも、県全体で減収となれば本市への交付額は減少になってしまうものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

法人事業税交付金というのは、そもそも令和2年から新しく始まったもので、その税率割合が変わったということで増えたので、テクノヒルズとか、市内の従業員の数が大きく変わってというわけではないということで理解をさせていただきます。なので、今後は金額がこのまいくかどうかというのは、また情勢によって変わってくるということなんだと思います。

それでは、先ほど出てきました地方交付税の給付についてお伺いをしていきたいんですけども、地方交付税の普通交付金、例年12億円ほどで推移をしていると思うんですけども、今回は16億6,000万円ということでかなりの増額だったんですけど、この増額があったので市の財政が好転をしたということだと思うんですけども、ただ通常でしたら市の必要な金額と市税等の市の収入と比べて、この足りない分というところが地方交付税というふうになってくると思うんですけども、ただ決算書で言われるように、通常の考え方だと、地方交付税が増えたから財政が好転したというふうにはならないとは思うんですけども、これを好転したと言える理由をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

地方交付税につきましては、地方公共団体の財源不均衡を調整して全ての自治体が一定の水準を維持できるような財源を保障する見地から国から交付されるものでございますけれども、今回増額となった要因は国税の収入の増額によりまして交付税の原資となる財源が増加となったものでございまして、その追加で交付された額が4億1,900万円でございます。

この額につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額の関係で決まってくるものでございまして、今回追加となったものにつきましては、コロナ禍において市町村の需要額が増加するというので、国からの算定によりまして増額になったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうすると、市に必要な金額と収入と比べてこの地方交付金、この部分が増えた、割合が変わったというわけではなくて、これプラスに追加の給付があったという理解をさせていただきます。

なので、これについては来年度以降あるかどうかというのは分からないということよろしいですか。今回のみということでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

今回の追加交付に関しましては、令和3年度限りのものというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

令和3年度限りということなんですけれども、今回追加給付をされた4億1,900万円の増について、使い道についてお伺いしたいんですけれども、これ追加給付ということなので先に給付をされたものとの区別というのはなかなか難しいかとは思いますが、当初の想定と比較をして想定よりも多く配分したという意味で使い道の内訳というのを教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

普通交付税の追加交付となりました4億1,966万円のうち3億3,613万8,000円につきましては、国のほうから将来の公債費負担に備えるようにという国からの指示がございましたことから、その額を減債基金へ積立てを行っておるものでございます。

地方交付税の前年度からの増額分4億2,865万5,000円から減債基金への積立てを除いた9,251万7,000円については、一般財源となることから事業の特定の目的に用途を定めたものではございません。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、この4億1,900万円のうち減債基金に3億3,600万円を積み立てて、残りは一般財源として使ったということによろしいですかね。

今回、庁舎基金のほうにも5,000万近くに積まれているんですが、これは追加がなくてももともと積む予定で、ここからの配分ではないということによろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

庁舎建設基金につきましては、新庁舎の整備に伴う財源確保のために財政状況を見ながら毎年度3月補正におきまして5,000万円を計画的に積み立てておくこととしておるものでございます。ですので、交付税の追加交付があったから庁舎基金を積み立てたということではございません。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、歳出のほうをお伺いしていきたいと思います。

歳出総額が約239億円なんですけれども、そのうち新型コロナ関連の給付金が約23億円、それ以外が216億円ということになりますけれども、この新型コロナ以前の歳出が平成30年度で203億円、令和元年度で209億円、先ほど新型コロナの後も決算額はここまでは戻らないということだったんですけれども、今回の新型コロナ関連以外での216億円という歳出額の主な要因、大きなもので結構ですのでお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和3年度の歳出につきましては239億4,737万2,000円となっております。新型コロナウイルス感染症対策として実施しました子育て世帯臨時特別給付金事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などの民生費の増やワクチン接種事業としての衛生費の増などがあったものでございます。

この歳出決算総額239億円から、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出の決算額約19億円でございますけれども、それを差し引きますと約220億円というふうになります。これは継続的な事業でございます。亀山駅周辺整備事業などによるもの、それから亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合に貸し付けるために借入れをしておりました都市開発資金貸付金の公債費の増、また普通交付税の追加分を将来の公債費負担に備えるよう国側から指示されたことによって減債基金へ積立てを行ったものが増の主な要因でございます。

令和2年、3年の決算では、令和2年度において特別定額給付金事業の約50億円や、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る約19億円などにより、コロナ禍以前よりも大きな規模の決算額となっておりますが、このことを加えまして継続的な事業である亀山駅周辺整備事業等の進捗の影響が大きかったものであるというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど、コロナで支出が抑えられた部分もあるという話もさせていただきましたけれども、それは抑えられた部分を踏まえても亀山駅周辺整備事業ほか民生費の増加、それから先ほどの追加交付の減債基金に積んだというところを踏まえての220億ということなので、この亀山駅周辺整備事業、これは終わっていくんですけれども、これが終わったとしても大体210億円ぐらいの推移にしていくのかなというふうに感じます。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

先ほども申しましたけれども、長期財政見直しにおきましては、コロナ禍前の200億円程度よりは若干上回った210億、220億程度の予算規模になるものというふうに見込んでおります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、新型コロナが落ち着いた後であっても歳出はこれからも増えるということを確認させていただきましたけれども、次に実質単年度収支についてお伺いしたいと思います。

こちら、前年の5億の赤字から好転をしているとされていますけれども、この決算好転の理由が、先ほどから出てきますけれども地方消費税交付金の1億円の増、地方交付税の約4億円の増、それから臨時財政対策債の3億2,000万円の増というものが主な要因だと思うんですけれども、これ今回の実質単年度収支の好転に対して、市ができたこと、市がやったことというのは何かということをお伺いしたいんですけれども。

昨日の答弁では、財政の健全性を維持できたという答弁ありましたけれども、市の財政運営のやりくりがうまくいったかのような感じだったんですけれども、実際どうだったのか、市として今回できたことは何なのかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質単年度収支の好転した要因につきましては、先ほども議員にもおっしゃっていただきましたように、地方消費税交付金約1億円、地方交付税約4億3,000万円、臨時財政対策債3億2,000万円の増が主な要因でございました。

また、当市としましても経常経費の削減に努めさせていただいておるところでございます。経常経費につきましては、令和3年度決算におきましては113億9,892万2,000円となり、前年度と比較すると6,133万円の増にはなっておりますけれども、この要因が令和2年度より会計年度任用職員が人件費での扱いとなったこと、それから令和3年度では会計年度任用職員に係る期末手当を年間1年を通して支出することとなったことから、約2,500万円の増となっております。

そのほか、繰出金において介護保険事業などが約1,900万円増、公債費において約3,400

万円増となったことの要因を差し引きますと、その他の経常的な経費につきましては一定程度削減をされておるといふふうに認識をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今回の実質単年度収支の好転について、市としてできたことは何かとお伺いをさせていただいたんですけども、結局、経常経費の削減ということでしたが、会計年度任用職員さんですとか介護の関係とかで増えたけどそのほかの部分は抑えられたということなんですけども、結局その部分というのはずっと増えていくものなので、結局減らせたのかということがいまいちちょっと腑に落ちなかったんですけども、今後その経常経費の削減のほうはどのようになっているんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質単年度収支を黒字に近づけていくことにつきましても、依然としてコロナ禍におきまして新型コロナウイルス感染症の影響がございます中、まだ年度途中であるために令和4年度の決算を見越すことは読みにくい段階でございますけれども、黒字に少しでも近づけるためにも企業誘致の積極的な推進により税収の確保を図ることや、第3次行財政改革大綱に掲げる取組を進めることで効率的な執行を徹底し、経常経費の削減を図っていくということが重要であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

ただ、今回先ほど言いましたように臨時的な歳入というのが多いわけなんですけれども、これ来年はないという見通しというものもあるということなんですけれども、来年の決算というのは悪くなる見通しになってくるんでしょうか。

また、臨時的な歳入の増額があつたにもかかわらず、実質単年度収支というのは結局赤字は赤字なんですけれども、今後も歳出増加をしていくということなんですけども、この実質単年度収支というのはもうこれ以上黒字には近づいていかないんでしょうか。黒字に近づいていくことはないのかどうか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

実質単年度収支をこれ以上黒字に近づけるために、先ほども一部申し上げましたけれども、極力、市税収入等の積極的な企業誘致等により税収の確保を図ることや、第3次行財政改革大綱に掲げる取組を着実に推進するなど歳出を削減して税収確保に努めることによりまして、少しでも実質単年度収支の赤字額を減らしてまいらる努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

企業誘致などの努力ということなのですが、やはり令和3年度が臨時的な収入だったので、急に企業誘致を今からというのも、来年の決算このまま数字を保つというのはなかなか難しいのかなというふうに思うんですけども、市長にちょっとお伺いをしたいんですけども、今回先ほどの個人市民税が減収ということで、市民が景気が上向いているという、市が財政好転しているんだぞという実感はやっぱりないと思うんですね。なので、その市の黒字というのが市民に還元をされていない。市の財政の中で黒字分を将来の借金返済に回したりとかして貯金に戻したりとか、そういうことをして結果的に数字としては好転をしているということなんですけれども、それはどういう方針からなのか。

市民は減収をしているけど、市のほうは財政は好転している、黒字であるという、今こういう状態になっているんですけども、どういう方針でそのようになったのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市が行う行政運営、政策判断、財政運営、それは基本的に、市民の公共サービスをいかに効果的に適切に提供していくか、あるいはまちとしての将来への様々な課題を想定して、それにきちんと適正に備えていけるか、そういう考え方の下に政策判断をし、そして財政の運営を行ってきているところであります。

議員が今、この決算で特に実質単年度収支についてご指摘いただいておりますが、先日もそうでありましたけれど、やはり亀山市としては約88の政策的な事業の展開、それから全ての事業を入れますと約三百数十という、本当にこれは教育も福祉も、あるいは道路、水道、様々な分野の事業をトータルとして展開をしております。それらを適切に総合計画なり、実施計画なり、基本計画に基づいて運営した結果、本年度はこのような決算になったという中で、財政指標はそれこそこの実質単年度収支の前に、実質収支や単年度収支や、そしてこの実質単年度収支、どちらかと言うと実質単年度収支はフローを扱う手法の一つであります。それから、将来にもわたるストックも考えますとやっぱり実質収支とか、それから単年度収支、それからいわゆる財政調整基金の備えの金額であるとか、その他の将来負担比率であると、いろんな要素を考えていく、全体として考えていくということがこの財政指標を読むときの一つのポイントではないかというふうに考えております。

行政の予算や決算の取組というのは、非常に民間の企業のような複式簿記のような概念が入っておりませんでした。しかし、この十数年来、公会計改革ということで、いわゆる発生主義の視点でありますとか、少し私どもも財務4表をオープンにしておりますけれども、今のフローとそれから将来のストックをいかに考えて現在の政策を決定していくのか、あるいはそれに基づいて予算を活用していくのか、そういう視点でもって、今までもそうなんですけど、この令和3年度につきましてもそのような方針で動かしてきたものであります。

今日、ご質問をいただいております幾つかの国の政策制度の方針、地方交付税の制度もそうなんですけど、先ほどの法人事業税の交付金の話もそうなんですけど、全国の1,700ある地方自治体の

判断だけではなかなか動かないいろんな仕組みが、私どもの日常の行政の公共サービスを提供するに当たってのいろんなものがやっぱり仕組みとして存在をしております。いろいろ申し上げたいことはありますし、全国の自治体も同様の思いであろうかと思いますが、財政力も本当にそれぞれのまちでは、コロナもそうですし、非常に複雑な少子高齢化社会が進展していくとか、そういう中で公共サービスをいかに提供していくかというのは本当に頭の痛い問題でありますので、国と地方の仕組み自体も、ある意味いろいろ改善をしていく努力を求めていると思いますし、我々ができる範囲でしっかり市民の皆さんに、公共サービスが今だけではなくて今後も持続的に提供できるようなことを責任を持って対応していかなくてはなりませんので、現制度の中で最善を尽くしていくという方針で、この財政運営と行政運営を令和3年度もさせていただいたということでございます。そういう方針で、今までもそうなんですけど、臨んできたということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

国の仕組みとしていろいろありながらも、長期的に全体として考えているということはとてもよく分かりました。

ただ、やっぱり新型コロナウイルスの影響とか社会情勢とか、文化とかもありますけれども、そういう不安定な中でやっぱり個人市民税というのが減収というのが顕著に出ていますので、やっぱり市民感情としては苦しい状況であると思います。そんな中で、決算として市としてはよくなっている、好転しているというのは、やっぱり市民の実情とのずれはあるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、やっぱりこの令和3年度、このコロナ禍でかなりの制約だとか、状況もどんどん変わっていく中で、市として一致団結をして対応していただいたというのはとても感謝をしております。ですので、財政のバランスとして、もう少し市民の幸福度といいますか、亀山市でよかったと思えるところにかじを少し切っていただきたいなというふうに思いました。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時04分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

代表質疑ということで、最終となりましたが、しっかりとさせていただきたいと思いますので、真摯な答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうは、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、それから議案第66号令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について、それからそれに付随した令和3年度主要事業評価シートについて、それから議案第55号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第67号津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてということで質問を進めさせていただきたいと思います。

まず令和3年度の一般会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

まだコロナ禍ということでございますが、令和3年度においても大きな影響があったというふうに認識しています。

まず、新型コロナウイルス感染症対策による影響についてということで取り上げさせていただきました。

この令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策の主な事業というものは、何があったのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を目指しまして、市民生活の支援、地域経済の支援、感染症対策の充実等の柱から成る新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを取りまとめております。

子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付やワクチン接種体制の充実を図るとともに、地方創生臨時交付金を活用しまして、販売、促進、事業者支援エールチケット制度ですとか、小規模事業者等の感染防止対策費用の助成、幼稚園、保育所等における衛生対策などの実施に全力で支援に努めたところでございます。

市民生活の支援につきましては、先ほども申しました子育て世帯臨時特別給付金に係る補助金の交付8億2,929万3,000円、それから住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る補助金の交付3億4,581万7,000円などがございます。

地域経済の支援につきましては主なものは、プレミアム率20%のチケット販売等を行った販売促進事業者支援エールチケット制度の創設6,350万8,000円、感染拡大防止対策に取り組む事業者に上限5万円の助成を行った小規模事業者等感染防止対策事業1,060万7,000円などがございます。

感染症対策の充実につきましては、ワクチン接種事業で3億6,174万8,000円、また病院事業会計でございますが、発熱外来診察室の新設3,148万円などがございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

様々な事業ということで、多くが国からの補助金等があって、地方創生臨時交付金等を充当していることかと思うんですが、その中で、事業を行うに当たって結果的に執行率が低くなってしまった事業というのは何があったのか、事業名あるいは執行率、その理由、併せて聞かせていただけ

ませんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

総合対策パッケージに係ります歳出の決算額でございますけれども、18億2,091万2,000円でありまして、その歳出に対します歳入でございますが、国庫支出金が17億6,154万1,000円、県支出金が463万3,000円、その他財源として180万1,000円、一般財源が5,293万7,000円となりまして、執行率につきましては、予算の23億4,049万1,000円に対しまして77.8%となったところでございます。

また、不用額は5億1,957万9,000円となりましたが、その主な要因につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で2億3,418万3,000円、小規模事業者等感染防止対策事業で8,339万3,000円が不用額となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

様々な事業の中で、結果的に不用額が大きくなってしまったものが非課税世帯の臨時給付金の事業であったと。これは結果的に給付が少なくなったということの中では一定程度理解できるんですけども、小規模事業者への支援事業については、8,300万円の不用となってしまったということは、結果的にちょっと事業として浸透しなかったということが言えるんじゃないかと思います。

できるだけ、市民の方はそういったものを活用して、この難局を乗り越えたいという思いはあるでしょうから、その中でやはりいかに国からの交付税等の活用かと思いますが、それをうまく少しでも市民のためになっているかというのは必要かなというふうに改めて感じるところです。

その中で、地方創生臨時交付金が使い道ということになると思うんですが、その3年度における充当額は幾らだったのかということ、それから全て使うことができなかつた分に関しては4年度に持ち越しているのかどうか、その辺り聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

地方創生臨時交付金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等でございますが、感染拡大の防止や感染の影響を受けている地域経済や市民の生活の支援を通じて地方創生を図ることを目的に創設されておりますが、令和3年度におきましては、1億6,142万2,000円を充てさせていただいたものでございます。

この主なものとしたしましては、販売促進事業者支援エールチケット事業に6,201万8,000円、小・中学校におけるオンライン学習のための環境整備の充実に1,947万6,000円、小規模事業者等感染防止対策事業等に1,093万1,000円などでございます。

充当額につきましては、交付される限度額の全額を充当させていただいております。翌年度に繰り越して使用できるというふうにされた予算につきましては、令和4年度の予算で予算を計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

令和3年度で充当できる地方創生臨時交付金については全て充当したと、4年度については4年度のほうで活用していく形になるということでありました。

この2年余り、非常に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいということの中で、行政運営は本当に大きく変わってきたと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、いかに市民の方に安全・安心の市民生活を送っていただくかという観点から、必要な事業であると思いますので、これからはきっちり進めていただきたいというふうに申し上げておきます。

それから、次の質問に移らせていただきますが、歳入における自主財源と依存財源についてということであります。

昨日から代表質疑等でも取り上げられておりますけれども、自主財源と依存財源の内訳金額、それから占める率を教えてくださいませんか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

自主財源と依存財源でございますけれども、自主財源につきましては、令和3年度におきましては122億3,000万円でございます、依存財源につきましては129億3,000万円の金額となっております。

自主財源につきましては、歳入のうち市税や分担金、負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体が自らの権限で調達できる財源を自主財源としております。

それから、地方交付税ですとか地方譲与税、国・県支出金などのように、国・県的意思決定に基づき収入される財源が依存財源というふうになっております。

全体の額に対します自主財源の率でございますけれども、令和3年度は48.6%が自主財源の比率となっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

48.6%が自主財源の占める率ということで、その率が、数字が占めるのが一定の判断でできるかどうかというのはちょっと難しい面はありますけれども、その中で自主財源のうち市民税が減収となっているということがあったと思います。こちらの主な要因というのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

自主財源のうち市民税の減収になっている要因でございますが、個人市民税につきましては、定年退職後も再雇用などで働き続ける方の増加によりまして納税義務者が244人増えておりますが、コロナ禍によります平均収入の低下などによりまして減収になったということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

市内の今の状況を踏まえてといいますか、その結果で減収になったということなんですが、この市税の中でも収入額がかなり100億を上回っていたのが、今回99億強ということで少し落ち込んできております。その要因、これは市民税以外のところで固定資産税等があると思うんですが、そこが落ち込んだということで認識しておるんですが、その要因についてお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員がおっしゃいました令和3年度につきましては、市税全体が100億を割り込んだというところがございますが、これにつきましては、先ほどの市民税のほうの減収以外にもちょっとお触れいただきました固定資産税の減収が大きくなっております。この固定資産税の減収は、宅地の下落や、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について固定資産税を軽減する特例措置というのが昨年度はございました。そういったことで、令和3年度は、その結果54億8,498万円ということで、令和2年度と比較いたしますと、1億2,096万円の減収となったものでございます。ただ、この新型コロナウイルス感染症対策地方税の減収につきましては、地方税減収の特別交付金で全額が補填をされております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、固定資産税については減免等の措置が取られたということの中で減収であったということ。それについては、交付税等の措置が取られて、その不足分は交付されるということだったと思います。しかし、固定資産税に関してはそうした措置がある中で、少しその新型コロナウイルスの影響が少なくなってきたら、事業が普通に戻ってくるに当たっては少し回復といいますか、そういう措置が取られた中で、通常に近い状態に戻ってくるという認識でよかったのか、もう一度聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど私申し上げました特例措置でそういった減収というか、これは税を軽減する措置でございますので、これは当然新型コロナウイルス感染症の影響ということでございますが、その後、ただ完全に感染症のほうが終息しておりませんので、徐々に回復していくであろうとは思いますが、まだ確実にそこまでは見通していないというところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

なかなか事業が戻ってきて、投資も増えてこない、固定資産というのが上がってこないということもありますので、たちまち戻ってくるようなことはなかなか見通しが立たないということが理解できると思います。

その中で、経常収支比率についてということで質問させていただきたいんですが、これが先ほどの中島議員のところの説明でもあったと思いますが、好転をしてきているという、これは市長の現況報告にもあったと思いますが、市税が減収の少しそういう傾向が続いている中で、しかし財政の指標等は好転をしてきているという、その実態と少し乖離があるんじゃないかというふうに認識してしまうんですが、これについてもう一度、その財政の考え方ですよね、それについてちょっと確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

経常収支比率でございますけれども、前年度から4.9ポイント好転いたしました。80.6%となったところでございます。

経常的に収入された一般財源について、市税が前年度から1億5,000万円減収となったものの、普通交付税が前年度に比べて4億1,000万円、それから臨時財政対策債が約3億2,000万円の増となったということで、8億8,662万8,000円増額になったことが好転した要因であるというふうに思っております。

また、経常収支比率につきましては、あくまでも単年度における指標でありますことから、中長期的な展望を持った財政運営に努めていく必要があるというふうに認識をしております。今後も行財政改革大綱の目標値としております85%以下となるように、行財政改革大綱に掲げた取組の着実な推進、効率的な予算の執行の徹底を図ることで経常経費の削減を図るということが重要であるというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

市税等は減収があったけれども、交付税等の措置があつて、要は余裕度が上がったんで、好転したということかと思うんですが、では交付税等は措置があるので、特に自主財源等の増収に努める必要はないというようなことにも捉えられるんじゃないかというふうに思うんですが、そうではないと、逆に自主財源を増やしていく必要があるんだということの考え、それは間違っていないのか、そこはどうか、確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和3年度におきましては、普通交付税や臨時財政対策債の増によりまして経常収支比率は好転になったということでもありますけれども、市税等の増収を図ることの努力ですとか、自主的な、自らの努力で歳入できる自主財源の確保に引き続き努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今の答弁では少し分かりづらいですね。やはり自主財源の増には努めていく必要があるというのはあると思うんですね。やっぱり余裕度を出すためにも。それと市としての思い切った政策を取り組んでいくにも、やはりそういうものは必要だと思いますので、やはり自主財源の増収というのは、これは地方自治体の必須課題であるかというふうに思います。

財務書類4表についてということでも聞かせていただきたいと思います。時間の関係もありますので、財務書類4表というのは、端的にその決算状況をどういったことを示すものなのかお示しいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財務書類4表につきましては、平成29年度決算以降、総務省により指示されました固定資産台帳の整備と複式簿記への対応を前提とした統一的な基準による財務書類を作成しておるということでございます。

この財務書類につきましては、民間企業や企業会計で用いられる発生主義に基づいて作成される財務資料でありまして、基準日時点の資産、負債、純資産の状態を示す貸借対照表、一会計期間中の収入、費用の取引高を示す行政コスト計算書、一会計期間中の純資産の変動を示す純資産変動計算書、それから一会計期間中の現金の変動を示す資金収支計算書の4表から成り立っているものを財務書類4表というふうに表しておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご答弁ありましたけれども、その財務書類4表の中の指標の一つ、行政コスト計算書というのがあると思うんですが、これは少し分かりやすいかなと思ったんで取り上げさせていただくんですが、市民1人当たりのコストというのが算出されております。これを見させていただいたときに、類似団体との比較では低く抑えられておるということなんですが、それはどのように評価しているのかお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

1人当たりの行政コストでございますけれども、類似団体に比べまして亀山市の数値のほうは良好な数値であるというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

良好ということだったんですが、その理由といいますかね、どう評価しているかという、そこ

をお聞かせいただきたいんですが、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和3年度の行政コストでございますけれども、210億8,120万円となっております。この行政コストから使用料、手数料の経常収益など、臨時的収入を差し引いたものが純コストとなりまして、その純コストを住民基本台帳人口で除したものが1人当たりのコストとなり、令和3年度の市民1人当たりの行政コストは41万4,000円となっております。前年度と比較いたしますと、12万円減少となっております。

その要因としましては、2年度の国の特別定額給付金制度によりまして補助金が約50億円増となったことが、令和2年度にございましたことから経費が増額となっており、各コストが増額となったため、そのような数値になっておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

それともう一つ聞かせていただきたいのが、受益者負担についてなんです、こちらについても、受益者負担についても、他の類似団体と比較しても抑えられているということなんです、そちらについてはどのように評価しているのか、聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

受益者負担比率でございますけれども、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を示すものでございます。経常収益を経常費用で除したものが受益者負担比率というふうになっております。

令和3年度の受益者負担比率につきましては約2.9%、令和2年度と比べまして1.4%の増となっております。2年度においては、先ほども申しました国の特別定額給付金により経常費用が増額となったことで、受益者負担比率が下がっているものでございます。

受益者負担比率は2%から8%が平均的というふうにされておりますことから、当市の割合は平均的な数値の範囲であるというふうに考えております。

なお、受益者負担比率につきましては、各種市のサービスに対して設定されております受益者負担の割合とは異なるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

受益者負担についても、低く抑えられているということだったんですが、こちらについても必要なものについてはやはり受益者負担等もう少し高くなってもいいんじゃないかと、そういうバランスだと思うんですけども、それを見て、行政のほうの執行に当たっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

一般会計の決算認定については、以上とさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

議案第66号令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定についてということで質問させていただきます。

令和3年度の決算内容の特徴についてということで、まず3年度決算の病院事業会計の概要についてお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

令和3年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入院患者数が減少はしたものの、入院総収益は8億25万5,178円となりまして、ほぼ横ばいとなりました。

また、外来収益につきましては、発熱外来やPCR検査を受診する患者数の増加などに伴いまして、前年度比2,170万9,377円増の5億705万6,352円と微増したところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る県からの補助金等1億8,328万2,223円や訪問看護ステーション事業収益1,975万3,871円などによりまして、収益の合計は、令和2年度に比べて3,864万円ほどの増の17億6,558万1,904円でございます。

これに対しまして、費用につきましては給与費や材料費のほか、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の影響による燃料費の高騰、PCR検査委託費の増加等の理由により、経費が前年度比2,850万9,657円増の3億9,772万5,547円、訪問看護ステーション事業費用3,031万2,981円等によりまして、費用の合計は17億5,802万2,387円でございます。

収益から費用を差し引きました経常利益は、755万9,517円でございます。経常収益から特別損失755万9,517円を差し引きました当年度純損益はゼロ円となりました。

経営状況としては、経常収支比率、費用に対する収益の割合でございますが、これが100.43%となっており、健全な状況となっております。

また、法定外の繰入金であります一般会計補助金のうち赤字補填に係る部分は、546万1,963円となりまして、令和2年度と比較して約3,000万円ほど縮減することができたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今の決算状況を聞かせていただきまして、何とか法定繰入金を含めて地域医療の役割を担ってきたということかと思うんですが、1つ言っておかなくちゃいけないのが、やはりその病院事業で奮闘している職員の方ですね、その全国的には賃金の上昇を言われた中に見送った経緯もありますので、そういった方に報いるというのは、やはりどこかで念頭で覚えておかないといけないというふうに申し上げておきたいと非常に思います。

その中で、特に令和3年度における決算で、この中で特徴的なことということはどういったものがあつたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回の決算においての特徴的なことと申しますと、やはり一つに大きな要素としてコロナ対策に積極的に取り組んできたこと、これによる県からの補助金等の約1億8,000万円、それから本業であります入院、外来、ここも少し好転がございました。このことによって、やはり先ほど説明させていただきましたが、純損益をゼロ円とすることができた、また赤字補填も縮減することができたというのは特徴とってよいかというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

令和3年度における本業というところをちょっと聞かせていただきたいんですけど、もう一度確認したいんですが、外来患者あるいは入院患者の状況、それが2年度と比較してどうだったかということ、それも地域包括ケア病床ですね、こちらの状況はどうだったのか、そこを聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

入院、外来の状況でございますが、まずは入院患者数は延べ1万9,434人と、前年度と比べて1,090人減少し、病床利用率としましては59.16%となったところでございます。これによりまして、入院収益は前年度比約300万円ほどの減ということで、先ほどほぼ横ばいと申し上げたところでございます。

また、外来患者数は、発熱外来やPCR検査を受診する患者数の増加等が要因となり、延べ3万7,074人と前年度と比べてこちらは1,607人増加し、外来収益は前年度比2,170円増の5億705万6,352円となっております。

この入院及び外来患者を合わせました年間の患者総数は、前年度比517人増の5万6,508人、入院及び外来収益の総額は、前年度比1,835万6,144円増の13億731万1,539円でございます。令和2年度と比較をしますと、好転したといった状況でございます。

それから、先ほどいただきました地域包括ケア病床、これにつきましては、当院の27床につきましては、病床利用率としては91.4%と高い利用率を保っております。

ここ数年のところで見ましても、ここ3年ほどは90%を超える利用率で運用をしておるという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

令和2年度と比較して患者の方は増えている、戻ってきているということ。当然、やはり必要である、医療にかかる必要があるということの中で、医療センターを利用される方が少し増えたということかと思えます。

その中で、1つ聞かせていただきたいのが、この三重大学亀山地域医療学講座支援事業、これを聞かせていただきたいんですが、令和3年度の主要事業を評価シートにもございます、三重大学亀

山地域医療学講座支援事業というものはどういうものなのか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本事業につきましては、平成23年度に三重大学との間で寄附講座の設置協定を締結して以降、継続して実施をしている事業でございます。

実施内容といたしましては、三重大学が市立医療センターに内科、それから整形外科の診療体制を整備し、実際の診療を通じて地域医療を担う医師の養成や亀山市をフィールドとした地域医療に関する研究を行うものでございまして、事業実施を通じて市立医療センターの医師の確保を図り、本市の地域医療体制の強化につなげるものでございます。

令和3年度における事業費のほうは3,120万円で、市立医療センターに医師2名の派遣を受けるとともに、研修医や医学生の受入れも行ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

三重大学のほうからの医師の確保をいただいて業務委託といたしますか、そういった形で使っている事業ということかと思えます。ただ、この3年度において、整形外科の診療がなくなってしまうというようなことが起きてしまったということなんですけれども、令和3年度において、この支援事業についてはきちっと効果を果たしたのかということを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

この事業が病院で効果を果たせたか、生かされたかということでございますが、まずこの寄附講座は、平成20年頃、全国的な医師不足の影響の波が当センターにも大きく押し寄せまして、一部診療制限をせざるを得ないといった状況であったことから、その対応策として先進的に平成23年度に三重大学との間に開設をいたしまして、以降10年余りの間にわたりまして設置をしてきております。

昨年度におきましても、この寄附講座における臨床研究を通じまして、当センターには常勤医、これは内科医、それから整形外科医の2名が配置されるほか、初期研修でありますとか専門研修も配置されまして、診療、それから指導、教育活動を行ってきております。

このことは、当センターの入院、外来、救急等の診療体制の安定化につながる取組でありますし、さらに昨年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱検査外来でありますとかワクチン接種の実施など地域医療体制の維持、それから強化には欠くことのできない取組事業であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

欠くことのできない支援事業であるということ、それは理解できます。

しかしながら、今年度においては、先ほど申し上げたとおり、整形外科については、その診療時間を縮小する等の結果に、そういったことになっている実態があるわけですね。三重大学だけに特化してその支援事業をして、そこに医師の派遣を依頼しているということは、結果的にはなかなかそこが従来どおりっていないという中では、さらに今例えば甲賀病院のほうから来ていただいているということは認識しておるんですが、そういった形でその支援事業をさらに広げていく必要があるんじゃないかと思うので、そこについてはどうお考えですか。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、医療センターにとっては医師の確保が絶対必要でございます。

現在、この4月より三重大学の医局の事情によって整形の常勤医が減員となり、当センターの診療体制に大きな影響を及ぼしているのも事実でございます。

その点を考えますと、診療の基本となる医師の人材確保が急務であることから、このことを解消していくためには、他の大学と連携して医師の派遣を受ける、この寄附講座等を活用する手法は非常に有効な手法であると考えております。

こうしたことから、他の大学とも、当センターとの立地関係や目的、趣旨、また大学の医局事情等の諸条件が整えば、積極的に開設に向けた取組を進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今回の代表質疑は、あくまでも3年度の決算の認定ですので、少し外れた部分はあるかもしれませんが、今の実態を照らして、答弁を求めさせていただきました。

そういったことで、やはり継続しての働きかけがあつての病院事業が成り立っているわけですので、そういったことを踏まえて、過去からの支援事業がつながっていくように、今後もきちっと対応していただきたいということを申し上げたいと思います。

続きましての質問に移らせていただきます。

議案第55号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらについては、6月議会でも議案第32号ということで上程されたと認識しておりますが、時間の関係もありますので、端的に今回の上程議案との違い、内容の違いを聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

前回との改正の違いでございますが、さきの6月定例会でもこの育休条例を改正しておりますが、その際は、会計年度任用職員の在職の1年以上の職員でないと取得できなかったものが、その要件を取ったと、1年未満でも取得できるように取ったということでございます。

今回の改正につきましては、人事院規則が令和4年10月1日からの施行に合わせまして準じた

改正をするものでございますが、任用期間の要件の緩和や夫婦が同時に取得できるように制度を柔軟化するなど、さらに会計年度任用職員が育児休業を取得しやすくなるよう制度を改正するものでございます。

1点、大きなところといたしましては、これまで会計年度任用職員は夫婦が同時に取得できなかったのが、それが一緒にできる、これが一番大事な改正なのかなというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

もう一点だけ確認させていただきたいと思うんですが、前日も言わせていただきましたが、今回緩和になって会計年度任用職員等の方にとっては非常にいい改正だと思いますが、使用者側といいますか、採用者側、市の人事側としては、採用にちゅうちょするようなことに結びつかないか、その配慮を欠くようなことにならないのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正が採用の抑制にならないかということでございますが、これは6月議会でも同様のご答弁を申し上げておりますが、今回の改正につきましても、決して採用の抑制をすることにはつながらないというふうに認識しておりますし、前日も申し上げましたが、会計年度任用職員が育児休業を取る際には、当然また育児休業の代替の会計年度任用職員を配置するということがありますので、決してそのようなことはございません。

今回の改正につきましては、年で2回改正となっておりますところなんですけど、これはやっぱり働き方改革の中で、子育てと仕事の両立支援、そういったものをさらに非正規の会計年度任用職員の制度の中でも推進していくという部分の制度改正というふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

明確な答弁があったので、そのようにきっちり対応していただきたいということを申し上げたいと思います。

続いて、議案第67号津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてということで質問に移ります。

協議会の設置の目的についてということで問わせていただきたいと思いますが、この協議会方式を採用した、そういった点も含めてご説明いただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

3市の協議会設置に至った経緯、また協議会方式にするに至った経緯につきましてですけれども、亀山市、津市、鈴鹿市、3市消防本部では、平成31年から消防指令業務の共同運用について検討を開始、その後、令和3年度の基礎調査業務を踏まえ、3市で指令事務の共同運用は、人員面、財

政面での効果はもとより、災害情報を一元化することでの速やかな応援受援体制を確立できるなどのメリットから、本施策を進めることといたしております。

協議会方式につきましては、指令業務を3市で共同運用するためには、地方自治法等の運用方法を定めて実施する必要があり、国の市町村の消防連携協力の基本指針で示された指標のうち、協議会方式を採用したいと考えております。

その理由といたしましては、構成する消防職員の身分の変更や自治体の権限の移動がないこと、さらに協議会として実施した事務は、それぞれの自治体が行った事務として効力を有することなど、公平性、平等性も高いことから、この方式を採用したいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

公平性、平等性に照らして、協議会方式を採用したいということでありました。

当然ながら、これは3市の通信指令の事務、その協議会設置ですので、これは津市、鈴鹿市も同じ協議についてということで議案を上程されておる、そういう認識をしておるんですが、この具体的な協議の進め方について問わせていただきたいんですけども、たしか昨日の答弁で、委員は各市3名ずつ9名ということでお聞かせいただいたんですが、実際、この協議会の場所はどちらにおいて進めることになるのか、教えていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

協議会の進める場所、事務所につきましては、現在の津市消防本部に置くことといたしております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

津市消防本部に置いて協議を進めていくということでありました。

令和8年度に運用を開始されるという認識をしています。これから協議会を設置した中で、どういった時間軸といたしますか、どういう形で正式運用に至るまで進めていくのか、その内容の説明をいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

共同運用の今後のスケジュールといたしましては、議決後に3市の協議により10月下旬に当該規約を定め、協議会を設置する予定となっております。その後、随時会議を開催し、諸課題を検討するとともに、令和5年度には新たな消防指令センターに係る実施設計を行い、令和6年度及び令和7年度に整備工事を進め、令和8年度からの本格運用開始を予定しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

10月下旬に設置をして、5年度実施設計、6年度からは工事に入っていくということだったと思います。

総務委員会等の資料でも説明があったと思いますが、県内30%近くの人口を守るような、そういったような指令本部ということで認識していますので、非常に大切な時期を迎えてきたと思いますので、市民の安全・安心のためにきっちり進めていただくことを要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は10人です。他の議員は別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第57号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）、そのうち第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、施設管理費の増額補正について伺ってまいります。

まず初めに、今回のこの補正予算、補正額は全体で8,847万3,000円。これのうち6,000万円もの非常に大きな増額補正、今回のこの塵芥処理費、施設管理費に充てられております。この大きな増額補正が必要となった背景を含めて、補正予算の概要について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず本市では、ごみ熔融炉処理施設の運転に必要な副資材としてコークスを使用しておりますが、日本ではそのコークスの原料となる石炭を輸入に頼っております。近年、この石炭価格が日本最大の供給元であるオーストラリアにおける雨季の悪天候や新型コロナウイルスの影響による人手不足から、生産及び輸送が停滞し供給が遅れたことに加えまして、ロシアによるウクライナへの侵攻により、国がロシア産の石炭の輸入を段階的に削減し、最終的に禁輸する方針を決定したこと、さらに円安の影響もございまして、石炭価格は極めて高い水準で推移しております。このような背景から、コークスの価格が急騰し、予算不足が生じますことから増額補正を提案させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

亀山市の溶融炉に使う燃料といたしますか、石炭、コークス、これが輸入に頼っている。これはもうそういうことで、今コロナの影響であったり国際情勢、そして円安と、こういった外部環境の急激な変化の影響を受けて価格高騰していることで、これだけ補正予算が必要になるということであったと思います。

では、例年と比較してコークスの価格が実際どれほど高騰していて、ごみ処理のコスト全体のうち、どれだけの増額になっているのか、こういった影響が実際あるのかということ、その辺りを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まずコークスの価格でございますけれども、過去10年間のコークスの購入単価でございますけれども、平成24年度が1トン当たり5万1,975円、その後は6万円台から8万円台で推移しておりました。しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたとおり、国際情勢により、令和3年度の下半期には10万3,620円、さらに今年度に入りましても、4月から8月まで13万2,000円、9月以降は17万9,740円と急騰している状況でございます。溶融炉におけますこういった副資材の価格の高騰というのが影響を及ぼしておるというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

実際、価格が1トン5万円あたりの頃からと比べると、約17万円と3倍以上、4倍近くに高騰しているということかなと、このように理解をいたしました。

この国際情勢の急激な変化、コロナの影響、そういった中で、こういった非常事態の中で高止まりが続いていく可能性もあると思います。これがいかに市の財政に大きな影響を与えているかということだと思いますけれども、では今後の対策として、ごみ処理のコストを減らしていくためにはこういった対策をしていくのかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず廃棄物処理に係るコストの削減につきましては、廃棄物が持つ熱カロリーが大きく左右いたしますことから、厨芥類など水分を含むごみの排出量を削減することや、廃棄物の再資源化が最も効果的であると考えております。

そこで、昨年度から、廃棄物の再資源化を拡大するため、新たに雑紙やその他色瓶の分別収集をお願いするなど、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、市民の皆様に広報「かめやま」や行政情報番組を通じて協力を呼びかけているところでございます。

また、溶融処理に当たりますのは、熱カロリーが低い掘り起こしごみの投入に合わせて、布団、

枝木など熱カロリーが高い廃棄物を効率的に混合し投入することで、コークスの使用量の削減に努めますとともに、コークスの代替品としまして、リサイクル木材を原料とするバイオマスチップをゴミに混合することでコークス使用量を削減することができないか、検討を始めているところでございます。

さらに、新たな取組といたしまして、本年10月1日から、食品ロスに焦点を置き、食品を扱う店舗が廃棄になる可能性がある商品をウェブ上に安価に出品し、消費者がお得に購入することで食品ロスを削減する「かめやまタベスケ」というサービスを試行的に開始いたします。加えて、総合環境センターでは、土の中にいる微生物の力を利用して生ごみを分解し、消滅させるキエーロという生ごみ消滅容器を実証実験中ではございまして、この観察記録を随時ホームページで情報を発信しております。家庭でも比較的容易に取り組めるものとなっておりますので、今後、市民の皆様にも広めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

雑紙や色瓶なんかのそういった再資源化というところと、いわゆるコークスに代わるものの検討ということでバイオマスチップの検討であったり、あとはやっぱり廃棄物って生ごみ関係というのがかなり燃料を消費するということは伺っておりましたので、そこに対するアプローチとして食品ロスのタベスケだったり、生ごみを消してくれるキエーロ、こういったものを検討しているということでした。

タベスケ、非常に面白いサービスだと思います。とはいえ、これ市内の事業者さんがどれだけ利用してくれるかによって、これも効果が全然違うと思いますので、そういったところをよりPR、そして実際に実効性のある取組として推進してもらいたい。そのためには、やっぱり亀山市内だけでこれをやるんじゃなくて、やっぱりほかにもいろんな事業者さんとか、市外の事業者さんも含めて参加してくれると、やっぱりそうやって利用者が増えるということもやっぱりこのサービスが発展する上でも重要だと思いますので、こういった取組は、ぜひそういった積極的な取組をぜひ進めていただきたいと思います。

1点だけちょっと追加で伺いたいんですけども、例えば今このコークスの入札をどうしているかという話なんですけど、例えば今これだけ価格の上下動、上下動といっても上がりっ放しなんですけれども、価格の変動が激しい中で、例えば入札の時期を四半期単位に変えて、価格の動向を見極めて行くと、こういった対策も一つコストを下げるという意味では考えられるのではないかなと思うんですけども、この辺りはどのように、現状はどうかということと、今後どうしていくかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず単価でございますけれども、購入料金というものを決めさせていただいて購入はしておるんですけども、これにつきましては、そのとき高騰してくれば、そういった価格に合わせた形になってまいりますので、今、入札の方法をということでございますけれども、こういったものを今現

状では、そういった単価の上昇に合わせて、そういったものについてもこちらが購入する価格というものが上がってくるという状況でございますので、そういったことに対応できるものであれば、そういったことも考えてまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

聞き取りといたしますか、話を聞いている段階では随意契約だというふうに聞いておりましたが、その辺りはちょっと検討の余地があるかなと思っておりますので、今後の研究課題として認識していただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に行きたいと思えます。

ほかにこういった物価高騰であったり、原油高騰、石炭の価格の高騰、こういった影響を受けているこのごみ溶融炉関係の経費、ほかにこういった影響を受けて価格が高騰する可能性のあるものはこういったものがあるのか、それを確認したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ごみの溶融処理、破碎処理につきましては、光熱水費、それから燃料費、こういったものがかかってまいります。さらに、ごみを収集するときの燃料費、こういったもの高騰、こういった高騰によって影響が出てくるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

石炭のそういった燃料関係の高騰だけではなくて、光熱水費であったり、ガソリンであったり、こういったものもやはり今後コストが上がってくることになると思っておりますので、やっぱりこのごみ処理関係のコストというのは今回のこの国際情勢の影響を大きく受けるということで、ぜひ積極的にそのコスト削減、先ほど答弁していただいたような内容をしっかりと実行していただきたいなと思えます。

その中で、この財源について、今回の補正予算も6,000万円という価格で、今後もまたこれがかさんでいくという可能性があるということですが、この財源についてはどのように考えられて、国の財政措置というものがあるのかどうかというところだけ最後に確認したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

財源についてでございますけれども、今回こうした副資材、コークスの高騰によるものに対する国の財政措置等はございませんもので、一般財源での対応になってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

重くのしかかってくるものだと思います。ぜひコスト削減へ取り組む工夫をぜひ重ねていただきたいのと、今後のそういった対策をぜひお願いしたいと思います。

以上でこの項目を終わらせていただきます。

引き続きまして、第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、活動費及び第3目消防施設費、施設維持補修費の増額補正について確認したいと思います。

今回のこの補正予算に関しては、亀山市の第4分団、川崎地区の消防団が操法大会で県大会を見事勝ち抜き全国大会に出場されるということで組まれた補正予算だというふうに認識しておりますが、今回のこの増額補正の概要と補正が必要となった背景を含めて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

補正が必要になりました、まず背景につきましてですけれども、去る7月10日に三重県消防学校で開催されました令和4年度三重県消防操法大会小型ポンプの部において、本市消防団の代表として出動いたしました川崎地区第4分団が、当日は悪天候の影響により他の有力な消防団が苦戦する中、安全、確実、迅速な消防操法を披露し、見事大会連覇とともに全国大会出場を果たしました。過去には、昭和57年度に当時の関町消防団がポンプ車の部で全国大会に出場した歴史もございますが、新市施行後の亀山市消防団といたしましては初の快挙となるものでございます。

今回の予算補正は、来る10月29日に千葉県市原市で開催されます第29回全国消防操法大会に第4分団が三重県代表として出動いたしますことから、必要な経費について提案させていただいたものでございます。

その予算補正の概要につきましては、活動費といたしまして、大会までの訓練に取り組んでもらうための報酬と費用弁償をはじめ、選手等の千葉県までの移動等に要する旅費、バス等運行委託料のほか、大会に向けて使用する消防ホース、吸管、選手が着用する操法用シューズ等を新たに購入するための消耗品費、現地への資機材搬送を運送業者に委託することから、施設運送等委託料、現地で使用する台車購入のための備品購入費となってございます。また、施設維持補修費につきましては、可搬ポンプ2台の点検整備を実施し、大会出場に万全を期するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

新市施行からの初めての快挙ということで、本当に市を挙げて応援をしていくという気持ちで、これは本当に当然のことだと思います。川崎地区の第4分団には亀山市だけではなく、三重県を代表する消防団として、来る全国大会では大きな期待を背負いながらベストを尽くしていただけるように、交通費や宿泊費とかそういった必要な経費であったり、資機材の更新というところは、今後の消防力、地域防災力の向上にも資する、そういった必要なものだと思いますので、そういった補正予算というものを計上したものだということを認識いたしました。

ちょっと一部だけ、少し内訳についても確認したいんですけども、普通旅費の9万5,000円とバス等運行委託料5万2,800円、これはそれぞれ交通費関係の経費だと思いますけれども、これの内訳を少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

今回の全国大会には、消防団長以下24名の消防団員と随員職員4名が参加しますが、その移動に係る鉄道運賃や日当、宿泊費が含まれております。また、移動に際しましては、大会前日に現地練習が可能であることから、指定時間に間に合うよう選手6名と第4分団長、訓練を補助する団員6名が新幹線等を利用するものです。他の団員につきましてはバスを利用させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

日当であったり、宿泊料。新幹線とバスで分かれるということですが、事前の練習、それに選手とそれを補助する団員と、あと消防職員も含めた新幹線の交通費ということだったと思います。事前練習、これはやはり今まで培ってきた練習の成果を発揮するためにも、誰でも準備に取り組むというのではなく、やっぱりふだんやっている団員がそれに取り組むということが、これは選手たちが大会でベストを尽くしてもらうためにも必要なものだと思います。

一応確認なんですけれども、もし今後何か大会側の都合で変更があったりだとか、日程の変更だとか時間の変更だとか、そういったものが仮に生じたとしても、その事前練習などに必要な団員、その人員の数に関しては新幹線、それだけの交通費というものは確保していただけるという、予算計上していただけるという、そういった認識でよかったかどうかというところだけ再度確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

前日の現地練習の消防団員につきましては、現在の人員におきまして訓練の準備から撤収等を十分ご対応いただけるものと思っておりますけれども、必要に応じましてこの予算の枠の中で対応させていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

必要な人員は必要なタイミングで現地入りできるように、分団と相談しながら引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次なんですけれども、総額にして今回いわゆる500万円近い補正予算ということで、決して小さい額ではないというふうにも認識しております。今回の増額補正に係る国の財政措置というものがあのかどうかというところ、その辺りを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

国の財政措置といたしましては、特別地方交付税の交付対象となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

特別地方交付税の対象となるということでありました。

それともう一点、予算の内訳。先ほどの説明も聞いておりましたけれども、今回、亀山市新市施行後の初めての全国大会出場ということですが、激励会というものを、こういったものの予算というのが入っていないように感じたんですけれども、そういったものは計画されているのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

激励会等につきましては、予算範囲ではありませんが、三重県では9月12日月曜日の午後三重県庁正面玄関前で知事ほか関係者出席の下、第29回全国消防操法大会出場団壮行会を開催させていただくと通知がございました。

また、本市におきましては、10月7日金曜日に消防署北東分署において激励会の開催を予定しております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

第4分団にはぜひベストを尽くしてもらいたい。そのためにできる限りのサポートをこの予算の範囲内でお願いしたいと思います。

では、この項目最後に、市長に伺いたいと思います。

今回のこの川崎地区の第4分団の全国大会出場に対してどのような思いで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、500万円という決して少なくない補正額だと思います。この補正予算をどのような思いで組んだのかというところを、市長の思いを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の予算補正につきましては、本市として初めて第4分団が全国大会に出場することとなったということ、大変あっぱれでございますが、そういう思い、頑張っていたきたいという思いで提案をさせていただいております。

ご案内のように、全国的にこの消防団員が減少して、さらに地域防災力の低下が懸念をされている昨今であります。今回の全国大会の出場が亀山市、さらにはこの亀山市消防団にとりまして非常に明るい話題でございますし、地域防災の要であります消防団員の確保とか、消防団活動の活性化につながる機会ではないかと、契機ではないかと期待をいたすものでございます。今回の補正予算を十分活用していただいて、ぜひとも全国大会優勝を目指して、大きな舞台ですが、大いに躍動していただきたいと願っております。そして、その大会を通じて得た知識とか経験を、本市消防団

の各分団、団員に頑張らせていただいておりますが、その仲間たちにも還元していただくことで亀山市のこの地域の防災力がますます充実・強化されることを強く願っております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回、この川崎地区の第4分団が全国大会で活躍される、その姿が亀山市全ての消防団の士気向上につながり、またそれが地域の防災力につながればと願っております。

また、今回の補正予算にも一部資機材の更新費用なども含まれますけれども、引き続き各分団の詰所の建て替えであったりとか、資機材の更新、環境整備に対する課題も今後ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

次は、最後に歳入に関して、第18款寄附金、第1項寄附金、第1目民生費寄附金、児童福祉費寄附金及び歳出の第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目保育所費の補正について伺いたいと思います。

今回のこの寄附でございますけれども、この寄附の内容とその使い道について、この補正予算の概要を確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回の補正につきましてですが、去る7月、丸一株式会社様から、本市の地方創生の取組を応援したいということで、企業版ふるさと納税の制度を活用し、本市のまち・ひと・しごと創生推進計画の中でも出産・子育てを支え、郷土愛を持つ人を育てる取組に期待し、3,000万円のご寄附のお申出があったところでございます。

企業版ふるさと納税は、地域再生法等に基づき認定された地域再生計画に位置づけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する課税の特例のことを指すものでございます。なお、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた事業のことを指すものであり、企業はこの制度を通じて地方公共団体に寄附を行うことで、地域への社会貢献や企業PRにつながるなどのメリットがございます。

このような中、企業版ふるさと納税による寄附金は、原則国の補助や交付金の対象となる事業の市負担分に充てることはできないこと、また寄附額は事業費の範囲内とすること、さらには事業の成果を明確にはかることができる重要業績評価指標（KPI）の向上に寄与する必要があることなどの要件が付されております。

加えて、今回の寄附者が待機児童対策への活用を希望されていたということもあり、企業版ふるさと納税の制度の要件を満たす事業は、和田保育園保育室増設事業のみでございましたことから、その充当に係る予算補正を今議会に提案するに至ったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

非常に大きい額、3,000万円というこの企業版ふるさと納税。この企業版ふるさと納税とい

うのは今でも聞いたことは、認識はしておったんですけども、今回こうやって議会で質問するのは初めてだなと思っております。ただ、調べてみると、これは全国的にも増加傾向にあるようでして、2021年度の自治体ごとの受入額、一番多いところで静岡県裾野市、これが17億4,000万円。その市によると、市長自らが企業を回り、まちづくりをPRしてきたということで、その寄附金は狭い道路や老朽化した橋の整備に充てたということでした。続いては群馬県太田市、10億3,000万円。市民体育館の建設費などに使ったということです。

こういった寄附に関しては様々な議論があるというふうにも認識しておりますけれども、こういった事業予算を確保する上ではかなり有効な手段ではないかというふうな印象を持っております。

その中で、今回この企業版ふるさと納税の制度のこれまでの亀山市の寄附額、実績、効果と併せて、これからのこの制度に対する期待であったり、今後の展望を併せて確認したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

企業版ふるさと納税制度の活用に関するご質問かと存じますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正によりまして制度の大幅な拡充・緩和が行われて、内閣府が公表いたします2年度の寄附実績によりまして、議員からもいただきましたが、金額・件数ともに大きく増加をいたしております。

こうした中で、本市におきましては、この制度を活用した企業からのご寄附は今回が初めての事例となります。今後は、この制度が令和6年度までの特例措置でございますことから、さらなる制度活用を図ってまいりたいというふうと考えております。

そのために、企業版ふるさと納税制度が地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけます、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業への寄附が対象ということになりますことから、本年6月に策定いたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、地方創生の効果的な推進を図る観点から、幅広い分野の施策を後期基本計画から組み入れて、その戦略に位置づけたというところでございます。

また現在、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトで、本市の地方再生計画が確認できるようになっております。制度の受入れを情報発信いたしておりますが、今後はより多くの企業に応援していただけますよう、本市独自の魅力や地方創生の取組内容を分かりやすくまとめて、市ホームページや内閣府のサイトの情報内容の充実を図るとともに、寄附実績の多い自治体の取組も参考とさせていただきますながら、様々な機会を捉えまして本市の企業版ふるさと納税による支援についてのPRを展開し、地方創生の効果的な推進につなげてまいりたいというふうと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ使わない手はないなという、そういう印象を受けております。

昨日からも議論ありましたけれども、決算関係で、今後亀山市が抱える大型事業といいますか、道路や橋、上下水道、こういった老朽化するインフラの整備であったり、保育園、認定こども園な

どの子供関係施設の建設、学校、教育施設の建て替え、そして新庁舎であり、リニア周辺の整備であつたり、こういった亀山の今と未来に欠かせない大型事業、これは市の財政に重くのしかかる事業だと思えますけれども、財政健全化とともにこれを推し進めていくための、その財源確保の一つとして、ぜひこの企業版ふるさと納税というのは非常に重要な仕組みだと、そのように考えますので、積極活用をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

議案質疑、通告に従いさせていただきます。

まず1点目でございます。

議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入のうち総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金についてお伺いします。

コロナに関わって本当に何回かに分けて臨時の交付金が出て、それを活用して市民のために使っていたわけなんですけれども、決算書にもいっぱい散らばっていますし、一体この年度にどれぐらいの交付金に来て、それをどのように使っていたのかということについて改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活の支援等を通じて地方創生を図ることを目的に創設されたものでございまして、令和3年度決算におきましては、1億6,142万2,000円を充てさせていただいたものでございます。

その主なものを申し上げますと、プレミアム率20%のチケット販売等を行った販売促進事業者支援エールチケット制度の創設、6,201万8,000円、それから感染拡大防止対策に取り組む事業者に上限5万円までの助成を行った小規模事業者等感染防止対策事業に1,093万1,000円、それから小・中学校におけるオンライン学習のための環境整備の実施に1,947万6,000円などがございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この交付金を使ってやった事業を余さず教えてちょうだいといったら、29項目ありますわね。たくさんの事業をしていただいたと思います。今言っていたいた主な事業もありますし、いろんな事業の中には、たくさんもっと利用してもらおうとよかったのになと思ってもしてもらえなかった

ものや、あと本当にこれがあったから助かったなと思うものや、いろいろ本当にたくさんいろんな種類がございます。

お聞きしたいのは、今回こういう形で臨時交付金を使ったわけですが、来年度はあるのかどうか分かりませんが、来年度もしあったときのために、やっぱり有効に使うためには、今年度も来年度もですが、有効に使うためには、この決算の総括をやっぱりしておくべきなのかなと思って上げさせてもらったんですけれども、今回のこの使い方として市が考えておられる評価、課題や問題点があったのかどうか、漏れがあったのかどうか。例えばこれが本当によかったと思うところがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

コロナの対策の第9弾までの総合対策パッケージを取り組ませていただいております。そのときそのときの状況に合わせて、適切な支援をしてみたいというふうに考えておりました、総合的に、全体のこのコロナ対策の総合対策パッケージに関しまして成果があったものであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

非の打ちどころがない使い方であったという意味なのかなと思うんですけれども、私ども日本共産党から何度か申し上げておりますけれども、本当にこういう29もありながらも、やっぱりどうしても市民の皆様方に隔々まで届かないものもあるのではないかなと思ひまして、例えば水道料金のことですとか、三重県の市町の私たちが議員で交流しておりますと、小・中学校の給食費の無償化などに使っている市町も多々あります。

私ども、市民アンケートをさせてもらったんですけれども、皆さんからお聞きする市民アンケートの答えの中で、教育・子育ての施策の上位5つの中に2つ、中学校の給食とあと給食の無償化というのが5つの中に2つ給食が入っているんですね。給食をやると決まっているのに1位が給食なんです。こういうすごくやっぱり要望があるということであるとか、あと暮らしの施策の中では、医療センターの充実ということが1位ですけれども、あと公共交通、そして3位に上下水道料金の引下げというのがあります。私どもは、最初に要望で水道料金どうでしょうか、これに使ったらどうでしょうかということをして市長のお部屋にお伺いして申入れをした覚えがありますが、亀山の水道料金は安いのであまり効果が見えないんじゃないかということでしたけれども、改めて隔々まで皆さんに行き渡るといって意味でこういうものも考えるべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、今回の地方創生臨時交付金の活用先については、やはりその局面局面、何を優先すべきなのか、原資の限界もありますので、その中で判断をさせてい

ただいたものでございます。より緊急的に、優先すべき取組を実施させていただいたと理解をいたしております。確かに、今少し触れていただきました水道料金を下げることにつきましては、県下の一部では何市町か取り組まれたと承知をいたしておりますが、亀山市の場合は、ご案内のように三重県下で最も安い水道料金ということでございますので、その効果を3か月とか6か月、それも基本料金を下げるとい、そういう取組が果たして効果的かどうかという検討をさせていただいた結果、それよりも優先すべきものが有効ではないかというふうに判断をさせていただいたものでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

さらに、今後その教訓や課題を生かしていくということでは、今後の国のこのコロナ対策の地方創生の臨時交付金等の取扱いは、先般、新たに本年度の追加の交付金の考え方が政府のほうから示されておりますが、まだ具体的に明確になっておりません。しかし、これはしっかり見極めながら、本市にとって効果的な対応をさせていただくことにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

またぜひコミットせずに、生活実態と全体を見て、安いからいいんじゃないかというところは、またちょっと考えも感じ方も違うと思いますので、またご検討いただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

就学援助でございます。

歳出のうち、教育費の中の小学校と中学校の就学援助奨励費についてということでお伺いしたいと思います。

まずは、令和3年度の実績をお伺いします。小学校と中学校別に人数と就学援助の率ですね、そして決算額を3年度分だけお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず令和3年度中に支出いたしました就学援助費の実績でございます。

児童・生徒数につきましては、小学校が223人、中学校が129人というところでございます。それから、率で申し上げますと、ちょっと申し訳ありません、前年度の率で申し訳ございませんけれども、同じような傾向を示しておりますので、そちらのほうの数字でお示しをさせていただきます。亀山市におきましては、小学校におきましては7.24%、それから中学校におきましては11.25%というところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

前年度ということは、2年度を言っていたということですかね。今3年度をお聞きしたんですけれども、あと決算額もお聞きしたんですけれども、後でまたお聞きしますが、今の3年度実績というのは、経年的にどういう変化を見ているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

申し訳ございません。令和3年度につきましては、小学校のほうで7.57%、中学校で10.08%というところでもございました。申し訳ございませんでした。

その傾向でございますけれども、過去5年間からちょっと見ておりますと、平成29年度から令和2年度にかけては、受給者及び援助総額というのは増加傾向を示しておったところでもございますが、令和2年度以降につきましては、おおむね横ばい傾向にあるというふうに見ているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

令和2年度まではだんだんと率としては上がってきたが、今は横ばいであるということなんですね。こういう決算は先着何名でもないですし、幾らまでにまとめないといけないということでもありませんので、申請をして承認されたら出していかなくちやいけないお金なんですけれども、亀山市は、割と生活保護もそうですが、こういう就学援助の率も低いと言われるんですが、今言ってもらった率、小・中合わせてもいいですし、小・中それぞれでもいいんですけれども、県や全国との比較で亀山市はどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

生活保護世帯以外、いわゆる準要保護の就学援助費の受給率というところでお示しをしたいと思いますが、これは先ほど申し上げました令和2年度の数値、国・県のものが今そういったものが示されておりますが、そちらで比較をさせていただきたいと思いますが、国が12.62%、三重県が11.39%、これは小学校でございます。これに対し、亀山市が小学校では7.24%、中学校におきましては、国が14.91%、県が13.29%、亀山市が11.25%というところでもございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

やはり亀山市は、国や県の率よりも低いんだなということが分かりました。こういう援助率が低いということはよいことのようにも思いますけれども、貧困対策という視点でいいますと声を上げにくいのですとか、相談しにくいというデメリットもございますので、丁寧な対応が必要となってまいります。

この就学援助の中身についてお伺いしていきたいんですけれども、亀山市の場合、中学校の給食費は様々ですので、幾らでどのように支給しているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

給食費につきましては、小学校につきましては月額4,400円させていただいております。

中学校の給食につきましては、関中学校は月額4,800円を公金振替による市の負担としております。それから、亀山中学校と中部中学校につきましては、デリバリー給食で月額270円と、そして牛乳代54円、これに実際に喫食していただきました食数を掛けた実費額を支給させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

確認ですけど、全員喫食している小学校であるとか、関中学校については現物給付ということですかね。デリバリーは一旦払っておいて、後からいただくという、そういうことですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、月額、小学校と中学校におきましては公金振替による市の負担、そして亀山中学校、中部中学校のデリバリー給食に対する補助につきましては実費額という形で支給をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そういう認識だったということを確認しました。

それで、中学校の給食についてももう少し深く聞いていきたいんですけども、給食費を支給していない、いわゆるデリバリーを喫食していないがために、就学援助対象でありながら給食費が支給されていないという児童・生徒の人数がどれぐらいいますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和3年度の就学援助受給者のうち、デリバリー給食を注文していない生徒数につきましては、亀山中学校で39人、中部中学校で20人となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

合わせて59人ということで、全体の中で17%ぐらい、かなりたくさんの方が給食費が支給されていないということが分かります。就学援助費というのは、新入学の学習用品であるとか、あとは修学旅行のお金であるとかは割とちょっと大きくお金が出ますけど、残りはほとんどが給食費という、就学援助費の中に占める給食費の割合はとても大きいわけですけども、月々にすると数千円になると思うんですけど、全体で。それが支給されていないということは、食べたか食べていないかじゃなくて、収入・所得を見て、承認して、これはこういうお金を出す必要があると、子供

たちが勉強するためには、と承認した方々ですので、これをこんなにたくさんの方が支給されていないということは、私は一定課題があるもんだらうなと思うんですけれども、そこについての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず中学校給食につきましては、デリバリー、またはお弁当などの選択制という形になっているところがございます。極端に言えば、デリバリー給食を全て喫食していただきますと、非常に関中学校などと比べてもその支給率は高くなっていくということになるかと思っております。ですので、上限を設けて、そういう形で関中に合わせるとか、そういうことはしておりませんので、そこはご家庭のご事情によってご選択いただけるものというふうには認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

先ほど確認しましたが、当たり前前に学校に行っていたら給食を食べられるというんじゃなくて、デリバリー給食は、やっぱり一旦お金を払わなくちゃいけない、アレルギー対応もなされていない、いろんな手続が要するというので、かなりハードルが上がるんですよね。そんな中で、やっぱりちゃんと支給してほしいと思ったら食べたらええやんかということにはならないんじゃないかなという私の今の話なんですけれども、そういう認識は持っておられないということが分かりましたが、あとは当然、今既に進めてもらっていると思いますけれども、早期に当たり前前みんなが食べる中学校給食ができればみんな一緒にできますので、それを早くやっていくべきだと思うんですけれども、こういう格差をなくすためにも。そこについての認識はどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今、全員喫食制の中学校給食、亀中、中部中の分でございますが、これにつきましては、それに向けての基本計画の策定作業を進めておるところでございますので、それに沿って当然こういった制度についての変更も必要になってくることもあり得るだろうというふうに想定をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その計画に沿ってやってもらっているかを聞いておるのではなくて、こういう例えば就学援助でも若干格差が出てくる、あるいは例えば先ほどの臨時交付金で給食費を安くしましようとかいうことも、これだけ給食のやり方が違うと一斉にはできないという状況が亀山市にはあるんですね。そんな中で、やっと給食をやってもらおうということがありますけれども、この就学援助一つ取っても早く実施すべきだと思うんですけれども、教育長にお伺いしたいと思いますけれども、早期にこの就学援助をきちっと平等にするためにも、早く給食を実施すべきだと思うんですけれど、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

先ほどの中学校給食の就学援助を受けているデリバリーの利用のパーセント、約半分ぐらいの子が就学援助を受けているけれどもデリバリーを利用していないという子が見えるかなと、令和3年度ですけれども。その理由は、議員が言われたように、そういうアレルギー、アレルギーは明記はされていると思うんですけれども、給食のように一律ではないということとか、先払いしなければならないということで、そういうことなんですけれども、最善の配慮をしつつ、先ほど部長が言いましたように、食べた日数に応じてそれを支給しております。早く皆全員が同じ釜のご飯というか、ものを食べるということは大事なことだと思いますので、これまで議論を積み重ねてきて、ようやく計画のほうにも少し乗り始めましたので、ほかにも大事な計画というのはございますけれども、どれも大切ですが、給食のほうも同じように計画に沿って進められていると思いますので、ほかの課の方と話し合いながら進めていきたいと思っています。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大事なことで進めていただきたいと思います。

そして、文科省のこの就学援助のホームページを見ましたところ、亀山市で対応していないと思われる援助項目が何点かあります。それは体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代費、オンライン学習通信費です。文科省の項目になくて、亀山だけにある項目もありました。それは麻疹・風疹のワクチン接種費です。

お聞きしたいのは、この対応していない項目について拡充する考えがあるのかどうかです。お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、就学援助費の受給というものにつきましては、現行の運用というものを確実に継続していくために、現時点では制度の拡充というものは考えていないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろいろありますけれども、卒業アルバムがお金がなくてももらえないというようなことがないように、ぜひ見ていただきたいなと思います。

1つ気になるのが、このオンライン学習通信費ですけれども、亀山市も全国に漏れなくタブレットを一人一人に渡して、割と早くにおうちに持って帰って学んでいるわけですが、この通信費、前1回どこかで出ていたように思うんですけれども、この就学援助では入っていない。学習格差という意味では問題がないのか、現在どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

オンライン学習の通信費につきましては、令和2年度に通信環境整備のための給付金というものを支給したところでございますが、令和3年度につきましては、通信機器の貸出しでございますとか、オフラインでの学習というものを可能としているということから、そういった意味では一定通信環境も整っていただいているだろうということと、そしてまたそれがなくても学習ができると、端末の持ち帰りによっても学習ができるという状況でございますので、問題はないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

通信環境がないからということで悲しい思いをすることがないように、学習ができないということがないにはしていただいていたということですね。はい、分かりました。

あと1つお聞きしたいのが、生活保護の世帯の1.5倍というのを、この就学援助の認定の基準に亀山市はしています。1.5倍というのは三重県でも一番高い値で、非常に今はちょっと1.5倍にしているところはどんどん増えていきますけれども、かなり前から1.5倍という値を決めていただいていたことについては大変評価するものです。

その内訳の中の、今日は住宅扶助、いろんな生活扶助とかいろんな扶助がある中の住宅扶助についてお伺いしたいんです。1.5倍でありながら、この住宅扶助が低いがために1.5倍の効果がなかなか出ていなかったんじゃないかなという意味での質問なんですけれども、亀山市の場合は、3級地の1というところで、大本の基準は住宅扶助は8,000円。今8,000円で計算してもらっているんですね。この一月8,000円でそれを12を掛けて年額ということで、ほかの生活扶助もそれで計算してもらっているんですけれども、生活保護で見ましても、8,000円でアパートは借りられませんので、一旦8,000円という基準はありますけれども、今の基準はどんなに、一人暮らしでも3万3,400円が住宅扶助の最低かなと思っています。あとは公営住宅とか、実費でそれより安いところはありますけれども、そんな8,000円ということはないんですね、今は。

他市をちょっと調べてみました。松阪市は生活保護費の1.4倍ではあるんですけれども、住宅扶助は1万3,000円でした。津市は生活保護費の1.3倍ですけど、持家とか賃貸とか分けて、9,833円から一月4万5,800円まで、それぞれに合わせて計算して出しています。鈴鹿市は亀山市と同じく1.5倍なんです、生活保護の。そんな中でも、やっぱり今の生活保護の住宅扶助額、要するに3万何ぼとか、4万、5万というようなお金で計算して、それで就学援助費を出しています。

こういうことがあるので、せっかく1.5なのに、市民から、児童扶養手当は受けられたけど就学援助は受けられなかったという苦情をいただいたことがあるんですけれども、私は1.5倍で高いのに何でかなと思ったんですけれども、ここが原因じゃないかなと思ったんです。やはりこの8,000円では家が借りられませんので、生活実態に合わせた基準にするという、この検討をすべきではないでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員ご指摘のとおり、私ども亀山市におきましては、住宅補助の基準につきましては月額8,000円という形でさせていただいております。お示しいただきましたように、他市の状況から見れば、やはりいろいろばらつきがあるなということは承知はしておるところでございます。それぞれの地域の要件などもございますので、一律的なものではないかというふうには考えておりますが、現行亀山市におきましては、一律、持ち家とかアパートであろうと、いろんな状況にあっても一律8,000円というふうにさせていただいております。

先ほども申し上げましたけれども、この制度を継続して続けていくということも含めまして、当面はこの形、今の8,000円という形から拡充するというについては今は考えていないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

先ほどから制度の継続、制度の継続とおっしゃいますけど、人間生活の継続が一番大事なんです。やっぱり実態に応じてやっていただくということをぜひとも検討していただきたいと思います。

もし駄目だった場合でも、特例認定という制度があつて、もう一回申請することができるんですけれども、それをちゃんと市民に周知がされているかどうかということ、不承認であつた場合も、最後にそれを確認しておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず保護者の周知につきましては、全ての保護者につきまして、まずこういった制度があるということの案内文書を配付させていただいております。また、この認定・不認定の通知文書につきましては、それに添えて特例認定の案内もさせていただいておりますので、制度につきましては一定周知はさせていただいておりますと考えているところでございます。

○9番（福沢美由紀君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時19分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回は、議案第54号の亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてと議案第66号の令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定についてということで通告させていただいております。この順番どおりに質疑をさせていただきます。

まず議案第54号ですけれども、市内の選挙についての選挙運動用自動車の使用とあるんですけれども、これの公費負担なんですけれども、自動車だけではなくて、この中には選挙に関するビラと、あとポスターの公費負担も含まれているのでということです。これにつきましては、選挙に関しての選挙費用の中で、先ほど言ったような選挙用自動車の借り上げ料とか燃料費、あとビラの作成費、ポスターの作成費、こういったものが公費負担というふうなことがなされているわけなんですけれども、まずこの選挙公営、選挙の際の費用の公費負担を、今回の国の制度改正によって公費負担の上限を上げるというものはあるんですけれども、まず市としては、国の制度改正に伴うものなんやということではあるんですけれども、そもそも国がなぜ公費負担の上限を上げることになったのか、その背景について市としての認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

公職選挙法施行令で規定されております公営単価につきましては、人件費や物価の変動等を考慮し、国において定期的に基準額の見直しが行われているところです。この公営単価につきましては、選挙運動用自動車の使用等について一定の金額を限度として公費負担することにより、お金のかからない選挙を実現するとともに、選挙運動の機会均等を目的としているところでございます。

このような中、本年4月に施行されました公職選挙法施行令の一部改正につきましては、前回、限度額の改定がありました平成28年度以降におきます物価の変動及び令和元年10月の8%から10%の消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の国の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと説明をいただきまして、背景としては、やはり平成28年度の改正から年数がたつ中で、人件費なり物価変動、この辺のあたりがあるものということでありました。消費税の増税というのもあるということではあるんですけれども。

それで、次のところにもう移るんですけれども、改正の内容についてということではあるんですけれども、まずこの改正自体、国のこの変更に伴って上限を上げなければならないのか、これに追随しなければならないのか、この点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

今議会にこの条例改正を提案させていただいた理由といたしましては、国の法改正の趣旨と同様に、物価の変動や消費税増税によるものでございます。また、実際この額では足りないといったお声も伺っているところも事実でございます。あくまでも限度額の改定ということでございまして、10月23日執行予定の亀山市議会議員選挙に適用できるよう、法に準じて、今議会に条例改正についての議案を提出させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そういう理由で上げたんだという話ではなくて、今回、そもそも上げなければならないのか、これは義務なのか、あるいは上げてもいいよというものなのか、どちらかということなんですわ。

これについては、ちょっと改めて言わせていただきますけれども、そもそもこの制度としては、基本的に公費負担をしなければならないというのは、いわゆる選挙はがき、その選挙はがきの郵送に関しては、これは公が持たなければならないということになっています。これは選挙公営、基本的に市以上というたらあれですけど、町村ではないということなんですけれども、町村であっても郵送については公費負担をしなければならないとなっております。一方で、ほかの自動車の借り上げとか燃料、あとビラ、ポスターの作成、これに関しては、条例で規定することで公費負担ができるようになるというようなことなんですわ。そういう意味では、別に選挙公営を行うかどうか、あとその上限を幾らにするかというのは、基本的にこれは市町で、条例で定めることで、言ってみれば地方の自由度が認められているということにはなるんですわ。そういう意味で、なぜ国に準じて上限を上げるという判断を亀山市がしたのかということをお聞きしようとは思いますが、これで。

先ほどもちょっといろいろな声も聞いているということではあったんですけども、もう一度改めてその点と、先ほど上げるべき、上げてほしいというか、そもそも今までの額で足りなかったのかどうか、その声が届いているということでしたけれども、その声が上がっているのは候補者なのか業者なのか、どちらなのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

議員おっしゃいますとおり、公職選挙法で定められておりますのは、141条、142条、143条でそれぞれ、地方公共団体の議会の議員または長の選挙について、地方公共団体は、前項の規定に準じて条例で定めるところにより公職の候補者の自動車の使用について無料とすることができるというようなことが、ポスターもビラもそれぞれ定められているところでございます。これに基づきまして、準じてというところで、法に基づいた金額を条例のほうで定めさせていただいているところでございます。

また、実際お声が届いているというのは、候補者の方から届いているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

候補者のほうからということではあります。

そんな中で、今回の改正内容、事細かに頂いた資料から見ますと、まず選挙ビラについては1枚当たり22銭、大体4,000枚でしたかね、そうすると候補者1人当たり880円の上限の上昇になると、ほか、選挙自動車の借り上げも1万6,100円に1万5,800円から300円の値上げと、あと1日当たりの燃料も7,560円から7,700円の140円の値上げ、ポスターに関しては、先ほどちょっと計算してみましたら8,788円かな、トータルで、1枚当たり47円のポスターの上限を上げるということではあるんです。全部これをひっくめても1人当たり1万円ぐらいのものではあるんですけどね。言ってみれば、やはりそれ相応の額、公費負担をしてもらって、私自身は非常に公費負担というのは別に悪い制度ではないと思いますし、選挙に出る機会の均等とかという話がありましたけれども、そういった意味でも非常にありがたい制度やと思っているんですけども、やはりそれ相応の額を負担してもらっておるということで、やはりある程度出る候補者というのも負担をしてもええんじゃないのかという部分はあるとは思うんですね。これで例えば足りないという場合、やはりこれについては、候補者もそれ相応に負担もするというふうな時代になってきているんじゃないのかなというふうに思いますので、そういう意味では、先ほど、これはあくまでも上限であって、それを使い切るわけじゃないんやというふうに、実際はやはりこれで十分今までもやっている方はいらっしゃるんで、やはりその辺は、私はもうこの辺、今のタイミングでわざわざ上げる必要はないんじゃないのかなというふうには感じております。

ただ、その中で、もう一つ次の、すみません、選挙ビラですよね。選挙ビラに関しては、平成28年の改正で初めてうたわれるようになったんですけども、選挙ビラに関してはまだ一度も選挙で行われていないわけですよ。これに関しては、足りるも足りないも皆さんまだ未知数なわけなんで、これに関してはそれこそ、先ほど足りないという声はあるということでしたけれども、これには該当しない。選挙ポスターに関して上げるというんやったら分かるんですけども、ちょっとビラに関しては先ほどの説明は該当しないんじゃないのかなと思うんですけどね。

ちょっといろいろ言いましたけれども、3番の財源についてちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけども、補正予算では組まれてはいないんですけど、この辺の変更についての、当初の予算案でこの変更に対する対応は足りるというふうな見込みなのかどうなのか、またこの公費負担に対して、そもそも国の制度変更なんですけれども、これで交付税措置が行われるのかどうか、標準財政需要額に今回のというか、そもそも選挙の公費負担が全額組み入れられるのかどうか、この点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

補正予算を計上していない理由でございますが、先ほど議員からもご説明ありましたが、例えば選挙用ビラの限度額ですと、現行の7円51銭を7円73銭に22銭引き上げるといった、現行の金額と改定後の額との差が少額であるということ、また10月執行予定の亀山市議会議員選挙におきましては、候補者30人を見込んで当初予算を計上しておりますことから、当初予算の範囲内で収まるものというふうに見込んだところでございます。

また、交付税措置のところですが、地方自治体の長及び議員の選挙費につきましては、基準財政需要額の中の包括算定経費に含まれておりまして、普通交付税措置がなされているところではございますが、全額ではないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど全額ではないというふうに言われましたけれども、補正は組まなくても十分足りるんだと、30名を見込んでおるということで、そういう意味では足りるんだらうなということではあるんですけども、交付税算定もやはり全額ではないということは、やはりこれは国も地方の裁量というものがあるというふうなことの、この判断やとは思いますが。その中で、やはり亀山市としては国に準じるという中で、やはり準じてばかりというのはどうなのかなということだけは申し上げて、次に移らせていただきます。

次、議案第66号の亀山市病院事業会計の決算認定についてなんですけれども、決算をどのように評価しているのかということで通告をさせていただいております。

今回、先ほども森議員への答弁でいろいろありましたけれども、やはり今回、ワクチン接種とかのコロナの関連業務とかで、県とか国とかそういった補助金もあり、やはり収支の上では改善されているということではあります。訪問介護ステーション事業とか、こういった新たな、私も個人的には非常にいい事業やなど思っているんですけど、こういうのはあるんですけども、まずちょっと基本的なことでお聞きしたいんですけども、今回そういった補助金ですね、こういった補助金は、亀山市の事業の損益計算書の一体どの項目に含まれているのか、この点をまず、初歩的なことなんですけど確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回のコロナウイルス感染症対策に係る補助金等の収入処理と損益計算書上のどこに処理と、収入されているかということで、少し取組単位ごとで収入の説明をさせていただきたいと思えます。

今回の収入につきましては、まず医業収益のその他医業収益、ここに地域外来検査センター運営業務委託料や宿泊療養施設への看護師派遣に係る委託料、それからワクチン接種体制構築委託料、それからワクチン接種料、また宿泊療養施設での医師のオンコール診療に係る委託料など、合わせて6,518万円ほど収入としております。

次に、医業外収益の負担金及び補助金として、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れ等に係る空床確保補助金や、それからワクチン接種体制支援金などで合わせて1億1,809万円ほどとなっております。これらの医業収益と医業外収益を合わせて1億8,328万2,223円を収入しておるといったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

損益計算書の医業収益の中ではその他医業収益と、医業外収益についてはその他医業、他会計負

担、補助金とかその辺ですというのではあるんですけども、何が言いたいかといいますと、今回の、先ほどの答弁でもありましたもとの外来、入院、こういった診療とはちょっと違う部分、先ほどの言葉にもありましたけれども、医業収益であってもその他医業収益であったりとか、医業外収益というので改善されているということではあるんですけども、そもそもこういった、もとの収益の柱である外来診療、入院、そういったものとは違う業務により改善されたことに対して、市長は今回の決算をどのように評価されるのか、この見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年度については、令和2年度もそうでありましたが、特にこの新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金として、今ご指摘の1億8,328万の収入がございました。これも令和2年度に比べても増加しておるということで、これが確かにこの決算上の経営改善に大きく寄与したということについては違いはないというふうに考えております。一時的な、午前中も森議員さんの質問にございましたが、こうした補助金は一時的な収入でございますので、根本的な経営改善とはいえないというふうには理解をしておりますし、さらなる改善の必要性があるかというふうにも認識をいたしております。

しかし、今回の決算につきましては、医療センター自体に限られた医療資源の中で、通常業務を行いながらも新型コロナ対策に積極的に取り組むということは、極めて、市民の皆さんにとりましても、また地域医療全体にとりましても、非常に大きかった貢献ではないかというふうに改めて感じております。地域外来、PCR発熱センターの設置でありますとか、あるいは宿泊療養施設への看護師の派遣でありますとか、それからワクチンの接種の体制を取っていくということなどなど、本当に亀山市の公立病院が自治体病院としてしっかり機能しながら、感染症対策、あるいはコロナ対策にその存在意義を大きく発揮をいただいたというふうに評価をいたしておるところであります。

このような経営的な収支に加えまして、まさに地域医療全体の中核として、それを担う公立病院としての役割を、課題はございましたけれども、十分これは果たしたものであるというふうに考えておりますので、令和3年度の決算につきましては、一定の評価、さらにこれは本当に大きな役割を果たしたと、果たせたというふうに評価をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

市長からは高評価というふうに感じ、言ってもいいのかなというような評価やったと思うんですけども、先ほどもちらっと私も言いましたけれども、言ってみれば一見イレギュラーな収入によって改善されたというふうに見えて、本来の医業収益じゃないというふうに見えるかもしれないんですけどもね、しかしやはり発熱外来とかもありますし、ワクチン接種に関しても健康福祉部とも非常に連携して、コロナの現場で、最前線で業務を行ってもらったという、やはりこれがあると思ひまして、まさに公共の医療機関ならではの役割を果たされたんやと思います。

先ほど、やはり収益収益とは言うてはおるんですけども、実際決算というものの評価というのは、お金がどうやったかというよりも、実際にその年度で医療センターが何をしたかという、どう

いう役割を果たしたかというのが実は一番大きいと思います。それで、そういう意味では、やはりまさに今回、公の医療機関やからこそ発揮できた役割というようなものがあつたんやと思いますし、やはりコロナで市どうするのやというたら、やはり医療センターでどうこうという話がありましたので、もうそういう意味では、私は過去にないぐらいに今回の医療センターは活躍してもらったと思います。

あと、もう一つ、医業収益ではないということであるんですけども、やはり医業収益以上の価値のある今回は決算内容やつたと思いますし、同時に、先ほど市長も言われたような本業を、これから本業がメインにもう一回戻っていく中で、どうあるべきなのかというのはやはり出てくると思うんですけども、やはり今回のコロナで、この医療センター、亀山だけじゃないんですけど、全国の公立病院とかがかなり見直されたとも言われておまして、そういう意味では、今回の収支のこともそうなんですけれども、やはりそれ以上に今後、公立の医療機関としてどういうふうに役割を果たしていくべきなのか、再認識する一つの指標となつたんじゃないのかなというふうに思います。

そういう意味で、この辺はちょっと専門の病院事業管理者でも構いませんし、今後につきまして、改めてどういうふうなことを考えていかれるのか、その点、もし今お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

今後の病院経営のことについてですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

公立病院として医療センターのあるべき姿というのは、公共性と経済性の両立をして、地域医療を守っていくというのが一番の、私の病院でのすべきことなんだろうというふうに思っております。その中で、具体的には、今まで皆さん方々も言われていますように、医師確保をやって、安定的な経営状況に戻していく、今は整形も常勤医は誰もいませんので、特にこの4月から常勤医がなくなったことを、5月と8月に公立甲賀病院から外来の応援を得ることができました。それだけじゃなかった、今後も医師確保を全力で取り組んで、安定的な経営基盤をつくっていくのが私の役割なんだろうと、その中で病院経営を安定させて、地域医療に、今後高齢者がますます増えていきますので、それに対応した在宅医療や地域医療を守る、そういう体制整備を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑が終わりました。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

スクラムの前田です。

通告に従い、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、令和3年度決算の特徴についてということで、税金についてお伺いをしたいと思う

んですけれども、税金における令和3年度決算の特徴について、どんな特徴があったのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和3年度の税金の、決算の特徴ということでございますが、市税の調定額103億4,212万円に対し、収入済額は99億9,337万円で、収納率は96.58%となり、前年度収入済額より1.5%、1億4,927万円の減収、収納率では1.34ポイント上昇したところでございます。

主な内訳といたしまして、個人市民税では5,309万円、固定資産税で1億2,096万円の減収となったことによるものでございます。その要因でございますが、個人市民税につきましては、定年退職後も再雇用などで働き続ける方の増加によりまして、納税義務者は244人増加となりましたが、コロナ禍によります全体的な平均給与収入金額の低下によりまして減収となっております。

次に、固定資産税につきましては、宅地の地価下落や新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、固定資産税を軽減する特例措置により、家屋で7,100万円、償却資産で2,427万円の減収となりました。

なお、特例措置による減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で全額補填をされております。

一方で、法人市民税におきましては、現年課税分では、コロナ禍による自動車生産台数の減少に伴う関連製品の受注減や外出及び移動の自粛の影響によりまして、化学工業や鉄道業におきまして減収となりましたが、滞納繰越分におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として徴収猶予の特例を昨年度設けられておりまして、その猶予分が3年度に納付されましたので、法人市民税全体としましては1,308万円の増収となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策に伴う固定資産税の減収が大きかったということで、結果的には市税全体として減収というふうなことに繋がったと認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

増収となっておりますのが法人市民税、全体としては1,300万の増収と、それから、それと償却資産で2,400万の減収、それから固定資産税全体で1億2,000万の減収となったということですね。ただ、これは減収になったけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で補填をされたということでございますね。分かりました。

それでは、次に長期財政見通しとの整合についてお聞かせ願いたいと思います。

まず、長期財政見通しにおける令和3年度の見込額と令和3年度の決算額とで差が生じていますけれども、どのような理由から差が生じているのか。また、その差額について歳入歳出それぞれの内容を確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（中崎孝彦君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

長期財政見通しにつきましては、第2次総合計画の期間であります平成29年度から令和7年度までの9年間を対象として策定しておりまして、総合計画後期基本計画策定に併せまして、本年5月に改定を行ったものでございます。

なお、長期財政見通しの平成29年度から令和3年度までは決算額をお示しし、令和3年度では、3月議会の補正後の予算額をお示ししておるものでございますことから、長期財政見通しの令和3年度の額と令和3年度の決算額につきましては、前年度に当たります令和2年度からの繰越事業費ですとか、令和3年度予算に対して不用となった不用額などを加除した額となりますことから、歳入歳出において基本的に差が生じておるものでございます。

また、長期財政見通しの令和3年度の額と令和3年度の決算額及び令和4年度への繰り越した金額の合計を比較いたしますと、歳入につきましては、長期財政見通しの合計額260億9,600万円に対しまして、繰越額を含んだ決算額は261億1,400万円となったことから、約1,800万円の上振れとなったところでございます。

歳出につきましては、長期財政見通しでは約265億5,600万円に対しまして、繰越額を含んだ決算額は254億7,900万円となったことから、約10億7,700万円の下振れとなったところでございます。

歳入の上振れとなりました約1,800万円と歳出により下振れしました約10億7,700万円を合わせますと、今年度、令和3年度の決算の実質収支であります10億9,500万円となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

さっきの答弁がちょっと分かりにくかったんですけど、令和3年度決算額で10億7,700万円の下振れということで、実質収支では約10億9,500万円の上振れということになったということではないのでしょうか。ちょっと確認だけ。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

歳入におきましては、長期財政見通しよりも多く、1,800万円多く実際の決算額が収入されたということと、歳出におきましては、10億7,700万円長期財政見通しよりも決算額が少なかったということでございますので、それを差引き加除しますと1,800万円と10億7,700万円を合わせまして10億9,500万円、実質収支の額とイコールとなるということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうですね。分かりました。

次に、令和3年度決算を受けて、令和4年度末の財政調整基金残高は長期財政見通しと比較して

どのように見込んでいるのか、今後の行財政運営についてどのように考えているのかお答え願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

本年5月に改定いたしました長期財政見通しにおいては、令和4年度の予算額を、100万円単位ですけれども、当初予算を220億7,700万円と、6月議会後の補正額7億8,900万円をお示ししておるところでございます。決算剰余金積立てを3億円と見込んだところ、実質収支額10億9,500万円でございます。令和3年度の決算の実質収支でございますけれども、この額の2分の1に相当する額でございます5億5,000万円を財政調整基金に編入することから、令和4年度末の財政調整基金残高につきましては、長期財政見通しの20億1,100万円より2億5,300万円上振れとなりました22億6,400万円と見込んでいるところでございます。

なお、令和4年度におきましても、各補正予算の予算額が加除されるとともに、依然として新型コロナウイルス感染症による影響等も危惧される状況でございますことから、あくまでも現時点での結果であることを鑑みまして、今後も持続可能な行財政運営の確立に努めていかなければならないというふうな認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

長期財政見通しより2億5,300万円の上振れをした22億6,400万円と見込んでいるということで、本市としては非常にありがたいというか、顕著な財政であるなあということを認識いたしました。

それでは、次に財政力指数について伺いたいんですけれども、本市は当初、シャープが立地してから、財政力指数が高かったというか、1を超えて1.2やったかな、それぐらいの財政力指数があったんですけれども、その財政力指数が、現在の、令和3年度の単年度の財政力指数というのは0.839というふうになってきておるんですね。これについてどのようにお考えなのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財政力指数につきましては、標準的な税収入の一定割合により算出されます基準財政収入額を標準的な水準における行政を行うために必要な一般財源であります基準財政需要額で除したものの3か年平均でございます。実際の財源不足など富裕を意味する数値ではございませんが、地方交付税の算定基準として、本市の財政状況を示す指数の一つであるというふうに認識しております。

本年では、リーマンショックを契機として、平成23年度以降は単年度の財政力指数が1未満となりまして、普通交付税の交付団体となっております。また、近年では新型コロナウイルス感染症の影響によります市税の減収などによりまして、令和3年度の単年度の財政力指数は0.839となったものでございますけれども、県下14市の中では、過去、3か年平均で申しまして、四日市、

鈴鹿に続く第3位の数値となっております。

令和3年度の財政力指数が低下した要因につきましては、市税が約1億5,000万円の減収になったことが主な要因であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

当初、財政力指数が1を超えておったときがあったんですけども、現在は0.839ということで、1を下回っておると。三重県の14市の中では3位という、上位ではあるけれども、やっぱり1を下回っておるということは、やっぱりちょっと今後どうなっていくか分からないというところがあるんですけども、その今後について大体どのような予測をされているのか、分かれば教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

今後の財政力指数の見通しでございますけれども、本年5月に改定しました長期財政見通しにおきましても、市税収入は横ばい傾向と見込んでおります。基準財政収入額も横ばいとなるということから、財政力指数も同様に横ばい傾向であるというふうに見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、次に基金についてお伺いをしたいと思います。

まず庁舎建設基金について、現在の積立ての状況と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

庁舎建設基金の現在の状況でございますが、この基金につきましては、基金活用指針において、平成19年度の基金創設時に設定いたしました15億円を目標額として積立てを行っておりまして、令和3年度末時点で13億円となっております。

しかしながら、新庁舎整備に当たりましては、建築単価の高騰や建設地にもよりますが、用地取得費が必要となった場合などの想定も必要でございますので、15億円の積立額では不足することもあることから、長期財政見通しでは令和5年度までは各5,000万円、令和6年度以降は各2億円を見込みまして、令和7年度末には基金活用指針の目標額を超える18億円を見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

庁舎建設については、いろんな資金の調達というのものもあるんだと思うんですけども、そういう

ものも含めて18億円の積立て、もう今現在、令和7年度までにということですね。これで庁舎建設、大方できるのかどうかというのをちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申し上げましたように、今現在のところは目標額は15億円でございますが、物価高騰等によりまして建設費の上昇等も考えられますし、現在、基本計画の策定中でもございますので、なおかつ建設地も決定しておりませんので、この15億円の目標でどうかというふうなところにつきましては、それらの整理ができた段階で、また新たな、適正な目標額を設定というふうなことを考えております。

いずれにいたしましても、新庁舎整備の財源につきましては、この基金と借入れ可能な起債も基本といたしまして、後年度の負担を考慮しながら、一般財源への負担をできる限り抑制できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、ちょっともう最後の質問ですけれども、リニア中央新幹線亀山駅整備基金について伺いをしたいと思います。

現在の積立額と、それから、昨日でしたかね、リニアの会議があったと思うんです、四日市で。それもあるんですけれども、現在の積立状況と今後についてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市町合併前からの平成8年度から、計画的に、かつ継続的にリニア中央新幹線亀山駅整備基金の積立てを行っておりますが、令和3年度におきましても、当初予算額の5,000万円にふるさと納税の寄附金分の132万2,000円を加えました5,132万2,000円を積み立てまして、令和3年度末の基金残高を18億5,364万6,765円といたしております。基金残高が目標額でございます20億円の9割を超えましたので、リニア市内停車駅の周辺整備に向けた計画的な財源確保が図られてきているものというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、リニアの基金の状況を確認いたしました。順調に積み上げていっているということが確認されました。今後もまた今までどおり積み上げていていただいで、まだまだこれは先が長いので、私が75歳ぐらいのときに駅ができるんじゃないかなというふうに思うんですけど、乗れるかどうか分かりませんが、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質疑が終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時09分 休憩)

(午後 3時18分 再開)

○議長 (中崎孝彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番 (小坂直親君登壇)

最後の質疑を務めさせていただきます結の小坂でございます。よろしくお願いいたします。

私も通告に従いまして、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について4点ほど質疑をさせていただきます。

まず最初に、決算の評価についてでございますが、もうほとんど、昨日今日とでほとんどの方が決算について質問されておりますので、もう聞くことはほとんどないんですけども、私なりにできるだけダブらんように質問させていただきます。

特に今回の決算につきましては、特にコロナの対策として総額23億円で、それぞれパッケージが盛られて、それぞれの事業の内容についてはお聞きさせていただいておるんですけど、その検証をされたんか。どのようにその3項目の、市民生活、地域経済、どのように検証されて、成果が上がったのか、その辺についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長 (中崎孝彦君)

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事 (杉本良則君登壇)

総合対策パッケージの成果ということでございますけれども、全体としての取りまとめを金額として集計をさせていただきますして、個別の事業につきましては、その事業内容を確認させていただいておるところでございますが、成果、評価というところまで取りまとめをしておるものではございません。

○議長 (中崎孝彦君)

小坂議員。

○17番 (小坂直親君登壇)

歳出だけ、金だけ使ったけど、それを評価しておらんで、本年度の令和4年度をどのように取り組むかということはどうもできないですよ。去年より、今は感染にかかった人はもう1,000人を超えておるわけですよ。だけど、去年は23億円で、それぞれのパッケージでやったけど、成果があるかないか分からんのに、今年の、それならコロナ対策は何をするんですか。何をしようとするんですか。去年は23億使って、それなら今年はコロナ対策として何をしようとするのか。この決算を見て、どのようにそれに取組むかと評価をせんことには23億円の決算にならないですよ。予算はうまくできたというふうに市長は言うていますが、一回決算の、決算の評価をしなければ、それだけはなければ審議のしようがないですよ。だから、経済的にも景気にどんな評価をされたのか、

数字じゃないですよ。どのように評価されたのかということをお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年度で総合対策パッケージ、今の令和4年度分もそうなんですが、一定のタイミングで総括を、令和2年度のように、議会、市民の皆さんにお示しをさせていただく段取りをいたしております。それはまた改めて後刻させていただきたいと思いますが、今議員おっしゃられる令和3年度のコロナの対策の検証をもって、令和4年度をどう反映しておるのかということですが、既に今回ご案内のように、3月で4年度の基幹となる事業は議会でお認めいただきました。それから、6月の議会におきまして、幾つかの必要な、例えばこのプレミアム商品券の対策でありますとか、幾つかの事業を予算をお認めいただきましたので、それにつきましては、現在準備をさせていただいております。

また、今回、先ほど来よりご質問がございましたが、国の地方創生臨時交付金を活用してこれらの総合対策を、市民生活の支援、地域経済の支援、それから感染拡大防止の視点、この3本柱の下に、この23億、55本の事業を展開いたしてまいりましたが、取りあえず令和4年度分の現在の交付金は活用させていただいて、今、事業展開の準備をいたしてまいっております。しかし、これは政府のほうが先般来よりお示しをされていますが、新たな、今後、この臨時交付金の創設につきまして、その方向性で準備をいただいております。詳細につきましてまだ具体的に示されておりませんが、その額でありますとか時期でありますとか、こういうのをしっかりそれを踏まえて、そして今までの取り組んでまいりましたことと、それから今後の様々な状況等々を踏まえて、適切にまた事業の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結局、前年度で23億かけて、結局よかったんだろう、効果は上がったと。しかし、本年度については、去年足らなかった分をまたどうするのかと。去年でも、昨年度もこれは5,000万の一般財源を使うておるわけですよ。だから、それについては、去年足らなかった分については、今年はそれ以上のやっぱり一般財源を使うてでもコロナ対策に努めるんだという一つにつながっていくように、そして市民がなかなか、それはほかの町村よりはよくやってもらっていると、よく対応してもらっているというふうに予算を使ってほしいと、本年度。だから、その去年の決算、よかったところ、悪かったところをやっぱりどのように捉えておるかということを開きたかったわけでございます。

それと、その結果、歳入歳出で、去年は9億円やったのが10億9,500万の歳計剰余金が出ておると、その歳計剰余金が出ていることによって2分の1の5,000万程度を財政調整基金と、5,000万取り崩してまた5,000万積むと、財政調整基金を弄っておるようにも思うんですけど、歳計剰余金のうち約4億8,000万が不用額、予算上の不用額として出ておるわけですね。これは決算資料の中で執行率が90%以下、それから不用額が100万円以上について、約4億8,000万不用額が出ておる、要するに歳計剰余金の約半分。そのうち民生費が2億5,00

0万、衛生費が1億3,000万と、特にほかのところは2,000万から、農林水産業費やったら500万です。非常に少ないんですけど、民生費と衛生費が2億5,000万と、ここだけで3億7,000万、4億8,000万のうち3億7,000万が民生費と衛生費で出ておるんですけど、これの要因、せっかく予算審議しても、結局執行されていないのがこの民生費と衛生費なんです。これの原因についてちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

民生費の不用額の額でございますけれども、民生費の不用額は4億9,064万5,000円でございます。その主なものにつきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の不用額1億2,268万3,000円や介護保険事業の不用額が5,297万円が想定以上に執行されなかったということから不用額となったものでございます。

また、衛生費につきましては、不用額が1億7,532万円でございます。これは新型コロナウイルスワクチン接種など予防衛生事業の不用額が6,886万5,000円、これが執行残となったこと、それから病院事業会計への繰出金が減少、不用額が3,932万8,000円となったことが主な要因でございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

せっかくの予算審議をして、3月の議会まで、できるだけ予算は必要な経費を削減して執行に近いようにとやっておるんですけど、やはりこれは、この額がそっくり財調へ行っておるんですね、結局。財調へ行く分の資金をここで不用額にしてしまおうと思ってもやむを得ん、せっかく予算で審議しておっても、4億8,000万が、繰越明許の中の半分が不用額で、せっかく審議した予算を不用額として繰り越しておることについては、予算審議に対してもう少し明確な審議が必要ではなかろうかというふうに思いますので、その辺についてもう少し、歳計剰余金の考え方、それから不用額の執行不用額、90%以下、100万円以上というのがこれほどあるということについては、もう少し予算審議を慎重に、予算提案をしていただきたいというふうに思います。

それと、それ以外にも決算としては、市長は、財政の健全化と、それから事業の進行が図られたということで、かなり美化していますけど、決して概要の中身はさほどいい結果ではないというふうに私も思います。単年度収支は10億9,000万が黒字だったということで、実質単年度収支は5億から2億になったんですけど、これも財政調整基金を出したから5億あるのが2億になっただけであって、結局何も経営努力、財政努力によって5億が2億になったわけではなくて、内々の話で、財布の中の話でなっただけであって、決して実質的な赤字を解消しておるということにはならんと思うの。その辺について、やはりもう少し実質単年度収支の出し方、財源の見通しというものを、もう少し資金収支をうまく考えた上で、この実質単年度収支の考え方をもう少し、内々の財政調整基金を回しただけで下がっただけでは、全然健全化にはつながらんと思うんですけど、その辺の考え方を少しお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

実質単年度収支自体は、午前中も申し上げありましたけれど、ある一定の時間のフローについて表すものでございます。当然この単年度収支に、いわゆる基金の出し入れによって事業、財政を運用していくというような考え方が表現される指標の一つというふうに認識をいたしております。したがって、亀山市全体の事業量自体、全体のボリュームもかなり多いのは確かでありますけれども、歳入と合わせてどのようにその事業を展開していくかというところでは、一応想定しながら、そして基金の利活用を組み込みながら回しておるとというのが実情でございます。ですから、取崩しをしていく中で、当然事業自体は推進をしていく、そして同時に資産としてまた基金に、本来ならばもっと財調に積めるようになれば、また実質単年度収支自体の数字はすぐが変わっていくと思いますし、収入額、市税がさらに上がっていけば、また、これまた違ってこようかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、今のご指摘も踏まえて、私どもは将来にわたって事業の推進と財政の健全性を本当に両立させながら、様々なニーズに持続可能な行財政運営をしていくということが大事であろうかと思っておりますので、この決算、実質単年度収支をはじめとする財政指標は一つの結果でございますけれども、しっかり今後に生かしていくというような認識で今後につなげてまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

実質単年度収支が、いろいろ財調でやるのはいいんですけど、今年度はやっぱり税が落ちておるわけですよ。税が落ちておる中で、本来ならば資金収支からいったら赤字なんですよ、税が落ちておれば。それやのに実質単年度収支は上げるということに対してバランスが取れんと思うんですよ。やっぱりそれならそれなりに実質単年度収支も横ばいなら横ばい、税収が下がっておるわけですよ。だからそれについて、それを賄うのは交付税と臨時財政対策債ということで、これは後で言いますが、これは借金ですよ、臨時財政対策債も。交付税の見返りとはいうものの、これは借金ですので。それで、交付税は、今はコロナ分もありますけれど、これも税収が下がれば、基準財政収入額が下がれば、基準財政需要額が増えたら交付税は増えるんですよ、当然。だから、それに見返りとして、今度の財政調整基金についても、その辺についてもう少し実際の単年度収支とのバランスを取ってやっていただければと思います。

それから、税収については、先ほども質問がありましたんですけど、再三申し上げますけど、90億で100億を切ったということですけど、これは憂慮すべきだろうと思っておりますけど、工業団地、企業が10社入って操業になれば、またこれは大きく税収は上がってくるだろうと思っておりますけど、そうじゃなくても不納欠損が2,900万ですか、これが非常に前年度より646件増えて1,776件と、執行停止処分のような見返りがあるというものの、あまりにも不納欠損が安易にやられておるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、また国保についても449件、2,700万と不納欠損が出ておりますけど、このことについて、どのように今後不納欠損の解消を少しでも努めるには、努力されるのかということと、それからもう一つ、収入未済額、全体で10億3,000万、市税としては3億1,900万ですけど、これは去年より若干改善をされておるんですけ

ど、これが滞納繰越分についても22.4から39.7と大幅に収納率も改善されていますけど、全体としての収入未済額は非常に、4億4,900万ですか、増えておると、市税については改善されておるんですけど、その不納欠損と収入未済額についての考え方をお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

2点ご質問をいただきました。不納欠損と収入未済の関係でございますが、令和3年度の不納欠損額につきましては、平成30年度に執行停止し、3年経過後も状況に変化がなく、資力回復が見込めないものが大半を占めております。令和2年度との比較でございますが、令和2年度が、例年と比べますと、1件当たりの金額が大きい固定資産税の不納欠損額が少なかったため、金額も大幅に減少しているところです。令和2年度は1,330万程度なんですけど、それに比べますと、今回は、令和3年度は件数で646件、金額で1,634万円増加しております。特に個人市民税及び軽自動車税の件数、金額ともに増加しているところでございます。

それと、この不納欠損につきましては、昨年度は、令和2年度決算は先ほど申し上げましたように1,330万程度なんですけど、それ以前は3,000万から、多いときですと4,000万ぐらいのときもございますので、本年は特に多いということでもございませんでし、令和2年度が少なかったというところでございます。

収入未済につきましてでございますが、こちらは令和3年度の未済額は3億1,908万円が、令和2年度の4億9,092万円から減少したということでございますが、その理由につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例によりまして、約1億2,000万円が収入未済金として含まれておりました。この1億2,000万円は1年間の納期延長が認められていることから、令和3年度に繰り越されて、そのほとんどは納付されておりますので、令和3年度の収入未済額は3億1,908万円というふうなところとなったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

収入未済額と、それから不納欠損は、やむを得ずの措置だろうと思えますけど、そうやけど、不納欠損をする前に差押えの方法とかいろんなことがあると思うんで、やっぱりそういう手段も、必要として弁護士もおれば、それで差押えということを含めて、徴収向上に努めていただきたいと。

それから、昨日から今日も、ほとんど税の減収がコロナコロナというんですけど、実際企業は、やっぱり世界経済情勢、円高、円安、そこらが特に自動車関連の企業なんかはほとんど、世界経済の動向によって大きく変わっておるわけですよ。二言目にはコロナコロナと言いますが、コロナでどのように、分析してみえるかしらんけど、減収は固定資産税、それから市民税、そして個人市民税、これから都市計画税を含めて、コロナだけではないと思うんですよ、やっぱり企業は。個人もそうですけど、やはり円安、それから物価高、それから原油高が大きく影響しておるといふうに思うんで、コロナだけで解決するんやなしに、もう少しその辺の分析を税収の中でしっかりしていただきたいというふうに思います。

それでは、その次の財政分析についてですけれども、経常収支比率について、市長が大きく80.

5ということによってよくなったということですけど、これは今言われた地方消費税交付金1億69万、それから地方交付税の4億687万、臨時財政対策債3億ですけども、ほとんどこれは依存財源ですよ、本当に。自主財源じゃないんです、これは。全てこれは依存財源ですよ。市独自で経常収支比率がよくなったわけやないんですよ。国によって、国のそれこそ借金ですよ、臨時財政対策債。決して財政がいいからこの80.5になったわけやないと思うんですよ。だから、この経常比率だけで、経常一般財源が129億、前年度123億から5億7,000万が経常一般財源ですね、増えたと、これが大きく要因になっておるんですけども、経常経費充当一般財源が問題なんですよ。これが今113億9,000万から、去年は113億3,000万と6,000万上がっただけなんです、充当財源が、必要とする金が。それに見合っただけで経常一般財源5億7,000万が増えた、だから80.5になったんです。だけど、その5億7,000万が増えたのはあれですね、今言われた地方消費税と交付税、それから臨時財政対策債と。交付税は、基準財政収入額が減って基準財政需要額が増えれば当然上がってくる。その中に今回3億、減債基金が含まれておると、これも一般減債基金に回しておくということで。だから、結局何も、市独自が経営努力をしてなかったわけではないですよ。依存財源で、数字の上の結果であって、決して私はその80.5がいいかというものではないと思うんですけども、その辺の経常一般財源と充当一般財源についての考え方を願います。

○議長（中崎孝彦君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃられるように、今回、充当一般財源の中で、ご指摘がありました地方交付税、あと臨時財政対策債、これにつきましては確かに依存財源ということで、その部分についてはそのとおりだというふうに考えております。ただ、今回、地方交付税の中で、これもご指摘がございましたが、減債基金に積み立てました3億につきましては、将来に返済をしていく基金という形で対応できるものでございますので、これについては将来的な対応として、一つの成果というか、そのような認識を持っておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、暗に、その経常一般財源があるから、あつたから、それで実績に対して市にあつたから80.5ですよというのを丸のみで、12年ぶりによくなったという表現については、市長が好転しておるといふ中身は、決してそうではないということなんです、私は。まだまだ厳しい状況であらうかというふうに思いますし、来年それならこれがええかといったら、そうはいかないですよ。また結局借金するかせんか、臨時財政対策債をどれほど借りるか、これは国が言うたことなんであれですけど。交付税が増えたといいますけど、基準財政需要額がどの辺で何か増えた要素はあるんですか。基準財政収入額は税が1億どんだけ減った、これはよろしいですわ。だけど、それなら基準財政需要額が、今の減債基金分を含めて基準財政需要額はどれほど増えたと、これが全て財政力指数にも交付税にも影響してくるんですけど、基準財政需要額が令和3年度でどういう、人口が増えたんかが一番大きな要素ですね。それ以外の要素があつたんかなかつたんか。基準財政需要額に

ついてお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今回の地方交付税の増税につきましては、基準財政需要額・収入額の大きな変動ではございませんで、国税収入が増加したことにより地方交付税と臨時財政対策債の配分が全国的に増えたということが要因でございますので、亀山市における基準財政需要額・収入額の大きな変動というものは令和3年度にはなかったものと、そのように認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうすると、結局、単位項目の単位費用が単価が上がったということで理解してよろしいですね。個々の単位費用が上がったということですね。

それでは、基金の運用についてなんですけれど、今現在亀山市は16基金、約八十数億円の基金があるんですけど、先ほど言いました財政調整基金23億7,700万、前年度中で727万円が減額したということですが、これは繰入金として5億5,807万を繰り入れて、そのうちの4億5,979万を財調から繰り入れて、で、積立金に4億5,252万と、同じ程度の、市長の答弁ではほとんど去年と変わりがなかったということですけど、それであれば、これは歳計剰余金が10億あったからできたのであって、最初からこれは想定上の10億、歳計剰余の10億を想定してみえたんか。結果としてできた、もしこれをできていなかったら積立金はできん、そうすると財政調整基金は4億ばかり減額するわけですよ。結果的にうまくいったからええけど、じゃあそれは想定予算編成の、令和3年度のうちの想定内の範囲内であったのか、歳計剰余金が、結果としてあったのか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今回の実質収支につきましては、先ほども総務財政部参事のほうからご答弁申し上げましたように、民生費と衛生費における残が大きかったと。これにつきましては、新型コロナウイルス関連の事業ということで、ぎりぎりまでこの判断を要するというので、途中の補正が利かなかったということが大きな原因として上げられるものでございます。結果、10億9,000万の実質収支となったところでございますが、もしもこれが通常の6億の積立てになっておりましたら、実際の財政調整基金残高につきましては20億少しということで、若干財政調整基金残高が減るというふうなところになったところでございます。ただ、それでも20億は死守をさせていただいておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、当初予算にはあんまり、できるだけ財政調整基金を最小限に抑えて、繰り出していったら、

また繰り入れるという操作はできるだけ控えて、財政調整基金を堅持するという方向で運営していただければと思います。

次に議案第57号、令和4年度亀山市一般会計補正予算、先ほど草川議員が申した件の寄附金について、この寄附金の補正内容と寄附目的との整合について、健康福祉部次長は和田保育園に充当したというふうに答弁しておりますのやけど、ただここに、その寄附の内容と整合するとそれが理解できへんのですけど、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

地方再生法に基づく企業版ふるさと納税の制度では、当該制度に係る寄附は、原則国の補助や交付金の対象となる事業の市負担分には充てることができない。そして、寄附額は事業費の範囲内であってはならない。そして、重要業績評価指標（KPI）の向上に寄与することが必要であるとされております。

今回の寄附者の方は、本市のまち・ひと・しごと創生事業推進計画の中の出産・子育てを支え、郷土愛を持つ人を育てる取組への支援の中でも、待機児童対策への活用を希望されており、企業版ふるさと納税の制度の様々な要件を満たす事業は、和田保育園保育室増設事業のみでございました。制度上の要件も勘案しておりますが、第一は寄附者のご意向を尊重させていただき、和田保育園保育室増設事業への活用に係る予算補正を本議会に提案するに至ったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それはいろいろ説明を聞いたんですけど、寄附の目的が出産と子育てを支え、郷土愛を持つ人を育てる取組とする納税です。それと、活用方針は、これは市なんですね。市は、寄附目的を踏まえて出産・子育てを支援する取組に活用するとあるんです。それと和田保育園の、せっかく和田保育園も当初予算で財源もつけておるんで、一般会計で、なぜここへ充当するのか。この寄附の目的が、目的寄附なのか指定寄附なのか、分かんないです。そのことが何も書いていないです。寄附目的と活用目標と、今言うておる和田保育園に充当するということが何もうたっていないですよ。それなら、当初予算でもう既に議決されておるのに、なぜ今この勝手な使い方をして、予算の組替えまですべきなのか。目的寄附なのか指定寄附なのか、そのことだけお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今回の企業版ふるさと納税の寄附につきましては、特に事業を固定したような、目的とか指定をしたような寄附では、負担付の寄附ではないというふうなことでございますので、負担付寄附には該当しないということだけご答弁させていただきたいと思います。

○17番（小坂直親君登壇）

また改めてほかの場で。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第53号から議案第70号までの18件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第8号から報告第16号までの9件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

産業建設委員会

- 議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第56号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第68号 市道路線の認定について
- 議案第69号 市道路線の認定について
- 議案第70号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第58号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第64号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第65号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（中崎孝彦君）

次に、日程第2、請願第1号から日程第5、請願第4号までの4件を一括議題とします。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号防災対策の充実を求める請願書、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託をいたします。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和4年8月26日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	令和4年8月26日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。

紹介議員氏名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 3
受理年月日	令和4年8月26日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
要旨	子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 4
受理年月日	令和4年8月26日
件名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
要旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
付託委員会	教育民生委員会

○議長（中崎孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時53分 散会）

令和 4 年 9 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和4年9月8日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	9番	福沢美由紀君
10番	森美和子君	11番	鈴木達夫君
12番	岡本公秀君	13番	伊藤彦太郎君
14番	前田耕一君	15番	前田稔君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

8番 豊田恵理君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	宇野勉君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局	長	渡邊	靖文	書	記	新山	さおり
書	記	西口	幸伸	書	記	大川	真梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

本日は17人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は10人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、豊田消防部長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第4号）により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

会派結の草川でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による市民生活への影響についてということですが、1項目めとして、白鳥の湯について上げさせていただいております。

新型コロナウイルスのワクチン接種開始前から臨時休業している白鳥の湯ですが、市民の方の声を聞いてみますと、再開を望む声が決して少なくないのを感じております。特に、高齢者の方から、楽しみにしている方、そういった声を聞きます。あるおひとり暮らしの高齢者の方から話聞いたんですけれども、自宅のお風呂の調子が悪くて白鳥の湯を毎日利用されていたそうなんですけれども、閉鎖されたからといって、おひとり暮らしでご高齢ですし、またコロナ禍で原油高騰、物価高騰も重なって、ご自宅のお風呂を新調するわけにもいかなくて、シャワーだけで済ませているということを言っておられました。本当に白鳥の湯を再開すべきではないかということ強く実感したんですけれども、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

白鳥の湯につきましては、亀山市総合保健福祉センターを新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用していることから、昨年4月から休業しており、市民の皆様方には大変ご不便をおかけしているところでございます。

白鳥の湯の再開につきましては、これまで国から示されました本年9月末のワクチンの接種期限を一定のめどとして入浴施設の保守点検等を継続的に行い、接種終了後の早期の再開に向けて、これまで準備を進めてきたところでございます。また、感染対策と両立した社会経済活動の再開を順次進めていくため、本年4月からは附属する足湯施設の再開をしてきたところでございます。

しかしながら、この7月以降の急激な感染拡大によりまして、先般、国のほうからオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保についてとする通知があったことに伴いまして、この10月以降も継続して、あいあいにつきましては接種会場としての機能が必要となる見込みでありますことから、現時点では当面の間の再開につきましては大変難しいものと考えておるところでございます。今後、国が示す新たなワクチンの接種期限やワクチン接種の進捗状況などを見極めながら適宜再開できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

要するに、ワクチンの接種が続く間はなかなか再開することは難しいという、端的に言うともうということかなと思いました。

ただ、何とかワクチン接種と両立して再開することはできないのかというところ、今ワクチンの接種会場になっているとはいえ、温泉施設、そこだけ開放して、2階の待機スペースといいますか、畳の広間に関しては、今までどおりワクチンの待機場所等で使って、温泉の場所だけ開放する、こういった形で何とかすみ分けができないかなと思うんですけれども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

すみ分けしながら、あいあいのほうでお風呂の再開ができないかというご質問かと思えます。

ワクチン接種会場を設置した後いろんなこの接種をスムーズに行えるように館内の動線等も確認もし、変更もしながらする中で、当然お風呂につきましては、その動線上、やはりワクチン接種会場というシビアな環境を設定するのに、お風呂との両立というのは非常に難しいというふうな結論の中で今も進めておるところでございます。同時に開催するというので、ワクチンの接種業務に支障が出ることが一番いけないことかなというような考え方もございまして、今のところは、ワクチン接種の終了後からお風呂を再開するという方向で考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほど今後の動向も見極めながらということでしたので、ワクチンの接種の在り方もいろいろと

今後変わってくる可能性もあると思いますので、必ずしも接種が完全に終了してからではなくて、できる限りその再開のめどというのは検討を続けていっていただきたいなと思います。

次の項目に行きます。

家計支援策についてでございます。

昨日も少し話をしておりましたけれども、今、食品、衣類であったりとかガソリンとか生活必需品の値上げ、非常に長期間にわたって続いております。市民生活、家計、圧迫されている状況だと思っております。政府の支援もやはり必要でありますけれども、市民の皆様、やはり亀山市が何をしてくれるかということ期待しているところだと思います。そこで、岸田総理が先月の8月15日に地方創生臨時交付金の増額を指示されました。

ただ、市民の暮らしを支えるために万全を期していく、より迅速に市民の皆様の家計に届くような支援というもの、交付金が決定された段階で亀山市として対策を迅速に行っていただきたいと思っております。

そこで、市長にお伺いしたいんですけれども、昨日の市長の答弁でも、国の情報を見極めながら検討をしていくということでしたけど、市長の今の考えとして新たな交付金の使い道、どういった支援を、いつ、どういったところ、ターゲットを絞って実施する必要があると考えているか、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

ご指摘のような長引く新型コロナウイルス感染症でありますとか、ここへ参りましてガソリンとか電気代の高騰並びに円高も含めます物価高騰の社会情勢については、市民生活や事業者に対して大きな影響を及ぼしているという認識をさせていただいております。

そのようなことから、私どもとしては、これは6月の議会でも皆さんにご賛同いただきましたけど、市民生活の支援と地域経済支援のその両面からこのコロナ禍における物価高騰等による市民生活への支援を行って、市内経済の循環をさせるために亀山プレミアム付商品券事業バージョン2を発行すると、これは過去の私どもの取組からいきますと、プレミアム率60%、そして総額8億円という規模でございまして、何とかこれを一つの改善の環境としていきたいということで、現在その準備を進めているところであります。また、これはできるだけ早い時期にというお声も頂戴をいたしておりますが、この事業の実施時期もタイミングを本当に考えていくことが重要だと思っておりますので、使用期間をこの消費意欲が高まる年末年始を含む11月から2月末までの期間とすることが最も効果的であるという認識の下に現在そういう準備をいたしております。

今、議員ご質問の今後、国の交付金等々の動きも見ながら、どのタイミングで何を亀山市として考えるのかというご質問であります。国においてのこの地方創生臨時交付金の増額が検討をいただいておりますが、まだ今後の国の動向というか中身については明確にされておられません。しかし、追加交付されることは間違いないものというふうに考えておりますので、国から示されます交付対象事業、交付限度額等を十分精査をしまして、市全体に行き渡る効果的な支援策をしっかりと見極めて適切な時期に実施をしてまいりたいというふうに考えております。現時点で、何をどのタイミン

グでということ、今後の課題としてしっかり精査をしまいたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

必要な支援をタイムリーに、できる限り迅速に、なかなか難しい。非常に、市民の声を聞きながらというところで進めていただきたいところなので、ここは私も議員としてしっかりと声を集めていきたいと思ひますし、そこの辺りをオール亀山ということで進めていけるように、市民の満足度を、納得度を高めていきたいと思ひておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次の項目に移ります。

これからの公共交通政策についてであります。

決算資料を見てみますと、乗合タクシーと主にコミュニティバスに関する、バスに関することに関して話を進めていきたいんですけど、乗合タクシーの利用状況、令和3年度は4,688人、令和2年度の3,741人から約950人増加ということで、増加傾向にあるということは評価したいと思います。ただ、これは、大きく増えている状況ではないということなんです。今後どうしていくのかということがポイントだと思ひています。地域公共交通計画では、令和8年度の乗合タクシーの目標、利用者総数8,000人としていますけど、コミュニティバスは10万2,000人以上という目標を設定しているので、何というのか、公共交通を必要とする方全体のパイを比較すると、やっぱりこの950の増加というのは本当に微々たるものだとおぼろしく分かります。もっとポテンシャルがあると思ひますね、乗合タクシーは。

一方で、コミュニティバスに関しては、利用状況、令和3年度は6万8,619人、目標として10万7,200人、これ乗合タクシーも含むんでちょっとややこしいんですけども、大きく下回っております。こういったことを考えて、公共交通の将来を考えるときには、やはり面的に、今回は乗合タクシーとバスというところに絞りますけれども、乗合タクシーは微増、コミュニティバスは激減という状況ですけれども、今後この乗合タクシーとコミュニティバス、路線バスの中長期的な展望というものをどのように考えているのかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

本市の中期的な視点に立った地域公共交通の在り方につきましては、本年6月に本年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする地域公共交通活性化再生法に基づきます亀山市地域公共交通計画を策定いたしまして、基本的な方針や取組方向を位置づけましたので、その積極的な推進を図ってまいりたいというふうにおぼろしく考えております。

とりわけこの計画では、新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限や外出自粛などにより減少傾向にある公共交通利用をコロナ禍前の水準にまで回復を図ろうとするものでございまして、ポストコロナ時代における持続可能な地域公共交通の確立を目指すものでございます。そのため、地域公共交通の基軸となる鉄道と、その鉄道を中心に都市拠点と居住地とを結ぶ公共交通の軸となる広域バス路線やさわか号などの幹線的なバスや各地域や都市拠点とを結ぶコミュニティバス等

の地域生活バス、さらには公共交通不便地域への対策・補完する「かめやまのりあいタクシーのりかめさん」などのコンパクトシティのまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークを形成し、それぞれの公共交通の役割を發揮させながら、相互の連携や最適化、さらにはサービスの確保を図ってまいることといたしております。

また、デジタル化やニューノーマルにも対応できる新たな利用環境の整備を進めますとともに、地域交通事業者、行政が一体となって連携、協働により公共交通の維持活性化が図れる環境づくりを通じて、子供から高齢者まで幅広い世代の方が安心して自由に移動できる持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図ることといたしております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

中期的な話なので、やっぱりふわっとするのでよく分からない、分かりにくいんですけども、ちょっと乗合タクシーのところで短期的な課題というのは、じゃあ、どのように捉えているのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

かめやまのりあいタクシーのりかめさんにつきましては、平成30年10月から運行を開始いたしまして4年が経過をするわけでございますけれども、これまでの運行を通じまして短期的な課題というお尋ねでございますが、大きく2つの課題が上げられようかと考えております。

まず、1つ目といたしましては、乗合率の向上であります。制度の導入時から1便当たりの乗合率は1.2人程度で推移をいたしてございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、令和2年2月から他人との接触を避けるため、家族や友人などに限定して運行していることが大きな要因とは思いますが、今後は感染防止対策を講じながら、感染拡大状況を見据えつつ、段階的に需要の多い午前の時間帯などでの乗合運行の調整も行ってまいりたいというふうに考えています。

2つ目といたしましては、利用者の拡大でございます。令和3年度ののりかめさんの総登録者数は2,861人でございますが、実利用者数は500人弱ということで、リピート利用が多く、利用者登録は済まされているもののご利用いただけていない方が多い現状でございます。そうした既に登録は済まされているもののご利用いただけていない方が多い地域でありますとか、登録者数が少ない地域など、実際の利用実態に地域差も見られますことから、地域実情や利用実態を分析するとともに引き続き出前講座の実施や様々な媒体を活用した制度周知に努め、さらなる利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

乗合率にしても利用者数にしても、要するに実利用者数、総利用者数、ここを増やしていけば、乗合率が増えていく、増やさざるを得ないということになっていくと思いますので、やっぱり多くの方に利用してもらおうということだと思うんですね。

そうなってくると、これはひとつ提案なんですけれども、今の運賃は移動範囲に応じて、AゾーンからCゾーンまであって、単独やと500円から1,500円まで、複数乗車やと400円から1,200円までという幅ですけれども、短距離移動、本当に超短距離移動、例えば下庄駅から昼生のコミュニティセンターまで、これはちょっと遠いですけど、下庄の集会所から昼生のコミュニティセンターまで行きたいというようなときなんかでも、この移動でもやっぱり500円はかかってしまうというのが今、現状やと思うんですよね。こういった超短距離移動でも負担感なく使えるようになってくるといふふうになると、それは利用者数がどんどん増えていくんじゃないかなと思うんです。なので、これを解決するのにじゃあどうすればいいのかなんですけれども、定額制かなと思っているんです。例えばAゾーンの範囲内であれば、月の定額で幾らまで、幾ら払えばもう乗り放題であるという、こういった定額制の導入というところで、利便性の向上であり利用者数を増やすということにつながるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった方針がないかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

定額制の導入ということのご質問かと存じますけれども、定額制のサービスにつきましては、最近ではサブスクリプションの導入などの事例がございまして、比較的利用頻度の高い身近な移動に適したサービスかと存じますけれども、本市の乗合タクシーなどでこうした展開を想定した場合を考えると、利用が集中する時間帯のタクシーの供給不足によるサービスの低下でありますとか、あるいは乗合タクシー利用の増加に伴うバス利用の減少でありますとか、あるいは運行経費などにも影響が出てまいらうかと思っておりますので、そうしたサービスの導入につきましては、引き続き事例研究を行ってまいりたいというふう考えています。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

全体のバランスなので、やはりそこはどう組み合わせるか、ベストミックスを考えるかということころだと思うので、ぜひ研究していただきたいなど、全体として利便性を向上させていただきたいなどと思います。

路線バスなんですけれども、やっぱりこれはもう圧倒的に利用者数が今コロナ禍ということもあって減っているので、これはもういかに利用者数を増やすかということなんですけれども、私が今回注目したのは、収支率なんですけど、資料を表示してください。

乗車数が減少しているので年々収支率は当然減少しているんですけど、令和3年度では4.8%、乗車徴収金にして521万2,850円ということです。バス運行委託料全体約1億円のうち521万円です。公共交通の役割を考えれば、言い方に語弊があるかもしれないですけども、僅か521万円なんですよね。なので、より多くの市民の方に利用させていただくために、また市民の満足度を向上させるために、この521万円のうち、例えば高齢者と若者、学生の分だけでも、バス運賃を無料化してしまっても、この分を市が持つということにしてしまっても、これによって、無料だったらじゃあ使ってみようか、無料だったら、免許返納して多少不便でもバスを使おうか、やは

りそういう方が増えてくるんじゃないかと思えますけれども、そういった考えはないか、確認したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

コミュニティ系バス路線のバス料金につきましては、改定前の亀山市地域公共交通計画における取組の一つといたしまして、法定協議会である亀山市地域公共交通会議での協議も経まして、令和3年4月に交通系ICカード、定期券、共通回数券の全路線への拡大とともに、運賃体系の見直しを行っております。そのため、運賃体系の見直しから約1年半しか今たっていないという状況でございます。

現在の市のコミュニティバスの運賃は、中学生を除く15歳以上が200円、小学生、中学生、65歳以上または乗合タクシーの登録者が100円、小学生未満、障がい者及びその介助者が無料の利用をしていただきやすい均一運賃でございまして、移動困難者への対応や利用促進の観点から、現在の運賃に対しまして一定のご理解は得られているものというふうに考えております。

一方、これまでもサービスの享受と費用負担は表裏一体であるとの基本的な考え方の下で、ご利用いただきやすい低廉な運賃設定を行ってまいりましたし、地域公共交通を持続可能なものとしていくためにも、こうした考え方は今後も必要であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

持続可能なものということ、当然受益者負担の原則もあるかと思えますけれども、500万円ちょっとのところの、しかもその中の高齢者と学生の分が、それがどれだけの割合なのか割り出せないと思うんですけれども、そこを見ていくということがそれほど負担なのか、それに対して利用者が増えて公共交通というものに対する市民の皆様の意識も変わってくるということのほうが、私は長い目で見れば、それは一つ大きなメリットがあるのではないかというふうに考えます。ここもぜひひとつ研究をしていただきたいなと思えます。

これで、この項目は終わらせていただきます。

次に、子ども・子育て支援の拡充についてに移りたいと思えます。

児童手当の所得制限についてであります。

2022年10月の支給分から、年収が約1,200万円以上の世帯に関しては児童手当の支給はなくなるというふうに聞き及んでおりますけれども、今回の法改正の概要を確認するとともに、亀山市内で影響を受ける児童数と合計金額に関して確認したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず児童手当の制度につきましては、中学校卒業までの児童を養育している方に支給される手当で、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円、3歳以上小学校修了前までの第1子及び第2子については1万円、第3子以降は1万5,000円、中学生については1万円が支給される制

度でございます。

なお、児童を養育している方の所得が一定の所得以上の場合、児童手当は支給されませんが、特例給付として、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されているところでございます。

一般の国の制度改正により、令和4年6月分、10月支給分から先ほどご説明いたしました一定の所得を超える特例給付対象者のうち所得上限限度額、先ほどご紹介ございましたが、配偶者と例えば子供2人、計3人を扶養している場合、1,200万円以上を超える方につきましては、所得超過となり手当が支給されなくなりました。

本市における影響でございますけれども、令和4年度の本市における児童手当の所得審査の結果、6月1日時点で所得超過により支給対象外となった方は70人で、児童数は148人となっております。手当の額といたしましては、年間で888万円となるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

約880万円ということで、私は未来を担う全ての子供に健やかな育ち、これを応援するための児童手当だと思っているので、それは親の所得の多い少ないで区別されるべきではないという、これは私の考え方であります。

特に今は、それ以上に子育て世帯はコロナ禍や物価高騰の中で、子供の数だけやはり食費も、そして生活必需品、特にお金がかかるときであります。全ての子育て世帯にとっては重い負担となっていると思います。そんな中で、桑名市が一般、児童手当のいわゆる所得制限対象となる児童に、市独自で手当を支給するという、そういった支援策を決めました。東京都の千代田区に次いで全国では2例目だというふうに伺っております。亀山市もこういった児童手当のいわゆる所得制限撤廃という、そういった方向性がないのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず、現行の児童手当制度におけるこの費用の負担でございますけれども、これは国、県、市及び事業主の拠出金で構成されておまして、児童の年齢により異なりますが、その財源のうち約6分の1を市が負担をしておるという状況でございます。ただし、公務員につきましては、それぞれが所属している国、県、市などの所属庁が10分の10、全額を負担しているところでございます。

議員お尋ねの国の制度改正により児童手当を受けられない方へ市独自で手当を支給する場合は、市が全額当然費用負担することとなり、一定額の財源が新たに必要となります。さらに、先ほど申し上げました各所属庁が審査する公務員の所得超過者に対しても市から支給することとなりますが、市ではその対象者の情報を把握できないという課題もございまして、現在のところ市独自で実施するという考えは持ち合わせていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

児童手当ということですので、子供支援、これは児童手当に限らず子供支援に係るところの

所得制限をなくす、市独自で行っていくという取組、こういった方向性に、ぜひかじを切っていた
だきたいなということ、これを強く申し上げておきたいと思います。

そして、子ども医療費の無償化の項目に移りたいと思います。

亀山市は県内でもいち早く所得制限なしで15歳までの医療費無償化に踏み切った、これは誰もが
評価する取組だと認識しております。しかし一方で、窓口負担の無料化に関しては未就学児まで
にとどまっています。四日市、そして9月から鈴鹿市と15歳までの窓口の無料化というのは県内
でも少しずつ増えてきている状況にあります。

そこで、まず伺いたいんですけども、亀山市における15歳までの窓口医療費無償化、この方
針と検討状況について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

本市における子ども医療費の窓口負担無料化につきましては、現在、未就学児までを対象として
おりまして、県内の29市町中、本市も含めて26市町におきまして同様の取扱いとなっていると
ころでございますが、県内の多くの市が子ども医療費助成の所得制限を導入している中、本市にお
いては子育ての支援の観点から、制度開始当初より所得制限は設けていないところでございます。

議員お尋ねの中学校卒業までの窓口負担無料化の拡大につきましては、先ほどご紹介いただきま
したが、県内14市のうち四日市市が対象年齢を中学校卒業までに拡大し、本年9月から鈴鹿市も
同様に拡大したと聞き及んでいるところでございます。

一般的に窓口負担を無料化した場合、医療費が増加することとされておりますことから、財政面
からの検討は必要となります。また、窓口負担の無料化を小学生以上で導入する場合、国民健康保
険の国庫負担金等について減額調整されることから、国民健康保険特別会計へ与える影響について
も十分調査する必要があるものと認識しているところでございます。さらには、医師会等関係機関
との調整が必要でありますことから、制度の拡充につきましては、既に中学校卒業まで窓口無料化
を実施している市や他県での実施による影響等を踏まえて現在調査をしているところでございま
す。

なお、全国市長会などから、国に対しましての重点提言の中でも、全国一律の子供の医療費助成
制度の創設や、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置の廃止が上げられ
ているところでございますので、国の動向を注視する必要がございます。

一方で、子ども医療費につきましては、自治体間のばらつきを小さくし、格差を解消していくこ
とは大切な課題であるため、県下全域での窓口負担無料化の拡大について、引き続き県に対して要
望してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私も本来は、これは国がもう全国一律で実施すべきものだというふうに認識しています。ただ市
民に必要な施策であれば、私はいち早く市民のためにベストを尽くすのが、私はそれが自治だと思
いますので、そこはまさに、そして今は人口減少対策としても必要ですし、コロナ禍、物価高、こ
の対策にもなってくるものだとも認識しています。

そして、もう一步、あえて踏み込んだ質問をしたいんですけど、ちょっと資料を出してください。全国的に18歳までの医療費無償化に踏み切っている自治体が増えてきております。令和2年の調査でありますけれども、全国で700を超える自治体、これ市町村ですけれども、展開されている、そういった子育て支援になってきています。今はもっと増えていると思います。

こういった状況でありますけれども、亀山市として18歳までの子ども医療費の無償化を実現していくという、そういった方向性について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

子供の医療費助成は子育て世帯を支える制度として定着しておりますが、子育てしやすい社会の実現に向けて、将来を担う子供たちが必要な医療サービスを公平に受けられることが望まれております。

本市における子ども医療費助成の対象年齢につきましては、県制度の小学校卒業までに市単独を上乗せし中学校卒業までとしており、29市町中、本市を含め22市町において同様の取扱いでございます。少子化が進んでいる県南部の一部の地域、市町を中心に18歳年度末としている市町村もございます。現在、中学生の医療費を市単独で助成しており、さらに18歳年度末まで対象年齢を拡大したい場合は同額程度の費用負担は当然必要となるという財政的な課題がございます。また、18歳年度末までの対象年齢拡大の上、窓口無料化を行っている市町は県内にはございません。先ほども申し上げましたが、窓口無料化については国民健康保険特別会計への影響等もございます。

一方で、子ども医療費助成制度の都道府県格差や市町村格差を解消するべく、対象年齢や水準を底上げしながら自治体間のばらつきを小さくしていくことが大切な課題と認識しているところでございます。

制度の拡大につきましては、今後他市の動向を注視し、慎重に検討をしてみたいと考えております。また、他県では都道府県単位で18歳年度末までを子ども医療費の対象としているところもございますので、県下全域での対象年齢の拡大につきまして、県に対しても要望をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これに関しては、後ほどほかの議員からも質問があると思いますし、ぜひ事業推進、あらゆる形で図っていただきたいなと思っております。

次の項目に行きたいと思います。

保育園・幼稚園等の利用者負担軽減についてであります。

ちょっと時間の関係で、予定していた質問を1つ飛ばしますけれども、紙おむつの持ち帰りゼロへ向けた検討状況について確認したいと思います。

以前、私、議会で質問しましたがけれども、市内の保育園ではいまだに使用済みの紙おむつを持ち帰るといふ、もう今となっては古い習慣だと思っております、これがいまだに残っております。昨日もテレビでもやっておりましたがけれども、紙おむつの持ち帰りゼロ、もうそれこそ先ほどからワードと

して出ていますが、サブスク、要するに持っていく必要もないというような状況、そういった施策を推進している自治体もございます。

こういった検討に向け、現場での調査や検討を進めていくという答弁を以前いただきましたけれども、今の検討状況に関して確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、市内の公立保育所等における子供たちが使用のおむつにつきましては、定期的に保護者が園へ持参していただいたおむつを使用し、使用済みのおむつはそれぞれのご家庭にお持ち帰りいただいているところでございますが、使用済みのおむつの持ち帰りを廃止する園が全国的に増加している傾向があることも事実であり、本市におきましても、今後の運営上の検討事項の一つであると考えているところでございますので、実施につきましては、その方法や費用負担の在り方なども含め、現在前向きに検討を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

前向きに検討を進めていただいているのは非常にありがたいんですけども、前の答弁とそんなに変わらないんですね。これ、いつまでに結論を出すのかというリミットに関しては、どのように考えていますか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、おむつの持ち帰りを行わない場合に想定される年間経費等を見積もりまして、試算を行っております。そのようなことも考えながら、各関係部署と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ遅くとも新年度から始められるぐらいのつもりで、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

そして、次の項目に移ります。

保育所等ICT化推進事業、6月の定例会で補正予算可決されたものでありますけれども、これが利用できるICTサービス、これも準備を今進められていると思っておりますけど、この準備状況について今、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等のICT化に係る準備状況につきましてですが、設備や端末等の導入についてござい

ますが、保育所等の無線LAN構築に係るネット環境工事を9月から進め、保育システムの利用に必要なタブレット等の購入を年内に行ってまいります。また、システムの導入につきましては、利用を予定しているシステムの事業者との間で現在、保育所等での運用に必要な機能の調整を行っているところでございます。

今後のシステムの運用に向けてでございますが、来年1月から2回に分けて職員研修を行うとともに、2月から関認定こども園アスレでの試験運用を開始し、4月から公立全園での運用を開始する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

着々と進んでいるということで、これは非常に期待したいと思います。

その一方で、前回の議案質疑でも少し申し上げましたけれども、保護者負担の軽減としてニーズの高い、いわゆる集金業務、教材費であったり、あとは写真のお金であったり、こういった今現金で、小銭でやり取りしている、この集金業務のキャッシュレス化、これの課題と今後の展望を、できれば写真代だけでも何とかキャッシュレスでということを実現できないかということ、この辺りの考え方、併せて確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、保護者から実費徴収している教材費等の集金に係る手続についてでございますが、キャッシュレス決済には保護者負担となる決済手数料など幾つか課題がございますので、保護者の利便性を損なわないよう慎重に検討を重ねてまいります。また、写真販売の手続でございますが、現在、公立保育所におきましては、インターネットによる写真販売を既に利用しております。写真代金の支払いにつきましても、販売業者と保護者との間においてクレジットカード決済等が利用できるようになっております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

クレジット決済に関しては、この9月からだというふうに伺っております。その辺りも、ただ保育園のほうではまだそれが保護者に、周知に関しては徹底されていないと思います。基本もう現金というような方向性があると思うので、その辺りの保護者への周知の徹底、ちゃんとそれが利用できるんだということを周知徹底していただくというのを、これは強くお願いしておきたいと思っております。それと、写真代だけではなく、教材費のキャッシュレス化に関しても、様々な課題はあると思っておりますけれども、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

最後に、持続可能な地域まちづくり協議会についてに移ります。

課題と人的支援というところなんですけれども、ある地域まちづくり協議会では、所属する一部の自治会がまちづくり協議会からの事実上の脱会というものを自治会で決議されて、ほかにも複数の自治会が脱会の意思を表明されているというふうに聞き及んでおります。これは、もう個々の地

域まちづくり協議会の責任とかという問題ではなく、地域まちづくり協議会の制度そのものの、いわゆる綻び、これが表面化している重要な問題だと、そのように認識しております。市はこの問題をどのように捉えて対応しているのかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

一部の地域で、役員の選出方法が要因となって地域まちづくり協議会の活動に参加しないことを決定した自治会や、その検討をしている自治会があることをお伺いしているところでございます。現在、会長をはじめ役員の方との連絡を密にし、当該地域まちづくり協議会において持続可能な活動が行われるよう、今後どのような形で市が支援をしていけるのか状況を見極めているところでございます。

今回のケースは、役員の選出方法が要因とのことでございますが、その根底には、地域まちづくり活動の担い手不足が大きな課題としてあるものと認識しているところでございます。そのようなことから、本年7月には地域まちづくり協議会連絡会議と共催で、組織の担い手不足についてをテーマに地域まちづくり交流会を開催し、各地域の現状や課題について情報共有を行ったところでございます。さらには、地域まちづくり協議会の必要性や活動の目的について住民の理解が進んでいないことも要因の一つであると考えているところでございます。そのようなことから、地域担当職員の支援のほか、地域まちづくり推進アドバイザーの派遣制度を積極的に活用して、まちづくりに関する研修を開催し、多くの地域住民にまちづくりの基本的な考え方や地域まちづくり協議会の活動などについてご理解をいただくことでそういった解消を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方で、自治を促進するための会長の負担低減ということでの支援というのも一つの課題であると考えております。先ほどまちづくり交流会におきまして、ワークショップにおきまして、役員手当の制度化や仕事量の軽減、市職員のOBの活用など様々な意見が出されたところでございます。市といたしましても、それらの意見を受け止め、今後の支援の在り方について、庁内組織でございます地域まちづくり推進会議に諮りながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、日頃から市の各種委員などの充て職の整理についてもご意見をいただいておりますので、併せて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その後質問しようと思っていたところも答えていただいて、自治を促進するための人的支援、ここはぜひお願いをしたいと思います。いわゆるそういった今はもう、活動が活発化すればするほど、自治が促進すればするほど、地元の住民の皆さん、まちづくり協議会に負担がかかっていくというのが現状やと思います。やっぱり基本ボランティアというところで活動しているという現状があると思いますので、そこに対する一定の報酬の在り方であったり、あとは地域予算制度の在り方、もっと人にお金を充てていくというところをぜひ検討していただきたいと思います。担い手不足とあとはそういったところを指摘されておりましたけれども、その側面もあると思います。ただ、今

のような現状になるまでに、市がもっと定期的に現場を訪れて、相談に乗って未然に防ぐことができなかつたのかというところだと思うんです。そこが私は欠けていたと思います。もっと頻繁に、さっきもアドバイザーを派遣すると言いますが、課長にしる部長でもいいと思います。もう直接行って、それぞれの課題をちゃんと認識して、その上でしっかりと地域まちづくり協議会の自治を促進しながらサポートをちゃんとしていく、そういった体制をぜひお願いしたいと思います。

最後の項目ですけれども、ちょこボラ支援に関してちょっと最後に質問したいと思います。

以前4年目以降の支援の継続を求める、そういったことを質問させていただきました。検討していくという話だったんですけれども、これの検討状況といいますか、これに関してはぜひ4年目以降もちょこボラを続けていくために支援が必要だと思います。だから、ぜひこれはもう来年度の予算には反映していただきたいと思っておりますけれども、市長の考えを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょこボラの支援については、地域介護予防活動支援事業の補助金として体制づくりの準備費用の1回限り20万円と運営費用の年間10万円を3年間交付してきておりますが、令和2年度から始まりましたこの制度自体、事業においては多分亀山市内でも井田川の北のまち協でありますとか、現在2地区で3年目を迎えていただいておりますと承知しております。

来年度4年目以降のちょこボラへの支援は、これは鈴鹿亀山地区広域連合との間でこの介護保険事業の介護予防生活支援サービス事業補助金として年間10万円の交付を行う制度が活用できないかということも含めた検討をしております。

私どもとしては、来年度からの事業実施に間に合うように、そういうことができないのかというご趣旨だというふうに思っておりますが、私どもとして今後どのような形で、どのタイミングで全体をサポートできるのかにつきましては、しっかり地域ニーズに沿った支援の仕組みを確立しながら、今後も関係部署等と検討、協議をしまいたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問をします。

まず、旧統一教会と亀山市の関わりについてであります。

私が旧統一教会を知ったのは、50年以上前の大学生のときであります。当時各大学に原理研究会と名のるサークルがあり、実態は旧統一教会でした。学生たちには、旧統一教会であることや、

このサークルには近づくなということを呼びかけた記憶があります。この旧統一教会が、安倍元首相の銃撃事件をきっかけにしてマスコミに取り上げられるようになってきました。私たち日本共産党は、旧統一教会が2つの顔を持っているとっております。

1つは、靈感商法、集団結婚などで甚大な被害を出している反社会的カルト集団の顔である。

もう一つは、旧統一教会と表裏一体の政治組織、国際勝共連合をつくり、反共と反動の先兵を務めてきたという顔であります。この旧統一教会は、日本で1959年に設立をされ、1964年に宗教法人の認証を受けていますが、私は宗教に名を借りた反社会的カルト集団であるということを指摘したいと思います。宗教団体の一つという捉え方では駄目なんではないかというふうに思っております。

それでは本題に入りますが、まず2020年11月29日に、四日市市でファイト三重！県民まつりが開催されました。このときの案内のチラシを出していただけますか。

このチラシは見ていただくと分かるんですけども、四日市市制施行123周年記念事業というふうに銘を打たれております。主催は実行委員会ですね。後援のところを見ますと、三重県四日市市というのが入っております。その下、後援団体の一つに、赤で囲って、ちょっと見にくいですがね、三重県平和大使協議会、こういう団体が後援団体の一つに入っております。これがいわゆる旧統一教会の関連団体になります。

今はもうテレビで本当に有名になりましたけれども、フリーライター鈴木エイト氏、この方がこのときの様子を旧統一教会フロント組織が仕切る地域イベント、現地調査で見えたものという記事を2020年12月9日に書いていますので、簡単に概略だけ紹介します。

2020年11月29日、四日市市、旧統一教会のフロント組織が主導する地域イベント、ファイト三重！県民まつりが開催された。自治体から後援と補助金を受け、公共施設で行われ、筆者の動向をスタッフが常時監視、メインの客席入場口脇には現役閣僚や国会議員などからのお祝いメッセージが貼り出されていた。掲示されていたのは4人の自民党の国会議員、田村衆議院議員、吉川参議院議員、三ツ矢衆議院議員、川崎衆議院議員、他に鳥羽、津、松阪、伊勢、熊野、亀山市長、そして三重県議会議員4人と記されております。

そこでまず、このファイト三重！県民まつりへメッセージを送った櫻井市長に見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のイベントであります。今ご紹介の令和2年11月29日に四日市市制施行123周年記念事業として開催されたものであると存じますが、他市のイベントでもございましたので、出席に代えてメッセージを送らせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

メッセージを送られたということですね。

これは三重県と四日市市がいわゆる後援をしている。それから国会議員4人、県議会議員4人、それから6つの市の市長さんがお祝いのメッセージを寄せられているということであれば、非常に立派なイベントだというふうに、当時四日市市民は受け止めたんだろうというふうに思います。

この旧統一教会の、いや、この関連団体はなぜ国会議員やとか地方の政界、自治体へ侵食しているのかということですが、やっぱりこれはお墨つきを得たいということですね。彼らは結構世界平和とか日韓友好というようなものを掲げて活動していますので、そういう意味では非常に何ていうのか普遍的なとか、そういうものを掲げてやっているわけですね。やっぱりこれは狙いはお墨つきなんですよ。そういう意味で、今回その亀山市長のメッセージもその役割を果たしたんではないかと私は思うんです。

そこで、市長に再度お聞きしたいのは、やっぱり政治は結果責任ということを言われますので、今回メッセージを送ってお墨つきを与えたという点について、市長は反省をしてみえるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のイベント自体は市制施行の記念事業であり、さらに四日市市や三重県が後援をされたイベントということでもあります。また、元県議会議員であります実行委員長がご本人のほうから出席依頼を頂戴いたしましたけど、先ほど申し上げましたが、他市のイベントでもございましたので、出席に代えてメッセージを送らせていただいたものであります。

なお、この社会的に問題が指摘をされる団体と接点を持つことは、当然市民に誤解や不安を与えるということと考えておりますので、私自身は一切の関与を統一教会とは持たせていただいておりますが、しかし、一線を画してまいらなければならないというふうに考えておるところであります。

しかしながら、例えば政治団体、それから宗教団体、それから反社会的勢力が巧妙な手法で市民活動を装う、あるいは民間活動を装うという事案も考えられますので、実態の見極めが極めて難しいものも事実でございます。そうした観点からも、私としてはこれまで以上に情報収集に努めて慎重に対応してまいらねばならないというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確かにあのチラシ、私、見ましたけど、一目見て本当に何の疑いも持ちませんよね。市制施行123周年記念事業で、後援を見ても四日市市と三重県が入っているわけですよ。だから、やっぱりこの問題の一番の責任は四日市市、三重県が十分にその団体を確認せずに、こういう事業を彼らに任せたとようなことにあるんだろうと思います。ただそうであっても、やっぱり結果的にこの市長がメッセージを送ったことが彼らの活動にお墨つきを与えたということだけは間違いのないので、その点はやっぱり市長としても結果的には責任を問われるんだろうというふうに思います。

市長は今後のことについて、はっきりともう一切関係を持たないというふうに言われましたが、それはもうこれからの対応という意味で理解していいのか、その点、再度確認をしておきたいと思

います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一切関係を持たない、今までもその団体と関係を持ったという事実はございません。その上で、今申し上げたような観点から、今後につきましてもそのような基本的な認識で、これは統一教会に限りません。先ほど申し上げたような政治団体、あるいは宗教団体、あるいは反社会的勢力等々が、非常に市民活動や民間活動に、これは巧みな形で動いておりますので、そこを本当に見極めるといのは難しいことではありますけれども、このような事案を踏まえて、よりしっかり情報収集や慎重に対応することは重要であると、このように認識しておりますので、今後につきましてはそのような方針で対応させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういう反社会的なカルト集団ということが明らかになっていきますので、やっぱりこれはきちんと一線を引いていただきたいというふうに思えます。

さらに進めていきますけれども、これ、いろんなことが今マスコミを通じて明らかになってきていますので、一つの例ですけれども、東京都江戸川区で旧統一教会の関連団体である世界平和女性連合から1997年から2002年に4回、計9万円の寄附を社会福祉事業のためということで受けたということが明らかになりました。

そこでまず、これまでにこの旧統一教会の関連団体から市が寄附を受けたことがあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

現時点におきまして、可能な範囲で庁内調査を行いました結果でございますけれども、議員ご指摘の関連団体から過去10年において寄附を受けたことはなかったと確認をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

過去10年遡って、なかったということでありました。

先ほど紹介しました四日市市のファイト三重！県民まつりについては、四日市市が後援だけではなしに補助金約60万円を出していたということも明らかになっております。

そこで、亀山市がこれまでにこの旧統一教会の関連団体に補助金を出したことがあるのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

先ほどの寄附と同様に、現時点において可能な範囲で庁内調査をいたしました結果でございますけれども、こちらも過去10年において補助金等の支出はなかったものと確認をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

補助金の支出もなかったということであります。

それから、これは6日の伊勢新聞ですけれども、三重県が世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一教会の関連団体を伊勢湾の再生に取り組む団体として登録し、県の冊子やホームページを通じて県民に取組への参加を呼びかけていることが5日、県への取材で分かったということが一面記事で報道されておりました。亀山市でこうしたことが過去になかったのかということですが、旧統一教会の関連団体が市民団体として登録されていることはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民団体の登録として、市民活動応援制度への登録団体がございます。これは76団体ございますが、この団体を登録する際には、各市民活動団体から登録申請時に、登録申請確認書の提出を求めるなどして、宗教活動や政治活動などの活動は行っていないことの確認をしているところでございます。また、当制度の審査検証委員会において、新規の団体や継続団体について毎年登録への検証を行っていただいております。当制度への旧統一教会の関係団体が市民団体として登録されていないものと認識しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これも市民団体として登録はされていないということでもあります。

次に行きますけれども、四日市市のこのファイト三重！県民まつりで、この後援団体の一つが三重県平和大使協議会という旧統一教会の関連団体になるんですけれども、この団体が掲げているのに、真の家庭運動推進とかいう結構家庭教育というようなこと、家庭のことを取り上げておるわけですね。そんな意味で、任命権者も違いますので教育分野についてお聞きしたいんですけれども、こういう旧統一教会の関連団体が教育分野で関わりを持ったことはないのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

旧統一教会の関連団体との教育分野での関わりでございますが、教育委員会といたしましては、関連団体からの寄附や関連団体に対する補助金の交付、関連団体が実施するイベントに対する後援などを行った事実はないものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これもないということですね。

それから、これは市の機関ではないんですけども、社会福祉協議会についてです。

これも江戸川区の例ですけども、2010年、随分古いんですけども、12月に10万円の寄附を社会福祉協議会が受けておったというようなことが明らかになっております。亀山市社会福祉協議会がこういう寄附を受けたり、補助金を出すということがなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市社会福祉協議会のほうに確認をしましたところ、過去におきまして旧統一教会の関連団体と考えられるボランティア団体の登録、また寄附金の受納及び補助金の支出はないものと聞いています。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

駆け足でずうっと聞いてまいりました。今のところ本当に、いろいろ調べていただいた結果、ないということですね。寄附を受けたこともなければ、補助金も出していないということですので、その点は特に亀山市が関わっているということはないんだろうというふうに思います。

ただ、これ10年まで遡っていただきましたけれども、それ以前にひょっとしたらあるのかも分かりません。そういう問題が結構後になってから出てくるというようなことも、今はマスコミ報道なんかで出ていますので、今後もこういうことは注意していただきたいということと、それから、これからですね。対応、四日市市のあのチラシを見たら分かりますけれども、本当に巧妙な手口でああいう形で入ってきていますので、この統一教会に対する対応は本当に慎重にやっていただきたい。どんな団体があるのかを事前に把握していただいたら、ある程度のところはつかめますので、そういうことはぜひやっていただきたいと思います。これは本当に国民の関心も高いし、やっぱり私はこの団体、許せないと思うんですね。だから、こういうことが利用されない、亀山市が利用されるようなことがないように、しっかりとやっていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

次は、情報公開条例の問題であります。

職員が職務上作成し、組織的に用いるものを公文書というふうに規定をしているわけですけども、これが本当にちゃんと実践されているのかという問題であります。

私は議員になって24年になりますけれども、この間ずうっと取り上げてきた問題の一つが、この情報公開制度です。情報公開請求によって表に出ていなかった問題が明らかになったり、以前から疑問に感じていたことが、経緯を含め明らかになったというケースが結構ありました。

私、一番記憶に残っているのは、2007年の6月議会で取り上げた田中前市長の市長交際費の問題であります。これは情報公開請求で、この前年度の市長交際費を全部公開させて、何に使ったかというのを見てみたんですね。その中に、自民党片山虎之助参議院議員、これは当時の肩書です

けれども、の政治資金パーティーの参加代と懇親会の会食代が含まれていたということが分かりましたので、これは問題だということで本会議でただしました。市は好ましくなかったと判断し、主催者側から全額返還してもらったと当時答弁しましたがけれども、私はこの好ましくない程度の問題ではなしに、それからまた返還すればいいという問題でもありません。この質問は、翌日本当に新聞各社が一斉に報道するほど大きな反響がありました。これも情報公開請求をやったからこそ分かったことですね。

それからもう一つ、2006年シャープ誘致のときですけれども、県と亀山市とシャープの3者でしょっちゅう話合いを持たれていた。こういうことがありましたね。この話合いを20回ほどやられたらしいですけれども、三重県が報告文書で明らかにされました。それで、私はもう亀山市も当然そういう公文書があるんだろうということで、亀山市にどんな話合いをしたのか、それが分かるような資料を出してくれと情報公開請求しました。そうしたら、回答はそのような文書はありません、こういうことでしたね。これ、本当になかったのか、当時の情報公開条例が決裁後の文書というのを対象にしていたということもあって文書がないということだったのかは分かりません。でも、やはり当時の資料が全くないんであれば、果たしてこの45億もの市税をつぎ込む事業が、どんな経緯で決まったのか、それが本当に正しい判断だったのかどうかを検証ができない、後日、経緯が分からないとね。そういうことでは市民への説明責任も果たせないという問題が出てくるんだろうと思う。

そのことがあって、その後も度々情報公開請求をやってきました。やっぱりこれはかなり遅れた内容の情報公開条例でありましたので、当時ね。なかなか情報が得られないということがありました。そのとき、市長はよくご存じだと思うんですけれども、私は3つ問題点があると、その前の条例ですけどね。1つは、知る権利が明記されていない。2つ目は、公文書を決裁後のものに限定しているというようなことを指摘して、改善を求めたことがありました。これは、市長がようやく櫻井市長になってから、2012年の4月に情報公開条例が大幅に改正をされました。私が問題にしておったようなところが全て取り入れていただいて、特に私は、公文書の問題を職務上作成し、または取得し、組織的に用いるものというものであれば、メモも含めて公文書とする。つまり決裁後のものだけに限らないということで、大幅に改善がされました。これでようやく他市並みになったのかなというふうに思います。

そこで、まず1点目、この亀山市情報公開条例第2条の公文書の定義ですけれども、これをどんなふうに捉えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市情報公開条例における公文書の定義でございますが、条例第2条第2項におきまして、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等が、これは図面とか地図のことでございますが、写真、電磁的記録及びフィルムであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと定めております。したがって、決裁文書のみならず、職員が個人的に作成したメモや説明資料も職員の個人的検討の段階を離れ内部検討に付された文書につきましては、公文書になり得るものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に、私はこの改正は大きな改正だったと思います。

とにかく決裁を受けたものでないと文書は公文書でないという、だから決裁を受けるまでの意思形成過程のものは公文書の扱いがされていなかったんですよね、されていないというか、情報公開の対象にならないという扱いですよね。それが、意思形成過程のものであっても、それこそメモであっても、やっぱり職員が職務上作成し、または取得をする、それから組織的に用いる、つまり課の中、部の中で協議をしたりとかいうような情報を共有するとか、そういうふうに使われるものは全て公文書だと。だから、公文書ということになれば、これは情報公開請求が来たときには公開の対象になるわけですね。公開するかどうか、これはまた別ですけれども、少なくとも情報公開請求が来たときに公開の対象になる公文書だという扱い、この点はやっぱり随分大きな私は改善だったと思います。

ところが、問題が出てまいりました。この条例改正後ですけれども、私、情報公開請求を何度かしてみました。そんな中で、その公開された公文書が決定に至る経緯の文書がないということがよくありました。担当者に聞いてみると、そのような文書はないというんです。

一番記憶にあるのは、農協との話合いで、東御幸町の駐車場の土地とそれから亀山市が持っている斎場の進入のところの土地を交換するような格好でお互いが貸し借りするような、そんなふうな問題がありましたけれども、このときの情報公開請求で、農協と亀山市が話を重ねておるはずや。例えば幾らでするんやというようなお金の問題も含めて話をしているわけですから、そのときの資料が当然話合いのときの文書が残っているはずやと。今言いましたように公文書というのは、そういう決まるまでの過程もいわゆる職員が職務上の関わりでつくった文書であれば当然公文書ですからね。ところが、これが情報公開請求したら、ないというんですよね。こういうことがありました。

最近でいうと、本当に最近なんですけどね。コストコの問題、6月議会にありました。これも事前に情報公開請求をしました。そうしたら、公文書として出てきたのが立地協定書の問題ですけれども、この立地協定書の締結をしたいという伺いの決裁文書がありました。私は、この公文書を基に6月の予算決算委員会で、立地協定書の締結に当たって環境部署と協議したのか、つまりこれはあそこの土地の保全という問題がありました。環境保全、だから環境保全条例の問題やら環境保全審議会やらというのが関わってくるんですから、こういう環境部署と協議をしたのかということ予算決算委員会で聞きました。

そうしたら、担当部長は環境部門と協議をしましたと言った。ならば、なぜこの情報公開請求をしたときに、そのときの公文書が添付されていなかったのかということになるわけですよね。これを、もし協議を口頭で済ませて文書をつくっていないとすれば、何という仕事の仕方をおるのやということになりますし、公文書はあるけれども、それは情報公開の対象にしなかったというのだったら、もっとこれは問題ですよね。内部の意思決定の文書が明らかにならないということであれば、この条例の2条は一体どうなんのやという話になるんですよね。

お聞きしたいのは、このコストコに関してですね。情報公開請求で公開された公文書で、立地協

定書の締結に当たり環境部署と協議をした文書がなぜ添付されなかったのか、教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、前提といたしまして、コストコの協議につきましては環境部署も同席しておりまして、その内容は共有しておる状況でございます。また、その際の記録につきましては、その都度、当時の産業振興課のほうで会議録を作成し、関係課について合議をしておるという形で、記録につきましてはそういう形で残っております。

それが、今回のこの決裁のときに添付していなかったのかということでございますけれども、決裁のときには添付はしておりませんでしたけれども、その中で決裁の裏面のところに、そういった概略をまとめた経緯みたいなものを記載させていただきまして、決裁とさせていただきます。また、その際には、前副市長のほうからこの点につきまして再度確認をされております。それにつきまして、環境課、産業振興課で改めて副市長を交えまして内容について確認をしておりますけれども、その点につきましては、決裁の過程上での確認事項でございますので、この公文書以外、決裁文書以外存在していないということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おかしいですよ。あのとき私、議論しましたけども、普通のいわゆる企業誘致で立地協定書を結ぶ場合には環境保全条例とかいう項目がちゃんと入るんですね、あれね。

今回のコストコの立地協定書では、それを外したんですよ、項目を。だから、普通のこれまでの企業立地のときに立地協定書を当たり前のように結んでおった項目からわざわざその項目を外したという大きな変更をしているわけですよ。そのことを当然環境とも協議をしているわけですよ、これ。その辺の資料が何も出ていないんですよ、情報公開請求して、当然公文書で残したのであれば、出てこないかんですよ、出てきていないですよ。なぜ出てこないんですか、情報公開請求して。いわゆる決裁につけたつけやんの問題じゃないですよ。その決裁につけるのを別にしてでも、公文書として出すべきでしょう、それは。あなた方が協議したことがちゃんと公文書として残っているのなら情報公開の請求があったときに出さないかんでしょう。なぜですか、これは。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、この立地協定書の中に、この環境の保全協定のことが、いつもの立地協定であれば記載されておりますけれども、それが今回除くという形になったということでございますけれども、それにつきましては、コストコ側と立地協定書の中身につきましては、事前に協議を行っております。そこには、環境課とほかの部署も交えまして打合せをしておるわけです。

その内容につきましては、コストコを交えての内容ということでございますので、情報公開請求していただきましても、企業側の情報が入っておるということで非公開という形にさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、それはおかしい。そういう文書があるけれども非公開というのは聞いていませんよ。

それから、もう一つ。それは業者が絡む問題というのは、確かに情報公開条例でも、その業者の確認をして、業者に確認を取って公開するかどうかを決めなきゃならないのは分かりますよ。私が言っているのは、環境とそれから、いわゆる産業振興課ですか、ここの内部同士の話合いなんです。それはあるでしょう、それは。何も業者が入ったところのものがどうのこうの言っていないです、私は。環境と、それからその産業、ここの部門との協議ですよ、これは。そういうものは協議をしている以上、文書としてなければあかんですよ、これは。それがなかったということをおっしゃるわけですよ。だから、そんな業者がどうのと、そんなごまかしはほしくないようにしていただきたい。内部同士の話合いの文書、それはあったのか、なかったのか、もう一遍聞きます。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まずは、ちょっと順を追って説明させていただきますと、最初企業さんと立地協定をする場合は、普通これまでしてきたような内容で協定を結んでおるということでございますので、環境部署とも、事前にはこの内容でいくということを口頭での確認をしております。

その上で、事業者のほうにその内容でという話を打合せの中で提供したところ、この間の議会でもご説明しましたがけれども、事情があって削除するという結論に至ったということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、今の答弁は重大な問題ですよ。

そんな立地協定書の重要な項目を今回外すということを口頭で伝えただけで済みますんですか、これ。とんでもない話ですよ。私はこれ、環境のほうの方が簡単にうんと言ったと思えません。だから、そここのところは絶対協議があるはずなんです、話合いが。あなたが言うたから、それでもう環境は了解しましたみたいな話ですけど、そうでないでしょう、これ。

その辺のやり取りがあったはずなんです、当然。だから、もうこれ以上言うてもあれになるので、やめますけれども、やっぱり公文書って何でこれが大事かということなんですよね。

私はやっぱり意思決定をする中身が、やっぱりこれはちゃんと記録として残る。このことが大事やと思うんです。もしこれが残れば、後日どういう経緯でこの意思決定がされたのか。何年かたって、例えばシャープもそうですよ、何年かたって、そのときの政策判断が正しかったのかどうか、そういうことも検証ができるわけ。ところが、何も残っていないでしょう。このコストコでもそうですよ。公開された文書、何も残っていないですよ。

だから、そういう中で果たして今後、市のいろんなこと、施策をやるときに、あのときはどうだったのか、結局その当時関わった職員に聞かんと分からんという状態ですよ、今の亀山市の状況は。シャープでもそうですよ、その当時関わった職員に聞かんと分からんのですよ、細かい話が、何も

残っていないから。そんなことを続けてきているわけですよ、これ。また、コストコのこの今の時点でもそんなことが続いているわけです。少なくとも公文書として私が請求したものの中にはないんですから。

こんな仕事の仕方が、最初に私がこの2条を確認したのはそういうことなんです。2条では、そういうものもちゃんと公文書だと条例で決めているんです。ところが、実際の仕事は、それが生かされていない。無視されている、はっきり言ってね。こんなことでいいのかということなんですよね。私はこの問題は、本当に職員一人一人がこの情報公開条例の特に2条、きちっと内容を理解して、それに沿って仕事をするのかどうか、しているのかどうか、ここがやっぱり問われるんだろうというふうに思いますけれども、今回のこういうことが起こった背景として、やっぱり、2条の定義というのがある、こういうものをきちっと理解をして仕事に取り組むという姿勢が私は弱かったのではないかと思うんですけれども、こういうことではないのかなというふうに思うんです。

やっぱり検証できるようにするという意味で公文書を残すことは大事やと、こういう認識がなかったから今回のようなことが起こったのではないかというふうに思うんですが、その点について、市長でも副市長でもよろしいわ、答弁ください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど平成24年3月には、その情報公開条例の大幅改正を行わせていただきました。その2年前にまちづくり基本条例を制定させていただきました。この中には今後の亀山市のまちづくり、あるいは行政運営上の重要な9つの基本原則を明記させていただいたところであります。

その一つが情報の共有であります。それを受けて、おっしゃるように、開かれた市政を進めていくという中における情報公開の重要性、また、それを情報共有する重要性、このことをこの亀山市の市政運営の非常に根幹に据えて進めてきたところであります。この情報公開条例の2条で拡大をいたしましたその考え方に、今、議員お触れいただいたかなりその対象を広げる考え方を組み込ませていただきました。

したがって、これは決裁文書のみならず、職員が個人的に作成したメモや説明資料でありましても、職員の個人的検討の段階を離れまして、内部検討に付された文書につきましては、当然ながら公文書として取り扱うことになるというふうな認識を持たせていただいております。

今後、当然透明性の高い市政の運営をしていく、それから様々な取組について検証を行う、それは時間軸の中でやっぱり後にこれは検証できるような仕組みを整えていく。これも、私どもだけではなくて、今国政も地方自治体全てに言える重要なキーワードと認識をいたしております。したがって、今も行革の中に重要項目の一つとして、公文書管理の在り方、これを随分追いかけてきてはおおところでもありますけれども、ご指摘の課題等々は、先ほど部長が答弁させていただいたところでありますが、今後の全ての行政の運営につきまして、さらにこの精度を高めていく必要がありとうと基本的に認識をいたしております。

したがって、先月におきましては、全職員に対しまして、改めて情報公開請求の対象となります公文書の考え方並びにその公開決定等における留意事項につきまして通知をさせていただいて、周知徹底を図ったところでございます。亀山市としては、今後も透明性の高い開かれた市政の推進

に向けて、さらに全庁を挙げて努力をしていくという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長言われたように、本当にちゃんと2条の意義を分かってみえますし、やっぱりその公文書を残すことの大事さ、検証に堪え得るようにするというね。だからそういう意味では非常に重要だというふうに思います。

それで、今市長触れられましたけど、ちょっと担当の部長さんにお聞きしたいと思うんですけど、今回こういう私、幾つか事例を挙げましたけれども、条例改正後でもまだまだ、私が見る限り、公文書として残っているはずのものが出てこなかったという事実が幾つかあったわけですね。こういう実態というのか、こういう状況について、まず担当部の部長としてどのように認識してみえるのか、この点をまず聞きたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回ということですが、ただ、平成24年3月に条例改正を行って以降、私ども、市長も先ほど言われましたが、服部議員の認識と私も当然一緒でございまして、全て職員、理解はしていると思いますし、適切に文書の公開、非公開、中には当然個人情報であったりとか法人情報であったりするものにつきましては非公開になりますので、メモも含めて対象ということは理解していると思っております。ですので、決してそのような、抜いたとかそういったことはないものというふうに認識しておりますが、条例改正から約10年たちますので、あえて再度周知徹底をするためにも、先ほど市長からもありましたが、先月、全職員に対しまして再度文書で通知はさせていただいておりますが、これまでも、改正後につきましても、適切に運用されているというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これまで適正にやられていたらこんな問題は出ませんよ。

私、三重県で情報公開請求をしたときに驚いたのは、本当にメモなんです。走り書きして、鉛筆で走り書きしたメモなんです。こういうものも県は公開するんだなと思ったの。

そうだけど、亀山市の、私この何年間やっていますけど一度も出てきたことないですよ、手書きで書いたメモが情報公開の対象になる公文書として出てきたことは一度もないですよ。大概は本当に決裁後のいわゆる文書ですよ。だから、本当に内部で共有しているだけのこれはもう職員がつくって内部で共有しているだけの文書だなというような文書にお目にかかったことがないですよ、私。

だから、原田部長は言われましたけれども、決して徹底されていないですよ。もちろんそれは、ちゃんとそういうことを考えてみえる職員もたくさんおられると思います。ただ、本当に全部がそういう意識で、そういう認識で、理解でこの公文書を扱っているかというのと、やっぱり私はまだまだ問題が残っているんだろうというふうに思いますので、だから、これを先ほど職員に徹底するよ

うな形でと言われましたけれども、やっぱりこのことの大事さというのをぜひいろんな形で伝えていただきたい。

やっぱり市民が、市が持つ情報というのはこれは市民の情報なんですよね、知る権利というのはそういう意味なんです。市が持っている情報は市民の情報やという。だから、市民が自由にそれを見ることができるようにしましょうというのが情報公開なんですよね。だから、そういう意味でいくと、市がやっぱり公文書できちっと残してくれて、それをいつでも市民が見ることができる、そのことによって市がやってきた施策が本当によかったのかどうかという検証もできるわけですね。それがなかったらできないんですよ、何も資料がなかったらできないんですよ。だからそういう重みを持つという、公文書は。だから、ぜひともやっぱり大変ですけども、公文書として極力残していただく。そしてそれが情報公開の対象になるものについては、情報公開に必ず出てくるという、こういう仕組みをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、私、24年議員やってきて、本当にこの問題は最初からずうっと言ってきて、ようやく先ほども言いましたように、田中市長のときには本当になかなかいろんな問題でハードルがありました。櫻井市長になって、本当に条例をぐっと変えていただいて、もう他市と変わらないようなものになったわけですね、そこまでは本当にいいんですよ。ところが、その中身がなかなか伴わないという問題がありましたんで、今回それを言わせていただきました。

ぜひ、やっぱりいい条例をつくって内容もいいんですから、それに伴う仕事をぜひともやっていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は10人です。

他の議員は別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。

一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は大きく4点について質問をさせていただきます。答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、誰一人取り残さない教育の在り方についてお伺いをしたいと思います。

9月1日付で中原新教育長が誕生されました。中原先生は、西小学校の校長先生をされていたときに、ちょうど私の会派の部屋から学校の門のところが見えるんですけど、子供たちが朝登校するときに、大きな声で子供たちを迎えていた、そんな教育熱心な先生だなあということを感じておりました。中原新教育長が誕生されましたので、就任に当たっての決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員のご質問、誰一人取り残さない教育という要旨ですので、まずはこの誰一人取り残さない教育とは、国の中央審議会答申というのがございまして、そこに令和の日本型学校教育の構築を目指しての初めにとり部分の中に書かれている文言です。言い換えれば、その答申の副題に、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現ということに当たるかと思えます。

社会の急激な変化に対応した新しい教育の在り方が求められています。答申に書いてあることは、幼児教育の質の向上や、9年間を見通した義務教育の在り方、不登校、いじめ、虐待への対応、特別支援教育における切れ目のない支援の充実、増加する外国人児童・生徒への教育、多文化理解、就学援助やICTを活用した学びの在り方、教師の人材確保等、多岐にわたって全ての子どもたちの教育について、こうあってほしいという願いを込めて検討項目や目指す姿がまとめられています。

このことから、本市におきましてもこれからの教育の在り方を進めていくに当たり、これまで教育で大切にしてきた「知・徳・体」のバランスを踏まえた指導や、家庭や地域との協働、関係機関、他部局との連携をこれまで以上に図ってまいります。そして、新しい発想や指導方法で取り組んでいく学校現場を教育委員会事務局が一丸となって後押しをしていきたいと考えます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

少し教科書どおりというか、非常に私は中原新教育長が人間性を出した決意を述べられるのかなあと感じていたけど、少し、学校の先生ですので教科書どおりだなあという印象を受けました。次に移らせていただきます。

不登校の実態と居場所の確保についてお伺いをしたいと思います。

昨年10月に文科省が発表した令和2年度の不登校等の児童・生徒の調査によると、小・中学校における不登校の児童・生徒数は、全国で19万6,127人と過去最多となりました。小1から中3へと学年が上がるほど増加している結果でありました。コロナの感染症も大きな影響を及ぼしていると言われております。

まず、亀山市における過去5年ほどの不登校の推移についてお示しを願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宇野教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

本市における不登校の実態でございますが、年間30日以上欠席している市内の不登校児童・生徒の数の5年間の推移としましては、平成29年度74人、平成30年度84人、令和元年度105人、令和2年度106人、令和3年度122人と増加傾向にあります。これは、国や県も増加傾向にあるということで、同様の実態が本市にもございます。

また、令和3年度不登校児童・生徒は122人だったんですけども、90日以上欠席している

者が46人、それから150日以上欠席している者が19人、全部欠席している者が3人となっています。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

過去5年間の推移について、今お聞きをさせていただき、やはり増えているという実感を持たせていただきました。

次の質問にお答えをいただきましたので、本来不登校の定義というのは30日以上となった状態ではありますが、私は以前から30日に達しなくても学校に来ることができない子がいるので、適切な対応を求めてまいりました。逆に、不登校と定義されている子供たちは、一体どれくらい休んでいるんだろうかということをお聞きしたかったので、今の答弁になりました。

次に、居場所の確保についてお伺いをしたいと思います。

今まで、不登校になった子が通える居場所として教育委員会が所管をします適応指導教室がありました。令和3年度から教育委員会の委託を受けて、NPOが運営をするフリースペースが井田川小学校区内に1か所できました。現状、その2か所の居場所にも通えない子がいると思いますが、それ以外に亀山市以外でこういった居場所と言われるところに通っている子がいるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

本市としまして、先ほど議員がおっしゃったように適応指導教室、これはふれあい教室と称しておりますが、その1か所と、NPO法人亀っ子サポートに委託しましたフリースペースかめっこの2か所が子供の居場所として開設をしております。

近隣の市におきましても、民間の業者等がそのような居場所を開設しておりまして、選択肢として本市に在籍する児童・生徒のうち、少数でありますけれども民間の施設に通っていらっしゃるという方はいるということになっています。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市以外でも通っている子がいるという、市外に通っている子がいるということが確認できました。

私も鈴鹿市の居場所、ラピュタというところに視察に行かせていただいて、管理者の方にいろいろとご助言いただいて、実態もお聞きをさせていただいてまいりました。思うに、教育委員会が所管をしているというか携わっている適応指導教室なり、それからNPOが運営をされているフリースペースに関しては、基本、料金は発生をしておりません。ただ、民間を活用する場合、料金が発生すると聞いております。その状況について把握をしていければお示しを願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

民間施設の費用でございますけれども、近隣の他の自治体に開設されているところを少しお調べさせていただきましたが、幾つかのモデルパターンがあります。これは、週当たりの通う回数とか、そのようなことで料金体系が変わってくるんですけれども、例えば近隣市の施設では、週3回利用して月額1万8,000円程度。それから、また別の施設もちょっと調べさせていただいたんですけれども、毎日利用して月額が3万4,000円程度とお聞きしております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

週3回で1万8,000円とか、毎日やと3万4,000円、それは居場所によって料金はいろいろと変わってくるということも聞いておりますが、本来であれば子供たちは学校に通い、それは料金が発生するというのではなく、義務教育ですので、そしてフリースペースなり、教育委員会が所管していれば無料で行けるというような状況、そういった中でも親御さん、なかなか子供たちも、先ほども申しましたけど、行きたいけど行けないとか、全く行けないとか、それからフリースペースとかそういった居場所には通えるとか、様々な状況の子供たちがいる中で、親御さんもどこか子供たちに通いの場をという形で金額がかかってはいますが、そういったところに通わせているという実態も明らかになりました。

次に、今後の学校教育の在り方についてお伺いをしたいと思います。

三重県が今年3月に全国初でひきこもり支援推進計画を策定いたしました。先般、松阪市でフォーラムが開催され、ひきこもり支援の第一人者といわれる筑波大学の斎藤 環教授の講演がありました。講演の内容としては、不登校の要因は様々であるが、中でも生徒間の人間関係、それから教師によるハラスメント、教師による理不尽な指導、そして校則、そういったものが大きな要因として見受けられる。毎年2万人ずつ増えていると言われている義務教育になじまない子供たちの状況は、まさしく教育の問題だと厳しいお話をされました。

今や社会構造が大きく変化をして、多様性の時代、他人と違うことに意味や価値がある時代に変化しております。コロナで休校になって、当たり前だった日常が失われたことで、そもそも学校は何を担い、何を守り、何を育てていったかが改めて顕在化いたしました。学校は狭い意味での教育にとどまらない福祉的な価値、例えば健康的な生活リズム、子供の安全な居場所も担っていることが浮き彫りになってまいりました。対面授業とオンライン授業のハイブリッド教育に加えて、リアルな世界で子供たちの生活を支える福祉との融合による教育福祉という視点も重視され始めております。学校は学びの場である以上に、人と安心・安全につながることができる居場所であります。子供たちが教科教育を受ける場という価値以上に、教育活動を通じた福祉の場だという前提に立つ必要があるのではないのでしょうか。このような状況下において、福祉を除いて教育は成り立たないようになっております。

そこで、不登校の実態と教育、福祉の連携について教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

学校が福祉の場ということで思い返すのは、2年前のコロナが始まったときに、学童の子供たちをどうやって受け入れるかという受皿がないということで、学校を休校にしながらも子供たちを受け入れて、さらに1つの教室に集めるのではなくて、当然密を避けるためにそれぞれの教室で数人または10名ほどの子供たちをばらして預かっていました。先生たちも大変よく、西小学校の話ですけれども、頑張ってくれたと思っています。そのことがその次の年も続いたり、急な対応に学校が即時対応できるようになったんですけれども、できるだけ早く感染症が落ち着いて、多くの子と一緒に学ぶ学校であってほしいなあというふうなことは思いました。

先ほど議員が言われましたように、不登校に至る背景というのは本当に個々、それぞれ様々です。きっかけとなるのは友達とのトラブルであったり、関わりの中でそれに敏感であったり、ちょっとしたこだわりが強かったり、また、先生の指導の言葉がうまくその子とマッチしなくて、すごくそれを重く受け止めたり、悲しくなっちゃったり、朝起きたら行けなくなっちゃったりとかいうことが元になることもありますし、その後の家庭や保護者の励ましとといいますか、そういうことがうまく機能できなくて休んでしまって、そしてそれが長引くと、様々なケースがあります。本人の体調不良が続いて、それが原因で病気になって学校にちょっともう足が行きづらくなるとか、個々の様子は本当に様々です。

教育は、何も教育だけで全てこの不登校の問題を解決しようなんて全然思っていませんし、できるわけがないです。ですので、亀山市においては従来より健康福祉部のほう、あいあいのほうに教育委員会の指導主事を配置して、福祉と教育が垣根を超えて子供や家庭の総合的といいますか継続的といいますか、支援を行っております。その量も、大変ケースとしてはすごく増えてきてはいます。

今後におきましても、そういった教育相談体制とか、子育ての相談であるとか、医療の部分だとか、福祉の力とといいますか、福祉の関係機関と強く強く連携して、協働して対応してまいりたいと思っています。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

福祉との連携が大事だというお話でありました。また、経験の中からの生きたお話も聞かせていただきました。

なぜ学校に行くのか、学校の一番の目的は、その子が社会で生きていくための力を養うことにあります。学力は成長の過程で付随する要素の一つでしかありません。社会で生きていく力とは、例えば人に意見を聞いた上で自分の意見を述べること、自分の生きやすい環境をつくり出していくこと、そう捉えれば、不登校という状態は現状の義務教育になじまない子供たちにとって当然の行為であるともいえますし、また、そのための居場所の確保は大事だと思っています。

ただ、以前から私はこのひきこもりや不登校の相談を受けたり自分自身で学んでいく中で、義務教育になじまない子供たちが毎年2万人増えている現実、今の教育システムそのものへの警鐘ではないか、教育システムの限界ではないか、そんなところに至りました。

そんなときに出会ったのが、前千代田区立麴町中学校長の工藤勇一さんとか、それから、大阪市立大空小学校の初代校長の木村泰子さん、それから、現広島県の教育長をされている平川理恵さん、

その方たちの本を読んだり、また講演を聞いたりする中で、いろいろと考えさせられました。宿題の廃止や定期テストの廃止、固定担任制の廃止、公立校初のイェナプラン教育や、国際バカロレア認定校の開校、それから、異年齢での学習、様々な改革をこの方たちは行ってきておりますが、何より3人に共通していることは、当たり前をやめる、そういったことであります。それは、全て子供たちのために、その信念で改革をされておりました。目指すべき教育の姿とは、何を教えるか、どう教えるかではなく、子供たちが何を学ぶのか、どう学ぶのかを主体的に考え、選択していくものであります。現状の教育システムは、集団に同質性があったほうが教えやすくて、先生が教えやすいという、結果として異質な子供たちを排除していくような仕組みになっていたと指摘をされております。現行の教育システムは、私自身は変えられないと思っておりました。しかし、この公立高校の校長先生や教育長が改革を行っている。行えるんだというところに、本当に感動しました。

亀山市の子供たちのため、誰一人取り残さない今後の学校教育の在り方について、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

私は長い教師生活の中で、多くの子供たちと関わってきました。私は子供たちと過ごす時間がとても心地よくて、楽しくて、充実していました。

教育行政にも少し関わっていたために、行政の立場で学校訪問をする機会も多くありました。訪問すると、学校の雰囲気、空気にちょっと違いがあることに気づきました。それは、建物から来るものではなくて、子供たちの笑顔や挨拶、教職員集団の雰囲気とも言えるものです。温かく、ほのぼのとした雰囲気をつくっているのは、管理職や学年主任の先生方をはじめとする学校運営の要となっている職員の言動が関係しているのは言うまでもありません。加えて、休み時間に全力で子供たちと遊んでいるたくさんの若い先生方や、養護の先生をはじめ校内で子供の声に真摯に耳を傾けている職員、一緒に楽しそうに図書の本を選んでいる図書館司書の先生など、子供たちに関わる多くの職員の存在がある学校です。保護者や地域住民が教育活動に協力して、学校内で活躍していただいている姿のある学校も、子供たちの心を和ませています。

不登校をはじめ、様々な生徒指導の課題の迅速な対応の可否は、この学校の風土が最も重要であると私は感じています。生徒指導の課題解決は、日常の未然防止の取組や、初期対応の迅速さ、長期化が心配されるとき居場所づくり、継続的な関係機関との連携が大切です。課題の解決に向けて、教職員が力を合わせて元気に取り組めるよう、教育委員会といたしましても指導主事の助言や派遣や、また先ほど言われた福祉をはじめとする多機関との連携などを通して、引き続き学校支援の取組を進めてまいります。

また、先ほどから言われている学校体制の仕組みですけれども、変えられる部分と変えられない部分があったりするのは事実です。本市というか私としましては、学校体制の仕組みとして、小学校における教科担任制、担任だけじゃなくいろいろな先生が関わるという学年や教科を増やしていく、現状のスタッフでもやれることがありますのでそういうことを増やしていくことや、小学校、中学校の児童・生徒間の情報の共有を、今もやってもらっていますが、もっと丁寧に深くやっていきたいと思います。また、ICTを活用した学習フォローや、主体的な学びの創造など、学校独自

の対応や取組を支援しつつ、実態に応じて助言や指導を図ってまいります。

当市におきましては、市の費用で常勤や非常勤の講師、学習生活相談員、これは教員免許を持っている者です、生活支援員など、本当に手厚くしていただいております。ICTの機器や校務を支援する環境も、議員の皆様方の承認も得つつ、充実しつつありますので、それらの有効活用や運用についても、学校現場のニーズや新しい教育の流れによる改革にうまく活用できるよう研究を進めてまいります。

また、今、全小・中学校に設置している学校運営協議会、コミュニティスクールと呼ばれるものですが、その場においても学校の教育課題について地域みんなで共有して、考える場の設定をさらにお願ひしたり、やはり学校は管理職のリーダーシップというのが非常に大事ですので、小と中、別々にリーダーシップ研修を定期的に行っていきたいと思ひます。そして、議員が言われてゐる誰一人取り残さない、全ての子供たちの可能性を引き出す教育の創造と実践を強く強く進めてまいりますので、議員の皆様方、市民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ、当たり前をやめるといふ、そういう視点に立ってまず考えていただいて、このお三方が言われていたことを実践していく中で、教師の負担も本当に軽くなっていく。そして、大空小学校の校長先生は、不登校がいなくなった、それだけ一人一人にしっかりと向き合ってきた、そういったこともおっしゃっていましたので、そのことも併せて、全く同じことができるとは思ひていませんけど、やっぱり亀山の子供たちのために頑張りたいと思ひます。

実社会が、障がいのある人はこちら、ない人はこちらで暮らしてくださいと分かれてはおりません。異なったものを排除せず、共存できるための柔軟な対応力や、お互いに違ひているのが当たり前という他者との違ひを対等な違ひとしてつなぐことを学ぶ場が学校であります。特別支援教育の目的は、障がいのある子を育てることではなく、障がいのある子の周りの子を育てることだといふことも大空小学校の木村先生はおっしゃっていました。友達が学校に来られない状況がある中で、学校に来ている子供たちが多様性社会を生きていく力なんて身につかない、そういうこともおっしゃっていました。中原教育長のリーダーシップに期待をしたいと思ひます。

次に移ります。

子ども医療費の助成についてお伺ひをしたいと思ひます。

この件は、午前中に草川議員がしっかりと聞いていただきましたので、私からはそんなに言うことはございません。

ただ、議員の中には、本当に親御さんからこの助成については多くの声を聴かれていますと思ひております。亀山は所得制限がないといふことは、物すごい大きなことだと思ひております。

そこで1点、この答弁の中で今後のこととして、医師会との調整ということをおっしゃいました。私は公明党の三重県本部として、県の医師会の先生方との意見交換をさせていただいております。その中で、この子ども医療費の助成については県医師会の先生方も本当に求められていますし、また亀山の医師会の先生方も、この件については要望を出されていると思ひております。

合計特殊出生率1.33という驚異的な数字が全国の中で出て、亀山は1.56でしたね、ちょ

っとそこよりは高いということではありますが、本来2以上ないと本当に両親を支えていけないというような状況の中で、国、県、市がしっかりと働きかけをして対策を取ってきた、でも進んでいない。

東京大学大学院の山口慎太郎教授は、子育て支援は次世代投資だ、そういうふうに言われております。将来を担う子供たちをどう支援していくのか、子供を産み、育てやすい環境をどうつくっていくのか、市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の様々なまちづくりや、今後への取組の中に、やはり子供が健やかに学ぶ、そして、このまちで成長していただく、そのためにもその環境を高めていくことが大事だと、そのような認識の下に様々な取組を進めてきているところであります。

三重県に先駆けて、子ども医療費を中学校卒業までという、入院・通院ともに、本市がその先陣を21年に切らせていただいて、当時小学校入学まで、未就学児という三重県のスタンダードが、これは十数年たって、本当に一定の三重県のスタンダードとして各市町も頑張ってきて、それに引っ張られて県がその水準を高めて今日に至ってきておるというふうに考えております。

議員今お尋ねいただきました、午前中も草川議員の質問にもありましたが、基本的な考え方としては、当然今この全国の格差、それから三重県においても、当然それぞれのまちが施策の重要性を考えておりますので、この子育て支援に関わる施策の本当に都市間の競争をずうっとやり続けております。しかし、それも随分疲弊もしてきておまして、正直なところ、三重県内のそれぞれの29の市町で産まれた子供たちが隣のまちとは違うというような状況ではやっぱり駄目なんだろうというふうに考えますときに、三重県の水準をやはりしっかりと高めていく取組が重要ではないかというふうに考えておるところであります。

したがって、全国市長会へのご要望、併せて三重県への要望、午前中の答弁でもそのように申し上げたところでありますが今の、当然財源のこととか、あるいは18歳までの医療費の無料化の拡大等々、これの国のペナルティーの問題でありますとか、あるいは各自治体間のばらつき、医師会さんとの関係、こういう課題を本当にしっかり解消して、本市も含め三重県内の子供たちがどのまちであっても本当に、共に同じサービスが受けられるような状況をつくっていくということにつきましても、亀山市としても最善の努力をいたしてまいりますけれども、三重県全域でこの水準をやっぱり担保していくような取組がさらに強化されることを強く望んでおるところでございます。

私どもも対象年齢の拡大とか、全県下での窓口無料化等々の取組につきまして、しっかりと対応してまいりたいというふうに思いますので、どうぞ議員各位におかれましても、引き続きのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

18歳までの医療費の無料化の拡大、それから中学3年生までの窓口の無料化の拡充、本当に市長が旗振り役で県を引っ張って行って、亀山市はそうやって三重県スタンダードをつくり上げてこ

られておりますので、ぜひ本当に旗振り役でやっていただきたいと思います。

県内足並みをそろえるということも大事かと思いますが、本当に自治体間競争みたいな形でこの若い世代に引っ越していただく。今私の住んでいる地域なんかは、本当に若い世代が家を建てて移り住んでおられますのでね。やっぱりそういう方たち、もう本当に将来の亀山市を担っていく子供たちのために、ぜひとも力強い働きかけをお願いし、また決断もお願いをしたいと思います。

次に移ります。

危機管理対策についてお伺いをしたいと思います。

公共施設等におけるAEDの屋外設置の検討結果についてお伺いをしたいと思います。

AED（自動体外式除細動器）は、現在多くの自治体での導入はもとより、企業や、身近なところではコンビニなどにも設置をされております。コロナ禍で消防による救命救急講習も減少している状況ですが、AEDによる効果は多くの方に知られているところです。普及啓発とともに、いざというときに使える環境整備も求められております。

30年9月に、私はこのことについて質問をし、公共施設の外に置いて、いつでも使える状況を求めてまいりました。

まず、公共施設の設置状況、耐用年数、更新時期についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公共施設におけますAEDの設置状況でございますが、本庁舎をはじめとしまして、総合保健福祉センターあいあい、医療センター、各小・中学校、保育所、幼稚園、コミュニティセンターなど、75の施設に各1台設置をしております。

また、AEDの更新時期に関しましては、製造メーカーによりまして推奨の耐用年数は違っておるんですが、機器によりまして7年、または8年となっております。現在、公共施設に設置しておりますAED75台のうち、61台は平成30年度または令和元年度に購入したものでありますことから、令和7年度以降におきまして、多くの施設で機器の更新が必要となってまいります。以上のような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

令和7年に更新ということでお聞きをしました。

平成30年当時、私は津市が市内小・中学校69校のAEDの屋外設置を決定されたことを紹介させていただきました。津市では、令和5年度までに公共施設のAEDを屋外設置し、24時間対応できるよう方針決定をされております。

その当時の答弁では、前向きに屋外設置についてはやっていきたいみたいな答弁をいただいておりますが、検討結果について現在のところどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

森議員おっしゃいますように、平成30年9月の定例会の答弁におきまして、AEDの屋外設置につきまして前向きに検討したいというふうなご答弁を申し上げております。

その後、調査・検討する中で、屋外設置にした場合は施設が閉まっているときでありまして機器が当然使用できるという便利さはある反面、いたずら、盗難の対策等の管理上の課題もあるということでございますが、さらに雨などに対する防水、ほこりとかに対する防じん、それと温度管理の機能も備えた専用ボックスの導入が必要であるということが判明をいたしております。

現時点におきましては、屋外設置に関して結論にまでは至っておりませんが、令和7年度には先ほど申し上げましたように多くの施設で機器の更新時期を迎えますことから、屋外設置が効果的な施設につきましては、当然これは施設管理者とも協議が必要ではございますが、前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

いたずらや盗難ということも課題として上げられていましたけど、津市のほうに私は問合せをしました。一件もないというふうにお聞きをしましたし、津市は全部やるということなので、先ほどおっしゃった課題も一度また聞いていただいて、勉強していただきたいと思います。

次に移ります。

防災対策についてお伺いをしたいと思います。

瓦屋根の台風対策についてお伺いをしたいと思います。

異常気象を分析する気象庁の検討会では、今年の夏の猛暑が異常な状態だったとの見解を發表されました。近年、地震や大型台風などの被害のニュースが流れる頻度が多くなっております。被害の状況を見ますと、屋根の一部が崩れていたり、ブルーシートを掛けている映像を目にすることがあります。

国交省では、2019年の千葉県房総半島の台風を契機に、令和4年1月から強風でも落ちない瓦ぶき工法を法律で義務づけました。今年の1月からの新築物件の瓦屋根に関しては、そのようになっております。その認識で間違いのないか確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

瓦屋根の台風対策につきましては、議員ご紹介のとおり、令和元年の台風15号が房総半島を直撃した際に、強風により瓦屋根に大きな被害が生じたことから、令和2年12月、建築基準法の告示基準の改正によりまして、瓦の野地板、または瓦同士を留めつける緊結方法が強化されまして、令和4年1月1日以降に新築着工されるもの、また増改築の建築物に当該基準の遵守が義務づけられたものであります。

なお、令和4年1月1日より前に着工された建築物や、既存の建築物及びそれらを増改築する場合の増改築部分以外の既存部分につきましては改正後の基準への適合は求められないということで、遡及はしないというふうになっております。また、大規模修繕で屋根瓦を全ふき替えする場合につきましては、改正後の基準でふき替えることが望ましいというふうにされております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

国の基準が強化されたということで、もともとそういう工法はあったんだけど使われていなかったとか、簡単な方法で瓦の設置がされていて、今回からは風で飛んだり、地震で落ちないようにするように、ねじやくぎで留めなければならないような設置方法になっていると言われております。

既存の屋根瓦、先ほど言われましたように対象外であります。本年4月から、四日市市では、義務化される以前の屋根瓦に関して補助をしております。市の認識と、亀山市においての助成についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

四日市市の補助制度につきましては、地方自治体等が既存建築物の瓦屋根の台風対策のための改修工事への補助事業を実施する場合、国から補助金の一部負担を受けることができる住宅・建築物安全ストック形成事業を活用いたしまして、市の補助制度を実施されているものと認識しております。

本市におきましては、既存建築物の瓦屋根の台風対策のための改修工事への補助支援といたしまして、国が実施いたします既存住宅の長寿命化や省エネ等に資する性能向上リフォームや、子育て世帯向け改修等に対する補助制度である長期優良住宅化リフォーム推進事業や、市の木造住宅耐震補強等事業の耐震補強工事及びリフォーム工事補助金など、既存の補助制度が当該工事にも利用できますことから、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助制度等の創生につきましては、今後本市の実情等を踏まえまして、県や近隣市町の動向も見極めつつ、研究・検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市はいろんな助成制度もしていただいておりますが、四日市市に聞きますと、この補助制度を知ってすぐ補正まで組まれたという、それぐらい関心が高いんだなあと、瓦屋根の家は結構ありますので、またしっかりと検討をお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は10人です。

他の議員は別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

前段の森 美和子議員、教育から屋根瓦までと幅の広い質問をされましたが、私はテーマを1つに絞り、市民力・地域力の活性化や、健康で生きがいを持てる暮らしの充実に対する市の方向性と支援体制についてという項目でやらさせていただきます。よろしくお願いします。

そういうことで、各項の用意をさせていただいたんですが、初めに私の質問の趣旨を述べたいと思います。

亀山市の市政運営の大きな指標となる亀山市総合計画、この5つの大綱全てに、その下支えとして市民力・地域力の活性化が位置づけられていると、そういう認識を私は持っております。

平成28年より地域まちづくり協議会を設立して、まちは、あるいは地域はどのように変わったのか。あるいは、まちづくり協議会条例に示されている協議会の事業、例えば歴史、文化、環境の保全や自主防災や子供たちの健全育成、とりわけ健康づくりや地域福祉の充実にどのような接点を見だし、どんな活動につながっているのか、あるいはこれから行きたいのか。また、市としてそれらを支援する体制、仕組みができているのか、現行の制度見直しを含めて新たな制度の構築は必要ではないのか、そんな思いで質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、まず、今言いました総合計画の前期基本計画からどんな進展の中で今回後期基本計画の策定、とりわけ市民力・地域力の活性化のうち、自立した地域まちづくり活動の促進に関して、どのような進捗の下でという、その中で進捗あるいは課題等の総括について質問をしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

第2次亀山市総合計画の施策の大綱、市民力・地域力の活性化についてのうち、特に地域まちづくり協議会に関する進捗、課題等の総括についての質問ということですので、私のほうからご答弁させていただきます。

新たな地域自治の形として、市内全22地区に組織されている地域まちづくり協議会については、地域予算制度による財政的支援に加え、地域まちづくり推進アドバイザーの派遣や地域担当職員の配置等の人的支援を行うなど、総合的な支援を行ってまいりました。また、将来を見据えて地域まちづくりにおける将来の中核リーダーとなる新たな人材の発掘、育成に取り組むため、地域担い手育成研修を開催するなど、若者や子育て世代を含めた多様な世代のまちづくり活動への参画を促進してきたところでございます。これらの取組により、全ての地域まちづくり協議会において、地域まちづくり計画が策定され、地域課題の解決等に向けた取組が進められるなど、主体的な活動が展開されております。

一方で、今後これらの活動を継続的に進めるためには、各地域において構成員のまちづくりに対する意識をさらに高め、多様な世代の参画を一層図る必要があるほか、人口減少、少子高齢化の進展により、多様化の進む地域課題の解決に向けた支援を行っていく必要があると考えております。さらには新型コロナウイルス感染症の影響で、これまでの慣例により実施してきた事業を行えない状況にあることや、高齢就労者が増加傾向にあり、担い手が不足し、これに伴う役員への負担の集中や役員の固定化などにつながっていることは、地域づくりに取り組む上で大きな課題であると認識しております。これらの課題解決に向けては、さらに地域まちづくり協議会与行政との連携をより深めるとともに、様々な主体と連携を図るなど、調整機能の確立を図ることが必要であると考えております。

なお、後期基本計画では、重点プロジェクトにおいて、これらの課題を踏まえて、まち紡ぎプロジェクトとして、地域まちづくり活動や、助け合い・支え合い活動の促進のため取り組むこととしたしております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私の今の質問は、前期と後期の施策の方向が4つくらいあるんですけども、これが全く同じだったということですね。まちづくり協議会を中心とした新たな自治の仕組み、地区コミュニティセンターの計画的整備、あるいは今日も話題になっていました役員不足、担い手不足をどういうふうにするのか、最後はまち協と庁内体制の連携ということで、前期も後期もあまり変わらない中で、どう推進してきたんだという問いかけをしました。

今の答弁の中では、22の全てのまち協が地域まちづくり計画を策定できた、コロナ禍で事業があまりできなかった、役員あるいは担い手不足が問題であるということは答弁いただきましたが、最後にこれらの課題を、後期の中でまち紡ぎプロジェクトを立ち上げ、地域課題である助け合い、あるいは支え合いの活動につなげるんだということを述べていただきました。まさにその辺が課題であるというようにも思わせていただきます。

次も簡単に、同じような質問なんですけれども、28年から地区にまちづくり協議会が設立をして、以前とまちづくり協議会が設立したことでまちの風景みたいなものが、地区ごとに特性があつて一概にはそういうふうにはできないと思いますが、まちの風景、風情がどう変わったと思うか、担当部としての所感を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

地域まちづくり協議会が設立される以前の地区コミュニティにつきましては、当時地域住民相互の交流を目的として、地区の連帯意識の向上などに重点を置かれた組織で、敬老会、文化祭、地区運動会などの文化活動や生涯学習活動を中心に行われてきたところでございます。

一方で、地域まちづくり協議会設立後は、地域においては多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念と、民主的な運営の下に地域課題の解決に向けて話し合う場づくりや、意思決定できる仕組みを持った組織でございます。総括でも申し上げましたが、

全ての地域まちづくり協議会において地域まちづくり計画が策定され、各地域まちづくり協議会で地域の特性に応じた主体的な活動が展開されているところがございます。

そのような中、従来からの行事だけでなく、近年は防災、福祉、環境といった各種分野において課題解決型の事業へ転換していく考え方がさらに醸成されつつあると考えており、特に地域での助け合い・支え合いの仕組みとして、ちょっとした困り事に地域で対応するちょこボラに取り組む地域も見受けられ、ゆっくりではございますが地域自治の在り方が変化していると考えているところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ゆっくりではあるが変わってきたという答弁でございます。

私も、20年ほど前に地区のコミュニティに関わりを持たせていただきました。地区のコミュニティセンター、敬老行事とか地区のソフトボール、駅伝大会とかで、今おっしゃったようにどちらかというところと交流を目的とした行事遂行型コミュニティと、あるいは、あとコミュニティセンターの利用ですね。当時も私のところはかなりの利用があって、文化活動、交流活動が盛んであったなあという思いがします。

そんな中、最近コロナ禍であっても、やはり私は今まで以上に、例えば地域自主防災活動とか環境美化活動、あるいは私のところは最近助け合い隊を立ち上げていただきまして、ちょこボラをやっていると思います。私もおっしゃるとおり多少は変わってきたなあ、風情が変わってきたなあという思いもさせていただいております。

3つ目の項です。

亀山市のまちづくり施策の基軸となっている考え方や方向性についてという何か分かりにくい質問なんですけれども、この質問は次の2項目めからの私の質問の前提とすべきことですので確認をお願いしたいと思います。

亀山市まちづくり基本条例の制定をはじめ、協働事業、地域づくり、市民活動応援制度、第2次総合計画後期基本計画等々に、縁があり亀山市のまちづくり施策と様々に関わりを持っていただいた四日市大学の現学長、岩崎先生の考え方、あるいはそれに伴う方向性は、亀山市のまちづくりに関しての一つの基軸であると、方向性への指標であるという認識を持っていますが、その認識で正しいかどうかお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

先ほどご紹介いただきました四日市大学の岩崎学長におかれましては、本市において新たな住民自治の仕組みを構築するに当たって、平成23年から当時の庁内組織でございました地区コミュニティ研究会というものがございますが、これをはじめ、部長・室長級の職員、地域担当職員、各地区コミュニティの会長、自治会連合会の役員や支部長などを対象にご講演をいただくとともに、様々な場面でアドバイスをいただいておりますことから、その考え方は本市の地域まちづくり協議会の基盤づくりにつながっているものと考えているところがございます。

一方で、総合計画の後期基本計画や私どもの各種分野別計画、これらの策定に当たっては、これまでから岩崎学長をはじめ様々な分野の有識者の方々の助言をいただいているほか、議会並びに市民の皆様などの参画をいただいた上で庁内で議論を重ね、本市としてのまちづくりに対する考え方や方向性を構築し、計画の策定に至っているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

市民参画の面とか、あるいは交流とか協働、こういった面では松井先生とか、今は埼玉大学の石阪先生とか、こういう方に大きく関わっていただいたと思いますけれども、こと自立した地域まちづくり活動の促進の部分については岩崎先生が大きな関わりを持ったということを確認して、そういう中でこれからの私の質問は、岩崎先生の講演時のときの私のメモと研修会の資料、なぜ新しい地域自治の仕組み、まちづくり協議会が必要かと、共生社会とまちづくりというものを参考に、特に地域福祉、高齢者福祉に関して私の質問を重ねていきたいと思っております。

2項目めで、第2次地域福祉計画や高齢者福祉計画の中で期待されている地域活動についてという項目を上げまして、1番目でセーフティネットとありますけど、この大きな大題目を質問したいと思っております。

まちづくり協議会条例の5条の中に、5条というのは協議会の事業なんですね、その中の5号の中に健康づくり及び地域福祉に関することが上げられています。それで、上げられてはいますけれども、基本的にはまちづくり協議会というのは自主性が担保されて、おのおの地域が地域の意思で自分たちの活動方針を地域まちづくり計画の中で整理をして、様々な活動をしていくんだというものだと思うんですが、この2つの計画、地域福祉計画、あるいは高齢者福祉計画の中では、もうまち協の役割が明確にうたってあるようにも見えるんです。私は、この場ではその可否は別として、取りあえずこの2つの計画の中で、いわゆるまち協、期待される地域活動とはどんなものか説明をいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市が令和4年3月に策定をいたしました第2次亀山市地域福祉計画（後期）におきましては、地域まちづくり協議会が組織される各地区を様々な主体が連携し、地域住民の安心が確保されるような住民主体のサービスや取組など、共助を進める地域と捉え、地域活動に関する取組を進め、身近な地域での助け合い、支え合い活動の促進を図るため、地域におけるごみ出しでありますとか電球替えや草刈りなど、日常生活のちょっとした困り事を地域で対応するちょこボラの普及や、その導入を目指す地区の拡大などを図ることとしてございます。

また、住民が主体的に健康づくり活動に取り組むことや、ふれあい・いきいきサロンやコミュニティサロンなど各種サロン活動の活性化を図る一方で、地域が抱える福祉課題の解決に向けた仕組みづくりの支援が必要であると認識してございます。高齢分野における生活支援コーディネーターや、社会福祉協議会に配置しておりますコミュニティソーシャルワーカーと市の連携の下、個別の活動や人をつなぎ合わせたり、他分野同士の事業を組み合わせていたりするなど、地域の実情に応じた

活動の実践を促進してまいりたいと存じます。

また、高齢者福祉計画におきましても、地域活動に関する主な取組として、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を過ごせるよう、生活上の困り事を住民が主体となって助け合うちよこボラの周知拡大や、サロン活動による地域の仲間づくりや生きがいくくりなどの支援について、地域福祉計画同様に促進することとしてございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

岩崎先生のコメントを読みたいと思います。

どんなに人口減少、高齢化社会になっても、高齢者を支えるセーフティネットは必要です。介護保険制度へも、今まで国や県が担っていた要支援者も市町村に移譲され、地域包括支援システムの導入が義務づけられています。この機会に自治体、公が行っている仕事を広域効率と狭域有効業務に分け、セーフティネット維持のため、地域でも公の形成に関わる必要がありますというものです。

そんな中で、この地域まちづくり協議会条例の第5条、先ほども紹介しました協議会の事業、ずうっとありますけれども、健康づくり及び地域福祉の充実に関すること、これのいわゆる逐条解説、これは協議会の行う事業の具体例は以下のとおりですということで、この5号を見ますと、敬老会、ゲートボール大会、健康づくり応援隊、訪問配食となっているんですね。

私は先ほど、福祉にどういうことを期待しているかといったら、身近な地域で助け合い・支え合いの活動の促進、ごみ出しだ、電球の取替えだ、草刈りとか言っていましたね。そういうちよこボラの導入・普及を進める、それで健康づくりではふれあい・いきいきサロン、あるいは地域が抱える福祉課題の解決に向ける仕組みづくりとか、こういうことを言いながら、いわゆるこのまちづくり協議会条例の逐条解説では、およそそういうことを匂わせないという、ここに非常に私は、例えばまちづくり協議会条例ができたのは2016年なんです。その2年前に国は介護保険制度を改正され、要支援者は市町村が行うと、いわゆる総合事業に移り、地域包括支援システムに移行するという明確な方針が出た中でのこのまち協の設立なんですね。私はそういう中では、やはりこの地域福祉に関すること、健康づくりに関する一つの具体例としては、そういうことも地域の中に匂わすことが必要だったのではないかということだと思います。地域事情に応じた活動の実践を図るということもありますけれども、やはりこの最初のスタートが、この部分に対しては訴えが少ないというふうに思います。

そこで、また後で整理しますが、今の岩崎先生の中のいわゆる広域有効、あるいは狭域有効とは何かと、これを健康福祉に関してどういう見識を持っているか聞きたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

第2次亀山市地域福祉計画（後期）におきましては、地域福祉に係る取組を重層的に進めるため、地域を市域全体、それから地区単位、小地域単位の3層で捉えてございます。市域全体を地域福祉に係る人材の育成や活用を考える地域として捉え、支援の必要な方に対する制度的な支援を公助で

行うこととし、本来行政が整えるべきセーフティネット機能が、議員のおっしゃいます広域有効につながるものであるものと認識をさせていただきます。

また地区単位として、地域まちづくり協議会が組織をされる市内各地区は、様々な主体が連携をし、住民の安心が確保されるような住民主体のサービスや取組などの共助を進める地域として捉えております。

さらに小地域単位として、自治会等は居住する地域住民同士による助け合い、支え合いの共助や自助を実践していく地域として捉えており、従来住民の身近な場所で行われていた地域活動そのものが、議員のおっしゃいます狭域有効につながるものであると認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

時間の関係で質問を避けて、ここの感想だけ言わせていただきます。

福祉部門が今、自助、共助、公助とこの3層に捉えていることに関して、私はこれにちょっと違和感があるんです。災害対応については、よく自助、共助、公助というのは使われるんですけども、この福祉部門ですね、やはり自分たちのできることは自分たちでやって、地域で応援できること、カバーできることは地域でやって、それを超える部分は市全体の制度とか支援で整備する、いわゆる昔から言う補完性の原理みたいなものが、私は福祉分野で説得力があるのかなあというふうにも思うんです。また学術的にも、この補完性の原理というのは、とかく主従的といいますか上と下、よくいう上から目線という見方が多く、敬遠をされ始めているということも聞きます。それより何よりも、人口5万人という小さなまちだからこそ、やはり顔が見えるまちだからこそ対応できる仕組みみたいなものを考えた場合、私は地域の特性を見ながら地域でできる、地域だからこそできる効率的だと、こういうものを見いだす、こういう福祉の組み立て方というのは必要ではないかと思えます。

時間がありません。資料をつくりましたんで、資料1を出していただけますか。

ちょっと分かりにくいんですね。これは何も私がつくったんでなくて、福祉計画、様々な岩崎先生の講演の中からも拾いながらつくったものなんです。一つの例なんです。

例えば介護事業に関して言えば、介護制度の構築とか、あるいは要介護の対応なんかは多分地域ではできないでしょう。あるいは医療体制みたいなものも地域ではできないけど、市とか県がやる。しかしながら、まちでできる、例えばここで言うなら健康づくり、生きがいくづくり、健康体操、介護予防なんて書かれてあるんですけども、今まで市が行ってきた健康しゃきしゃき体操なんかあるんですけども、形として今までは市が募集をし委託会社の介護施設、ここに人員の把握とか場所の手配とか送迎とか体操の実施とか、あるいはその後アンケートなんかを実施して10万円とか20万円払ってきたんです。私が監査をやったときにびっくりした、三十何万というのもありました。

そういうことよりも、それを地域で対象者を集め、手続も簡単に、近いところ、近い集会所で顔なじみの人と気軽に体操を楽しめる。それが地域でやる、いわゆる狭域の中でやるのが有効であるというものを示す図を描いてみたんですけども、私はこの機会にもう一つやっておきたいことがあるんです。

岩崎先生の講演の中で、意外なコメントがありましたので私はメモをしました。

こうして地域づくりの話を各地で行っていきますと、いろんな市町ではいまだに自治会が上なのか、まち協やコミュニティが上なのかみたいな議論がありましてねという話なんですね。亀山市の場合は、まちづくり協議会の構成員の中に自治会を位置づけているからそういう議論にはならないんですけどということ。また、違う研修会ではこうもおっしゃっています。亀山市は、自治会はまちづくり協議会の中で活動する形となっている。私は、これは本当にそうなっているのかなあといいながら、もう一つのパネルをつくったので出してください。

これですね。ここに自治会AからEまであるんですね。それで、自治会の中には子ども会があったり、婦人会があるところもないところもあるんですけども、会社があったり商店があったりと。それで日常の、日常自治ということで、これ自治会Cという形、これはごみ対応ですね。ごみ出しなんていうのは本当に狭域、広域の最たるもので、ごみの集積所をつくって、当番をつくって残っていないか、こういうのを地域がやって、広域の有効では市が処理をもって焼却をする。これはまさに広域効率と狭域有効の最たるものなんですけれども、こういう自治会が広報紙の配付や地域の清掃とか、あるいは地域行事、ご近所のお付き合い、声かけ、あるいは連絡網とかこういうことはやっているんですけども、今度はまち協の仕事って何だろうということを考えた場合、やはり基本的には小学校単位ですので、このおのおのAからEまである自治会の共通課題の克服とか、あるいは地域にある学校へのコミュニティスクールへの参加、それから先ほど紹介をしました困り事とか家事援助のちょこボラ、あるいは交流サロンとか居場所づくりとか、こういうものがまち協と自治会のすみ分けといいますか、まち協ができること、自治会は今までの培った力の中で狭域有効を図っていると。

私は、これは岩崎先生の講習を受けて自分なりに整理したんですけど、こういう図を見たことがないんですけども、この辺の考え方、広域有効、狭域有効、あるいはまち協と自治会の関係、この辺の熟した議論、あるいは地域への訴えが今まで不足してきたんじゃないかという思いがありますが、所感をお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

先ほど図をお示しいただきました。

地域まちづくり協議会と自治会の位置づけや役割につきましては、これまで各地域において、どちらかというところ協議会の構成員を示した図を活用しながらご理解いただくよう努めてまいったところでございます。しかしながら、地域まちづくり協議会や自治会の役員さん方も交代されるということや、一般市民向けのPR不足などもあり、地域まちづくり協議会の必要性や活動目的について住民の理解が十分得られているとは考えておりません。

そのことから、議員からご紹介いただきましたが、さらに分かりやすい、また理解しやすい説明資料等によりまして、今後も研修会とか様々な機会、またいろんな媒体を活用しながら地域自治に対する意識の醸成をさらに図っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

ちょっと時間の関係で、その次の助け合い・支え合いの仕組みとしてのちょこボラの活動、支援体制については別の機会にさせていただきます。

その次に、市民活動応援事業について聞かせてください。

市民活動応援事業、実績、課題等、総括を簡単をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民活動応援制度についてでございますが、令和3年度の実績といたしまして、市から各地域まちづくり協議会に交付した市民活動応援券の総枚数が5万6,174枚のうち、45.8%の2万5,720枚が地域まちづくり協議会で使用され、そのうち90.7%の2万3,342枚に当たる233万4,200円を令和4年度の市民活動応援交付金として75の登録団体へ交付いたしております。

なお、令和元年度の地域まちづくり協議会の使用率は77%で、年々増加傾向にあったものの、コロナウイルス感染症の拡大により各地域まちづくり協議会の事業が中止、延期になったことが影響し、使用率が大きく減少しております。

また登録団体につきましては、制度実施当初は57団体でございましたが、令和4年度には76団体と多少増減はあるものの年々増加しており、市民活動の活性化や市民交流の促進に向けた支援につながっているものと考えているところでございます。

課題といたしましては、制度当初から地域まちづくり協議会の間で応援券の使用枚数に差があることや、地域まちづくり協議会の応援券の使用方法として、主にイベント参画に対する登録団体へのお礼として使用されることが多いため、登録団体の活動内容によって活動資金となる応援交付金を受けやすい団体とそうでない団体に分かれてしまうなどの現状がございます。

また、市が発行した市民活動応援券は、地域まちづくり協議会から登録団体や市民の方へ配付される仕組みとなっておりますが、市民の方は応援券を手にしても応援券を活用する意義やメリットが伝わりにくく、市民の方が直接応援券を使用する方向での応援券の流通が少ないことも課題となっております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

令和3年では利用率が45.8ということで、コロナの影響もあったのかなあとは思いますが、これ、22ある地区の中で100%利用されている地区は6地区だけなんです。10%以下というのは0%の2地区も含めて7地区もあるんです。それから50%以下、それも低い率で11地区もある。今まで22地区の中で多くの地域はあまり利活用できていないという実態、それから一部の意見として、その資金の多くが飲食につながっていることはいかかなものかという意見もあります。それから、極めて趣味とかサークル、いわゆる自己実現のために沿った事業が多い、それもよしという考え方も片方にもある。

やはり、私ここで市民活動応援事業のありようについて議論するつもりはないんですけれども、これは大きな見直しが必要だということは指摘させていただきます。

あわせて、今回主要施策の成果報告書の評価シートを見ますと、ここが市民活動応援事業530万、4つばかりの施策の方向の中で評価をされているんですけれども、評価Aなんです。順調に進んだ。これはどういうふう。それで、なおかつ、そのシートの中に市民活動応援事業なんていうのは一言も書いていないんです。どういう評価をされたのか途方に暮れたんですけれども、時間がありません。

先ほどの、次です、ちょこボラ活動ですね。これと市民活動応援事業は上手に結びつくことはできないのか、可能かどうか簡単に。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民活動応援制度につきましては、市民活動応援交付金交付要綱第6条で、登録団体は市民及び地域まちづくり協議会から事業またはサービスの提供の依頼があったときは、特別な理由がない限り市内全域において事業またはサービスを提供するものとする規定しております。

なお、ちょこボラの活動におきましては、地域まちづくり協議会が行う生活上のちょっとした困り事を助け合いで解決する仕組みで、地域内での取組でございますので、市内全域を対象とする市民活動応援制度を活用した活動支援に関しましては、現時点では難しいと認識しているところでございます。

なお、市民活動応援制度につきましては、活用方法等様々な課題もありますことから、従来から開催しております審査検証委員会におきまして、地域まちづくり協議会や登録団体の意向の分析を行うなど検証するとともに、よりよい制度となるよう様々な事業や施策との関連性を踏まえながら、横断的に検討していく必要があると認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

市民活動応援事業が市内全域にサービスを提供するものだと規定しているから、なかなか地域、いわゆる狭域有効の部分は取り入れないと。

つまり、このちょこボラは市民活動応援事業の中には結びつきは難しいということなんですけれども、私はもう規定を変えればいいと思ったりですね。あるいは、そういうことが、今までやってきたものが混乱を招くから今のままで新しい制度、何らかの知恵を出すということでいいんですけれど、ここも大きな、これは変えていかないかんですよ、ここはね。

もう一つ質問も用意したんですけれども、地域予算制度、これをちょっとやりたいんです。

説明を求めると長くなりますのであれなんですけれども、地域予算制度というのは、いわゆるまちづくりの交付金、一定の額と人口に合わせたいわゆる交付金と、もう一つは特定の事業に対して活性化支援補助金というのがあるんですね。これはそういう制度の中で、去年は7地区かな、選ばれたと思うんですね。

それで、活性化支援補助金を見ると、最近の交付例を見るとグラウンドゴルフ大会に伴う用具代

とか、これ多いですね、あるいは防災備品ですね。あるいは健康イベントに関わる様々な備品等の購入、それらを選定委員会においてプレゼンを行い、補助の可否を決める。

私は、地域予算制度というのはいっと丸い形を出して、それで地域の中でいわゆる優先順位を決めて、それでそれを執行するというのが本来だと思うんです。わざわざ選定委員がグランドゴルフ用品を買ってもいいかなんてというのは、何かいつまで行政は何でも関わっていたいのかなという思いがしてしょうがない。この辺もしっかりやってくださいよ。これを丸い形で渡して、あるいは時にお金があれば、銀行からとは言わないけど、まちづくり基金からお金を借りて、分割でまち協が払っていくくらいのそういう柔軟な組織にしていきたい。これは自主性、独立性はできませんよ。そういう運用に変えていただきたいと思います。ぜひこの辺をお願いします。

そうしまして、今日もちょこボラで来年も資金がどうこうという、私はここでもう資金がショートするから来年補助金を出してくれ、そんな議論はしません。言ってみれば福祉の計画の中にしっかり位置づけられたものが、本当にこれからやっつけよう、それが広域連合からお金が出る、あるいは総合事業の介護予防事業から出るからやる。そういうことじゃないんです。

これは本当にやっつけようかどうかという本気度が試されるんです。お金の出どころじゃない。福祉計画に位置づけられたところを地域でしっかりやっつけようことをしっかり市は支援をするという本気度が試されているということが言いたいんです。

最後の質問で、いろいろ考えたんですけども何にしましょうか。

実は、28年の地域まちづくり協議会条例が成立、議案として出されたんです。

それで私は、こういう意見を述べたと思います。平成28年3月、地域まちづくり協議会条例の制定ということで、私はこのとき、市長の覚悟と準備というタイトルで質問をしたんです。

私の意見としては、この地域まちづくり協議会条例の制定をこの機会にですね。多様化・複雑化する多くの市民ニーズを満たすには、もはや行政だけでは対応できない時代に入ったんだから、市長は市民に向かって、地域課題の解消のためにどうぞ大きな汗をかいてくださいと、協力してくださいと、一緒にやっつけようというようなメッセージを私は強く伝えるべきだと主張したんですね。ずうっと会議録を見ますと、こういう答弁がございました。私の提案は十分理解できるという中で、市はまちづくり基本条例の中で行政の役割、議会の役割、そして市民の役割も明確にうたっているから当然のことであるというような答弁を私にされました。先ほども言った地域包括ケアシステムに変わろうとしていく中で、まち協がその一端を担ってくれる、担ってくださいという発信をすべきだということで、市長はあえてそうではない、当然のことであるという答弁をしたんですね。

質問はしません。

最後に、それで先ほども紹介した亀山市の自立した地域づくり活動の促進に関して、その基軸となった岩崎先生のご講演の一端を紹介して最後にしたいと思います。

どんなに人口減少、高齢化社会になっても、高齢者を支えるネットワークは必要です。この機会に地域特性に応じたセーフティネットの維持のため、地域での公の形成に関わっていただけないでしょうか。地域の様々な主体が、できるものはできるところからやっつけようというものでないだろうかというものなんです。

私はですね、ぜひもう本当にこの言葉こそ市長、あるいは担当部局がここ六、七年やはり少し欠

けていた、私は、行政の役割とかであろうと思うし、今後の新しくする重点プロジェクトのまち紡ぎプロジェクト、いっぱい仕事があるんです、これのスタートの役割なんです。

時間がありませんのでいいですか、やらなければいけないことを整理しますよ。

アフター、ウィズコロナの中であって、人口減、少子高齢化が進む中で、多様な地域課題の解決のために、より支援を行っていくための方策、あるいはまち協と行政の連携強化だけでなく様々な主体、NPOであったり企業であったり、この前出ました、昨日の企業版ふるさと納税、この辺りの活用、この連携強化のための調整機能の強化はどう図るか。先ほど出たちょこボラ等の推奨とこの支援体制をどういうふうにしているか。

本気度があればどこからでもお金は引っ張ってこられる、あるいは市は出せる。そして、市民活動応援制度、これの今した見直しをやってください。そして地域予算制度の充実、そして制度変更、これらを総合的に重層的に構築していくと。まち協の在り方も改めてリセットしていく。

そういうことを重点プロジェクト、市長を中心とした重点プロジェクトの中でやっていただく。本当に性根を据えて、もう全資源を投入して重点プロジェクトはやっていくということですので、それに期待しまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時43分 休憩）

（午後 2時52分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから一般質問をやらせていただきます。

それでは、今回の件名は新庁舎建設についてのことであります。

それでは質問させていただきます。

新庁舎整備基本計画の策定について質問させていただきます。

まず、進捗状況について質問させていただきます。

基本計画の策定期間は、コロナを理由に令和2年度末から令和4年度末へ2か年延長したが、現在の進捗状況は、今年度末までに策定できるかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備基本計画の策定状況でございますが、昨年度に引き続きまして、外部委員で組織する検討委員会でのご意見や他市の整備状況などを踏まえまして、新庁舎整備の基本理念や基本方針の見直しを行っており、現在は安心・安全を支える防災や危機管理の拠点としての機能に加え、ポス

トコロナ、DXなど外部環境の変化による庁舎の在り方を十分に踏まえまして、時代にふさわしいスマート庁舎を庁舎整備の基本的な考え方といたしまして、現在検討を進めているところでございます。

それと今年度内にとのお話ですが、新庁舎整備の基本的な整備方針を定めた上で、年内にはそれを踏まえた複数の建設候補地、規模、事業費についても議会にお示しをさせていただきながら、年度内の計画策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、計画策定の検討組織と会議の開催状況についてお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

検討組織と会議の開催状況でございますが、計画策定に係る検討組織につきましては、基本計画の策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項について検討する外部の検討委員会として、学識経験者をはじめ、公的団体や公募により選出された委員などで組織する亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会がございます。

また、庁内の検討組織といたしましては、副市長をトップとして部長級職員で構成する庁内検討委員会に加え、建設候補地の選定や行政機能の集約などテーマに応じ、課長級職員で構成するワーキンググループを設置いたしております。

その開催状況でございますが、外部検討委員会につきましては、昨年度は11月、本年度は6月に開催をいたしております。

一方、庁内検討委員会等につきましては、昨年度に庁内検討委員会を3回、行政機能に関するワーキンググループ会議を1回開催いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

外部検討委員会と庁内の検討委員会というのを開いておるんですけども、大体委員会の委員はどれぐらいいるのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

外部の検討委員会でございますが、こちらにつきましては、学識経験者ということで、大学の教授でありますとか、自治会の役員さんでありますとか、公募委員でありますとか、13人でございます。あとは庁内の組織につきましては、部長と課長級の組織でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に移ります。

行政機能の集約について。

行政機能を集約するか分散するかは庁舎建設の基本的な部分であるが、検討状況はどのようなかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

分散する行政機能につきましては、新庁舎建設基本構想の段階から、市民の利便性向上や業務の効率化、将来的な維持管理経費などを考慮し、原則全ての行政機能を新庁舎に集約するというを基本に検討するという考え方をお示ししてまいりました。

そうした中、近年の外部環境の変化を踏まえまして、ポストコロナ、DX時代の庁舎を見据えますと、デジタル化による行政手続のオンライン化・自動化が図られ、行政事務においても業務の効率化やサービス向上に寄与することが想定をされます。

また、総合保健福祉センターや関支所を存続させた際の経費負担につきましても、将来的な来庁者の減少などにより、施設更新時には施設規模を縮小することも考えられるなど、行政機能の分散によるデメリットが将来的に解消されることも十分想定をされます。

いずれにいたしましても、これまで当たり前でありました仕事の仕組みが変わり、行政庁舎に求められるものも変化することが想定されますことから、時代にふさわしい新庁舎については、コンパクトで経済的であり、また将来の行政需要や社会変化に対応できる柔軟性を備えたスマート庁舎を基本といたしまして、行政機能の集約・分散について鋭意検討しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

新庁舎の建設場所についてお聞きしたいと思います。

今年度に建設候補地を選定し、来年度に決定するとのことで、現在の候補地選定状況をお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

建設地の現在の検討状況につきましては、建設予定地検討ワーキンググループ等におきまして抽出した複数の土地について調査の上、絞り込みを行っている段階であり、今後庁舎整備の基本方針を踏まえつつ、5か所程度まで絞り込む予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

建設する予定、検討ワーキンググループというのは大体何人ぐらいで構成しているのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

ワーキンググループにつきましては、先ほども申しあげました課長級でございまして、昨年度の検討時におきましては、組織は若干違いますが、8名でございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

複数の候補地はどこでどのように決めるのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

建設予定地の絞り込みにつきましては、まちづくりとの整合が図られているかどうかとか、それは計画性、それとか住民サービスの向上が図られているかという利便性、さらには安全性、実現性、経済性といった5つの条件に照らし合わせて検討してまいりたいと考えております。

そういった中、それをワーキンググループにおきまして絞り込みをしながら、5か所程度まで本年度に絞っていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

複数の候補地から1か所に絞るに当たり、その決め手はどのようになるのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

建設予定地の最終的な場所ということにつきましては、基本計画において選定した候補地選定の条件を総合的に判断して決定することになると考えております。

なお、候補地に民有地を含む場合等につきましては、当然ながら土地所有者の意向についても大きな決定要因になるというふうに存じております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

新庁舎の規模と構造について質問したいと思います。

想定している新庁舎の規模についてお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の規模につきましては、当初の基本計画中間案では分散しております行政機能を集約する考え方をベースとして、市の職員数を現状と同規模と想定し、国が示す基準により新庁舎の必要面積を試算し、新庁舎の延べ床面積は約1万平方メートルを想定いたしておりました。

現在、当初計画案の見直しを含め検討を行う中で、分散する行政庁舎の連携機能や行政サービスのオンライン化の進展を踏まえ、必要な庁舎面積についても再検討いたしておりますが、現時点におきまして具体的な規模につきましては、お示しできる段階とはなっておりません。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

現在の庁舎と比較して、どの程度なのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、現在、分散する行政庁舎の連携機能や行政サービスのオンライン化を踏まえ、庁舎面積について再検討しているところでございますので、現在そのお示しできる段階ではございませんことから、比較ということもできておりません。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、来客用の駐車場と職員駐車場のそれらの規模についてお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

駐車場につきましては、市民アンケート調査におきましても、現庁舎の問題点として不足しているというそういった回答もいただいておりますので、現在の台数を基本に増加要因も加味しながら駐車スペースの確保をしたいというふうに考えておりますが、庁舎規模同様、行政庁舎の集約等も大きく影響しますことから、それらを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

構造については、SDGsやカーボンニュートラルの観点から、木造や木質化、ハイブリッドも含め再検討をされていくと聞かすが、方向性が固まったのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

構造につきましては、当初の基本計画案では一般的な構造種別といたしまして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の候補を上げておりましたが、環境負荷の低減や周辺環境への配慮をした庁舎について検討する中、本市の特性も踏まえた木造庁舎や木造と鉄筋コンクリート造のハイブリッド構造、これにつきましても候補の一つとして検討してまいりたいと考えております。

ただ、木造となりますと、当然ながら庁舎としての十分な性能を確保する必要もございますこと

から、耐震性能や耐火性能、そういった安全性、それと将来的なレイアウトの変更への対応といった柔軟性の確保、建設コストなどの経済性なども検討すべき課題であると考えております。

庁舎構造につきましては、令和5年度に決定予定の建設地を踏まえまして、基本設計の段階において建設費や安全性など比較検討を行い、最終決定をしていく考えでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

新庁舎に備える防災機能及び設備についてお聞かせ願いたいと思います。

新庁舎は、防災の拠点施設となるものなので、どのような防災機能、防災設備を備える予定なのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の防災拠点機能につきましては、現在、拠点施設と災害対策機能の2点で整備をいたしております。

拠点施設といたしましては、地震、浸水等への対策として、耐震、免振、耐震構造など高い耐震性を備えた庁舎とするほか、分かりやすい避難経路の確保、インフラ設備やバックアップ機能を含む情報関連設備の上層階への設置などがございます。また、ライフラインが途絶した場合への対応といたしましては、一定期間の機能維持が可能な自家発電設備や給排水設備の整備などがございます。

一方、災害対策拠点といたしましては、災害への迅速な対応に当たってのフロア配置や災害対応スペースの確保として、災害用の資機材倉庫や仮眠スペースの確保などについて検討いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

市民の避難所機能もあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

避難所の機能といたしましては、ロビーや交流スペース、屋外駐車場などは、災害時の一時避難所や帰宅困難者の一時受入先として利用できるよう、必要に応じましてコンセントや水栓などの設置や多目的にスペースが活用できる工夫をして、そういった機能も整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

新庁舎の建設スケジュールについてお聞きしたいと思います。

まず、新庁舎の建設スケジュールについて確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の開庁までの整備スケジュールにつきましては、本年度に基本計画の策定、それと来年度には基本計画で示す建設候補地から建設地を決定する予定でございますので、そういったものの中で、さらに、令和6年度と7年度は建設地に民有地を含む場合を想定しまして用地の取得期間といたしております。その後、令和8年度から基本設計及び詳細設計を行い、令和10年度に建設工事に着手、令和12年度の開庁といったことで、現在そういうスケジュールを目指して進めていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況の中で、少しでもスケジュールを前倒しできないのか、お聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

整備スケジュールを前倒しできないかということでございますが、建設地の検討結果によりまして用地の取得が不要になった場合や、また民有地であっても迅速に用地が取得できた場合などは前倒しも可能といったことも考えられます。

ただ、南海トラフ地震など大規模地震災害に対しては、常にこれは当然備える必要がございます。今現在、現庁舎につきましては耐震性は確保できておるといふふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

庁舎建設基金と他の財源について聞きます。

積立目標額の変更について、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

庁舎建設基金の積立目標額の変更について、どのようにということでございますが、現在、基金の目標額は15億円としております。それで毎年計画的に積み立てているところではございます。

ただ、現在のところは、庁舎の規模や建設地も決定していない状況でありますことから幾らが適切であるかというふうなことににつきましては、それらの整理ができた段階で速やかに目標額を変更いたしたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

庁舎建設は基金だけでは到底足りないと思いますが、補助金もなく合併特例債も使い果たした中で、どのように財源を確保するのか、お聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の整備につきましては、先ほど申し上げました目標額15億円では不足することが、建設費の高騰とかいろんな、現在物価も高騰しておりますので不足することも考えられます。ただ、幾らかというのは、先ほど申し上げましたように、適正な目標額をまた建設予定地が決定した段階で考えたいと思っておりますが、それによりまして、具体的な財源確保ということにつきましては、この庁舎建設基金に加えまして、借入れ可能な起債を基本といたしまして、ただ一般財源への負担というものも当然極力抑制する必要もございますので、そこら辺も考慮しながら、後年度の負担が極力抑えられるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

いろいろ聞きましたけど、この庁舎ができるというのは大体どれぐらいかかるのか。1年後、2年後とかいうのはどの辺で、完成するのはいつ頃か、お聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

庁舎の完成時期というか開庁につきましては、先ほどスケジュールの中で申し上げましたが、令和12年度に開庁を予定しております。工事なんかは2年はかかりますし、いろんな諸事情もございいますが、現在のところは令和12年度ということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

6番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

一般質問をさせていただきます。

順番を変更して質問をさせていただきます。

最初の新型コロナウイルス感染症対策と地域活動の両立についてを一番最後に回させていただきます。

まずは、次の職員の資質向上についてから入らせていただきます。

こちらは平成31年の3月定例会で、市民と協働できる職員の育成について一般質問をさせていただきました。その中で、市民サービスの最前線にいらっしゃる当市の非常勤職員について、研修の必要性を訴えました。当時、総合政策部長であられました山本副市長は、非常勤さん全体での研修というものも必要ではないかと認識をしたとおっしゃっております。

当時の非常勤職員は、ほとんど研修らしい研修を受けずに市民サービスの最前線にいたわけなんですけれども、今日は、その後研修はどうなったのかということと、また、市民の方から市の職員の対応について相談が幾つか寄せられたことがございましたので、今回そちらのほうも再度取り上げさせていただきます。

まずは正規の職員について、研修について、研修内容ですとか回数をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の研修の状況でございますが、職員の研修につきましては、亀山市人材育成基本方針において求められる職員像の実現のため、職場研修、職場外研修、自己啓発といったことで、3本柱として進めているところでございます。

職場研修につきましては、実際の実務を遂行する上で必要な能力、知識等を身につけるもので、例えば新規採用職員に対しましては、所属職場内に監督者と指導担当者を選任し指導を行う指導担当者制度、メンター制度といったりもしますが、やごみ収集等市民と接する第一線で職場体験を行う年末特別清掃などがございます。

次に、職場外研修といたしましては、職階層や担当業務に応じて必要となる知識を習得するため、外部研修機関、三重県市町総合事務組合などにおきます階層別研修、多様な行政課題に対応するための法制執務研修、契約事務基礎研修、コミュニケーション能力研修などがございます。

また、私ども総務財政部以外でも他部署では、例えばDX行革推進室などでは、ICT・DX関係の研修とか、まちづくり協働課では地域担い手研修といった、それぞれ所管部署での研修もございます。

それと、3つ目といたしまして、自己啓発といたしましては、自ら能力を高める意識を向上させることを支援するもので、公務遂行能力の向上に資するための資格取得に対する助成制度、それや自主研究グループへの助成などがございます。

これらの研修や制度を適切なタイミングで受講、活用することにより、職員としての知識習得や資質向上に役立っているところでございます。

ただ研修の状況としましては、コロナの影響もございまして、2年度、3年度、ただリモートとかの研修も結構定着しておりますので一定昨年度もできておりますが、集合研修につきましては計画してもちょっと中止したりとかそういったこともございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど言われました亀山市人材育成基本方針、こちらのほう、平成29年につくられているので、

前回の答弁とほとんど変わらない、研修内容のほうもほとんど変わっていない、ただ、ICTとか新しいことに関してはまたちょっと研修が増えているのかなと思うんですけども。

ただ、この基本方針によりますと、それぞれたくさん研修はありますけれども、それぞれ期間としては1日か2日程度、受講対象者も新規採用職員の方、以降は数年に一度という形になるかと思えます。なので、その研修で学んだことというのはどの程度職務に生かされているのかなというところがあるんですけども、例えばですけども、一般的に社会人マナーと言われる部分、例えば電話を何分も保留のままにしているだとか、そういうこともいまだに発生はしているようです。当然ケース・バイ・ケースなことはあろうかと思えますけれども、当然よいことではないです。

それから、また別にですけども、恐らく10年以上勤務をしているであろう職員さんが、謙遜でおっしゃっているんだとは思いますが、7月ぐらいになっても、まだ市民さんが話される前から異動してきたばかりなんで、まだ何にも分かりませんがという前置きをしてから話をします。こういう方が1人や2人ではない、私も直接見たことがあるんですけども、本当に申し訳ないんですけども、謙遜というよりも予防線というのが市民にはやっぱり不安に感じたりするんですね、そういうことも聞きます。

やっぱり、働き方改革ですとかDXで働き方が変わっていても、窓口業務であったりとか電話での市民サービスというのは当然あるものです。むしろ単純事務とかはRPA等に置き換わって市民サービスのほうが重要になっていくということだと思います。それに職員さんそれぞれの考え方もありますので、市としての対応の仕方というのをいま一度考えるべきではないかと思えます。

なので、市民サービスの向上ですとか職員の意識の向上という点で、どのように職員教育をしているのかお伺いをしたいと思います。

それから、異動時の引継ぎというものが十分されているのかどうか、この十分な引継ぎができる仕組みがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今おっしゃいました市民サービスの向上、当然公務につきましても市民の方への、この向上ということで最も大切なところがございますので、こういったところにつきましては、ステップ研修ではそれぞれ先ほど申し上げました階層別という、例えば入って新規採用職員が何年かたったときのツーステップ、スリーステップというふうなところで段階的に研修をしていくんですけども、その中で正規職員につきましては、入って5年目で接遇の対応、クレーム対応といった、直接そういう市民へのサービスの研修もしております。

それと、新規採用職員につきましては、先ほど申し上げました指導担当者制度の中で先輩職員がそういった市民サービスを含めまして、様々な業務の直接的に指導もしておりますし、その研修に際しましては、管理監督者、通常課長ですけども、課長も見ながら、それと当然それについては部長も報告をいただきながらしておるというふうなことです。常にそういった市民サービス向上というふうなことは意識を持ちながら努めているというふうなところでございます。

それと、業務の引継ぎについてということでございますが、先ほど議員おっしゃいました替わっ

たばかりなのでというふうなことは、通常は適切ではないというふうに思いますが、当然私ども定期的な人事異動がございます。4月1日の人事異動時などにつきましては、私どもから通知で、事務引継について通知もしております。担当業務における現状や課題、懸念事項などをできる限り詳細に記録した引継書を作成し、確実に後任者に引き継ぐよう通知しております。

ただ、業務によりましては異動後の職員の知識が不足しておったり、正しい運用ができていないなどのご懸念も想定されますが、業務は組織として対応いたしますことから、当然担当者が替わることによってサービスの質が低下するものではございませんし、その引継ぎの際に、引継ぎを受けていないので分からない、そういったことは決してないよという事で通知もいたしております。

ですので、来庁された市民の方にとっては、対応する職員は新任職員であろうとベテラン職員であろうと一緒ですので、変わりなく対応できるよう接することができるように取り組んではおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

2つ、答えていただきましたけれども、まず、研修の部分、外部研修かと思うんですけれども、研修が段階に応じてあるんですけれども、それが身についているかどうかという確認をする仕組みなんかはあるんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

様々な研修がございますので、その中身によっても違いますが、研修を受けたら、必ず復命書というのを上げるようになっております。復命書につきましては、当然それは上司に対してこういった研修を受けましたということを報告するものですが、その部署のグループ員であるとか、場合によっては他部署のところで関連する部署に合議を回したりして共有しておりますので、そういったところで生かせるよという事をしております。

ただ、部署によりましては、部内のミーティングにおきましてこんな研修を受けてきましたということで報告なんかをしまして、その部署でみんなが、行った職員だけじゃなくてその所属内で共有できるように、そういったような取組もしております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

それから、引継ぎですけれども、確実に引継ぎができるよという通知を出しているということなんですけれども、やっぱりそういう異動をしてきたばかりなんでと、つい言うってしまう、不安というところがあると思うので、そういうところも払拭できるように確実にしていただきたいなというふうに思います。

ただ、やっぱりなかなか市民一人一人にしっかり向き合うというのはすごく難しいことですし、コミュニケーションスキルの要ることなんですけれども、せめて安心して話のできる状態というのを組織全体で取り組んでいていただきたいと思います。

それから、以前質問をしました非常勤職員の研修についてなんですけれども、重要性については認識していただいていると思いますけれども、今、会計年度任用職員になりましたけれども、研修はどうされているのか確認をさせてください。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の研修についてでございますが、職場研修としまして、配属先においてOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングといったりもしますが、基本として業務を遂行する中で必要な知識やスキルを指導するほか、職場外研修といたしまして、本人の申出に応じまして三重県市町総合事務組合の実施する研修を正規職員と同様に受講していただけるようにはしております。

しかしながら、会計年度任用職員の中には非常に経験豊かな、再度の就職みたいな感じで来られる職員については、その経験を生かして接していただいておりますけれども、任用時の接遇研修などは現在実施していない状況です。

先ほど来から申し上げておりますが、窓口で接している、市民サービスの向上というのは非常に重要なことと認識しておりますので、窓口業務を担当する会計年度任用職員につきましては、任用直後に市民と接する不安の解消というふうなことも当然あつたりすると思います。そういった状況の中で、これまでの職場内研修に加えまして、接遇などの採用時の研修についてもちょっと現在はできておりませんが、今後検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど、会計年度任用職員でも本人の申出があれば外部の研修も受けられるということなんですけれども、実際受けていらっしゃる方の、人数とまではいいませんが、いらっしゃるかどうかというのを伺います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

外部の研修につきましては、庁内システムにおきまして募集案内をしたりしますので、ちょっと人数までは現在把握してはおりませんが、受けた会計年度任用職員もおりました。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

以前求めていました全体での研修というのはまだ今できていないということなんですけれども、検討していただけるということなので、ここはよろしく願います。

市民から見たら正規の職員さんも会計年度任用職員さんも同じ市の職員ですので、どの場面でも

しっかりした対応をされるとやっぱり市民の行政に対する安心感というのが変わってきますので、もともと会計年度任用職員であっても正規の職員さんであっても、すごい能力の高い方たちばかりだということを私は知っておりますので、研修をしっかり整えてスキルアップですとか仕事へのモチベーションというものにつなげていただきたいなというふうに思います。この項目はこれで終わります。

次に、子供に関わる環境についてでございます。

全員喫食制の給食についての進捗状況についてお尋ねいたします。

今年度より始まりました後期基本計画実施計画に、亀山中学校、中部中学校での全員で食べる給食について記載がされました。

今年度は建設地、運営方法等の検討、決定ということなんですけれども、今どんな話合いがされて進捗がどの程度なのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山中学校、中部中学校における全員喫食制給食の実施に向け、今年度は第2次亀山市総合計画後期基本計画実施計画に位置づけておりますとおり、運営方法等の検討、決定を行い、年度内の基本的な計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

現時点では、基本的な計画の構成、そして検討項目の再整備、そして様々な手法に係る試算などを進めており、教育委員会の会議等において協議を重ねているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今、基本計画の策定が年度内にできるということなんですけれども、この今年のスケジュール感というものをちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげましたような形で、今様々な検討課題を積み上げて、それを教育委員会の中で協議を重ね、また給食調理員や管理栄養士、そしてまた市長部局との協議も行いつつ、今整理を進めているところでございます。また、その上で、議会にも一定まとまったタイミングで計画内容をお示していきたいと考えております。先ほども申しあげましたが、この年度内には基本的な計画としてまとめていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

それでは、教育長にお伺いをしたいんですけれども、昨日福沢議員も聞かれていましたけれども、中学校の給食について、ここまで道筋をつけてくださいました前任の教育長はできるだけ早く実施

をしたいとおっしゃっていましたが、今教育長はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

昨日もお答えさせていただいたように、全員喫食制の給食につきましては、総合計画後期基本計画のほうにその必要性や実施までの計画ということを示していただきましたので、そのルールが敷かれたということで、そこに確実に列車を走らせられるよう、教育委員会内で十分協議をして、必要に応じてほかの部局の方にいろいろ相談とか助言をいただきながら進めてまいります。

前教育長ができるだけ早くとかいう表現で言われていたかと思えますけれども、昨日も言いましたように、様々な教育のほうにも計画がございますので、早いことにはこしたことはありませんが、確実にそれができるよう、計画どおり進められるよう、みんなで努力してまいりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

力強く、確実にとおっしゃっていただきました。お考えを聞かせていただきました。

やっぱり子供たちも保護者も楽しみにしておりますので、早期実施のほうをお願いいたします。

それと、亀山の調理員さん、とても手の込んだおいしい給食を作っていただいております。ただ、調理員さんの人数というのがほかの市に比べて少ないのではないかという話も聞いておりますので、亀山の調理員さんがとても優秀であるということだとは思いますが、調理員さんの労働環境であったり、職員体制についても働きやすい職場にすることも重ねてお願いいたします。

次に、いじめの対応についてです。

ほとんどの子供、または保護者ですね。自分だとか自分の子供がいじめに遭うだとか、不登校になるとして生活はしておりません。いざそういう状況になったときには、やっぱりまず相談をするのは学校になろうかと思えます。

そういうときに学校がどう機能をするのか。生徒・児童、保護者への対応について、どういう仕組みになっているのかというところを確認したいと思えます。

まずは、いじめについて、学校がそのいじめに気がつく、保護者が気がつく、いろんなパターンがあるとは思いますが、基本的ないじめが発覚をしてからの対応の流れというところを教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

宇野教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

学校がいじめを発見、または保護者等からの情報を得た場合、いじめられている子供を一刻も早くいじめから救うため、また特定の職員がいじめに係る情報を1人で抱え込んでしまわないように、その日のうちに、ルールとして学校長と関係職員が情報を共有するというところになっていきます。

そして、速やかに学校いじめ対策委員会、学校ごとの名称は異なるときがあるんですが、そのような委員会を設けていますので、それを開いて事実確認と当面の対応を決定し、組織的に対

応しております。

また、いじめに的確に対応するためには、聞き取りなどのより正確な事実関係を把握することが重要であるため、被害側、加害側だけではなく、目撃者や関係職員などから組織的に聞き取って対応方針を決定することといたしております。

また学校は、いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に一報を入れることになっています。

その上で、学校の意向を考慮しながら、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携など学校の支援を行っているところでございます。

また、いじめの対応について教職員間で差が生じないように、研修会を通じて差別やいじめに気づく力、対応する力の向上なども図っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今学校側の対応を聞かせていただいたんですけど、その日のうちに情報共有をして、教育委員会にも報告もするし学校内で確認とか対応の決定、それから周辺の聞き取りをしてまた対応を確認して関係機関につなぐという、大まかな流れだったと思うんですけども、保護者との面談といいですか、保護者と接するのはどのタイミングで接するのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

保護者への対応ですが、事実関係がある程度判明した時点で速やかに行うこととしています。

保護者と十分な意思疎通を図るため、まず学校の対応方針とか姿勢について明確に示して、それでご理解いただくという意味でも、なるべく対面しながら学校に出向いていただいたり、または家庭訪問を行ったりしながら、説明を行うように努めております。

それらの学校が把握した状況や事実関係、それを踏まえた対応方針についても、速やかに保護者に説明をするようにいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。ありがとうございます。

いじめについては、私も相談を受けたことがありますけれども、その際に感じたのは、学校の体制、それから学校と保護者の連携、それから被害者の子供の心身のケア、それから加害者の子のケアというこの4つがきちんとそろわないと、被害者の子供というのは学校へ安心して行けないということだと思うんですけども、今説明していただいた流れというのが、先生によって大きく違わない、どの先生が対応しても同じというのがこの流れは大事だと思うんですけども、このいじめの識別方法ですとか、いじめなのかじゃれ合っているだけなのかという、その辺りは先生方で共通の認識というのは持っていらっしゃるのかということを確認したいのと、それから先ほどその日のうちに情報を共有するという事なんですけれども、チームで対応していくということなんですけれども、その最初に発見した先生がそのチームに報告をするまで、こういう流れに乗せられるの

かというその仕組みみたいなものはできているのかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

そのようなことが教職員間で差が生じないように、いじめの基本方針、これについては事あるごとに確認をしているところでございます。それについても校長会であるとか、または研修会であるとか、全ての教職員が共通認識を得られるように、年間を通じて複数回にわたってこれは再三確認をしているところでございます。

また、そのいじめの対応方針の中には、子供たちの状況、例えばこれはじゃれ合っているのかとか、またはいじめであるとか、その辺については、まず被害を受けたであろう子供の聞き取りなどからその方針を個々のケースにもよりますけれども、その子がどのぐらいそれをつらいと思っているのか、それを確実に把握するように努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

では次に、保護者との連携の話に移っていきたいんですけども、当然保護者も初めてのことで何をどうすればいいのか分からないというところがあると思うんですけども、この先ほどの流れの説明ですとか、これから想定されることとか、もしあれば要望を言ってもいいのか、受け入れてもらえるのかどうかというところがもう全然分からないと思うんですけども、これは学校側と保護者側で情報の共有ということができれば信頼関係ができると思うんですけども、その辺りはどのように対応されていますか。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

いじめ対応でやっぱり議員おっしゃるように、保護者との信頼関係というのが非常に重要なことから、まず学校は保護者がどのように考えているのか、また要望等ありましたらそれを確実に受け止められるように受容的に対応しています。

また、学校だけではなくて、先ほども申し上げたように、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、場合によっては福祉の機関、医療機関なども含めて保護者対応を多様な機関が連携しながら丁寧に行っていくと、そのようなことを大切にしています。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

複数の関係者で丁寧に対応をしていただいているということが分かりました。

次に、被害に遭っている子供の対応なんですけれども、私の勝手なイメージかもしれないんですけども、いじめの場合、被害に遭った側が隔離をされたりとか離されたりとか欠席をしたりするというイメージなんですけれども、やっぱり学校ではこの被害に遭った側が別室とかそういう対応

を取られるのかどうかお伺いしたいです。保護ですとかケアの流れみたいなものを教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

いじめ対応の中では、被害を受けた子供のケアもさることながら、加害者への対応も大変重要になっています。加害児童・生徒に対しましては、当該児童の人格の成長を第一に考えて、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行っています。場合によっては、加害生徒に対して別室での指導の措置を取ることもあります。いじめの行為が止まり、反省や一定の心の安定が見られた場合は、教室に戻す必要もございます。

また、被害を受けた児童・生徒が、集団内にいることが大変しんどいと不安を感じるということもあります。そのような場合は個別に丁寧な対応をする必要がありますので、被害児童・生徒に別室対応するというのも一方では考えられます。

そういうようなことで、いずれの場合もそれぞれの児童・生徒の状況に応じて一番、最もこれがいいんだというよりよい支援、それから対応を行っているのが現状でございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

被害に遭った子だけが一概に離されたりというわけではなくて、お互いに状況に応じてということ、分かりました。

先ほど、加害者側の子の説明もありましたけれども、加害者側の対応というのは一般的にあまり情報が入ってこないんですけれども、例えば高校とかだったら停学であったりとか退学であったりとか、ペナルティーみたいなものがあるんですけれども、小・中学生の場合はこういうペナルティーみたいなものはあるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

その場合、著しく行為が不適切で反省等が見られなかった場合は、体罰はできませんけれども、懲戒を行うことはできます。ただ、教育的な配慮で、いじめの加害者が真に反省できるように、また相手の傷ついた気持ち、自分がなぜそういう行動を取ってしまったのかと、今後、どうすればいじめ行為を行わないのかということを理解させるための指導を行っていく。二度といじめ行為に至らない段階まで継続して指導を行っていくということが大切だと考えています。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今懲戒という言葉が出てきましたけれども、懲戒とはどういったことを意味するのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

別室での指導も含め、その子供が真に反省できるように説諭、または指導を行うことを我々が懲戒というふうに表現をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

いじめの場合ですけれども、被害者の子供、加害者の子供、どちらもケアが必要だと思うんですね。子供のトラブルというのはやっぱり対応が多岐にわたってくると思いますので、まずは、今仕組みが整っていて何度も繰り返して先生方にも周知されているということなんですけれども、今ある仕組みが本当に、最前線の子供に直接関わっている先生方の理解が進んだように、このまま周知のほうもずっと続けていただきたいと思います。

次に、不登校生徒・児童への学校の復帰に関する対応について、こちらをお伺いしていきたいと思うんですけれども、こちらの不登校が疑われるときの対応の流れみたいなものをお伺いしたいと思います。

この不登校の初期対応のルールみたいなものがあるのかどうか、それも先生によって違わないで、皆が同じ一定の方針で対応されるものなのかどうかということをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

不登校につきましても、どの児童・生徒にも起こり得ることということで、そのような認識を持って日頃から児童・生徒の状況をきめ細かく観察し、変化に気づくことを何よりも大切に考えています。

そのようなことで、学校に来たくないというようなことがあった場合は、これも1人で情報を抱え込まずに速やかに関係職員、例えば養護教諭とかも含めて、または管理職であるとか、隣のクラスの先生とか、そのような方々と情報共有をして、組織的に計画的に対応をしています。

その上で、例えば熱が出ているとか明らかな体調不良のときは、そのようなことにはならないですけれども、何かはっきりしない理由のときは、二、三日続いた時点で家庭訪問するとか、または丁寧に保護者に聞き取るとか、初期対応としてはそのようなことを丁寧に行っています。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

常に情報共有をして組織的に対応するという事なんですけれども、具体的には明確でない休みが二、三日続けばそういう対応になっていくということだと思います。

では、今度は保護者の対応についてお伺いしたいんですけれども、今のような流れの説明ですとか、これも今後想定されることとか、子供たちとか保護者にとっては、当然初めての事だと思うんですけれども、先ほどの質問で、市内で年間100名前後不登校の子がいるということだったので、当然学校にはケース・バイ・ケースであったとしてもノウハウみたいなものが蓄積をされていると思うんですけれども、そのノウハウの共有が職員同士であったりとか、職員と保護者の間で共有ができるのかどうかということ、保護者との連絡について、一定の方針みたいなものはあるん

でしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

不登校などにつきましても、早期発見・早期対応というのは大変重要で、初期対応が適切に行われていたら未然に防ぐこともできるケースもあると思います。

そのような中で、保護者がやっぱり子供のことは、おうちのことは一番よく知っていると思いますので、まずは担任から保護者に十分聞き取ると。それから場合によってはどうしたらよいか分からないとか、そのような相談も早速あることが多いので、スクールカウンセラーであるとか、あとは福祉のほうの子ども支援グループなどの不登校相談もありますので、担任等と一緒にそのような相談に出向いてアドバイスを得て、じゃあ一緒にこういうふうに考えていきたいと思いますというような対応方針を一緒に考えるということが重要であると考えています。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

初期対応が大切で、それをしっかりしていくということなんですけれども、不登校のお子さんを待つ保護者さんにお話を聞きますと、不登校あるあるというのがあるんですね。

例えば、毎朝欠席をするのか遅刻をするのか、連絡自体をするのかしないのかというのが困るといなのが、すごくよく聞くんなんですけれども、この朝の忙しい時間帯に子供たちが学校に行くのか行かないのかが分からない。これは分からないというのも別にそこに問題があるわけじゃなくて、子供自身が前日には行くよと言っているけど、当日になるとどうしても体が動かなかったりということもあるので仕方がないんですけれども、やっぱり学校に連絡する時間というのが決まっているので、そういう葛藤があるということ、これをよく聞きます。

それから、先生の訪問を受けるのか受けないのか。子供が受けたくないという場合もあったりもしますが、何の連絡もなく、先生が全然連絡をくれないとか、先生によって結構差があるぞということをよく聞きます。これはやっぱり先生の経験の有無だったりとか、理解の有無が子供たちにとって不利益になるということもございます。

当然、ケース・バイ・ケースなのかもしれないんですけれども、不登校あるあるというのが多くの保護者の方が感じているというのは、どちらが悪いというわけではないんですけれども、やっぱり学校とのコミュニケーションが不足をしている、説明が不足をしているという部分があるんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり先ほどのいじめの部分と同じですけれども、実際に接する先生方まで、その対応の仕方、方針というのを徹底していただきたいなというふうに思います。

次に、学校復帰のときの子供たちへの対応の流れというのがあるのかどうかを確認したいんですけれども、当然学校へ行ったとしても、いきなりほかの子供たちと同じようにはできませんし、でも親とか先生からしたら、多分学校に行けたんだったら、じゃあ次のステップでと急いでしまうと思うんですけれども、それに子供が対応できないということも多いというふうに聞いております。やっぱり学校だといろんな先生に会いますので、事情を知らない先生に不用意に傷つけられてしまうということもあると聞いていますので、こういった学校に子供が復帰をするときの対応の流れと

いうのと職員間の情報共有の仕方というのを教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

まず学校復帰の流れですけれども、まずは学校行事あたりの比較的ハードルが低いところから進めていくことが多くなっています。その学校行事も、最初から最後まで参加するのではなくて部分的に見学をすとか一部だけ参加すとか、またはちょっと寄り添ってくれる先生と一緒に見てみるとか、そのようなことを行うことが多くなっています。

それから、学期初めとか学年初めとか、切りのいいときにチャレンジデーというのを設定することもございます。それも毎日いきなり行くとかいうのではなくて、週に1回だけ別室に行ってみようかとか、または授業を午前中だけ受けてみようかとか、チャレンジする中身を児童・生徒と十分話し合っ、その子がぜひともそうしたいというふうに、自己決定に基づいてチャレンジデーを設定しています。それらのタイミングにつきましても焦らせないこと、それから保護者とも十分に話し合いをして、このようにやりますと、そのようなことで保護者も含めてバックアップ体制が取れることということをお願いしています。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございました。ごめんなさい、2つまとめて聞いてしまったんであれですけれども、子供の学校に復帰していく流れというのを確認をさせていただきました。これを職員間でどういうふうに共有するのかというところもお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

職員間の共有ですけれども、学級担任であるとかコーディネーターであるとか、または教頭あたりが職員に、今日から誰々ちゃんチャレンジデーですとか、そういうことが伝わるように学校内で共有を図っています。それらも、共有が図りやすい学期初めとかまたは学年初めに設定しているというのはそのようなことでございます。

今度導入される予定である校務支援システム、これについては連絡事項が全ての先生に一斉に伝わるような形になっていて、掲示板形式になっているので、このような共有もそういうような新しい方法で漏れなく伝えることができるということを期待しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

いじめだとか不登校の対応について、教育委員会が丁寧に対応を整えようと、子供だとか保護者に寄り添った支援をしようとしているということがとてもよく分かりました。

ただ、どちらの問題も教育委員会の考え方を、最前線の、子供に関わる先生方と共有できているのかというのが、なかなか現状では課題ではあるのかなというふうに思っております。

そして、1人の先生からチームにつなげていく。先生も当然忙しいですので、なかなかそこを言い出せなかったりとかしてため込んでしまうのもよくないんですけども、そこをどうやってチームにつなげられるのか、そしてチームにつなげて対応をしていくという意識をどれだけ先生方に持ってもらうのかということと、あとは保護者側にもそういう対応を取っているということを知っていただけるかということが、対応は当然ケース・バイ・ケースで複雑だとは思いますが、これからは丁寧な対応をよろしくお願いします。

それでは、最後の項目、新型コロナウイルス感染症対策と地域活動の両立についてでございます。

今年7月から始まった第7波、市内でも今猛威を振るっている最中ではあるんですけども、新型コロナウイルス感染症は流行し出してからやっぱり全国的に様々な活動が中止、それから自粛をしていて、市内でも当然中止・自粛の判断をしてきていると思います。当然その理由は、感染の拡大防止ということになろうかと思うんですけども、当然感染の拡大は防ぐべきものなんですけれども、少しずつ夏前ぐらいから徐々に活動を再開しようという動きが出てきていると思います。

そこで、今日市内まちづくり協議会だとか市民団体の活動、コロナの影響を確認して今後の活動を次のステージに生かしていけるような話になればと思っているんですけども、なかなか時間がございませんので、まちづくり協議会ですとか市民団体のイベント等の開催状況について、新型コロナウイルスの影響があったかどうかということ、ごめんなさい、細かい数字までは結構ですので影響があったかどうかということだけお伺いさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まちづくり協議会におきますイベントの開催状況でございますけれども、先ほどありましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントなど多くの事業が中止または手法を工夫して縮小しつつ実施されているところではございますが、令和3年度におきましては、感染対策を十分講じた上で多くの人が集まる夏祭りや文化祭などの恒例行事が一部の地域まちづくり協議会で再開されたほか、グラウンドゴルフ大会やソフトボール、防災訓練といった屋外での恒例事業が各地域まちづくり協議会で再開されております。

一方でまた、複数の協議会ではウォーキングとかイルミネーション、桜を見る会等々、屋外での事業を新たに展開されまして、そういうまちづくり協議会が増えているところでございます。

一方で、屋内につきましても、より広いスペースを確保するため、小学校の体育館を借りて敬老会を開催されたまちづくり協議会もあります。

それぞれのまちづくり協議会の拠点でもございますコミュニティセンターの利用数は減少しておりますけれども、その利用者には表れない部分で、徐々にではございますけれども再開されているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

皆さん屋外とかで工夫をして活動を再開されているということなんですけれども、この各種イベント等で、感染者の発生であったりクラスターの発生なんかの例はございますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まちづくり協議会のイベントにおきまして、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した事例はないものと認識しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

感染者、クラスターの発生は確認されなかったということなんですけれども、やっぱりこのイベントをするに当たって感染者が出たらどうしようか、責任はどうしたらいいのかということが問題になってくると思うんですけれども、もしも、実際にイベント等をして感染者が出た場合の責任の所在について、こちらは実際に感染者が出た場合、何か責任に問われるということがあるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

コロナ禍におきまして、地域まちづくり協議会がイベント等を開催する場合は、感染拡大につながることをないように、市や県のイベント開催基準等を参考にしながら感染防止対策を行うとともに、その開催の可否につきましては、地域まちづくり協議会の会議等で協議を行って決定しているものと認識しているところでございますので、誰かが責任を問われるものではないと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

責任を問われることはないと思うんですけれども、やっぱり開催をしなければ責任問題にはならないのでやめておこうという判断をされたところも、今まではあったと思います。感染対策が難しい事業の場合はやむを得ないと思うんですけれども、できる限り活動を続けていかないと、今インターネットの普及でどうしても地域のつながり、地縁というものを保つのが難しくなっているもので、やっぱり地域文化の衰えだったりとか、そこから各家庭が孤立化をしていってしまったりとかそういうことが懸念をされますので、各種団体が安心して開催できる、参加できるように応援する仕組みづくりが必要ではないかと思えます。

特に、まちづくり協議会、今後が期待される組織であると私思っておりますので、市としてどうしていきたいのかというのをはっきり示して、しっかり支援をしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時10分 散会)

令和 4 年 9 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和4年9月9日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀渕輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	宇野勉君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	大川真梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

本日は18人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は11人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、豊田消防部長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

おはようございます。

一般質問ということで、この任期最後の定例会、一般質問ということでさせていただきますので、真摯なる答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

大きく3点を取り上げさせていただきます。

ため池及び隣接地の管理について。

それから、小・中学校の空調設備について。

それから、市の重要政策課題についてということで取り上げさせていただきます。

まず、ため池及び隣接地の管理についてということで進めさせていただきます。

市内のため池の状況についてということで問わせていただきますが、まず、ため池の管理状況についてということでもあります。ため池、たくさんあると承知しておるんですが、市内のこのため池の数というものはいくつあるのか、把握しているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

おはようございます。

現在、市内におきます農業用ため池は235か所存在しております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

235ですね。非常に多くのため池があるということなのですが、そのうち防災重点ため池というのがあると思います。これが幾つあるのかお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

防災重点農業用ため池につきましては、市内で52池指定しております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

防災重点ため池は52ということでありました。これは全国には15万4,000余りと言われていて、三重県でも3,300か所ということで、ため池があるということと言われております。

まず、この亀山市での状況を少し確認していきたいんですが、この池の土地の所有権はどうなっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

防災重点農業用ため池所有者の内訳でございますが、まず国が所有する官有地が5池、それから市が所有する池が26池、個人所有が21池でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その割合をお聞かせいただきました。市あるいは国、それから個人の所有のものもあるということだったと思いますが、この235か所の中でも70か所あたりの池が亀山市が所有しているということになっていると。これは、私どもの調査での三重県からの公表されている結果から見ておったものなんですが、そういったことになっています。

なぜこの質問を取り上げさせていただいたかという、農業ため池というのはたくさん点在するわけですが、なかなかその管理が行き届いていないのではないかと、いうふうなところが多数見受けられます。この農業用ため池は、過去どのような形で経緯でこのように農業ため池として設置と申しますか、その水利のために設置をされていたのか、そこをちょっとまず確認させていただいてよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業用ため池につきまして、そのほとんどが江戸時代以前に築造されたものが多いということで、市内における農業用ため池につきましても、農業用水の確保を目的としまして人工的に作られた池

でございます。農業用水の供給のために使用されております。また、雨水の洪水調整など多面的な機能を持つ農業用施設でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

農業用ため池ということで、江戸時代から人工的に造られたというもので非常に古くからあるものということが分かります。

人工的に造られたものとはいいながら、当時苦勞して造られたということの中で、当然耐震性なんかも非常に池によっては問題があつて、その防災重点ため池というのが指定されてきたと認識しています。

今現状ですね。所有権の話がありましたが、実際その農業用ため池というのはそういう形で過去古くから使われていたということなんですけど、現状、水利組合がないといいますか、水利が実際に行われていない、もう使っている方がいないため池というのは幾つ存在するかは分かりますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

防災重点農業用ため池52池のうち、現在利用されていないため池は24池でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

24池ということであります。これは重点ため池の中の24ということですから、当然そのほかの235か所の中でいうと、多数の使用されていない池が存在するということが容易に理解できるんですけども、そういった中で、今は役目を果たしていないものが多数あるということが分かりました。

ちょっと私先ほど触れさせていただきましたが、ため池周辺地域の状況について見ますと、堤というか堤体といいますか、のり面含めてなかなか管理が行き届いていなかったりとか、草木が放置に近い状態になっていたりとか、そういった必ずしもきちり管理されていない状況があるんじゃないかというふうに思われます。これは本来、ため池というのはそれぞれどこが、誰が管理しないといけないのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ため池の管理ということでございますけれども、防災重点農業ため池52池につきましてご答弁させていただきますと、水利組合が9池、営農組合、自治会、土地改良区がそれぞれ2池、個人が37池管理されてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その多くは個人ということでありましたけれども、なかなか実態として個人の方があつた大きなため池を管理するというのは難しい面もあると思うんですけれども、実際このため池の管理方法含めて、どのように市として適切な管理を行っているのか確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ため池の管理につきましては、堤体の草刈り、洪水吐のごみや流木、堆積土砂の撤去、取水施設が正常に開閉できるかなどの日常管理をお願いしているところでございます。また、今年度からため池管理者において適正に保全管理を行っていただけるように三重県が設置しましたため池保全サポートセンター三重と連携し、農業用ため池保全管理研修会を6月14日と7月26日に開催し、知識と熟度を高めていただいたところでございます。今後も引き続き、こうした研修会を開催しまして日常管理における点検方法、管理者変更の際の事務手続などを周知し、管理者がため池の適正管理に努めていただけるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そういったそのサポートセンター三重というものが、正式に研修をするというのは今年初めてになるんですかね、ということで、やはりそういう動きが出てきているということは、声が大きくなってきているということの表れかなというふうに思うんですね。これは非常にいい動きだと思うんですけれども、それに乗じて、きっちり管理者の方には研修を受けていただいて適切に管理していくという方向をきっちり促すといいますか、そういうことが必要かなと思うんですね。

今後なんですけれども、ただし、先ほどの答弁で今24池が実際使用されていない池が、防災重点ため池のうちでいくと約半数が使用者がいないという実態なんですけれども、今後、防災重点ため池はその防災対策を実施していくというのは理解しているんですけど、それを前提に、水利者がいない池はどのようにしていくのか、どういう方向性なのかお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

利用されていない24池につきましては、防災上の観点から管理者に廃止に向けての意向調査を行い、その結果を基にしまして今後の在り方について検討を行ってまいります。しかしながら、廃止まで非常に時間を要しますことから、管理者には引き続き日常の管理をお願いいたしますとともに、先ほど申しましたため池保全管理研修会にもご参加いただき、ため池の適正な管理を促してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

意向調査をして今後の状況といいますか、そこを確認した上でということですね。ただし、当然

廃止していくにしても時間がかかるので、それまでの保全をきっちりやっていただくということは理解しました。

ただし、今現状、実際に周りの周辺地域の方と実際に水を使っている方が少し、当然水ですので距離を置いて使われることは実態は多いと思うんですが、離れているということがあるかと思うんですね。だから実際に水利を受けている方が近くにいないという実態があるかと思うんですけど、その連携というものは今きちっとされているのかどうか、その辺どうでしょうかね。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

基本的には、先ほど申しましたように、それぞれの池によって管理されている方が決まっておりますもので、そういった方が管理していくという形になっております。中には、どうしても池が管理されていないことで地域の方から、あその池が、堤体が管理されていないというようなご意見をいただくところもあるかと思えますけれども、そういったところにつきましては、しっかり管理者の方に管理いただけるように市のほうからも指導してまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

指導とともに、その地域の方にもこういうことを市としてしていますのでということをきちっと伝えていくということが大事かなと思うんですね。

一方で、ボランティアに近いと思うんですが、地域の方が草木の剪定ですとか最低限できる日常の管理は実態としてやっていただいているような状況やと思うんです。多くの池はですね、一方で荒れている場所もありますけれども、そういったきちっと自主的にやってもらっている地域もあるかと思うんですけれども、そういった方々に例えば支援とか、そういった方法はあるのかどうか、その辺どうでしょうかね。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほども申しましたけど、基本的には管理者がしっかり管理していただくということで考えておりますので、それ以外の方がボランティア的に草刈りをしておるということについての支援は現在のところございません。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この池については、少し時間がかかるかもしれないですけど、今水利者の方がいないので基本的には廃止していく方向ですということが分かれば、水利を受けられない地域の方も、そうであればその間、我々でやろうかというようなことにも納得といいますか、ある程度この方向性が分かっている中では、日常の安全もある程度我々でやっていきたいと思いますというようなことが、少しその理解を得られるようなことになるんじゃないか、つながると思うんです。ですので、そういった観点か

らも、例えば今草木の雑草等は地域で援助金いただけるようなそういう仕組みがありますよね、そういったことを使うとか、例えばその管理をする上での必要な現物支給とか、そういった形は十分可能だと思うんですけど、その辺りどうですか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

私が先ほど申しましたのは、ため池の管理についてボランティア的に刈ったり管理していく方が見えた場合に、そういったところの支援があるかということにつきましては、ございませんとご答弁させていただきましたけれども、他の支援策の中でそういったものも適用できるものがあるようであれば地域の方にも紹介させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

所有者の方、水利組合等の実際の管理をしなくちゃいけない管理者が、例えば日常的に地域の方にある程度影響しているようなことがある場合に、やはりその管理者の方から地域の方にもアプローチをして、そういった日常管理しやすいような環境をつくっていくといたしますか、そういったものをしていくということは必要かと思うんですね。その間に市が入って円滑に管理ができるようなそういった動きは必要かと思うんです。それについてはぜひやるべきだと思うんですけれども、その辺りどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ため池の管理も管理が行き届いていないということになりますと、地域の方にも迷惑をかけるということになってまいりますので、そういったところでどうしても管理者ができないということでありましたら、地域の方がご努力いただけるのであれば、そういったところも含めて管理者とは協議をしてみたい、進めてみたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ぜひそのような方向性で進めていただきたいと思います。

農業ため池の管理及び保全に関する法律というのがございます。これにのっとって当然管理されているものでありますので、当然法律にのっとってしっかりやっていただく必要はあると思いますし、また、地域の皆さんにとってはこの防災マップというものがありますので、これでその管理、日常的に安全・安心を守っていただき、市民の方もこれを基に日常からため池について危険を認知していただくといえますか、そういった意識も必要かと思うので、そういったところも市のほうとしても防災マップ等で日々気をつけていただくように、また働きかけも含めてお願いしたいというふうに思います。

以上でこの質問の項目を終わらせていただいて、次に移らせていただきます。

次に、小・中学校の空調設備についてでございます。

普通教室の空調設備の使用状況についてということで取り上げさせていただいているんですけども、これは普通教室については全ての教室で空調が設置されていると認識しています。ただし、現場からは修繕等が必要な状況があつてなかなかそこが至っていない箇所もあるというようなこともお聞きしています。実際、その空調設備の使用状況はどうかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小・中学校の普通教室における空調設備につきましては、平成29年度から令和元年度にかけて実施した普通教室空調機器設置整備事業におきまして、全ての教室への配備を完了し、各学校においてもおおむね問題なく使用できているという状況でございます。

現在のところといたしましては、今空調設備が使用できないという教室はないと認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

状況は、どうも夏休み前、7月の段階では幾つかの普通教室等で使用できないような状況もあつたように聞かれますが、この夏休みの期間を使ってほとんどの教室については修繕が終わっているということは聞かせていただきました。

ただし、白川小学校であつたり東小学校では、空調から水垂れが起きているということも聞きますし、そこは雑巾等でその処置をしているのを聞きますので衛生面等もやっぱり問題ですので、そういったところの処置もきっちりしていただきたいなというふうに思いますので、今後も引き続き、その現場現場の状況を把握していただいて、適宜問題なく使えるように進めていただきたいというふうに思います。

それから続いて、それを踏まえて特別教室の空調設備についてでございます。

特別教室、これは前教育長、服部教育長も私の質問の答弁の中で、優先すべき取組の項目の一つであるということをおっしゃられました。そういったところでは、この特別教室の空調設備設置については非常に重要な問題だというふうに認識しています。これは今どのような方向性にあるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小・中学校の特別教室における空調設備につきましては、音楽室や図書室、パソコン教室など一部の特別教室への設置は完了している一方で、理科室や家庭科室などについてはまだ未設置な状況というところでございます。このような中で、今学校としては教室を特別教室から普通教室への変更を行ったり、それからまた扇風機を活用したりしているという状況を把握しているところでございます。また、全ての授業を普通教室で行うということは非常に困難でありますので、子供たちの

快適な学習環境というものを担保する面においては、まだまだ満足できるものではないというふうなことも認識をしております。

それを踏まえまして、特別教室の空調設置につきましては、教育委員会におきまして教育等の振興を図るための重点的に講ずべき施策の一つであるという認識はしており、昨年度開催されました総合教育会議におきましても意見交換を行ったところでございます。

また、来年度に策定予定の学校施設の長寿命化計画において、それぞれの施設の改修時期につきましても一定程度見えてくる部分もあろうかと思っておりますので、その内容を踏まえつつ検討することになろうかと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この特別教室の空調設置については、たしか新議員も取り上げられていたと思うんですが、そういったことを含めてやはりこの近々の重要な課題ということで我々も認識しているところなんですね。

今特別教室というのは、当然いわゆる専科、音楽ですとか、そういう美術とか技術とか、そういった専科の先生が授業をするような場所であると思うんですよね。ですので、やはりその環境をまづよくしないと、今一番問題である教員不足等、その問題も相まって、その特別教室を使うに当たっては授業のやりくりというのは非常に難しいのではないかと、そういう実態があるのではないかと認識しておるんですが、その辺りの関連性はどうですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今議員ご指摘いただきましたように、学校における空調機の設置におきましては、文部科学省の調査におきましても空調機の設置に伴い、学力や集中力の向上が見られたという調査結果も出ているところでございます。また、当然ご指摘のとおり、学習環境の担保のほか、熱中症対策や教職員の労働環境の改善等、様々な効果があると認識しているところでございますので、先ほど申し上げましたように重点的に講ずべき施策の一つであるという認識を持っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうしますと、その重要な課題ということで認識しているということ、総合教育会議等で取り上げてということなんですけれども、それと部長の答弁にあった学校施設の長寿命化、更新、それに照らし合わせてといいますか一緒になって基本的に検討していくということだというふうに理解したんですけれども、今、後期基本計画でいいますと、そこには当然入っていないわけですね。中学校の学校給食等は明記されましたけれども、ここにはまだ入っていない状況だということだと思うんですが、実際にこれを計画として明確に推進していくに当たってはこういった処置が今後必要になってくるのか、それをちょっと教育長にお聞かせいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

特別教室の空調ですけれども、私もこの3月まで学校現場におりました。亀山西小学校においては、音楽室も非常に強力なというか、環境のいい空調のあるところで音楽の授業をさせていただいておりました。学校によって特別教室でもそういうふうに空調がしっかりと入っている学校もあります。これはずっと以前、まず教室を入れて、その後、特別教室を入れるのに学校で優先順位というのか、まず入れてほしいところはということでこれ随分前になると思いますけれども、優先順位をつけていただいてよく使うところを優先的につけていただいたというように記憶しておりますが、ほかにも西小学校にはランチルームというところがあって、そこも空調が入っております。

なので、このコロナ禍で音楽室で歌を歌ったりとかそういうことができにくくなって、より広い場所でということでランチルームを音楽室のように使ったりとか、ほかの学校でも様々な工夫をして感染症対策と、そういう夏場の快適な環境をつくるべく、今あるその空調環境の施設でやっております。全ての特別教室についていることが理想ですけれども、現状の中ではそういうふうに学校は窓も全開にしておりますので、いろんな工夫をして窓を開けて扇風機を回したりすることによってある程度できるという場合もありますので、そういうふうにやっております。

先ほど議員ご指摘の、総合計画には載っていないけれども空調がちゃんと入っていくんかえという話ですけれども、それについては、また教育委員会事務局のほうと相談をして、今後どういうふうな気候状況になるか分かりませんし、早く入れていただければありがたいんですけども、それは各部局のほうと相談というか調整というかしていきたいなど。明確な、こうやってこうやってしたらつくんだということは言えなくて申し訳ないんですけども、教えていただきながら進めていけるといいなというふうに思っています。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

教育長には答弁書がない中で自分の思いを自分の言葉で述べていただきましたが、そういった形で、やはり限られた環境の中でコロナ禍でありながらきちっとやれる、最低限やるべきことはやっていっているということかと思うんですが、そこは十分認識しておるんですが、一律に難しいにしてもやはり財源措置が必要でしょうし、今後必要であればきちっと進めていただくということはぜひお願いしたいというふうに思います。

一方で、普通教室の現状を見たときに、今全部使える状況にあるんですが、その空調に近い場所に私過去取り上げたことがあるんですけど、そこにいる児童・生徒が非常に寒いというようなことも聞くわけです。やはりすごくそこを聞くと違和感があるんですね。やはり距離を取らなくちゃいけない環境にあるとかということは分かるんですけども、我々のときは当然空調はありませんでしたので環境が違うのもあります。ありますが、その空調を使う環境なのか、使わなくていい温度、湿度含めてですけれども、そういったところの管理はされていると聞いていますけど、改めてその違い、空調から近い子供たちは上着を着て持ってくるとか、そういうこともしているようなんですが、忘れてくる子も当然いますので、そこで体調を崩しては何にもなりませんのでね。そういったところもしっかり学校側で把握していただいて、担任の先生がきちっと把握した上できちっとし

た対応をしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上でこの項目は終わらせていただきます。

続いて、市の重要政策課題についてということで移らせていただきたいと思います。

私のこの任期もこれで、10月末までということなのですが、そういったところで少し整理をしたいということもあって質問させていただきたいというふうに思っています。

今後の重要政策課題は何であるのかということを端的に問わせていただいています。

中長期的視点でそこをお聞かせいただきたいんですが、市長、お願いできますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

本市の今後の重要政策課題をどのように捉えておられるのかということで、中長期的な視点でということでしたが、ご案内のように長引くコロナ禍、さらには人口減少、スマート社会が進展しております中で、ポストコロナ時代も大変不確実性の時代へと向かうことが予測をされております。

また、この間の急激な環境変化が人々の行動変容だけでなく、真の豊かさとか、あるいは幸せの本質とか、都市の持続性、人と人との関わりの大切さ、ワーク・ライフ・バランスなどを見詰め直す契機となって、ポストコロナ時代の新たな日常に向けた胎動、取組も始まっておると認識をいたしております。

こうした中で、今後本市が中長期的なまちづくりを一層推進していくためには、まずは基本的な考え方ですが、こういう外部環境の変化に素早く適応し、乗り越えられる弾力性や強靭さ等のしなやかさを持つ必要があると考えておりますし、こういう感染症の早期回復によるまちの活力を高めていくことがまずは極めて重要な要素というふうに認識をいたしております。

そこで具体的には、やはりこの間の様々な経験を通じて昨日もご指摘、ご質問ありましたが、コロナ禍の影響を大変大きく受けた市民力や地域力、この市民活動や地域の文化がしっかり維持され継承されていく、このことが重要な課題の一つというふうにも認識をいたしております。さらに、この人口減少や少子高齢化が進展する中におきましては、やはり亀山で暮らしたい、ここで暮らしたいという選ばれる都市を目指す必要がありますが、若者の定住促進、さらに子育て環境、教育環境の充実に取り組む必要があるかと思っております。そして、人生100年時代に備えると、超高齢化社会を迎えておりますので、その視点から重層的支援体制の確立による安心の共生社会の構築を急ぐ必要があると考えております。

一方で、ご案内の将来のこのまちの盛衰を決めていく要素にもなろうかと思っておりますが、リニア駅の位置候補となったことと、あるいは新名神高速の開通など、さらに高まる本市の優れた交通拠点性を生かして多様性のある、厚みのある産業構造、雇用の創出を図るなど、次なる活力と将来への備えが不可欠と考えております。

また、庁舎をはじめとする公共施設の長寿命化や更新、それから大規模自然災害に対する流域治水や減災対策など都市の強靭化に向けた取組を、これは計画的に進める必要があるかと思っております。

これらが、今後も本市が中長期的に持続的に発展し続けるための重要な政策課題であると認識をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

コロナ禍であるということ、それと刻々と変わってきている状況だということ、その中で魅力ある亀山の息吹というかそういったところの、あるいは例えばニア中間駅であるとかということも述べていただきましたけれども、その中で、やはり今回決算の認定ということで代表質疑、議案質疑されましたけれども、限りある財源なんですね、財源というのは。その中でどのように政策を進めていくかというのは非常に大事な観点かと思っているんですが、これについては、今後その税收等非常に、少し微減等だったりとということもある状況の中で、そういった状況の中を踏まえて、この限りある財源の中でどのように政策を進めていくのか、そこの市長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多岐にわたる政策課題、そして限られた財源の中でどのように政策を進めていくのかということではありますが、次なる発展へと向かう重要政策、これらを力強く進めていくためには当然それを支える財政の持続性、健全性が極めて重要だと思っております。

したがって、この決算の審議もそうではありますが、人・物・金、ある意味財源と、それから行政の事業、サービスと、それから人材、これは限りがありますので財源のみならず、どのように最適な行政経営の資源を集中させて重点化させていくのかということが大事であろうと思っております。企業誘致や産業集積の促進、それからDX、いわゆるデジタル改革の推進、そして、公だけでなかなか地域づくりができない中で、いわゆる地域の市民の皆さん、あるいは民間セクター、そういう力と本当に力を合わせながらこれを作り上げていくそういう仕組み、そんな多様な主体との連携・協働などが政策推進のためには不可欠だというふうに考えておるところであります。

当然、政策にはあれもこれもできませんので、あれかこれか選択と集中を進めたり、より優先度の高い政策へと政策判断をやっぱり環境の変化に応じてしていくという視点が重要ではないかというふうに考えております。

そういう意味では、この6月に議会の議決をいただきました後期基本計画策定をいたしました。この計画の中で、特に4つの重点プロジェクトを掲げさせていただきましたので、しっかりとこの行政評価を進めるということとか、マネジメントサイクルで実効性を高めながら着実に推進をしてまいりたいと考えております。さらに、これは同時に先ほども触れましたが、健全な財政運営が不可欠でありますので、行財政改革大綱の推進をしていくということも重要であろうと思っております。

あわせて、これは昨日もご質問がございましたが、やはり市役所の行政職員が新しい時代に即した能力を身につけていけるような長期的な例えば研修とか人材育成、これも重要だと思っておりますし、その能力を引き出すことのできる組織風土が大切だと考えております。

いずれにいたしましても、ちょうど先月、私をトップとした部長級職員以上で構成する庁内の推

進組織、これは重点プロジェクトの推進を軸にした体制を設置いたしましたので、英知を結集しながら組織横断的な連携等によりまして限りある財源の中での政策をしっかりと前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

限りある財源の中で、いかにその行政を進めていくかという市長のお考えを聞かせていただきましたが、後期基本計画にのっとって進めていくということ、それから、当然行財政改革を進めてその無駄等を切り詰めながらということかと思うんですけれども、やはり、財源を確保していくには企業誘致等、そういったことを含めて財源確保に注力するといいますか、そういうところも必要ということかと思えます。

そういった形で財源を確保していく、魅力あるまちといいますか、そういった形の中で人口を少しでも増やしていく、その人口を増やしていくということの中で税収も増やして、さらに市の職員の方を含めて、その従事する報酬等、給与等も上げながら働きがいのある、そういったことをしていくと好循環が生まれていくと思うんですね。ですので、やはりそういった視点で行政に取り組んでいただく必要があるかと思えます。やはり人だと思えます。

その中で、最後に問わせていただきたいんですが、今後の亀山市のまちづくりについてということです。

これはすごくざっくりしている質問になっていますが、市長が今後の亀山市について、このような大きなビジョンを持って取り組んでいくということを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大きなビジョンと申されましたが、先ほど申し上げたポストコロナ時代においてDXとか、GXが加速度的に進行いたしておりますので、しっかりとこの時代の潮流を認識して急激な環境変化に適応しながら、本当に持続的に発展ができるような都市、まちづくりを、今までもそうなんです、さらに目指していかなくてはならないと考えております。

さらに、町の住みやすさとか町の魅力等の質というのは、環境とか産業、健康、文化、教育、行政など本当に多岐にわたる要素によって決定するものというふうに考えております。

亀山市は、これら多彩な要素がうまく結びつく高いその結晶性によって心地よいクオリティ・オブ・ライフを実現していきたいというふうに考えておるところであります、これを本当にしっかりと継承しながら将来世代へやっぱりつなげていく、そういう思いや願いを持ちながら取り組ませていただいております。

その中で、確かに今亀山市におきましてリニアとか駅前の再生とか、コストコの立地協定締結とか、いろいろ躍動、新たな胎動が生まれつつございますので、しっかりとこういうものが確実に、物になるというか、将来の基盤となるように最善の努力を重ねる必要があろうと思えますし、一方で、多くの市民の皆さんがこのコロナ禍で自らの健康をコントロールしたりとか、生活習慣を見直すきっかけとなりました。また、人との関係の大切さも再確認をするような機会となったと思つて

おります。これを一過性のものとすることなく、全ての市民の皆さんが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするためには、やはりヘルシープロモーションを核とした真の健康都市、緑の健都かめやまの実現を目指してまいりたいと考えているところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

市長の思いということで聞かせていただきました。非常に大きな息吹と私は言わせていただき、市長は胎動という表現をされましたが、非常にその魅力を感じるものが幾つか出てきているということで非常に期待感がある、これを感じるころなんです。これは内外から聞こえてきますし、評価も上がってきているんじゃないかというふうに思うんですが、実際に特に井田川地区なんか行きますと、もう本当に住宅開発が進んで、本当に新しい住宅が立ち並んでいるということで、そのポテンシャルを感じるんですね。やはり、かなりの皆さんがそういった形で亀山を選んでいただいているということかと思うんですが、そういったところを踏まえて、今後さらに交流人口を増やしていくと、そういうその胎動を生かしていくと、そういうアプローチが必要かと思しますので、ぜひプロジェクトチームをつくられたということを知っていますし、それが形になっていくように、ぜひ今後も努めていただきたいということを申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問させていただきます。

今日は3点、私ども日本共産党が市民アンケートを4年に一度やっているんですけども、そこから取り上げさせていただきました。

まず1点目です。家族介護の負担軽減について。

このアンケート調査の中で、60歳以下の方の回答を見ていると福祉について市が一生懸命頑張っていたきたいという願いの1位が、家族介護の負担軽減でした。60歳以下だけでまとめると。

私たちは介護保険を40歳から支払っており、年金が支給されるようになると天引きされ、給料は上がらない、年金は上がらないのに介護保険料は当初から2倍、3倍と上がってきているという状況です。私たち日本共産党議員団は、せめて介護保険料の値上げをしないよう引き下げようと

いう申入れを毎行っており。現在の第8期の介護保険料は7期と同じ据置きとなりましたけれども、利用料をはじめ様々な負担が重くのしかかっているところ。で。

最近では、介護認定調査になかなか来てもらえない、介護が必要になっても介護が使えない、これでは保険の意味をなさないという問題も起こっております。こういう場合先出しで介護を使うことも可能ですけれども、認定の結果、不承認であれば、あるいは待っている間に残念ながらお亡くなりになったりすれば、この使った利用料は10割払わなくちゃいけません。

広域連合議会のたびに報告を求めて、質問でも取り上げ、調査員の処遇改善など対策を求めてまいりました。できるだけ直営で行うべきと言われる新規の認定調査は、民間委託も視野に入れつつ検討されているということですが、このコロナ禍の中で仕事も不安定で経済的にも心配で、介護度が進むと仕事を辞めざるを得ない介護離職も問題になっています。こういう声もう余白にいっぱい書かれているんです。介護保険のことは主に広域連合議会で審議するんですが、亀山市だけでやっていることもあります。その一つが介護用品の支給です。私たちのアンケートにはもらえていたおむつがもらえなくなった、もうこれだけでも厳しいとの訴えがありました。このおむつの支給、介護用品の支給について事業の経緯と現在の実績をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高齢者等介護用品支給事業につきましては、在宅で65歳以上の常時おむつが必要な方が対象となっております。国の制度見直しにより令和3年度から本人の市民税非課税の要件が加わったものでございます。

利用者数につきましては、令和2年度が598人、それから非課税要件を加えました令和3年度が458人となっております。この令和3年度に本人課税により支給対象外となり減少した人数につきましては、当然施設への入居や亡くなられた方等の理由により対象外になられた方も含まれますが、令和2年度と令和3年度の差でありますおよそ140名ほどと考えられるところでございます。

また、その執行額につきましては、令和2年度が1,824万円、令和3年度が1,379万円となっております。でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

140人ほどの方が今まで使えていたのが使えなくなったということですね。

家族介護が大変だと言われている中、この事業の復活が考えられないのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おむつ等の介護用品の支給につきましては、令和3年度から国の制度見直しによりまして非課税

の方のみ支給対象となったものでございますので、課税対象者への支給につきましては考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国のいうところのというところ、基にしているんだと思いますが、市で市単で上乗せでということも私は可能なんじゃないかなと思いますかね。

次に行きますけれども、この支給事業では重い使用済みのおむつの回収までしていただいていた、そこが大変ありがたかったと聞きます。この部分だけでもサービスを展開できないのか伺いたしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

このおむつの回収でございますが、議員ご紹介のとおり、今までは支給を受けた方については、そのおむつを回収されていたというところでございますが、このおむつの回収につきましても、介護保険事業のこの見直しによって対象外となるようなことから、こちらの実施については今のところ考えていないところでございます。

このおむつの回収だけではなくて、日常のごみ出しとか、これも含めて高齢者のあらゆる困り事、たくさんあるかと思いますが、こういったことにつきましては、民生委員さんなどへの相談、それから対象の活動のある地域についてはちょこボラの活用でありますとか、またはシルバー人材センターの日常生活支援、こういった事業もございますので、こういった活用をお願いするところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それらも含めてですけれども、本当に老老介護の中では重たいおむつを出しに行くというのが本当に大変だと言われますので、ぜひいろんなことを工夫しておむつのそういうセンターを各地に置くとかということをやっていらっしゃる、そういう市町もあると伺いましたけれども、どうか家族介護の負担を軽減するというところで考えていただきたいなと思います。

支給をしているのがおむつ関連だけなんですけれども、介護の負担軽減になるものを研究して、ほかのものを支給するという可能性はないのか伺いたしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今のところおむつ等の支給が主でございますので、市民の方のニーズも踏まえながら、もしも支給が、国の制度や当然介護保険制度の枠組みの中でという条件になるとは思いますが、その中でもし検討することが市のサイドでできるようであれば、これは当然検討を進めていくべきというふうを考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

あと、支給のことはもう終わりました、次に、お弁当の配付とか、見守りサービスとか、いろいろやっただけしていることはよく知っているんですけども、それが委託事業者の都合もあるんでしょうけれども、そこまでは行けません、お宅までは行けませんと断られることもあると聞きます。これが訪問入浴とか、訪問介護に至るまで広がっていくのも困りますし、そういうことがあつては困るんですけども、どなたも等しくサービスが受けられることが大事だと思うんですね。

こういうことがちゃんとなされているかどうか実態を調査する必要があるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この様々な高齢者の福祉サービスの中で、事業者のほうで例えば事業者のご都合等で十分なサービスが行き届かないということがあるというようなご質問でございますが、確かに今少し触れていただきました例えば訪問介護なんかによりますと、介護職の人員不足というのが非常に懸念されておる中で、なかなか十分に行き届いていないというような状況については認識をしておるところでございます。

今ご質問いただきましたサービスのその充足度ということについては、ちょっと私どもそこまで情報のほうがまだ今のところ入手もできていないところでございますので、今後状況によりましては、そういったことも把握しながらサービスの充実というのは図っていく必要があるというふうには考えるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

せっかく細かく地域包括支援センターもつくられたわけですし、いろんなアンテナを張りながら本当に市民が等しくサービスを受けられているのかということは気にかけて調査もしていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、介護保険の中で要介護4とか5で、1年間介護サービスを使わなければ10万円給付するという事業があるんですけども、あんまり使われなくて、そもそもこれが要介護者やその家族にとっていい事業なのかということは疑問で、私も何度か広域連合議会では廃止を求めてきたんですね。

鈴鹿市はもう廃止したということなんです。亀山市もこれはもう10万円あげるということよりも介護サービスを使って、いい老後を送っていただく、いい介護をしていただくということに切り替えていただくという意味で廃止を考えてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今議員ご紹介の制度は、亀山市家族介護慰労金支給事業という事業でございます。おっしゃっていただきましたように、対象者が要介護4または要介護5ということで、当然サービスでありますとか、それから入院をしなかったというような状況の中で、同一の世帯の方が市民税が課されていない方というような様々な条件がありまして、その実績につきましても、平成26年度と平成28年度に各1件というような実績でございます。そういった状況を踏まえつつ、市としましては、基本的には介護保険を十分に活用いただいて、介護サービスをご利用いただいて家族の負担を減らしていただくというのが本意でございますけれども、各ご家庭の事情等から一つの選択肢という意味合いでは非常にこの制度はあることに意義もあろうかと思いますが、鈴鹿市等の状況も踏まえ、近隣の市町等の状況ももう少し調べていく中で、この廃止ということについては検討はしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

検討いただくというご答弁でした。

あとですけれども、私、前の一般質問だったかな、議案質疑かどっちか忘れちゃったけど、特別障害者手当の質問をしたことがあります。介護度4とか5とか、障がいの重い方に対して、月に2万7,300円の支給があるという制度でしたが、こういうものの活用であるとか、障害者手帳を例えば認知症の方も取ることができて、この手帳があることで例えば公共料金であるとかいろんなものがちょっと安くなるであるとかね。いろんなこの介護保険でも減免をする制度があるとか、補足給付といって、食費や住居費などの負担を軽減する制度であるとか様々本当はあるんですけども、それが一括した情報というのがないんですね。介護保険の出しておられる「あったかいね介護保険」という冊子はあるんですけども、これは介護保険を受けるにはどのようにしたらいいかという流れが分かりやすく書いてあるんですけども、そういうお得な情報については一部しかありません。

こういうことは介護保険に限らず、どんな皆さんの重層的な相談も受けておられる担当であるとか、社協であるとか地域包括支援センターも含めて、しっかりと把握した上でその方その方に応じた情報を差し上げるというのが大事じゃないかなと思うんです。亀山市としても、この情報把握と発信に努めるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、今の亀山市の状況でございますが、地域包括支援センターということも、センターも配置を強化させていただいて、なおかつ社協のほうには生活支援コーディネーターでありますとか、当然コミュニティ・ソーシャルワーカーなんかで制度のはざまを埋めるような取組もしながら、この相談体制、身近なところで相談をできるという体制には非常に注力をしてまいったところでございます。その中で相談を受ける際には、いろんな情報を利用者の方に伝えていくということも徹底して行っておるというのが今の状況でございます。それでも、なおかついろいろ冊子等やチラシ等も作ってしておりますけれども、こういった情報発信というのは非常に大事なところでもございま

すので、今後こういった取組の強化というのは図ってまいるように努めてまいりたいというふう
に考えます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

市立医療センターについてです。

このアンケートの中でも、市立医療センターの充実というのは毎回そうなんですけど、市に力を入
れてほしい暮らしの施策の中では第1位の願いでした。

今回の質問の中でも本当にコロナ禍の中で医療センターが本当に力を発揮していただいたという
声もありました。私も本当にそう思います。

ソフト・ハード、いろんな面でこの医療センターを見る中で、やっぱりこの充実という前には看
護師の確保とか質の向上というのが必須である。また、そのためには処遇を手厚くして研修を保証
することが大事だと私は考えております。3月議会で国のケア労働者の処遇改善を活用して看護師
等の賃金アップを図るよう求めましたが、その際、医療センターはなされませんでした。後に県内
の公立病院でこの活用がされなかったのは亀山だけだったと聞き、愕然としました。

今回の質問はそのことではなく、正規職員の賃金ではなくて会計年度任用のいわゆる分かりやす
く非常勤看護師の時給について伺いたいと思います。そこだけで結構です。同じく、その議会の中
で1,250円と伺ったと思うんですけども、あまりにも少ない時給だなと思いました。改善す
べきと求めたところ、統括官より検討するとの答弁をいただいたと思います。この検討の経過と結
果を単価を示しながらお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

会計年度任用職員の看護職員の時給の件でございますが、まず前提としましてこの時給につきま
しては、現在病棟の看護師が1,550円、それから外来等の看護師が1,250円、ちなみに病棟
の准看護師については1,200円、外来の准看護師については1,150円という状況でございま
す。

先ほどご紹介いただきましたように、この件につきましては昨年9月の定例会で議員からの一般
質問に対しまして、看護師の時給については他市の公立病院などの状況等を注視し、当センターの
経営状態も見た上で検討してまいりたいというふうに答弁させていただいたところでした。この検討
の状況、結果といたしましては、引き続き他市の公立病院の状況を見ますとともに、看護部の考え
方も伺うなどしてまいったところでございますが、外来看護師の時給、それから外来と病棟との時
給差については、過去からの人材確保のために時給差を持たせたことなどの経緯でありますとか、
当センターの他の会計年度職員も含めました全体の精査の必要もありましたこと、それから令和4
年度、本年度につきましては常勤医のほうで2名不在となったことによりまして、非常に厳しい経
営状況が予測されたこともありまして、この4月1日の改定には踏み切れなかったといったところ

でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これからも他市の状況を見ていくということですが、こういうものはよそがもう処遇改善に取り組んでいる中で、改めて何回も何回も調べる必要ないんじゃないかなと思います。本気で看護師の仕事をリスペクトして上げていくという気持ちがあるのかどうかということをおはちょっと疑問に思ったんですけれども、今後どのようにしていくのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

現在、その外来看護師、議員ご指摘の外来の単価が非常に低いと。それから、それに付随して本質的には同じ意味になると思うんですが、同じ資格職でありながら格差というか時給差がついておると、これの今後につきましてでございますが、やはり他の病院につきましても、この時給差についてはほとんどの病院がそういう持たせ方をしていない状況であるということも私も把握しておりますし、それから時給の特にこの外来側のほうが低いというのは去年の議会のほうでも下から数えて何番目かみたいな話もあったと思います。現在、その課題認識としては私どもも持っておりますので、ここの部分につきましては、やはり一方での経営状況の部分もしっかりと見ながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうですね。同じ国家資格を持ちながら外来と病棟とか、またこれはセンターではないですけど、ワクチンでも注射をする人とならない人とか、場所や仕事で単価に差をつけているということは私は問題であり改善すべきと申し上げたところです。

検討する課題と考えている、それを捉えているということは伺いましたが、やはりこの介護のところでは先ほど述べた介護認定の調査員ですけれども、これは時給換算でいうと1,200円なんです。何で看護師がやったり保健師がやったりもしているのに1,200円なんだと聞くと、医療行為をしていないからと言うんですね。資格を持った、その知識を持って調査に行くということであるのに、注射をしているかどうか、包帯を巻くかどうかとかそういうことで単価の差が出てくるのはおかしい。だから、基本的に幾らというのがあっても看護師だったら幾らあげるとか、そういうことをすべきだということを言っているんですけど、なぜしないのかというと、やっぱり各市のこういう考え方、これが非常に大きく影響していると言われました。ですから、やっぱり亀山市としても、こういう恥ずかしいことはやめていただきたいという、私は思いなんです。しっかりとその人の資格、それを持って仕事をするということを認めていただきたいという思いです。

検討する検討するということですが、時期的にどういうふうに、考えているところがあれば伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

私今検討するという答弁をさせていただきました。検討の要素としては、やはりその課題認識を持っておる部分、それだけであるならば速やかにか、そういうところなんだろうと思うんですが、やっぱり一方で、今年度の経営状況の見通しの非常に厳しいところというのもありますので、そこを見た上で当然早ければ新年度もあるかと思うんですが、そこらはそれも含めて今後そういった要素を見極めた上で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

できる限り早く検討していただきたいと思います。

次に、市内唯一の公立医療機関としての役割について。

センターが課題対策として捉えているところと、対応をこれからしようとしていることがありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

公立の医療機関としての役割と課題と対応、大きな話から基本的な部分まであるかと思うんですが、私ども、まずこの病院事業と地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的であります公共の福祉を増進するよう運営していくという基本原則の下、当センターにおきましては、地域医療を担う公立病院としまして市民に安全で安心な医療を提供できるよう日々努めてございまして、日々の診療、それから救急対応はもちろんのこと、昨今の新型コロナウイルス感染症対策についても積極的に取り組み、その役割を果たしてきたというふうに考えております。

しかしながら、本年4月からは整形外科等の常勤医師が不在となりましたことから、まずは安定的に医療の提供ができるように医師の人材確保に努めて医療体制を整備していくことが最優先であると考えております。

次に、患者様が安全・安心して受診していただくためにも医療の質の向上を図ることと併せまして、高齢化社会に対応した高齢化社会に向けた地域包括ケアシステムの評価に病院としての役割を果たしていく必要があるかと考えております。そのため、在宅医療、介護連携の推進に向けて医師会などの関係機関、または当市の健康福祉部との連携を強化してまいりたいと考えております。

それから一方で、患者様の目線に立った基本的なもう少し足元実践的な取組としては、院内に設置しました意見箱、3か所ございます、これはもう随分前から設置しております。それを介した要望の改善でありますとか、それから休診情報などの分かりやすい情報発信、それから基本的な話、これは市の職員であるならばどこでも同じかと思うんですが、丁寧な接遇でありますとか、日々改善していく必要があるかと認識しております。

そのほかにも設備的な部分でいいますと、今年度実施しております病院総合情報システム、これは電子カルテになるんですが、これの更新でありますとか、こういったものを計画的に施設整備の改修でありますとか医療機器の更新を行うことで、診療を受けやすい環境を整えてまいりたいとい

うふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

最後のほうでおっしゃったことが私どものやっぱりアンケートであるとか声でいただく部分なんですけれどもね。

コロナをはじめ、熱や疾患で困ってセンターに電話したときの対応なんですね。電話口に出る方というのは医療や看護の専門家ではありません。でも、市民の声を受け止める最前線の窓口の専門家なんですね。お困りの市民の不安を受け止めて温かで適切な対応に心がけていただきたい。そのためには、窓口の方だけに孤立させてはできないことだと思うので、専門的な知識であるとか、市内の医療状況であるとか、一体この方がどんなふう困ってどこへ行ったら大丈夫なのかということをしかりと責任を持って対応していただくということに努めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

現在、通常業務に加えて先ほど議員からも触れていただきましたが、日々午後のワクチン接種、それから発熱外来におけるPCR検査、この特に第7波の状況になりましてから、非常に午前中、基本午前中に電話を受けまして午後で検査なり接種をするという対応を取っております。そうした状況でございますので、非常に電話の本数も多い。そういう中で、もし困って当院、当センターのほうに電話をかけられた中で、そういった電話はしたけど、じゃあ、私どうしたらいいのというふうな困った状況のまま電話が終わったということがあったとしたら、誠に申し訳なかったなというふうに感じております。

この対応としては、やはりまず私どもに電話がかかってきたときに、最低限適切な対応を取るためには、どういう対応の手法とアドバイスができるのかというのを職員に共通認識、共有をやはり徹底して、当院では対応することができなくても、こういう場合はこちらへ、こういう場合はこちらへと案内することが肝要だというふうに思っておりますので、その旨、職員に対しても徹底してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

電話を受けて、じゃあ、何時においでになってくださいと言うときにはいいと思うんですよ。でも、お断りしなくちゃいけないことがどうしても多いですよね。時間外であったり、そういうときこそやっぱり市民の声に耳を澄ませてきちんと対応していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、センターで働くいろんな医療従事者の方のPCRなどの社会的検査について伺いたいと思います。

これを行うことによって職員と市民との両方を守るべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

感染拡大の防止やそれから職場などの機能維持などを目的としました私どものいうところの全職員に対する社会的検査については、現在のところは行っておりません。しかしながら、当センターでは職場や家庭で陽性患者が確認された場合には、濃厚接触者でなくても一定の接触範囲の職員を特定し、その職員については毎朝出勤前にPCR検査により陰性を確認した上で出勤するといった対応を取っておるのが現在でございます。今後でございますけれども、現在も発熱外来におきまして日々多くの件数のPCR検査を実施しております、検査試薬の供給状況などもございますので、当面はこのような対応により感染防止対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ポイント的にはしっかり対応していただいているということ伺いましたが、相手が病人であるということ、高齢者が多いということ、そしてもう最前線でやっぱり検温番とかしていらっしゃる方とか、やっぱり受付の方とか、そういう方については、本当に私は今症状がない陽性者もあるわけですから、ぜひとも供給状況も見ながらとは思いますが進めていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

市民の交通手段についてでございます。

乗合タクシーの現状と課題についてということで上げました。

アンケートでは福祉施策の願いの第1位は、タクシー券の継続と充実でございました。それを議論する前に、やっぱり乗合タクシーを聞かずに分りませんので、まずは乗合タクシーについてお伺いしたいと思います。

昨日も質問がありましたが、日にちも替わっていますので、簡単に現状と課題をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

平成30年10月の制度導入以後、「かめやまのりあいタクシーのりかめさん」につきましては、無料タクシー乗車券の配付をはじめ、運行時間の拡大や当日予約を可能にするなど、利用者ニーズや利用実態に対応するため制度の見直しを行いながら運行を行ってまいりました。

そうした中で、コロナ禍でほとんどの公共交通の利用が低迷する中で、令和3年度の延べ利用者数は4,688人で、令和元年度の延べ利用者数2,120人から倍増いたしております。デマンド型公共交通としての利便性もありまして、利用者数の増加につながったものと考えております。

一方で、課題でございますが、大きく2つ上げられるところでございます、まず1つ目といたしましては乗合率の向上でございます。制度導入時から1便当たりの乗合率は1.2人程度で推移をいたしております、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして他人との接触を避ける

ため、ご家族や友人などに限定して運行していたということも要因ではございますが、今後は感染状況も見据えつつ、段階的に需要の多い時間帯などでの乗合運行の調整も検討してまいりたいというふうに考えております。

課題の2つ目でございますが、利用者の拡大でございます。

令和3年度の総登録者数は2,861人ございまして、そのうち実利用者数は500人程度とリピート利用が多く、既に利用者登録は済まされているもののご利用いただけていない方が多い現状となっております。また、乗合タクシー制度や利用方法につきましては、運行事業者や私どもの担当部署への多くの問合せもいただいていることから、十分に周知が行き届いていないところもあるということを考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

言っていた登録人数は増えてきたが、リピートの方ばかりが使っていてなかなか広がりが見られないということとか、乗合率がまだなかなか増えていかないということ、コロナ禍のこともありますのでこれはと思いますが、私がよく聞くお声、そしてアンケートに書かれていたお声の中でちょっと紹介させていただきたいんですけれども、家族の付添いを許していただきたいということです。家族といっても、車に乗れるのであれば乗合タクシーには乗らないと思うんです。この家族という方が車に乗れる方なら必要なんですけれども、車に乗れない、例えばお孫さんとか誰でもいいから、買物したときに荷物を持ってくれるような、あるいは歩くときにちょっと見守ってくれるような人が一人おるだけでも安心して出かけられるので、付添いを何とかしてくれへんやろうか、その分のお金も払うからみたいなお声でした。そういう声に対して対応ができるのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご指摘の75歳以上の方で運行車両への乗り降りに介助などが必要でない利用対象者の方ではあるものの、目的地で今もご紹介ありました買物の荷物を持った移動が大変で少しサポートが必要となる場合をおっしゃってみえるのかと存じますが、現状のサービス、乗合タクシー制度では、そうした付添いの方を利用対象者といたしておりませんので、付添いを希望される場合であっても、その付添いの方の利用者登録が必要となりますけれども、その方が75歳以上、または65歳以上75歳未満で四輪運転免許がない方でなければ利用者登録ができない状況でございます。

しかしながら、高齢化社会の中でご自身でお出かけいただくことは可能であっても買物や様々な手続などで場合によっては付添いが必要となるケースも考えられますことから、まずはその実態や需要把握に努めまして、課題解決につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市民の願いを的確に捉えていただいてご答弁いただきました。

そういうことなんですね。ぜひとも考えていただきたいなと思います。

あと、よく言われるのが、鈴鹿回生病院までは行けるようにしてほしいという声なんですね。医療センターで鈴鹿回生病院に行っておいでと言われるんやから、市が言うとするさかいに鈴鹿回生病院まで行けるようにしてとか、途中まではこの乗合で行って途中から普通のタクシー料金で行ったりとか、向こうの市バスに乗り継ぎをできやすいところまで行ったりとか、皆さん工夫しておられるんですけども、そういうことであるとか、あと無料券はなぜなくなったのかとアンケートに書いてあるところもありましたし、あと、私が日々感じるのは、私は乗合タクシーは1人しかおらんで乗り合う人がおらんで頼めやんのやわという人が1人や2人じゃないんです。ですから、誰かと昔の乗合バスみたいに乗り合いを決めておかないと頼めないと誤解している人が少なからずおられるんじゃないかな。先ほど言っておられました、周知の仕方にもいろんな工夫が要るんじゃないかなと思っています。無料券がなくなったということについては、本当に皆さんから言われるので、こうやってまだ周知もされつつある中で、私はまだまだ必要なかなと思ったんですけど、そこについてはどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

無料体験乗車券の配付につきましては、制度の定着並びに新型コロナウイルス感染症対策におけます生活支援と地域経済支援にも資するものとして、令和元年度から3年間、登録者全ての方に3,000円分の無料体験乗車券を配付してまいりました。結果として、延べ利用者数が令和元年度が2,124人、令和2年度が3,741人、令和3年度が4,688人と年々増加をいたしまして、実利用者数も令和元年度が311人、令和2年度が392人、令和3年度が473人とコロナ禍ではございましたが、利用者数及び実利用者数共に着実に増加をしておりますので、現登録者にとりましては、乗合タクシーの制度は一定定着が図られてまいったものと考えているところでございます。

このことから、本年度から新規の登録者の方のみに無料体験乗車券を4枚、いわゆる2往復分でございますが、配付を行うこととしたところでございます。

加えて、新規の登録の申請の際には、窓口において乗合タクシーの利用方法等につきまして丁寧に説明を行いまして、利便性の高い交通手段であることの周知に努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

最初の頃、登録して乗っていただいた方がいると思うんですけども、結局、今の現状としてリピーターだけで、登録をしたものの乗っていない方がいらっしゃるということですよ、そういう方がたくさん。

今、幸い皆さんがどんどん制度をよくしていただいたので、最初の頃感じていた不便さと今の不便さ、便利さが違うと思うんです。ですから、今の乗合タクシーに乗っていただくという意味で、私は広げていく、この無料券もそれもありませんんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、これは本当に今まで検討、検討と重ねてどんどんよくなってきていますので、議会からも声を上げてきたわけですが、担当部としては市民の声をどのように集めて検討するつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

かめやまのりあいタクシーのりかめさんにつきましては、これまでからも運行させながら改善を並行して行ってきたということで、今後もそのような取組を進めてまいりたいと思いますが、大切になると考えておりますのは、のりかめさんの対象者層の需要が効果的に把握ができる、こうした方法を工夫しながら市民ニーズの把握に努めることが大切であると考えておりますので、引き続き聞き取り調査でありましたりアンケート調査でありましたり、工夫をしながらニーズの把握に努めまして制度の充実と利便性の向上につなげてまいりたいというふうに考えています。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

タクシー券の交付について伺いたいと思います。

実績を伺いたいですけれども、できたら以前、75歳以上全ての方に配付していただけたのと比較でどれだけ少なくなったかということを知るように、ちょっとざくっとでいいので伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

タクシー料金の助成事業の実績でございますが、改正があった後からまず説明させていただきます。

令和2年度が207人交付しておりまして、対象者である75歳以上の人口に対して約3%となっております。また、令和3年度については151人の方に交付しておりまして、75歳以上の人口に対して約2%でございます。それから議員おっしゃっていただきました改正前の令和元年度でございますが、交付者数は3,132人ということでなっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

随分と減ったんだなあということが分かったんですけども、それでも乗合タクシーに乗れない方については認定してもらうことによってタクシー券の交付が受けられるということで、何人かなかなか、あそこまで行ったけれども認定してもらえないという声をお聞きしたんです。痛みとか歩きづらさとか、それが長く続くのか、寒いときだけなのかいろいろあると思うんですけども、なかなか他人には分からないことであると思うので、やはり求める方には認めていただきたいと思うんですね。

またもう一つは、そもそも歩くのがつらいので、申請に行きたいんだけどなかなかそこまで

行けないという声です。これは代理人でもいいということは多分聞いたことがあるのでできるはずなんですけれども、その周知についても併せて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この申請につきましては、本人以外の家族の方であったり、ケアマネジャーさんなんかの代理人の方でも申請をいただけるということになってございます。それから、申請をしていただいた後、ご本人さんやケアマネジャーさんなんかへの聞き取りでありますとか、乗り合いの停留所までの道のりなど確認をさせていただいて、支給の条件となります満75歳以上で心身等の事情で乗合タクシーに乗車することが困難な方と判定した場合において交付の決定通知をしておる状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ご家庭と停留所までの状況はどうかとか、そんなんは見えていけると思うんですけど、本人のつらさというのはなかなか分からないことだと思いますんで、ぜひとも温かい心で認定をいただきたいなと思います。

今までタクシー券を使ってきたけれども、それをできるだけ恒久的に使えるようにという意味もあってのりかめさんというのを導入されて、できるだけそっちに移行していただくという思いはよく見えていたんですけども、両方があるので市長に伺いたいんですけど、タクシー券をもらうためにはのりかめさんに登録しないと駄目だよという時期があったんですよ。両方皆さん登録された。後には、両方はあかんよということでタクシー券をもらったら、もうのりかめさんを返さんとあかんようになったんですね。

そういうやり方に、本当に市民、高齢者の外出支援をしよう、暮らしを見詰めようという目があるのかなと私は少し疑問に思うところがあるんです。タクシー券をやっぱりしっかりと残していただきたいし、制度全体として私は両方あってもいいんじゃないかな、75歳以上にはとったりしますんで、見直す必要があるんじゃないかなと思うんですけども、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いろんなニーズ、あるいは実態をしっかり把握させていただいて、それらに一番応えられるような方策を今後も考えていくというのが基本でございまして、そこは先ほどの実態調査もしっかりした上で対応していきたいと思っております。

それから、このタクシー料金助成制度自体は、今随分状況は変わってきましたけれども、今後におきましても必要な事業だというふうに考えておりますので、現在は、もうこれは継続をしていくという考え方を持たせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。
会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は11人です。

他の議員は、別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

よろしく申し上げます。公明党、新でございます。

通告に従って、順次一般質問を進めていきたいと思っております。

今回は、大きく4項目という学校の空調設備についてと公共施設におけるサンタリーボックスの設置について、避難所等におけるトイレ対策について、最後に市内各駅の駐輪場についてという形で進めさせていただきたいと思っております。

まず、初めに学校の特別教室の空調設備の設置の状況でございますが、午前中にも森 英之議員のほうからもございましたが、今回、私は特別教室を中心にちょっとここではお話しさせていただきたいと思っております。

過去、平成29年から令和元年で、大体全ての学校、教室についてはエアコンの設備が整ったというふうにご報告もいただいております。しかし、特別教室につきましては、朝の亀山部長の答弁のほうでも、音楽室とかパソコン教室、やっぱり熱とか肺活と申しますかね、そういうのに必要なところはついておるけど、理科室とか家庭科室はなかなか全てにはついていないということございました。

ただ、文科省のほうでは、特別教室については、やはり多くの学校が設置を希望しておるのとは分かりますが、まずは児童・生徒が一番長いこと過ごしている普通教室を優先したというのが現状でございます。児童・生徒の利用度が高い部屋については優先的に設置をしている状況のため、学校設置者の設置の要望を踏まえて、引き続き教育環境改善に取り組んでまいりますと、文科省のほうからこのようなお話が出ております。

さて、亀山市の学校施設における特別教室のエアコンの設置状況を改めてもう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

午前中にもご答弁させていただいたところでございますが、小・中学校の特別教室における空調の設備につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、音楽室や図書室、パソコン室等の一部の特別教室について設置は完了しているものの、理科室、家庭科室等についてはま

だ未設置という状況でございます。その設置率につきましては、約61%という状況でございます。
なお、県下におきましては58.8%の設置率というそういった、県平均としてはそのような状況になっているというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

全国的に見ましても、普通教室は、確かにもう三重県では99.9%ぐらいになっておりまして、特別教室につきましては、県の、先ほどおっしゃっていただいた58.8%ということです。全国的に見ましても、特別教室は55.5%、これは小・中学校、文科省のほうから令和2年9月1日現在の情報でございます。

ただし、以前個別で確認させていただいたときに、やはり使用頻度が高いというのは優先度も高いということですけど、地域のPTAの役員の方にお伺いしましたところ、暑くておられないから教室で理科の授業とかをすると、そうすると使わない、頻度が下がっていく。そういう中で使用頻度というのを目安にしていくと非常に厳しいもんがあるんじゃないかと思えます。

PTAのほうとか学校側からも、教育委員会のほうに要望書等なり送っておるということですが、その点についての対応をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

特別教室におきます空調設備につきましては各学校からこれまでも要望を頂戴しておるというところでございますが、現段階におきましては、運用の工夫というところで、午前中も申し上げましたけれども、特別教室から普通教室へ変更して実施したり、教育長も申し上げましたが、窓を開けている中で扇風機を活用したりという状況があるというものを把握しているというところでございます。

またそれらが、全てその授業を普通教室で行うということはなかなか困難な部分もございまして、子供たちの学習環境を担保する面においては、まだ十分満足できるものではないということを確認しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはりネックになってくるのはお金の問題になってくるんじゃないかとは思えます。確かに、もう暑くて特別教室で授業ができずに、教室に入ればエアコンがあるということで、要望書を出しても全然進まないというところでございますが、後で、今から体育館の空調設備に入っていきます、最後に財政的な面で確認したいと思います。

それで、体育館の空調についてでございますが、確かに体育館というのは、非常時には、やはり災害が起こったときには避難所として運営されるというのは皆さんよくご存じだと思います。

やはり体育館の空調の設置を見ますと、三重県で見ますと、先ほどの同じデータなんですけど、4.2%という、三重県では4.2、全国的にいうと14.9%というふうな文科省のデータが出て

おりますが、やはり今現在、体育館の設置の状況について、亀山市内の状況をお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市内小・中学校14校の体育館における空調設備につきましては、現在、全ての学校において未設置でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そうですね。私も皆さんもご存じのように、やっぱり亀山市の14の小・中学校では体育館にエアコンがついているというのはないというのは存じ上げています。やはり、これにつきましては、財政的なものが大きく関わってきます。また、体育館自身の環境を整えるということも大切なことではございますが、それでは国の補助要件についてお伺いしたいと思うんですけど、いろいろパターンがありますが、そういう形で国の、地元自治体等の合意とかそういうふうなところから、助成の内容、要件といいますか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

体育館等の設置に関する補助につきましては、学校施設の改修として学校施設環境改善交付金の利用が可能となるものでございます。補助率は3分の1でございますが、要件といたしましては、対象の工事費に限度があるということと、それから体育館につきましては、当該の建物に断熱性があるということが上げられるものでございます。したがって、その改修に当たりましては、多くの市費の支出も必要になってくるだろうということが想定されるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに補助があるというものの全額ではないので、亀山市の持ち出しは避けられるものではございませんが、そして断熱というのも、またこれは体育館の板張りのようなところを断熱を貼っていくというところだけでも、空調以上に、以上かどうか分かりませんが、かなり金額も上がってまいります。

そういう中におきまして、やはり全てというものとか、あと残りの維持管理というのもあります。他県におきましては、栃木県の小山市というところでは、電気が止まったということで大変なことになって、何台もつけてあったエアコンも動かないではしようがないので、こちらのほうはガスヒートポンプを採用されており金額的にも低価格になったとか、大阪府の島本町では、本年の7月、全ての小学校に強力なスポットエアコンを設置し、このエアコン、大量の冷氣・冷風を送り込めるスポットエアコンを入れるとか、また香川県の三豊市につきましては、除湿型放射冷房装置を入れるということで、これはランニングコストが低くて風が出ないのが特徴であって、やっぱり体育館はスポーツをするところですので、こちらの市には、卓球やバドミントンが盛んな地域という

ことで、競技中に風の影響を受けない空調の採用をされているとか、このようなスポット的なエアコンというのがありますが、こういう面については、亀山市としては今後どのような形でお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

体育館の空調設備、進めていくに当たりましては様々な課題があるということは認識させていただいております。

その中で、現在できることは何かという視点の中で、防災部署と連携いたしまして、避難所の備蓄資機材といたしまして所有いたしますスポットクーラーについて、学校において平時から活用しながら備蓄できないかという協議を行い、今年度は中学校3校においてその配備を行ったところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

まずできるところからということで、スポットクーラー、ところによればテントのようなものの中に風を送り込めば、体育館全体を冷やさなくても大きなテントの中で空調の効いた空間が保てるとか、そういうこともいろいろ検討いただいておりますので、その点につきましては、今後、大きな視野で、国の支援もしっかりと把握しながら、対応していただきたいと思います。

次に、男性トイレへのサンタリーボックス設置状況についてでございますが、今現在、国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によりますと前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人という方がご苦勞をされております。これらのがん手術は尿漏れの状況が起きやすくなる、そのために手術を受けた男性は尿漏れパットを着用することが多い。しかし公共施設などでは、男性の個室トイレにはサンタリーボックスの設置が進んでおらず尿漏れパットを捨てる場所がないため、外部から自分で、自宅からビニール袋などを持ってこなくてはならないという人が多く見受けられます。前立腺がんや膀胱がんの患者が使用済みの尿漏れパットを捨てるサンタリーボックスを男性トイレの個室に設置する動きが公共施設や商業施設でも広がってきております。

こちらについて、亀山市の施設についての状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市におけます公共施設につきましては、現在、男性トイレにサンタリーボックスは設置してございません。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに私も見たことはないんですけど、今の原田部長の答弁のとおり、亀山市の施設においては

サニタリーボックスが男性トイレにはないということをご報告いただきました。

そういう中におきまして、様々な県、市が、事例といたしまして、埼玉県の事例ではございますが、令和4年6月までに255か所ある県所有の男性トイレに設置率100%を達成したとか、また、県内自治体でも相次いで公共施設にも置かれ始めております。ただ、このサニタリーボックスの設置は、例えば男性も赤ちゃんの子守をしておりますので、赤ちゃんのおむつの取替えをするお父さんや、またLGBTなど性的な少数者への配慮にもつながってくるのではないかと思います。

こういう中におきまして、三重県下14市ございますが、県も含めて、サニタリーボックスの男性トイレの個室トイレの状況をお伺いして、亀山市はどういう位置づけなのか確認したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

県内の状況でございますが、三重県及び県内13市に本庁舎における男性トイレへのサニタリーボックスの設置状況につきまして確認をいたしましたところ、もう既に県庁をはじめ、津市、四日市市、伊勢市、志摩市、伊賀市の5市におきましては、全てまたは一部のトイレに設置されておまして、さらに松阪市につきましては、近日中に設置予定というような状況でございました。そういったところで、最近におきまして、かなり公共施設への設置が進んでいるというふうな状況でございます。

それと、亀山市の状況と申しますか、今後の考え方でございますが、この男性トイレへのサニタリーボックスの設置につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、高齢男性を中心に、前立腺がんや膀胱がんを起因とする排尿障がいをお持ちの方や、それに加えまして、男性トイレを利用せざるを得ないトランスジェンダーの方への配慮として、近年全国的にその設置が望まれるとともに、進んでいるということもお聞きしております。そういったことから、これまで本市におきましては、本庁舎等への来庁者の方からサニタリーボックスの設置についてのご要望は直接は伺ってはおりませんが、潜在化する、ニーズは当然あるとは考えておりますので、そういったことを考慮し、今後前向きに検討したいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今後前向きに考えていただくということで、確かに金額的にも、小さいものでプラスチックの容器が大体主流になっておると思うんで、そういうものでございますので、今後の対応ということも今お話しいただきました。

他県の、先ほどの埼玉県のことでもありますが、こちらの山崎達也県保健医療部長の名前で、しっかり県下に、市町村とかそういうところに対して、その設置を推進するような文面も出されておるというのが事実でございます。そういうのがあって、こちらのほうでは、2月が13%やったのが、もう6月には90%と、こちらは県で公明党議員の提言もあったということで進んで、議会の中でしっかりと考えていただいたという事例でございます。

続きまして、避難所等におけるトイレの対策というところでございますが、やはり今回の1つ目

ではございますが、仮設トイレの現状でございますが、これは今回は大災害のたびに繰り返されてくるのがトイレパニックということで、地震や断水、停電と、そして水洗トイレの水は流れないと、しかして、生理現象としては我慢できるものではございません。過去の教訓から災害トイレの整備や備蓄は進みつつありますが、果たして万全であるものでしょうか。災害時のトイレ問題等を必要な視点で確認させていただきたいと思っております。

過去というのは、やはり1995年1月の阪神・淡路大震災の折にも、やっぱり避難所のトイレの清掃に回った人たちの体験とか、そういうものをつづった書物も、非常に現場の悲惨な状況を伝えております。また、学校とかそういう避難先についても、やはり落ち着きを取り戻すとトイレの利用を始める。しかし、でもここにつきまして、断水や停電で水が流れないというところでは、ある神戸市内の中学校では、既設トイレが、地震が起こった当日に、もういきなり当日に使用不可能となり、校庭の側溝とかがトイレ化し、汚物があふれ、仮設トイレでは、通信や道路の切断により市内避難所に行き渡るまで2週間要したという事例もございます。また、近日におきましては、同じように、現在の2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震などでも繰り返して起きております。

東京都豊島区にございます大正大学の岡山朋子教授が、熊本震災の避難者を対象に行った調査によりますと、仮設トイレが避難所に最初に設置された時期は4月14日、そしてまた地震の16日かな、3日以内に届いたケースが半数を超えたと。

そしてまた特に定めてはいない、いろいろデータを調査しましたところ、このトイレに関していろいろ決め事をしていない自治体が34%だと。

そしてまた文科省の調査では、避難所に指定されている全国の公立の小・中学校のうちの断水のトイレの機能を保有していない学校が4割を占めていたとこのようなことで、亀山市がこのような災害に見舞われたときの仮設トイレの状態というのか、備え、状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現状の仮設トイレの状況でございますが、指定避難所におきますトイレにつきましては、施設内のトイレが使用できない場合は、それぞれの避難所及び市内3か所の防災倉庫に備蓄しております災害用トイレを使用することとしており、現在、合計で144基を備蓄しており、これは1基当たり50人が使用すると換算すると、避難者数約7,000人分に対応できるものでございます。内訳としましては、簡易トイレが134基、マンホール対応型トイレ10基でございます。

また、災害発生後2日目からは三重県、4日目以降からは国から、プッシュ型支援をいただけるほか、災害協定によるレンタル機材事業者や災害時応援協定に基づく関係自治体間での仮設トイレの供給もいただくものとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。現在保有しておるのは、簡易トイレが134基と、それでマンホールト

イレが10基ということでございます。

それでは、やはり非常に簡易トイレというのも人数によって、行き渡るといいますか、満足な数なのかというのもちょっと疑問なところはあるんですけど、やはりこのトイレ問題というので、非常に苦しいところがあるので、そうすると、先ほどの岡山教授の話ではございますが、いろんなケースでいきますと、避難所での困ったことは何かというのを聞きますと、やはりまず一番には眠れる環境づくりというのが19.5%、それで次に多いのが18.3%ございましたこのトイレ問題と、あとは食事の問題とかプライバシーの空間の問題とかがありますが、やはりトイレが2番目に上がってくるぐらい、男性のようにその辺でというわけにも女性はまいません。外でなどという軽い考えがありましたら、女性には大変失礼な話でございます。さらに、障がい者や高齢者の方も考えた環境整備が実に大切なことではないかと思われま。

こういうところについて、次のマンホールトイレということでお伺いしたい点がござい。

国と地方で対策を進める公明党といたしまして、国会議員と地方議員が連携して災害のトイレ対策を進めるという段では、例えば汚物をそのまま下水道管に投下できるマンホールトイレは非常に有効ではないかと。また国交省によりますと、20年度の末で、マンホールトイレは全国で3万9,015基設置されており、13年度から7年で倍増しているというぐらい、いかにマンホールトイレというのが有効的なものであるかというふうなことが報告されております。

それではお伺いいたします。

亀山市において、マンホールトイレというものはあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

亀山市のマンホールトイレの状況でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、現在備蓄しております災害用トイレ144基のうち、マンホールトイレは10基備蓄しているところでございます。指定避難所のうち、川崎小学校体育館が3基分、西野公園体育館が4基分のマンホールトイレ用の設備を有しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

亀山市内といたしましては、マンホールトイレ用の何と申しますか、仮設トイレの数が多いんですけど、実際にマンホールトイレとして使える場所は、先ほどおっしゃっていただいたように、川崎小学校で3基、これは新規に川崎小学校が、今新しく建て替わったときに準備されたというふう聞き及んでおります。また、西野公園の体育館も4基あるということですが、そのほかの避難所については、直接マンホールトイレにつながることはないというふうにご報告いただきました。

それでは、マンホールトイレの長所・短所をどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

マンホールトイレの長所・短所についてでございます。

マンホールトイレにつきましては、下水道管のマンホールに便器及び仕切り施設などを設置するもので、汚物を直接下水管に流すことができ、通常の水洗トイレに近い感覚で使用できるものでございます。また、マンホールトイレには車椅子対応のバリアフリーにも対応できるものであり、本市もバリアフリータイプを一部備蓄しておるところでございます。しかしながら、まずマンホールトイレが機能するためには、自然流下させるために、下水管路やポンプ施設、処理場などが被災していないことが前提でございます。このことから、マンホールトイレは万全なものではなく、取扱いが容易な簡易トイレを中心に、避難所の設備状況を踏まえながらマンホールトイレの備蓄が必要と考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

利点とかあると思いますが、やっぱり使い方によっては、流れていなかったら大変ということも肝腎なことだと思います。また、車椅子の方なんかはバリアフリーになっておるといふタイプなので、これは有効かなあとは思いますが。

そういう中におきまして、やはりトイレというのは非常に大事なことで、私も東日本大震災の折に、3・11から4か月たったところの7月11日に、ちょうど宮城県のほうの、どことはちょっと申しませんが、お手伝いに行ったら、旧市役所とか、亀山でいうとあいあいのような、みらいのような、そういう施設があったんですけど、もう全くトイレが使えない。こんな大きな施設でトイレがもういっぱい使えないというふうなんで、その後トイレを探したような覚えもでございます。非常にそこで生活されている皆さんはどうしながらやっていたんだろうというふうな心配もありました。

それでは、亀山市として、今後の災害時のトイレ対応について有効的なお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

市の災害時のトイレの対応についての考え方でございます。

これまでの事例としまして、避難所におきまして、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、トイレの使用をためらうことによって排せつを我慢することが水分や食品摂取を控えることにつながり、避難者におかれましては、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康障がいを引き起こすこともあり、トイレ対策は避難所の備蓄品でも重要なものと考えております。

本市の地域防災計画では、南海トラフ地震で最大震度6強の地震発生を想定しており、指定避難所への想定避難者数は人口の10%の約5,000人としております。計画中のトイレの備蓄は100人当たり1.2基と計画しておりますが、過去の国内災害の事例では、100人に1基でトイレの苦情がかなり減り、75人に1基で苦情がほとんどなくなったと言われておりますことから、本市では、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインで目安とされる想定避難者数の約50人当たり1基の基準を超える7,000人分を備蓄しておるところでございます。これは、

想定避難者数5,000人で換算すると35人当たり1基ということでございます。この形で今後もこの水準を維持していきたいと考えております。

また、さらなる避難者の増加や長期間の避難にも対応できるよう、県・国からのプッシュ型支援のほか、災害協定によるレンタル機材事業者からの仮設トイレの供給、災害時応援協定を締結した関係自治体からの支援など、備蓄体制の充実に取り組んでまいります。

マンホールトイレにつきましては、今後も指定避難所施設の更新時に設置検討をいたし、防災環境の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、いずれにしましても、災害は想定外のことが起こりますので、公助による支援のほかに、万が一に備えて携帯用簡易トイレなどを各家庭や地域でもお備えいただくことも大切だと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

いろいろな想定を考えて準備いただくということで、また市外、県とかなの連絡をしっかりと密に取っていただいて、大体3日ぐらいあれば何とか乗り切れるような体制もできているともお伺いしております。

やはり一番大切なのが人々が生きていくという段で、トイレを我慢するために食べるものもちょっと控え、水分も控えてということで脱水症状になったり、足の静脈にできた血栓、俗に言うエコノミークラス症候群のおそれも出てくるということで、実際に熊本のあの地震では54人が同症候群で入院されたり、うち1名が亡くなるというような、また死者も含めて42名がやはり女性であったという。それで熊本地震の調査で協力したNPO法人日本トイレ研究所の加藤理事は、災害の発生直後から急速にトイレニーズが発生するのに、水や食料などに比べて対策が抜け落ちがちということで、これは命と尊厳に関わる問題でもあるとも申しておられます。そういう中で、今後、またマンホールトイレの拡充にも努めていただきたいと思います。

それでは、今回の最後の部分でございますが、市内各駅の駐輪場についてでございます。

最近皆様も目に触れるように、亀山の駅前の開発で、駐輪場も、東のほうはもうきちっとできて、何かおしゃれな、電気が出るような、パイプの中から電気が出るといいますか、何かそういう形もできて、西のほうも今もう完成しつつあるわけですが、さて、この亀山市における駅の駐輪場の状況について、ほかの駅の駐輪場はどのような状態になっておるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山市内の駅前の駐輪場の状況でございますが、土地をJR東海さんが取得しております下庄駅を除いて、そのほか市内4駅についてご説明申し上げます。

市内の駅前に設置されております駐輪場の現状につきましては、まず亀山駅前の駐輪場については、議員今ご紹介のとおり、現在実施しております亀山駅周辺整備事業によりまして、民営の駐輪場に代わる施設として、市内の無料駐輪場を現在2か所確保しております。亀山駅東駐輪場約150台、また先ほどもご案内がございました今月末に供用を予定しております亀山駅西駐輪場150

台の合計約300台が駐輪可能である駐輪場を設けております。今回設置を行っております亀山駅前の駐輪場については、利用者の利便性と安全性の確保のため、屋根や照明に加えまして、駐輪機や防犯カメラを設置しております。

次に、関駅前の駐輪場につきましては、関駅を改修した際に旧関町にて駅に隣接した箇所に整備を行い、屋根や照明、防犯カメラを設置済みであります。また、井田川駅前の駐輪場につきましては、平成23年度に行いました井田川駅前整備の際に駐輪場の整備を行っておりまして、駐輪場への照明や防犯カメラは設置済みでございますが、屋根は設置されていない状況であります。

最後に、加太駅につきましては、駐輪場はJRの敷地内に設置されておりまして、市で管理を行っておりますが、屋根が設置された駐輪場となっております状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今、亀淵次長のほうからご説明があったような形で、下庄駅はちょっと駐輪場自身も全部JRのものというふうなことで、今回は4駅についてちょっとお伺いしたい点が多々ございます。

今回の亀山の駅前の開発で合計300台の自転車が屋根、照明、そして防犯カメラがついていると、関のほうの駐輪場におきましても、照明がそういうときにつきまして、屋根もつきましてありますと、加太の駅も、私実際に全て回ったんですけど、ちゃんと屋根もありますと、やはり井田川の駅は、照明もあって防犯カメラもあるんですけど、屋根がないということで、今回の亀山駅前で立派な駐輪場ができたがゆえかどうかは分かりませんが、井田川駅を使われるお子さんが自転車で雨降りに来たときに、駅舎の中で着替えるというのはあるんですが、やっぱりかっぱを持って電車に乗り込むというのはちょっと難しいもんもありますので、その父兄の方から、井田川駅だけはなぜ駐輪場に屋根がないのかというふうな問いに、聞かれまして、その頃はまだ亀山の駅は有料の駐輪場だけが屋根があるとか電気があるとかということでございましたが、駅前開発によって立派な亀山の駐輪場ができるがゆえに井田川の駐輪場のことがちょっとクローズアップされてきてしまったというふうな結果になってしまいましたが、井田川駅の駐輪場の屋根及び照明の設置について、市としては残りの一つ、これをどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

整備された時点からの情報をお話をさせていただきたいと思います。

井田川駅前の駐輪場につきましては、先ほど申し上げましたが、平成23年度に行いました井田川駅前整備の際に改修しておりまして、整備計画策定の際には地域の住民の方とのワークショップを実施して、地域の皆様のご意見を取り入れまして整備を行ったという状況でございます。その際に駐輪場についても検討しておりまして、予算的な制約もありましたが、自転車、バイクでの雨具等の準備に必要な屋根機能については、駐輪場位置が駅舎に隣接していることから、駐輪場利用者が雨具等を着るスペースを駐輪場と併せて整備いたしました待合所の前に大きなひさしを設置することで確保して、整備を行ったというところでございます。

今現在、現在の駐輪場の管理につきましては、多くの方の利用がある亀山駅、井田川駅、関駅に

については、シルバー人材センターに委託いたしまして駐車整理を実施しておりますが、駐輪台数については、現在各駅とも十分不足は発生していない状況でございます。

そんな中で、一方、井田川駅前の駐輪場を整備した際のワークショップにおいても、駐輪場利用者の利便性の確保のため、駐輪場への屋根の設置のご意見もいただいたところでございます。今後、井田川駅前の駐輪場への屋根等の設置につきましては、駐輪場の利用状況や利用者の要望を注視しながら、駐輪場の整備が必要となった際には、屋根や照明施設の充実、さらには利便性の向上に向けて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり、今ご答弁いただきましたが、まだ検討というか、研究というところがあるか分かりませんが、消防の北東分署ができたというのも、根本的には北東のほうに住民がたくさん今はお住まいになられております。その加減で、やはり中部中卒業者の方が高校へ行くときには、かなり井田川の駅を利用されるということで、今後もやはり増える一方ではないかというふうな思いがあります。

そういう中におきまして、利用状況を確認しておっしゃらずに、やはり井田川駅の駐輪場もしっかりと計画の中に盛り込んでいっていただきたいという住民の願いもございますので、そこら辺を酌み取っていただいて、何とか前向きな実施を願うものでございます。

以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時57分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

通告に従いまして、2件の質問をさせてもらいたいと思います。

最近、今日がもう最後の登壇と違うかということで、いろいろとおっしゃっていただいておりますけれども、任期はいま少しございますので、いつもどおり淡々と質問に入らせていただきたいと思いますので、答弁のほどをよろしく願います。

私は、今回、亀山ブランドの推進についてと、それから公共施設に設置のあずまの現況について質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願います。

まず1点目としまして、亀山ブランドの推進についてでございますけれども、亀山ブランドと新しい名前をつけてもらっておりますけれども、私の考えるには、昔の地場産品、特産品のことかなあというようなことで理解していて、例えば桑名であれば鋳物とか、四日市だと萬古とか、鈴鹿の

墨とか、伊賀の萬古焼とか、松阪の松阪もめんとかと同じように、亀山であればろうそくが亀山の特産品であって、昔からどこでも、あれは全国的にも名が知れたものじゃないかなあと。

いつときは亀山もシャープの液晶テレビもありましたけれども、今はもう静かになりましたんで、ろうそくぐらいかなあと、その中で、今回亀山ブランドという名前で新しく事業を立ち上げていただいた、去年ですね。その件について6月に私ちょっと質問をさせてもらったんですけども、今回改めて対応について確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、最初にこの亀山ブランドの目的について改めて確認したいと思いますので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランドの目的ということでございますけれども、亀山ブランドにつきましては、亀山の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、昨年1月にスタートさせた事業でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そのとおりかと思うんですけども、それは行政としてのお考えの中で今ご答弁いただいたものと思いますけれども、当然この亀山ブランド、認定に手を挙げてもらっている事業所といたらいいんですかね、も何らかの目的を持って手を挙げてきていると思うんですけども、具体的に各事業所はどのような形でこの亀山ブランドに手を挙げたかというような内容について確認したことはございますか。ありましたらご答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

具体的に、個々の皆さんがどういった理由からされましたというようなことを個々に確認ということではなくて、それぞれの皆さんの思いはあると思うんですけども、亀山ブランドに認定されました事業者、こういった方につきましては、今まで個々でいろんな自分のところの商品を発信しておったということでございますけれども、こういうブランド認定をされますと、行政と一緒に団体として発信していくということで、市民の皆さんはじめ、市外、県外とより多くの方に商品の魅力を発信することが可能となってまいります。また、個々ではなかなか難しい百貨店の催事やほかの自治体の物産フェアなどにも出店できることで、実際に商品に触れていただく機会が増えるなど、売上げの増加が期待されてくると。認定事業者につきましては、こういった亀山ブランド認定のメリットを生かして売り上げていくこと、これが目的の大きな一つであると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そのとおりですね。自分のところの商品をできるだけ多くの方に知っていただいて、理解していただいて、売上げが伸びればそれでいいわけですよ。亀山のためとか、そういうことはあんまり関係ないと思うんですよ。自分のところの商品さえ多く売ればいいわけですよ。

そんな中で、例えばカメヤマローソク、今さらやる必要ないんですね。極端な話、よく私もテレビなんかを見るのが好きで、ドラマとかを見ておるんですけど、仏壇の前にろうそくが立ったら大体カメヤマローソクの箱が置いてありますわ、全国ネットのテレビで。だから、完全にカメヤマローソクというのは市民権を得ている商品やと私は思っているんですけども、それ以外はこれからまだまだいろいろと研究して、勉強して、販路を広げていかないけないと思うんですけども、そのために、事業所は当然自分のところの商品を売るわけですからいろいろ努力をされると思うんですけど、亀山市はどんな努力をしているのかというのが非常に大事なことやと思うんですよ。

それで、私が確認している範囲では、のぼり旗とか、それから卓上旗、あるいは壁かけですか、タペストリーなんかとか、ロゴシールとかいろいろ提案して、スタートしていると伺っているんですけども、私はそれをほとんど見たことがないんですね、この市内か周辺で。6月にも申し上げましたけれども、のぼり旗、これは玄関に上がっていましたわ、1本もう早い時期から、それ以外は見ることないです。それから、卓上旗というの、たまたま10日ぐらい前、10日もたっていないかな、ある店へ行って商品を見たら、商品がこうやって積んであって、その横に小さいのが置いてあるけどこれは何やとじっと見たら、ああこれが卓上旗やなと思って確認しましたが、あとタペストリーとかロゴシール、市内の商店で見ますけれども、シールを貼ってあるのは見たことないです。これはどんな対応をされて、どうやって今活動してみえるのか、その辺についてご答弁願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず市の取組としましては、事業者並びに認定品を多くの人に知っていただくためということで、市広報やケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブックなど、市の広報媒体をはじめ、新聞やラジオ、テレビ、フリーペーパーなど、あらゆる情報媒体を活用するとともに、事業者と認定品を紹介したパンフレット作成・配布など、積極的にPRを行っておるところでございます。

また、事業者につきましては、先ほど議員申されましたように、卓上旗、それからタペストリーですとか、あるいはシール、そういったものを配付させていただいて、ブランドの認定商品にはそういった認定シールを貼っていただいで販売していただくということで、うちのほうは、そういった事業者の方は、認定に応募されたということは、亀山ブランドによって認定されることによって商品の価値感を上げて、より販売促進につなげていくという気持ちを持って取り組んでおられるというふうに感じております。

シールを貼っていない事業者があるということにつきましては、ぜひ事業者の方には今後協力をお願いしてまいりますとともに、やはりそういった事業者の方が積極的にシールを貼っていないという、もし現状であれば、それは、やはり事業者の方がまだまだ地域ブランド、亀山ブランドの認定についての価値をまだ認識していただいているのが少ないのかなというところもございまして、その辺につきましては、さらにブランドの価値を高めていくということについても併せて取り

組んでまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いろいろご答弁をいただきましたけれども、目につかんから私は言っているんですね。だから、例えばのぼり旗、市内の、あるいは市内周辺で何本ぐらどこへ立てたか、あるいは卓上旗、タペストリー、どこへどうやって配置してあるか、そういうのはここで答弁できますか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランドのPR用ののぼり旗につきましては、昨年度、小さな卓上のぼり旗と大きな土台付のぼり旗の2種類を製作したところでございます。卓上のぼり旗につきましては15本を製作し、認定事業者が店内に認定商品をPRできるように、10事業者でございましたもので10本を配付し、残り5本につきましては、市の窓口で設置しているところでございます。一方、土台付のぼり旗につきましては、イベント用に4本製作しておりまして、ふだんは市役所本庁の玄関及び商工観光課カウンター前に設置しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

15本やら4本やらとお聞きしましたけれども、目的として大きく打ち上げてある中身見て非常に寂しい。私は前日も言いました、6月にもね。この亀山ブランドの品物をいろいろな方を買ってもらおうと思ったら、一番身近なのが、例えば県外のお客さんが立ち寄るハイウェイオアシス、あるいは道の駅、あるいはここら辺やったら関ドライブイン、ここは絶対に県外のお客さんは寄りますわ。それで、そこでちょっとしたお土産を買って帰ろうかなあというケースが多いと思うんですね。そこには肝腎の何もないんですね。なぜそこへ5本でも10本でも立てないのかと、これは絶対必要やと思うんですよ。今言うた3つの各施設、いっぱいのはぼり旗が立っています、屋外にも屋内にも。同じようになるように立てたらいいじゃないですか。それをしなかったら、それは周知もできないし、それから県外のデパートとかといっておっても、そんなもんよりもはるかに効果があると思いますよ。そういうぐらいの姿勢がなかったらやっぱりちょっと難しいですね。それをよく考えていただきたいと、時間の都合があるんでごちゃごちゃ言ってもしょうがないんで、もうこれ以上申し上げませんけれども。

それから、次に各店が販売商品の販路拡大のためにどんな状況であるのか、現況について確認しているものがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

認定商品がどういったところで販売されているのかというご質問ということで、亀山ブランド認定17品目につきましては、それぞれの事業所で販売しているほか、例えば関の戸でございまして

全国の百貨店や県内ショッピングモール、サービスエリア各所など77か所で、また亀山べにほまれ紅茶は、JA鈴鹿の果菜彩とかスーパーサンシ、マックスバリュなど14か所で販売しております。

また、関の戸、べにほまれ紅茶のほか、ろうそくやみそ焼きうどん、お茶などにつきましては、インターネットでも販売しているほか、ふるさと納税の返礼品ともなっておりますことから、いろいろな方法で、市民をはじめ、全国の方が認定品を手に入れていただくことができる状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今説明を聞いたのも漠然としたもんですね。私は、具体的に言うのであれば、例えばギルドでやっているスマホのケース、これはどのぐらいどういう店で販売をしてもらっていますか。というか、把握してありますか。私聞いても、あのケースがどこに売っておるか、市内ではどこも売っていないですわ。確認しても誰も知りません、どこに売っているか。そういうのをきっちり把握して、問合せがあったらここにありますよと言うのも行政の力じゃないかなと思うんですよ。これはたまたまギルドのことを言いましたけれども、それ以外の商品についても誰も知らないと思います。

亀山市内でやってみえる方で、17品目、今亀山ブランド出ていますけれども、皆さん知っていますか。山本副市長ちょっと確認しますけど、17品目、どんな品目か覚えていますか、分かっていますか、全部。

○議長（中崎孝彦君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

17品目言わせていただきますでしょうか。

小林ファームの豚肉、みそ焼きうどん、関の戸、亀山べにほまれ、特上かめやま茶、桶、ジュラルミン名刺入れ、ジュラルミンスマートフォンケース、ひのき組立てミニ家具、ひのきのカッティングボード、森のこものシリーズ、宝物になる机、杉ボックスシリーズ、ヴィンテージ加工ウッドパネル、カメヤマローソク、花げしきシリーズ、花ふぜいシリーズの17品目でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

突然指名して申し訳ございませんけれども、そうやって今副市長はおっしゃいましたけれども、ここにおる方なんか、笑ってみえる方も多いと思いますけれども、どんだけの方が17品目を頭に入れておるかといったら、ほとんどの方が知らないと思うんですよ。主立ったものは分かりますよ。それを、まず行政としては全市民に周知して、覚えてもらうぐらいのつもりでないとい、これは多く県外へも広がりませんわ、市外へも。やっぱりそれが非常に大事なことやと思いますので、いま一度対応してほしいと。

それで、行政としては、亀山ブランド推進事業として推進協議会、運営委員会とか評価委員会とかをつくってみえます。こんなんを幾らつくっても、形だけつくって中身がないですやないか。や

っぱりその中身、こういうことを活動していったって、もっと世間へ知らせるという方法を考えてもらわないと、そして動いてもらわないと、なかなか対応はできないと思いますので、ぜひそれをお願いしたい。

それで、次に移りますけれども、当然、私もイメージしたのは、ここで亀山ブランドとなったものはふるさと納税の返礼品として対応しているというように期待しておりますし、これはすべきだと思うんですけれども、これの内訳、実績、どんなもんですか。確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランドの認定商品につきましては、ふるさと納税とも連携して全国にPRを行っているところでございます。

亀山ブランドの返礼品としての実績でございますが、まず亀山ブランド全体で、10事業者17品目のうち、返礼品として8事業者13品目を取り扱っております。ふるさと納税の寄附実績といたしましては、昨年8月24日にブランド認定してから先月末までの約1年間で、亀山ブランド認定品全体で193件、513万4,000円ございました。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

多いんか少ないんか微妙なところですけども、取りあえずは多少なりとも返礼品としての希望の反応もあったんじゃないかなと思うんで、それはそれとしてオーケーとしたらええんですけども、私は、これをもっともっと普及してというか、広げていくためには、この市内に少なくとも1か所、それからハイウェイオアシスとかサンシャインパーク、あるいは道の駅、あるいは関ドライブイン、この辺に、言ってみたら地域型のショーウインドーみたいなもの、亀山ブランドのみで特定したショーブース、販売ブースを設置して、そこで、それこそぼり旗を立てて対応していくということをするべきじゃないかと思うんですよ。確かにあの商品を見ていたら、肉なんかの生ものもありますし、それから木製品で大きいものもありますので、そこでお客さんが買って帰るといわけにいかないと思うんですけども、発送なんかもできるわけですからこの頃は、宅配とかなんかでね、それで生ものなんかであれば冷凍してでもいいし、後で送ってもらってもいいわけですから、全ての商品17品目を並べてやっぱり対応すべきやと思うんですよ。そうして、そこで目にしてもらって、それで後で注文があるか、その場で買ってもらうか分かりませんが、対応しないと、今現在ある17品目、ぱっと一度で見られるところってないんですね。木材製品にしてもそうですね。どこへ行ったら買えるの、分からないですよ、誰も。市内の者でもこれは分からないのに、市外、県外の人分かるはずがないですわ。やっぱりその場所を十分確保していくべきだと、このように思います。

確かに経費はかかります。それから専門ブースをつくってしまえば従業員さんも置かないかんし、それからスペースで新たな建物を造らないかんか分らんということもあって、非常に財政的に厳しいか分かりませんが、それぐらいしなかつたら、せつかく亀山ブランドって大きな旗を上

げてやる以上は、結果が出にくいじゃないですか。思い切ってその辺のことをやっていただきたいなあと思います。

これをする以上は、理事者側、行政のほうでは推進事業としていろいろな協議会とか委員会をつくっていますけれども、認定事業者、17品目で10業者かな、ここもできれば横のつながりを持って、こうやってしていこうやないかといって協議をするような場所も設けて、そこで皆さんで検討してもらおうのも一つの方法かと思うんで、そうやって動いてもらわなかったら、何もなりませんわ。せっかく登録料、1万円とか5,000円とかもらってやっておる以上はそれに見合うようなことをやってもらわないかんし、それからこっちからもしてあげていかなければいけないかと思うんで、ぜひその辺のところを早急に検討してほしいと。

聞くところによりますと、観光プロモーションとか何とかや、シティープロモーションとかでこれも関連して考えてみえるようですけども、それは行政の考えであって、事業者は観光プロモーションの中の一つやろうが、シティープロモーションの一つやろうが関係ないですよ。要は自分のところの品物が売れて、それで市内である程度市民権を得られればそれはオーケーなわけですから、そんなこととつなげて考える必要ないかと思うんですわ。ともかくこの17品目を理解、知ってもらって、買ってもらうと、それも市内の人よりも県外、市外の人に買ってもらうという努力をぜひ行政としてやってほしいと思います。

そして、その最後になりますけれども、亀山ブランド待望の第2弾、誰が待っていたんですか、この待望というのは、2弾というのは、早くその認定をしてもらいたいって。

これは確かに増えたら増えたでいいかも分かりませんが、逆に大変な部分もあるかと思えますよ。今のままで何にもせんとどうぞ自由にやってくださいというんやったら何ぼ増えても構いませんわ。だけど、行政がフォローしていこうと思ったら、やっぱり第2弾として対応していても、後が大変ですよ。50品目も100品目も、ふるさと納税の品物みたいになってしもうたら対応できませんよ。だから、10か20で十分ですわ、対応するんであれば。だから、この第2弾の募集はもう始まっていますので、今さら止めるというわけにいかないし、私も止めておけとはちょっと言いにくいんで言いませんけれども、そういうことも考えてやっぱり事業を掲げた以上は対応して欲しいなあ、かように思っております。中日新聞さんなんかでもいろいろと評価してもらっておるみたいですけども、はっきり言うて、まだ今からの事業かとは思いますが、そうやけれども、スタートでぱっと出てダッシュしていかなかったら、もうぱっと途中でぼしょってしまふケースもありますし、亀山にそんな力があるわけじゃないですから、そんなうまく徐々にスキルアップしてということは難しいと思いますので、うまくスタートアップして欲しいと思います。

それで、それについてもう一つは、17品目を去年8月から決めてきました。今回第2弾としてスタートしますけれども、何品目ぐらいを想定しているのか、そういうようなお考えというのはお持ちですか。もうぱっと応募があったら、その中から適当に審査して、5品目にするか10品目にするかも分からない、あるいは20品目になるかも分からないというようなレベルなのか、もう5品目に限定するとか10品目に限定するとか、そういうところら辺の検討をしていますか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本年度につきましては、議員申されましたように、今月16日まで第2弾となる認定品を募集しております。たくさんの亀山らしい魅力ある商品が応募され、認定品が充実することを期待しておりますのでございます。

また、認定品の目標数につきましてはでございますけれども、第2次総合計画後期基本計画の成果指標として掲げておりますが、認定の数ということにつきましては、あくまでもブランド価値の維持・向上のほうが優先であると考えておりますので、それに見合うような商品があれば認定していくというような考えでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

たくさんの希望か要望があるとかいうことをそんな曖昧な表現で言っても駄目ですよ。たくさんということ具体的に、500か1,000かといったらそんなにないでしょう。10か20か分かりませんが、その中で、第1回の17品目にレベルを合わせて今後の認定品目をつくっていくんか、あるいはレベルを下げるんか、上げるんか、それも含めて十分検討していかないといけないと思いますので、ぜひその辺も含めて対応をしていってほしいと。うまくいい結果が出れば最高ですけども、今、各地域の特産品とか、亀山ブランドというような名前を使っておるかどうかわかりませんが、そんな20も30も商品を並べていませんよ。ほとんどは全部企業の自助努力でやってもらわないかんわけですね、販売とか、販路の拡大は。だから、それが十分できるだけの力がある企業やなかったら、これは認定しても意味ないと思います。ぜひそれは徹底して、投資していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この件についてはこれで質問を終わります。ありがとうございました。

2件目の公共施設に設置のあずまやの現況について確認したいと思います。

公共施設には、いろんな施設にあずまやが設置してあると思いますけれども、私があるところで調べたら、あずまやとは何ぞやというのを確認しましたら、庭園や公園に休息所として設置してあるもの、これはいいですわね、そして、屋根と4本の柱だけの小さな建物と、屋根と4本だけの柱となっているんですよ。これがあずまやの定義らしいです。

そこで確認したいんですけども、亀山の公共施設に設置のあずまや、これの設置状況について確認したいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

松田建設部長。

○建設部長（松田昇君登壇）

あずまやの設置状況についてお答えさせていただきます。

市で管理しております都市公園は103公園あり、公園内の休憩施設には、屋根部分が格子状になっているパーゴラの下にベンチを設置したものや屋根が設置されたあずまや等の建築物の軒下にベンチを設置したもの等様々な形式のものがありますが、そのうち独立した屋根の下にベンチ等が設置されましたあずまや等は26基設置されております。このあずまやが設置された公園は15公園あり、亀山公園に8基、西野公園に3基、東野公園に3基設置されているとともに、そのほかに

本町公園やのぼの森公園など12公園に12基設置されている状況です。

また、あずまやの屋根の大きさでございますが、都市公園内に設置されている26基のうち、屋根面積が25平方メートルを超える大規模なものが、のぼの森公園やまるやま公園に設置されているものなど5基、10平方メートルから25平方メートルまでの中規模のものが、亀山公園や東野公園に設置されているものなど11基、10平方メートル未満の小規模のものが、亀山公園菖蒲園や本町公園など10基となっております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

あずまや、ふだんはあんまり気にも留めていないんですけども、結構あるんですね、大きな施設では。

それで、見てみると、思い返していくと、このあずまやの広さ、大きさ、それからデザイン、これはほとんど全部違うんですね。そこでお伺いしたいんですけども、このあずまやを設置する場合の設置基準というのが具体的にあるんかどうか、こんな広さの公園であればこの大きさのあずまやが必要だとか、そういうのは具体的に基準があるんかどうか、その辺について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

あずまやの設置基準ということですけども、あずまや等の設置については、その施設の利用状況や設置箇所の状況により個別に判断し整備しており、その規模等についても、敷地の広さ、配置、利用状況等を総合的に判断し、その設置箇所ごとに計画することとしています。ですので、一律の設置基準等は設けていない状況です。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

基準がなかっても建物は建っていていますよね。誰が計画して、誰が設計してというのは、それで誰が設置を決定するのかというのはどんな流れになっているんですか。これをご答弁願います。まず聞きたいのは、まずは誰が建物のデザインからするんか、そこから確認したいと思いますわ。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

デザインについてですけども、市の公共施設の今回はあずまやですけども、そこについては、業務委託等を発注して、その中で、業務の中で決めて、成果として仕上げるといった形になります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

要は基準は全くないというわけですね。だから、たまたまそのときの担当者、あるいはグループ

の職員の気分で、あれは気分で決めてしまうのかなあ、そんなことはないと思います。誰かがこの大きさでいこう、この形でいこうというのは決めているはずですからね。それで、うまくその施設にはまればいいですけども、必ずしも全てがオーケーではないかと思うんですよ。

それで、私何でこれは今回こんなことを申し上げるかといいますと、3つ目の質問で、西野公園のあずまやの現況についてというのを質問の項目に入れました。何でかといいますと、昨年、今年の当初からやな、あそこにはそれまでの間あずまやが1個ありました。4本柱で、ちゃんと腰かけというんですか、があって、そこそこ広い、それから小さなテーブルみたいなのもあって、便利なあずまやが建ってありました。ところが、いつの間にか壊されてしまったんですね。なぜかは私じゃ分かりませんでした。それであそこを利用している、あそこというのは公園利用者だけじゃなしに、多目的広場も結構利用していますから、その人らが見て、何であそこはなくなったのかなったわけですね。さあ、そのうち大きいの造ってくれるのと違うかと言うておったら、きれいになって、更地になって、工事が始まりましたけれども、そして今のあずまやが建ちました。

それで、確認したいんですけども、前のあずまやはなぜ駄目だったんか、これをちょっと確認したいと思いますが。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

取り壊す前のあずまやの状況ですけども、西野公園のあずまやにつきましては、平成30年度に実施しました公園長寿命化計画に伴う施設の調査において、老朽化に伴い、柱及び屋根の鉄筋の露出や腐食等による劣化が顕著であり、健全度判定において更新の必要があるという結果がありました。そのことを受けまして、今回、国の交付金を活用して更新を行ったということです。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

私はあそこの多目的広場、三十数年間毎週日曜日に使ってきました。それで、今も使っています。それで、あのあずまやも、天気の良い日は使いませんが、ちょっと曇ったりとか、暑いとか、雨が降ったりすると、必ずあそこへ荷物を置かせてもらって、それも10年、15年続いておりましたわ。その中で、今のお聞きした根っこがおかしいとかそんなようなやつは、確認はしていませんけれども、それだけであのあずまやが倒れるほどの大したことは多分なかったと思います。しっかりしたものでございました。それが、理由は理由として、倒れてしまったら、これはしょうがないですわ。行政のほうでそういうことを検査して決定したのであればね。なぜ一回りも小さいようなあずまやに、それも1本柱の、なってしまったのか。その辺の経過についても確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今議員が言われましたように、確認してすぐ倒れるような状況ではないというお話でしたけれども、今回、点検において、公園長寿命化計画の策定指針というものがありまして、その中で、今回

はランクCということで、全体的に劣化が進行していて、現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要ということで、総合的に判断して今回は建て替えたということですが、今回の更新に当たっては、従前のあずまやにつきましては、設置されている場所について、日本庭園のほぼ中央に位置して、庭園の歩行者動線の接続部に設置されていましたが、接続部全体を使用してあずまやが設置されていることで、あずまやを利用しない方が通行するためにはあずまや内を通行する必要があり、あずまやの利用時に利用者に対する動線と利便性が確保できない状況でした。そのため、更新に当たっては、あずまやでの休憩利用の機能を確保するとともに、日本庭園を散策する方の歩行動線も確保することができるよう、あずまやの配置、規模を検討し、あずまやの規模を、改築前の広場敷地全体を活用した全23平方メートルの屋根サイズのものから、広場敷地に歩行動線を新たに確保するため、屋根サイズを約8平方メートルに縮小し、整備したものであります。

なお、ほかの西野公園のあずまやについては、施設の状況を適宜見ながら更新時期等を整理したいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

あのね、一回部長もあそこへ行って、天気の良い日はあえて行くことはないと思うし、そうやけれど、ちょっと曇りとか天候の悪いときに行ってあそこへ座ってみなはれ、それは困りますに。5人は座れやんと思うんですよ。そして、雨が降ったらもう絶対足元は駄目ですわ、腰板も何もないんで。それで荷物も置けない。今までやったら10人は入れました、少なくともね。そんな状況です。

そうすると、本当は私ももっと早くにちょっとこれは小さいよとか、何か言ったらよかったんですけども、また前田議員がと言われるのもかなわんもんで、私は言わんと完成するまで待っていた。それがその途中で、池の南側で、前田さん、柱が4本立ったよと聞いたんですわ、すると本当に立派なちょっと大きいのができるのかなと思って期待して待っておったら、藤棚でしたわ。これは立派でしたわ。全然その辺のところについて検討も記憶していない。今のは小さいもんで、駐車場とか沿道から見たらどこにあるか分かりません。もう木の中へ隠れてしまって、あんなんでは意味ないですわ。だから、ぜひもう一か所、一番いいのは、グラウンドやなしに、中に公園がありますよね、真ん中に、芝生広場になっておるのかな、あの隅っこにでもいいで、今の2倍も3倍も大きいようなあずまやを1個造るべきですわ。あのそばやったらどなたも、散策しておる人も、あるいはグラウンドを使用する人も、みんなが見やすい場所ですから、その辺へもっと対応することを考えていったら、今の本当に陰になって分からんところに造るよりははるかに立派なものができると思います。経費的にそれは余分な出費になるか分かりませんが、それはすべきですよ。だから、今のものもいいか悪いかというのは、これはもうどなたが見ても、見た目はええですよ、見た目はね。実際に使用する場になったら、これは何というのが皆さんがおっしゃるのが当然で、私はそう思っております。ですから、ぜひその辺について再度検討して、余分な事業になるか分かりませんが、ぜひ対応してほしいと、かように思っております。

私も最後ですので、ちょっとこれだけは強い要望で言っておきますけれども、絶対にやるべきで

す。これは私個人の考えもありますけれども、利用する方々の気持ちを考えたら、当然もっと立派なものがあるべきやと思いますので、ぜひその建設に向かって努力していくのを強くお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、教育行政についてということと、リニア中央新幹線についてということと、市内のイベントについてという3点を通告させていただいております。

それでは、順番に従いましてさせていただきます。

まず教育行政についてです。

これは新教育長の教育に対する考えについてということで通告させていただいておりますけれども、昨日、森 美和子議員の一般質問でも新教育長、中原教育長のいろんなお考えについて質問がありました。

その中で、私は特に新教育長の教育に対するポリシーだとか、信念だとか、あとは教育者としてご自身が一番大切にしていたことは何だったのかとか、全てを網羅するような優等生的な話じゃなくて、新教育長の率直な思いを言葉にいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

前回、生徒指導についての自分の考え方を少し述べさせていただきました。今回は教育全体に対するということですので、議員の期待される内容に、表現がなるかどうか分かりませんが、私の思いを述べさせていただきます。

子供の笑顔と挨拶、教職員のやる気にあふれる学校づくりを目指したい。笑顔と挨拶、それを支える教職員のやる気というのが大事だと思ってこれまでもやってきましたし、学校現場においてもそういうことを大事にしながら取り組んでまいりました。そのことが子供たちの将来をより明るく、選択肢を増やし、いろんな活動の中でも成長を支援するものになってくるのではないかなあということ考えていました。保護者や地域からの、それが信頼につながって、保護者が信頼してくれることで、家庭教育や地域の方々の地域の教育力の醸成とか向上にもつながっていくというふうなふだんから考えておりました。

経験から特に思うことは、この立場になって、学校現場、学校が重点的に取り組むこととして、一番大事なのはまず幼児教育の充実というのは思います。小学校との円滑な接続というのはよく言われることなんですけれども、本当にこれは大事なことだと思っています。保育所や幼稚園、認定こども園で幼児が様々な活動、特に遊びを通して、その中で達成感を味わったり、友達との関わりの中でちょっとした遠慮や憧れやいろんな思いを持つ。こういうようなものを味わいながら成長していくという過程が非常に大事で、その後の小学校や中学校へ入ってからの子供たちの成長にすごく大きく関係していると経験上思います。

ですので、そのことを保護者の方と十分共有することが特に大事、泥んこ遊びはすごくこういう効果があるから大事なんですよということが、園がやっていることが保護者も分かるというか、あっ、こういうふうに指先を鍛えることがそういう感性を育むことにつながっているんやなあということも保護者の方も理解していただいているということがすごく大事だと思います。そうすると、保護者も、家や休みの日に公園へ行って、ちょっとこう遊ばせたときに、上手だねとか、うまくできないね、ママも一緒にやろうかとかいう感じで、学校で教えている、園で育てていることをもう一度やってみたりとか、そうすると連絡帳に、休みの日にこんなことができましたよと書いたら、園の先生と保護者の方、お母さんがまたつながっていくと、そんな感じが大事なので、幼児教育というのは非常に大事だと思います。私は小学校が中心でしたので、西小学校でしたらほかの幼稚園とつながる機会がありましたので、そんな話をよく園の方としてもやってまいりました。そんなことがもっと進むといいなあと思います。

また、生涯学習の面からも、そういった親の教育というか、親への情報発信をPRできる機会もあると思いますので、そこが充実できるといいなあと思います。これはすごく年月のかかることですけれども、裾野をどんどん増やして、保護者の方の保育や教育に対する関心を高めていけるといいなあと思います。

2つ目は、人権教育の推進です。

児童・生徒同士の学び合いというのは、学校ならではのものです。学校は勉強だけじゃなくて、けんかしたり、ちょっぴり意地悪をしたり、ちょっとこう褒め合ったりとか、学校でしかできない活動というのが一番、たくさんあります。仲間の大切さとか、人の命の大切さとか、もちろん自分の命の大切さとか、そんなんの話合いであるとか、いろんな活動で学んでいきます。発達段階に応じて、小さい1年生、低学年、中学年、高学年で、いろんなそんな活動の中で、そういう命の大切さというものをしっかり学んでいってほしいなあというふうに思います。

自分にされて嫌なこと、言われて嫌なことは人には絶対しない、言わない。この基本的なルールを徹底していきたいと、学校にお願いをしていきたいと思っています。

子供の居場所がすごく温かくて居心地のいい場所になる。学校では親和的という言葉を使いますが、親和的な学級づくり、学校づくりができる、そんな教員の能力というか、力というか、学校づくりというか、校長先生の力というのを応援していきたいなあというふうに思います。

3つ目は、ICTの有効な活用と少人数によるきめ細かな指導体制です。

子供たちにとって、タブレットは非常に関心の高い、いわゆる高機能な文房具であります。学びの継続や学びの保障の観点からも効果的な活用をどんどん研究して、市内の小・中学校で共有して広めていきたいなあと思います。

学校間のネットワークを利用したら、授業を隣の学校と交流したり、一緒にやったり、隣のクラスで交流するのも、隣の学校とやるのも、インターネットの世界ではそんな壁は何もありませんので大きな変化の時代がやってきていると思います。もちろん、授業交流だけじゃなくて、何か学習発表をするのに、小さい学校でも、ギャラリーが少なくても、それをつなげば多くの学校と交流することもできますので、そんなものにも取り組んでまいりたいなあと思います。

4つ目は、地域の代表者で構成される学校運営協議会のさらなる活性化です。

実は、9月1日から教育長に着任して、野登小学校と、昨晚、亀山東小学校の学校運営協議会にちょっとご挨拶だけさせていただきました。夜の9時から、地域の子供たちのために何ができるのか、感染症はちょっと収まり出したかなとかいうことで熱心にご議論をされる会議です。今年の運動会や文化祭はどうするのかなあとか、何か出し物はあるかなあとかいうようなことを積極的に考えていただく会議です。今日も亀山西小学校でありますので、ちょこっとだけ参加させていただく予定にしております。学校運営協議会は、感染症ですごく活動が制限をされましたけれども、これからやっぱり地域の皆様のご意見やご協力というのは欠かすことができません。ですので、ここの活性化が1つのポイントだと思います。

最後に、5つ目ですけれども、学校教育を取り巻く環境が大きく変化しています。このICTもそうですし、価値観の多様化や、多様な背景を持つ家庭、お子様があります。そういう大きな変化を前向きに捉えて、子供の笑顔と挨拶のあふれる学校づくりを、その一つのこと、それがあべき姿と前向きに捉えること、あるべき姿と捉えて、それを実現しようというのがやっぱり学校ですので、校長先生はじめ管理職のマネジメントが非常に重要です。校長先生が変われば教職員が変わる、教職員が変わればその学校の校風、雰囲気も変わります。そうすれば、あるべき姿にちょっとでも近づいて、やがてその繰り返して、その学校の伝統となっていくと思います。活動でも、いい活動は必ず残ります。続きます。白川小学校でつくしの家と交流しているのはもう何十年も続いていますし、野登小学校で地元の和紙を使った卒業証書の話もお聞きしていると思いますが、その学校にはそういう学校の地域の人が支える校風とか文化があると思います。そんながどこの学校にもできてくるといいなあというふうに思います。

学校運営協議会をはじめ、地域の方々の力も借りながら、積極的に地域の人材や外部の人材を大いに活用して、学校の教職員とともにその実現を目指していく学校を応援していきたいと思います。

そのために、私はできるだけ学校へ出向いて、職員と対話を深めて、校長先生のリーダーシップをサポートしていきたいなあというふうに考えていますし、今、広報で教育委員会からも教育の情報発信をしておりますので、引き続きそういう発信にも心がけていきたいなあというふうに思っております。

ちょっと長くしゃべりました、すみません。以上です。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

熱い思いを語っていただいたと思います。ありがとうございます。

私自身、教育長がちょうど関小の校長先生をされていたときに子供が通っていたということがあ

りまして、PTAの役とかを受けるとかやと結構その辺のお話を聞くこともあったかもしれませんが、けれども、その間、そういう役がなかったので、純粹に聞いてみたかったという思いもありまして、こういうような質問をさせていただいたんですけれども、私自身、やはり教育というのは本当に国の根幹をなすものやと思っております。

そういう意味で、私自身も教育というのはこうあるべきやというふうなのを自分なりに持ってはおったんですけれども、それでも実際に子育てをしていると、とてもやないけど子育てに精いっぱい、そんな教育がどうのということをお子にという余裕がなかったというのが実情で、そんな中で、やはり学校で先生に教えていただくというのは非常にありがたいなあというのを痛感しておったわけなんですけれども、そんな中で、ちょうど私の中学時代の恩師の方が校長先生になられていて、その自分の子供もその先生のお世話になっていたんですけれども、その先生がよく言われていたのが、便所のスリッパがそろっている学校に悪い学校はないというふうなことがあります、その言葉を妻にちょっとこの間もしたところ、ああ、そういえばげたがそろえばというようなことを言われていたねというふうに言っていました。

何が言いたいかと言いますと、こういった校長先生の思いというのは、やはり保護者にも伝わって、それがどこかで子供の子育てとか教育にもつながっていくんやろうなあというふうに感じたからなんです。

このことを今回通告させていただいたときに、市民の方から、こういうふうな一般質問があると私らは聞けるんやけれども、実際、私らも教育というものに関してはすごく関心があるけれども、実際、子供も今はもう学校に行つてへんし、そうやけどこんなことを聞きたいんやけれどというふうな話を言われて、何かそういうふうなことをどこで知れるんやろうなみたいなことを言われまして、そういう意味で、実は先ほどの教育長が話された言葉って非常に重要というか、市民の方も関心のあることではないのかなと思うんです。

そういう意味で、こういうふうな教育長の考え方とかを何らかの形で発信するとか、そういうふうな考え方はないのかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

教育というのは、ほとんど皆さんが当然経験されて、教育、子育てに関してもいろんな考えを一人一人がお持ちだと思います。私が述べるのが正しいわけでもないし、一つの方針ということで紹介というか、発信できたらいいなと思っています。先ほど言いましたように、教育の方針というか、流れを不易と流行ではないですけれども、変わっていかなければならない部分と変えてはいけない部分というのがあると思いますので、そこら辺はしっかり、先ほど言いましたが、広報でも定期的に発信もできますし、ホームページ等を使って発信ができたり、また「学校だより」というのがよくありますので、そこにそういう教育委員会の考えなり、方針なり、大切なことということで紹介できたらいいなあというふうにご考えておりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ぜひ、積極的に発信していただきたいなあと思います。

市の広報でも、何か今回9月15日号で新教育長の紹介があるらしいですけれども、9月15日には間に合いませんけれども、こういったお名前の紹介だけではなく、先ほど言われたようなことで、何か一言、こういうのが大事やというようなぐらいのことを次回からは載せていただくと市民の方もよく知ってもらえるんじゃないかなと思いますので、そのことだけ申し上げて、次の項目に行かせていただきます。

次、リニア中央新幹線についてということで通告させていただいてまして、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の県内駅位置の案についてということで通告させていただいております。

これにつきましては、去年の10月、リニア中央新幹線、先ほど言ったこの期成同盟会の総会において、リニア中央新幹線の三重県駅の候補地として亀山市の3つのエリアが提案されたということです。

当時の話としては、その後、有識者による評価・分析、そして県同盟会、市町や経済団体との意見交換が行われた上で、2022年の夏頃に県期成同盟会の総会において、三重県駅として駅候補地を決議し、JR東海へ要望するというふうな話でした。そしてこの夏、この県の期成同盟会の総会が書面決議になるという話が連絡で来たんですけれども、ただ、この書面決議というのは、それはそれなんですけれども、そもそも決議されることとなっていた県内駅の候補地というのは、これは一体どうなったのかという、この点につきましては全く話がなくてですね。その後、7月の全員協議会でも8月の全員協議会でも一切説明がなくて、そしてリニアの市民会議でも何もなかったと。そして、今回の定例会の市長の現況報告でも、本市がリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会に対し、県内駅位置候補として駅候補地案を提案するなど、リニア誘致が新たな局面を迎えている中とあるんですけれども、これもう、ほんまに1年前の話を再度持ち出している形になっているんですね。

そもそも、一体この夏頃の県期成同盟会の総会で県内駅候補地が決議されるという話は一体どうなっているのか、まずこの点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

三重県並びに県内全市町等で組織されますリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会におきまして、本市は先ほど議員もお触れいただきましたが、昨年1月に県内唯一のリニア中央新幹線の県内駅位置候補に決定をされ、同年10月の臨時総会におきまして、駅位置候補である本市から期成同盟会に対しまして駅候補地案の提案を行いました。

その際、県期成同盟会からは今後の全線開業に向けたスケジュールが示されて、その中で期成同盟会の三重県駅の駅候補地の決議を令和4年夏頃予定をされていたということでございました。

この臨時総会での本市からの提案、亀山東南部地域につきましては、県において有識者による評価・分析や、さらに追加調査により現在広域的な視点から交通利便性、将来の発展可能性等の評価・分析が行われているところであります。県からは、これらの評価・分析結果も踏まえた中で、本年度内には県期成同盟会において駅候補地を決議できるよう進めているところであると伺っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

県の有識者による評価・分析ですかね、この辺がまだ終わっていないということなんですね。それならそれで延期されるのはしょうがないと思うんですけども、ただ、それならそれで、なぜ今まで説明がないのか、その。昨年の12月の市長の現況報告で、県などと連携を密にしながら、新たな局面を迎えたりニア誘致に積極的に取り組んでまいりますというふうに市長が言われているわけですよ。県とその連携を密にしながらやっているのであれば、やはりその辺の話をもっと情報共有していなければいけないと思うんですよ。

リニアに関しては、当然、今でもその是非というのは議論はありますけれども、ただ、どちらにしても、これはまちづくりに大きく影響するものなので、やはり、これは亀山市としても当事者であるこの立場から、当然、県にどうなっておるんやというのを絶えず情報共有していなければならぬと思いますけれどもね。

なぜ、その辺の説明がこれまでなかったのか、本当に密に連携されてきたのか。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

なぜ説明がなかったのかというご質問でございますけれども、昨年の10月に本市がリニア県内駅位置候補として県の期成同盟会に対しまして駅候補地案を提案し、それ以後、県におきまして、本市の提案に対します広域的な視点から交通利便性、将来の発展可能性等の評価・分析が行われているところでございます。

引き続き、県において本年度内の県期成同盟会での決議に向けた駅候補地の検討作業が鋭意進められているところでもございますので、今後も引き続き県との連携を強める、これまで同様でございますが、県との連携を強めるとともに、必要に応じて議会へもご説明を申し上げたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

当然、今後も議会にしっかりとというか、説明をしていただかなければならないと思うんですけど、なぜ今までできていなかったのかということですよ。

先ほど、県と密にと言われていたけど、本当に密だったんだろうかなというふうな部分が本当に感じられますので、何か、私もこの点をちょっとお聞きしたところ、何か他人事のようなそんな印象すら受けたもので、最初。

そんな中で、先日の6日に四日市で開かれました令和4年度の三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会、この中で、いろいろとこれに対して各新聞社も取り上げていましたけれども、ちょっと服部議員とも話ししていたんですけどもね。

朝日新聞によると、三重県は3か所に絞った亀山市内の駅の候補地を今年度中にJR東海に伝え

ることになっているというふうに書いてあったんですね、この朝日新聞の記事には。これは駅位置候補をもう1か所に絞らずに、3か所のままでJR東海に伝えるようにすると、そんなふうにもこれは読み取れるんですよ。実際、そういう話もあるのかどうか、その連携を密にして情報のやり取りをしている中で、そんな可能性もあるのか、その辺はどう認識しておられるのか、把握しておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は、昨年10月に県の期成同盟会に対しまして、駅候補地案といたしまして、エリアA、エリアB、エリアCの3つのエリアで構成する亀山東南部地域の提案を行っております。

この提案につきまして、県からは各エリアのメリット・デメリットを整理の上、駅候補地になり得るのかについて個々に判断をしながら選定を進めていく考えであり、県期成同盟会の中での、どのような形で決議するかも含めて内部検討をされていくと伺っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、先ほどの笠井部長の答弁を私なりに解釈しますと、1か所に絞り込むとは限らない、その可能性もあるということでしょうか。その点をちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたように、県期成同盟会の中でどのような形で決議されるかも含めて、県のほうで今後、内部検討をされていくということでご伺っております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、まだその可能性もあるというようなことというふうには私は受け止めをさせていただきました。その辺は、実際それで仮に提案したとしても、提案がなされたとしても、実際にJR東海がどうするかというのは、またこれは別の話ですので、これ以上の話はちょっと水かけ論にしかないのです、これはその程度にさせていただきますけれども。

一番大切なのは、先ほどもちょっと話に出ましたけれども、今後のスケジュールやと思います。これにつきまして、今年度中にはということ先ほど言われましたけれども、今後どのようなスケジュールでこの辺の話が進んでいくのか、現時点で分かっていることをこの場でお示しいただければと思います。

○議長（中崎孝彦君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市からの駅候補地案の提案に対します、県における評価・分析結果も踏まえた中で、本年度内には先ほど申しましたとおり、県期成同盟会において駅候補地案が決議をされ、その後、県期成同盟会として事業者であるJR東海に対して駅候補地案の要望が行われる予定になると現時点で考えております。

一方、名古屋以西のリニア整備につきましては、去る6月7日に閣議決定がされました国の骨太方針2022における多極化・地域活性化の推進、分散型国づくりの中で、建設主体が2023年から名古屋―大阪間の環境影響評価に着手できるよう沿線自治体と連携し、必要な指導、助言を行うという書き込みがなされたところでありまして、効果的プロジェクトの推進として新たな動きも出てまいりました。

こうした中で、今後、事業主体が環境影響評価の手續に着手されていくこととなりますと、先行開業区間の事例からも、建設段階環境配慮書の作成から方法書の作成、準備書、環境影響評価書の作成と段階的に進められていくこととなります。その中で、計画段階環境配慮書が作成されますと、その中におきまして、約3キロ幅の概略ルートと直径5キロ半円の概略駅位置が示されることになるものと見込まれるところでございます。

その後、環境影響評価準備書の中では、具体的なルートや駅位置が示されることとなる見通しを持っているところでございまして、こうした中で、2045年から8年前倒しされた2037年のリニア全線開業に向けての取組につきまして、県等関係団体と連携しながら積極的に取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほども言いましたように、その辺はきっちり、それこそ県と密に連携してもらって、また何かあれば報告いただきたいなというふうに思います。

次に、市内のイベントについてという項目に移らせていただきます。

市内のイベント開催時の安全確保に対する市の支援についてということで通告をさせていただいております。

今のこのコロナ禍の中、この夏もイベントが戻りつつあると思うんですけども、やはりそんな中、当然、この感染症対策というのもあるんですけど、それを含めまして、やはり安全対策に対する意識が非常に高まっているというふうに思います。

特に夏場だということで、地域のイベントにおける熱中症対策であるとか、その辺も結構皆さん考えておられるなあというのは感じておったんですけども、たまたまその地元のまちづくり協議会の納涼会ということで、以前に医療センターのスタッフに来ていただいたことがあって、それを思い出して、その辺また来てもらえるんやろうかというふうに聞きましたら、やはりその全市的なイベントではなくて地域のイベントというふうになってくるとちょっと切りがないということで今は派遣していないんやというようなことで、それは、今は医師不足とか看護師不足とかで本当に大変な運営をされている医療センターにそこまで求めるのは、それは酷やわなというので、なるほどということではあったんですけど、これは、まち協から実際に要望があったわけじゃなくて、私個人がそんなことできるのかなということでお聞きしたわけで、それはそれで特に問題にはならなか

ったんですけれども。

ただ、そんな中で、まちづくり協議会自体は、ただ市の条例にも規定された半分公のような団体で、もともと合併により大規模化された基礎自治体における地域へのサービスを補完するような役割もあったと思いますので、地域だからというよりも、やはりそれはそれなりに手だてを市としても講じなければならないんじゃないのかなというふうなことを感じたりはしました。

そんな中で、ちょっと今回は安全確保というふうに言わせてもろうておるんですけれども、市全体のイベントとか、まち協のイベントとか、自治会のイベントとか、あと民間のイベントとか、様々市内のイベントがあるとは思いますが、こういったイベント時における安全確保ということにつきまして、当然、原則主催者が行うべきではあるんですけれども、当然、公益性がある場合とかは市とかも補助を行ったりとかありますんで、市として支援を要請された場合、やはり対応すべき部分もあると思うんですけれども、こういった場合、どういうふうに全体的に対応するのか、市全体の問題ということで総合的な部分での見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市全体の面からということでございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

今、各種イベントにおけます安全確保とか救急体制につきましては、大規模な、例えば関宿納涼花火大会や関宿祇園夏祭りなど、多くの市民、市外の方もお見えになりますが、多くの方でにぎわう大規模なイベントにつきましては、これまでから各主催者の要請に基づき、医療センターのほうから看護師等派遣をいただいております。

一方で、各地域におきましては、地域まちづくり協議会や自治会などが地域の方を中心としたイベントや行事を開催されるほか、大小様々なイベントが市内のほうでは開催されております。そのような場合には、議員も今おっしゃいましたとおり、まずは主催者や各団体におきまして、個別イベントの、いろんなイベントがございますので、事情に応じた安全対策や応急措置、救護コーナーとか、そういった方法を整えていただいていることが第一かなというふうに住じます。

ただ、病院での手当てが必要となる緊急時には、これは当然のことながら消防への救急通報というふうな対応も行っていただく必要もあるかと存じます。

安全確保のために、そういった救急だけじゃなくて、いろんな例えば交通誘導員とか必要な場合ですけれども、いろんな措置が必要な場合には、その経費につきましては、地域まちづくり協議会の関係の行事でございましたら、まずは地域予算制度の活用もご検討いただくことになろうかというふうに住じます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

全体の安全確保の考え方、個々のケースについて、どういうふうなことをしていったらいいのかということも言っていたと思います。

先ほどちょっとまち協の活動とかの話が出たんですけれども、やはり基本的にはそういうふうな、まち協とかにも補助金をあげているし、その中でやれる分はやれるとは思いますが、ただ、

今回も、先ほどの納涼会って言わせてもらったんですけども、当然、熱中症対策ということでマスクを外してもいいですよと、マスクを外しなさいとは言えないので、そんなことも結構言わせてもらったりしたんですけども、ただその際に、結構皆さんマスクを外されないんですね、それでも。そういう意味で、かなりその熱中症対策というのが、熱中症になれるリスクとか、その辺を懸念する話が出てきているのかなあと思うんですね。従来に比べても、やはり状況がちょっと違ってきているなあというのは私、ちょっと肌で感じましたもので。

あと、先ほど警備員の話とか言われましたけれども、今回も関の夏祭りで、実際に山車の運行するときに医療センターからも来ていただいておったんですけども、ちょっと山車の舞台回しをするときにけがをされた方がいらっしゃって、その場が騒然となってしまって、そういったことがある場合、当然、中央には看護師の方とかがいらっしゃると思うんですけども、そんなことがあると、やっぱりちょっと付きっきりでお願いせなあかんのかなとか、そんな話も出てこないとも限らなくて、ちょっとそういう話になったときに、やはり当然増員とかその辺の話も出てくるのかな。

そうすると、医療センターばかりじゃなくて、もう民間の病院にお願いしたりもせなあかんのかなとか、そんな話もありますんで、やはりそういった、先ほど地域予算制度という話がありましたけれども、実際その地域予算制度でやってもらうのはあるんですけど、それが例えば自治会のイベントとかそういうふうなので、結構最初からもう予算が限られているような、前年はこれぐらいやったからというので翌年も同じような予算という場合は、それを安全確保の上でちょっと増額できないのかという話になったときに、結構、これまででもいろんな話を聞いていますと、担当部局は、確かに安全確保は要るで増額もしたいんやけれども、いかんせん財務がうんと言うかですわというふうなことをよく、逃げ口上か知りませんが言われるんで、そういう意味で、本当にこれは必要やというふうな場合に、何でもかんでも出せということじゃなくて、これは本当に必要やというふうな原課が判断した場合、財務としてもその辺きっちり財政的な判断はできるのかどうか、その点だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

財政的な観点からということでございますが、いろんな、先ほども申しあげましたように市内では本当に大小様々なイベントが開催されております。そういった中で、その所管する部署も様々、いろいろな場所になるかと存じますが、その部署との話の中で、協議の中で、必要な経費につきまして、必要やというふうなことでお話があり、それが予算要求をされた場合には、それこそまたいろんな状況を鑑みまして、一律にこれは駄目とかそんなことではなくて、適宜必要であれば予算計上というふうなことで、適切に判断してまいりたいと考えております。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、12日をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時29分 散会)

令和 4 年 9 月 1 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和4年9月12日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	山本 伸治 君
政策部長	笠井 武洋 君	総務財政部長	原田 和伸 君
市民文化部長	辻村 俊孝 君	健康福祉部長	小林 恵太 君
産業環境部長	富田 真左哉 君	建設部長	松田 昇 君
上下水道部長	田中 直樹 君	危機管理監	木田 博人 君
市民文化部次長兼 関支所長	松村 大 君	健康福祉部次長	小坂 みゆき 君
建設部次長	亀渕 輝男 君	総務財政部参事	杉本 良則 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消防長	平松 敏幸 君
消防署長	倉田 利彦 君	地域医療統括官	上田 寿男 君
地域医療部長	豊田 達也 君	教育長	中原 博 君
教育部長	亀山 隆 君	教育委員会事務局参事	宇野 勉 君
教育委員会事務局参事	櫻井 伸仁 君	監査委員	国分 純 君
監査委員事務局長	高嶋 美季 君	選挙管理委員会 事務局長	豊田 昌子 君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

本日は18人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は11人です。他の議員は、別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、豊田消防部長は、都合により、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

おはようございます。

最後の2人になりましたんですけど、残り2人、今日、予備日を使わせていただいて、一般質問を先日に引き続きやらせていただきます。

私は、今回4点ばかり質問をさせていただき予定としております。

まず最初に、企業誘致の状況についてでございます。

企業誘致につきましては、合併前から名阪亀山・関工業団地を皮切りとして、テクノヒルズという、住友商事が大きく開発工事をしたことによって、亀山市の財政は大きく変化をしたと、その当時は140億円からの税収があったということで、今は、今年は99億と年間税収も減っておるわけですが、やはりこれからの亀山市の将来を見据えた中には、この工業団地が今進出しておるのが何社おって、今後どのようにあのテクノヒルズに工業団地が完成して操業していくのかという状況、今の進出状況と全部進出した場合の経済効果をどのように、投資額によって大きく変わると思うんです。それによって、税財政が大きくこの亀山市を左右すると思うんです。そのためにも、今の工業団地、テクノヒルズと合わせて、今ある操業はどの程度で、投資額はどの程度で、最終的にはどれぐらいの投資額で経済効果を生むのかということ予測されてみえるのか。これは法人市民税も含めて、固定資産税、償却資産を含めて、ある程度大きく投資額と、一体どのぐらい雇用を見込んでみえるのか、それが亀山市の定住化にどのように結びつけようとしておるのかということを含めて、このテクノヒルズの進出状況と今後の操業に向けて、亀山市に与える税、雇用、人口についてどのように捉えてみえるのかご返答願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

おはようございます。

まずテクノヒルズでございますけれども、まず進出決定されておる企業は24社ということで、進出決定企業のうち、既に操業済みの企業が16社、未操業が8社ということでございます。特に産業団地、亀山・関テクノヒルズにつきましては、平成30年3月に第5期の10区画が完成しまして、それにつきましては、本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスのよさなどの強み、産業奨励制度を生かし、積極的な誘致を行い、竣工後僅か4年で早期完売となったような状況でございます。

税についてということでございますけれども、まずこの10区画につきましては、この10区画の企業誘致におきまして、既に操業しておりますのが3社、そのうち2社につきまして令和2年11月に操業を開始しております。昨年度の固定資産税額につきましては、2社合わせまして約2,200万円でございます。また、残り1社につきましては本年6月の操業となっております。来年度からは土地だけでなく、建物、償却資産につきましても固定資産税の課税対象となっておりますことから、より一層の経済効果を見込んでおるところでございます。

一方、定住に結びついているかということでございますが、3社の操業時の雇員数30人のうち、20人が亀山市出身、または転入により新たに市民となっていた方ということでございまして、企業誘致による新たな雇用の創出が定住に結びついておるということで考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

10社のうち3社が操業されて2,000万ということで、テクノヒルズ全体が、あれは雑種地やったのが、もう既に固定資産税は住宅になっておるはずですね。そうやで、税収は、既に固定資産税は、既にもう10社分の、かなりの額が上がっておるはずですけど、そこらは操業した場合についての、法人市民税であればそれでいいと思うけど、固定資産税とその30人の人らの個人住民税を含めて経済効果はあったと私は見ておるんですけども、その辺について、今後その10社が操業した場合に、やっぱり固定資産税、償却を含めて、人口で大体、進出するときに投資額と従業員数を明記されておるので、それを全部足すと今の段階で進出した10社で、投資額とか従業員数というのは分かっておるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員申されますように、確かに固定資産税につきましては既に宅地課税という形になっておりますので、プラスとなってきますのは建物とか償却資産になってくるかと思えます。

先ほど私3社についてご答弁させていただきましたけれども、残りのところの見込みも含めてと

いうことですので、ちょっと後ほどご答弁させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

テクノヒルズに合わせて、鴻池が持っておった土地については豊田自動織機がレーシング場、あるいは秘密のレーシング場、公にできない秘密の練習場なんですけど、ここも若干の人数ですけど、これも固定資産税がかなり入っておるはずなんですけれども、それと合わせて、今度のコストコについてはどのように見込みを立ててみえるのか。従業員数、面積、固定資産、そこら辺と法人市民税を含めて、コストコについてどのように見込みを立ててみえるのか。

それと、コストコについては、まだ今、もう誘致されたということですけども、何か庁内でコストコ誘致推進会議を立ち上げた。誘致はもう既に済んでおるんですね、これはもう。それなのに庁内で誘致推進会議をするんやと。もって今打合せして何をやるのか、もうあえて誘致は、進出は決まっておるのに、庁内で職員で、何かな、誘致推進本部を設置して一体何をこれはするのか。道路を造るためにつくったんか、何のためにこれをつくったんか、ちょっとそれも教えていただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まずコストコにつきましては、雇用者数は400人程度というものを聞いておりますので、相当な数の雇用が見込まれております。それからまた、コストコが進出を予定しております予定地につきましては、現在がほぼ山林の状態でございますので、そこが造成されて宅地になって、それから建物が建ってまいりますと、そこにつきましては相当な税収に、現在と比べましても税収が上がってくるというふうに考えてはおります。

それから、コストコにつきましては、内部的にコストコ誘致推進本部というものを立ち上げたところでございますけれども、コストコにつきましては、本年2月28日に立地協定を締結しております。その協定の中で行政としてもできる限り協力するという事としております。また、今回のコストコ誘致につきましては、県内に1店舗しか設置しないという広域的な商業施設ということで、商圈が広く、県内外から多数の方が来店することから、市における経済の活性化、大きな雇用も期待できるとともに、さらに誘致した際の経済的メリットも大きく、公共の利益につながる施設であると認識しており、また従業員だけでなく、移住や定住も進むことも期待できますので、法人市民税のほか、個人市民税の増加も見込まれると考えております。

このように、市にとって大きなメリットがあることから積極的に誘致したものでございまして、一刻も早い開業に向けて関係部署や事業者等が連携を強化し、推進を図っていく必要がございますことから、内部にこういった体制を取ったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは言わんとすることは分かるんやけど、それであれば、今までに、テクノヒルズにシャープ

が来たときもそんな推進本部、企業が進出するに対して、そんな誘致の推進本部までつくって、これからもやっぱり企業に対して誘致すれば、市としてはそんな体制を取っていくのかということですが、なぜここだけを、そういうふうに変更して設置しなければならないのか、今までの企業誘致、これは古河もあれば柳川もあればいろんなところがあるけど、そのような対策は取っておらんと思うんですよ。今のほかの進出もある中でやっておるんで、改めてそういうふうにもコストコに全庁を挙げて誘致でフォローする体制を取る必要がそれにあるのかなのかという、さほど私はそれほどコストコについてやるべきものではないかなというふうに思います。

いずれにしても、もう少し具体的に雇用人口がどれぐらい増えるのか、この一両日で分かんと思うんですけど、やっぱり投資総額がどれぐらいで、それが固定資産税にどう結びついて、雇用人数がどのような雇用人数で亀山市にどのように定着する、その定着をするための手段として、市営住宅をどうするのかということも含めて、今後これが大きく、亀山の将来を見据える大きな作用をする大きなものであろうかと思うので、雇用と定着する人口について、どのように今後進めていくかということを含めて、税収と、それから雇用、それから市民の定着を含めて、この工業団地をいかにして亀山の将来に結びつけるかということについて、市長の思いを一つお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

まず、私どもが産業、いわゆる地域経済や雇用の創出が極めて政策的に重要であると、これは今議員ご指摘のように、税収であったり、あるいは雇用であったり、あるいは様々な地域としての活力を生み出していく本当に大きな要素であるということで、産業立地をしっかりと今日まで積み上げてきておるところであります。

さらに、今回のコストコの出店で、今の市内のそういう体制がいかがかというお話もありましたが、今回のコストコが出店をされておられるこの場所については、今までのように既に開発された産業団地への誘致ということではなくて、当該産業団地に隣接した未開発の土地ということであります。このため、早期開業に向けては、様々な手続を行っていく必要があるのはご存じのとおりでございますので、これは亀山市として、あるいは県として、しっかり関係部局連携の上にそれらを円滑に進めていく必要があると考えておるものでございますので、しっかり複雑な作業が進んでいくんだらうと思っておりますが、それは市としてしっかりと進めていきたいと思っております。

あわせて、こういう今のインター周辺に集積をしております本市の産業団地、あるいは産業集積地については、今回の住商との連携でずっと私どもも展開してきておりますが、非常にこのオーダーメードの産業団地が、4年前の10区画の造成分についてはもう完売をしておるという状況であります。できるだけこの経済状況が好転をして、立地を決定していただいた企業が本当に早期に事業を立ち上げていただけるように、これからはしっかりと応援をしていきたいと思っておりますし、既にこの産業団地自体が埋まってきておりますので、次なる一手ということにつきましては、それをどうしていくのか、これを本当に、ご指摘の税収、雇用、あるいは地域の活力ということについては、新たなそういう産業団地の可能性、そのためには、製造業でありますと水が極めて重要であります

ので、その手当ても含めて、亀山市として本当に中長期の対応をどうしていくのかというのは大事な政策課題と認識をいたしております。しっかりとこれは将来を見極め、対応する大事な局面に入ってきておると思っておりますので、しっかり関係部局連携の上、また関係機関ともしっかり連携をさせていただいて、そういう状況を本当に物にしていく努力をいたしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

確かに生産性を生む工業団地がそういう形で進出が決まっておるということで、大変ありがたいことなんやけど、しかしそれには交通アクセス、せっかく名阪亀山・関工業団地ができる、それからテクノができて、そこへ取り付ける、昔から何十年という、1号線バイパスは一向に進まない。フラワーはふらふらしてもう何十年と、一向に1メートルもできない。都合のええところだけは、四日市関線は、住友の造った道路を併用しておると。そんなことで、結果的にはフラワーと1号線は一体どうなるんだろうかと、やるつもりがあんのかなのか、そしてどんなことで、何が支障を来してできやへんのか、何をどうすればこれが前へ進むのか。何十年と、これは懸案事項ですよ。一步も進んでいない。こんな変則的な道路の拠点性はないと思いますよ。それを、せっかく今市長が言われた、この工業団地を生かすためには、やっぱりアクセス道路がなければそれ以上の発展はないと思いますので、この1号線とフラワーの、なぜ進まないのか、どのようにして活動されてみえるのか、その辺について簡単に説明願います。

○議長（中崎孝彦君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

おはようございます。

1号関バイパスと四日市関線ですけれども、亀山・関テクノヒルズをはじめとする工業団地へのアクセスする主要幹線道路は、県道四日市関線バイパス、県道四日市関線や一般国道1号関バイパスなどがあります。このうち県道四日市関バイパスについては、国土交通省施工の国道1号関バイパスと引き続き事業調整を図りながら、整備方針を検討していくと県から伺っております。また、県道四日市関線の整備状況については、工業団地西側の鷺山工区において、道路拡幅に伴う石場川付け替え工事に今年度から工事着手する予定と県から伺っております。

一般国道1号関バイパスの整備状況については、今年度、国道1号関バイパス及び県道四日市関線の道路拡幅に関する石場川の河川協議等を実施したと国から伺っております。

また、亀山・関テクノヒルズの企業進出や商業施設誘致等を踏まえた交通予測について、国と共に国道1号、名阪国道をはじめとする周辺の主要幹線道路等における交通流動を分析し、対策案を検討する予定です。市としましても、周辺道路ネットワークの形成に向けた国道1号関バイパスの早期着手の重要性について、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

もっともらしい答弁なんですけど、中身は、県から伺っております。それから国道1号についてもそのようにご理解したいと思う、なかなか理解できへんそなん。亀山の主体性が何も、今の答弁の中に亀山としての主体性が何もありませんよ。県がこうして、伺っております。このようにやるようです。亀山がどうしてもしなければならんから県へ働きかけて、これができたのかできやんのかと、その方向を示すのが亀山市なんですよね。県の意向を私は今聞いておらへんですから、国の意向を聞いておらへん。亀山としての意思、25号に対しての、25号を含めて1号線バイパス、フラワーについて、亀山としては何としてもやらんならんという意欲が見られない。県がこうやって思っています。国がそんな方向です。だからご理解してくれって、これは理解できないです。もうやめておきます。それでは、なかなかこの25号もフラワーもできないだろうというふうに思いますので、改めてまた質問をさせていただきます。

次に、林業振興についてでございます。

基幹林道及び一般林道についてどのように取り組んでみえるのかということなんですけど、基幹林道については、安楽越、柚ノ木越、それから北在家中津川線、それから久我福德線と鈴鹿南線の5路線が主要幹線道路、これは幅員も広くて、集落を結ぶ大きな林道なんですけど、これについてほとんど整備がされていない、側溝はほとんど詰まったまま。そのために大雨が降るたびに通行止めをしなければならんという、この主要幹線の林道を一体どのように管理をされてみえるのか。林道についても地方交付税の財政需要額の中にはカウントをされておるんですよ、最低限の金は。需要額として。しかし、その林道の土砂除去については一向に何も工事としてやられていない。それで、山の、谷の災害が起り得る可能性を余分に持つておる。だから交通止めにしておるんですけど、言ったその主要幹線道路を含めて、林道に対する整備の考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市内の林道でございますけれども、幹線林道5路線、一般林道が41路線、計46路線ございます。

林道の日常管理につきましては、市職員によりパトロールを実施し、可能な限り倒木、土砂の撤去及び側溝などの清掃を行っております。その他林道維持管理業務委託、これは単価契約でございますけれども、これによりまして、幹線林道5路線につきましては月1回、その他41路線につきましては年2回以上の日常パトロールを実施してございまして、パトロール時にかかり木や倒木、路面への土砂流入を発見した場合には、撤去などを行っております。また、台風、豪雨、降雨・降雪などによる異常気象時にも災害パトロールを実施しているところでございます。さらに、日常及び災害パトロールにて被災箇所あるいは通行に支障がある箇所を確認した場合は、報告を受けた後に職員が現地確認を行い、状況によって、林道土砂排除等維持工事により土砂の撤去や土のう積み、コンクリート及びアスファルト舗装を行い、補修しているところでございます。

また、先ほど議員のほうから側溝なんか詰まっておるやないかという話もございました。日常の林道管理につきましては、通行に支障のある箇所を最優先に倒木や土砂の撤去を行っております。一方で、通行に支障のないような側溝の堆積土砂除去につきましては、今後状況を確認し、順次対応してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

以前は、臨時雇用対策事業等を含めて、一旦は主要幹線道路のあれをやったんです。3年ぐらい前かな、それでかなりきれいに清掃されたけれども、その後また対応が取られない、側溝は詰まっておるし、落ち葉もあるし、それが堆積して主要幹線道路へ、それから谷へ流れ込んでおるという実態があるんで。単価契約でといいますけど、単価契約は何かをしたときに言われたところをするだけであって、実際その都度その都度単価契約やなしに、やっぱり定期的に林道なら林道にかけて巡視、土砂除去を含めて、やっぱり単価契約やなしに、年間どれぐらいの予算、最低限の予算で、主要幹線の5路線と、それから一般的林道41路線、この41路線のうちの半分はもう林道の機能をなしていないですよ。もう川なんか道なんか分かん。

だから、今回、森林譲与税を使って森林経営管理制度ができるわけ、管理法ができたで。これをする、今意向調査をしておると、今の山の持ち主は8割以上がもう山はよう分かん、経営をようせんと。そうなると、市が今度管理するんです、これを、委託を受けて。市がそれならどうやって管理するんですか。林道はありません、荒廃して、これが全部済むと、意向調査が済むと約8割の、亀山全体の8割の山を今度、林業経営者が一部やりますけど、それができへん場合は市が経営管理するんで、経営管理するには林道がどうしても必要なんですよ。先ほど言ったように。このような林道の中で、今言う法で、今までで、税収が今5,000万ぐらいですか、3,000万から5,000万、これを使って今意向調査をやっていますけれども、この意向調査が終わったら林業経営管理を市がやるんですよ。今の林道の状態では、こういう管理を含めて管理ができないですよ。そのためにも、やはり林道整備を進めるべきだと思うんですよ。その辺の考え方を。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず森林経営管理制度でございますけれども、森林所有者自らが経営管理することが困難な森林を対象に、経営に適した森林は意欲と能力を有する事業者につなげ、経営に適さない森林については市町が管理を行うもので、森林環境譲与税を活用し、事業を実施しておるところでございます。

また、この森林環境譲与税の活用につきましては、本年6月、林野庁から、積極的な活用に取り組めるよう取組例が公表されまして、林業の施業に必要な路網の開設や維持管理への活用が可能であると示されたところでございます。このことから、森林経営管理事業におきまして市が管理することとなった森林につきましては、森林の整備を行う際に、路網整備が必要かどうか、こういったものも併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

路網整備をするって、それはもう今度の整備計画に入っておるんですけど、その路網をする場合に、今までは地元負担金があるんですよ。だから、もうほとんど山は、権利は放棄しませんが、経営を市へ委託した場合に、その作業道、路網をするのに地元負担金を取る、これを取るのか取ら

んのかというのによって大きく変わってくると思うんですね。それはやっぱりもう今林業経営が成り立っていないから放棄するのであって、そんな放棄した人から地元負担金を、林道路網の整備の負担金は取れないと思うんで、やっぱり林道の地元負担金というやつを見直す必要があると思うんですけど、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

林道につきましては、議員も申されますように、地元負担金が必要になってまいりますので、ここにつきましては、この地元負担金が、先ほど申しましたような土砂排除維持工事、こういったものにつきましては地元負担金というものが必要になってまいりませんもので、こういったものも活用しながら進めてまいりたいと考えております。

すみません、それと、先ほど申し上げるときにちょっと答弁できませんでした残り10区画の投資額でございますけれども、投資額が247億円、雇用が515人を見込んでおるところでございます。これは10区画の見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

市の林道については、大きくその後の変貌をなしておって、もう山としての価値が、材木としての価値がほとんどない、非常に難しい。搬出するのに2万もかかって、木材が立米1万円では林業として成り立たないという状況の中で、いかにしてこれを育てていくかということは個人では難しいので公でということでの制度が変わったのであるから、やっぱり公の指導というのが大きく左右すると思うんで、適切にその都度に指導していただきたいというふうに思います。

それでは、次に大雨の災害についてですけど、本年度につきましては、もう局地的な大雨が亀山市においては2度あったと思うんですけど、大きくどんなような災害があったのか、市道、それから農道、林道、公共施設にどのような災害が今日まで及ぼしておって、その災害状況を危機管理のほうから頂いておりますけど、それはほとんどが、7月のやつはほとんど関地区ばかりなんですかね、災害が。道路3件、土砂被害2件、農道、林道が、これはもうほとんど関ばかりですね、旧関ばかりです。8月6日のは若干、今度の県道四日市関線、今の交通止めしておるのがあるんですけど。この今年度の災害に対して、どのような災害があって、それをどのように復旧される予定なのか。これは災害補助でやるのか国の補助になるのか、市単でやるのか地元施工でやるのか、材料支給でやるのか、これが大きく分かれると思います。その辺についてお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

松田建設部長。

○建設部長（松田昇君登壇）

本年度の災害ですけれども、7月30日と8月6日に局地的大雨に伴う災害が発生しました。

道路の被災状況としましては、市道久我線におきまして、6か所でのり面崩落があり、通行に安全な幅員が確保できないことと迂回路がないことから通行止めとしましたが、3日後には作業が完了し、通行止めも解除しております。

市道辺法寺11号線におきましては、通行には支障がないものの、のり面の一部が崩壊しており、復旧にはブロック積みが必要となります。当該箇所は災害復旧事業の採択要件を満たすことから、国への災害申請の準備を進めております。このほか、市道6路線6か所においてのり面崩落・崩壊や倒木がありましたが、早急に対処し、通行に支障はございません。

河川及び水路の被災状況としましては、準用河川北山川、普通河川倉ヶ谷川ほか2川、排水路西崎玉川排水路におきまして、5か所の河川のり面崩壊や土砂流出及び倒木があり、復旧作業を実施いたしました。

復旧の財源としましては、国に災害申請をしています市道辺法寺11号は、国費起債を主な財源とし、それ以外の箇所につきましては、市単費として対処していきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、農業に関する被害状況でございます。

7月30日と8月6日の局地的大雨に伴う災害が発生しております。まず、大きく被害を受けました野登地区をはじめ、市内におきまして34か所で土砂の流入により水路の埋没や破損等の被害が発生しております。その中で、直ちに営農に支障のある箇所2か所につきましては、応急の復旧を行ったところでございます。また、その他の箇所につきましても、本年度または来年度の営農に支障がないよう、復旧に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、林業に関する被害状況でございます。

林道東鈴鹿南線におきまして、11か所で通行に支障となる路面への土砂の流入や陥没等の被害が発生いたしましたため、現在通行止めとしておるところでございます。状況としましては、土砂の排除や倒木の除去を順次進めておりますが、路面の陥没の復旧につきましては時間を要しますので、復旧が終わるまでの当面の間、鈴鹿南線については通行止めとなり、解除の時期は未定となっております。また、林道安楽越線では1か所の路肩崩壊が発生しておりますので、復旧に向けて準備を進めております。

これらの復旧のうち、応急復旧につきましては既決予算にて対応しておりますが、現在準備を進めております復旧につきましては、個々の被害の程度が小規模であること、また農地管理者等から本年度と来年度の営農や林業の施業に支障がないよう早急な復旧が求められておりますことから、基本的には市単独費での対応といたしたいと考えております。

なお、個々の被害の程度は小規模ではございますが、被災箇所数が多いことから、復旧費の見込みが立ち次第、必要に応じ補正予算を提案させていただく予定をしております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これは危機管理からもらった資料と今の話と大分中身が違うんですが、その件数の数え方が違うんか知らんけど、鈴鹿南線も1件と書いてある、これも11か所あると、それから農についても件数が全然違うんですけど、ほとんどがこれは、補助でやるのは四日市関線の今福のところですか、あれは県道ですので県がやるんだろうと思いますけど、これは補助ですので県の査定、国の査定が

必要なんで工事が遅れると思うんですけど、やはりあそこは本当の生活道路ですので、やはり片側通行だけでも通すべきだと、何とかその方法を考えるべきやと思う、市として。そこらを早急にしないと、生活に非常に困って見える。それから、主要幹線の林道についても、せめて片側通行でということでしたいただければというので、それから通行止めの標識の件についてなんですけど、私もこの間災害が出たので、大雨が降るということで見回ってありましたら、もう1号線から25号線通行止めという看板が上がっておるんです。それは大変だと思って、私はずっと加太まで行ったけど、何の災害もないんです。越川からも金場からも通行止めと25号。25号の通行止めは、伊賀と加太の境界で通行止めの工事をしておるんですよ。それは分かっておるんですけど、25号の通行止めが、その通行止めは書いてあるけど、誰が通行止めをしておるのか。鈴鹿土木事務所がしておるのか、県がしておるのか、市がしておるのか。ただ通行止めという看板を25号の入り口に貼ってあるんですよ。誰がどういう許可で、連絡先も書いていない。それで私が全部行ったけど、何の支障もない。どういう基準で通行止めを出しておるのか。誰の許可で、それでそれについて誰に、住民にどのように周知、知らしめておるのかということと併せて、特に25号ですね、今福のところの県道もありますけど。誰がその通行止めをする権限を持ってやってみえるのか、それについてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず県道の小川のところですけれども、道路の横断方向に路面の空洞が確認されていまして、通行にはちょっと危険であると、片側通行をするには危険であるということで、県が全面通行止めの処置を行っております。しかしながら、復旧工事の進捗状況によっては、部分的な片側通行が可能と判断されたときには、全面復旧を待たずに開放できるよう、今後も県に協力と、努力していただくよう市から引き続き要請してまいりたいと考えております。また、県からは、災害復旧の完成は令和5年3月と伺っておりますが、工事発注自体は今月の9月中に入札予定というふうに伺っております。

また、国道25号ですけれども、誰が権限でやるかというところは、こちらは県が道路管理者となりますので、県の管理において、責においてやることになると思います。ただ、今、連絡等がないということですが、そこについては、適切な看板の内容表示という決まりがありますので、そこについて改めて県のほうに要請して、訂正を早急にやるよう伝えたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても非常に不親切、それで権限が誰か分からん。交通規制をするのはやっぱり道路管理者の責任やと思うけど、市の職員もそこは通っておるんですよ。これはおかしいなあと感じやなあかんのやけれども、土砂の排除もそうでしたんですが、私が毎日通っておる25号で土砂災害があったんですけど、災害が起こって10日間何もなかったです。全然そのまま片側通行をしておったんです。それで、私が市のほうへ言ったら、明るる日に土木のほうで、行政が出て排除したということで、やはりそこは市の職員が通っておたら不自然で、これは県道だから我々市の職員

は関係ないんじゃないしに、やっぱり常日頃から職員は道路の管理についても注意を払っていただいて、これは県の仕事か市の仕事か、それは市民は知らないわけです。だから、そういうのについてやっぱりもう少し、これから災害シーズン、ますます本格的な災害が来ると思うんで、そこらについても、やはり職員の十分な管理をその都度報告して対処していただければと思います。

それでは、最後に公共交通についてであります。

リニア中央新幹線と在来線についてであります。市長は、広域的な交通拠点性の強化として、リニア中央新幹線の市内停車駅誘致を推進するため、県期成同盟会に駅位置候補案を提案しておるという中で、さきの市民会議の開き、市長はそこで、官民一体となった積極的な取組の展開をはじめ、JR在来線の利便性の向上や利用促進について機運醸成が図られたと、このように申されておるんですけど、一体どのようにリニアについて積極的な取組を展開されたと、それからJRの在来線については機運の醸成が図られたとあるが、一体どのようにリニアは積極的に取り組んで、どのような見解をされたのか、在来線については、利便性の向上、利用促進について機運の醸成が図られたと申しておりますけど、一体何をもちって利用促進と機運の醸成が図られたのかお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずリニア中央新幹線の動向でありますけれども、ご案内のように、このリニア自体の先行開業区間におきましては、東京―名古屋間におきまして工事が始まっておる箇所がたくさんございます。岐阜県中津川における中間駅の整備工事も起工されるなど、沿線各地で駅建設が進められております。一方で、名古屋以西のリニア整備につきましては、これはご案内のように、さきに閣議決定のごございました国の骨太方針2022での、建設主体が2023年から名古屋―大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携し、必要な指導・助言を行うとの書き込みなど、新たな動きも出てきておるところであります。

こうした中で、三重県並びに県内全市町等で組織します三重県の期成同盟会におきまして、リニア中央新幹線の県内駅位置候補である本市からの駅候補地案の提案を受けまして、現在、県におきまして、広域的な観点等から交通利便性や将来の発展可能性などについて本市が提案した県内駅候補地案の評価・分析が進められておりまして、本年度内には県期成同盟会において速やかに決議できるよう、検討作業が進められているところでございます。

さらに、これもご案内のように、先般は6日に四日市で、三重、奈良、大阪のリニア中央新幹線建設促進大会が開催をされました。これは3府県の期成同盟会、それから奈良、三重県の経済団体連合会、ここの主催、共催でありますけれども、3府県の持ち回りの開催となっておりましたが、三重県での開催でございましたので、開催県である三重県が中心となって準備を進めていただいております。一定の大きな盛り上がり今後への決意、決議がなされたところでございますが、さらに次の段階へと大事な局面というふうに思っておりますが、関係機関との連携を強めてまいりたいと考えているところであります。

それから、JR関西本線の状況について、利用促進とか機運の醸成が図られておるのかというご

質問でございましたが、本年4月にJR西日本が収支の状況、経営状況を情報開示されました。その中に市内の在来線である関西本線亀山加茂間も含まれてということになりました。こうした現状を踏まえまして、以前にも、この6月議会でしたか、お答えさせていただきましたが、5月には、三重県から京都府までの1県1府3市1町1村による関西本線（加茂～亀山）自治体間会議が開催をされまして、意見交換を行いました。その後、6月には、三重県並びに県内沿線自治体の伊賀市と本市、さらにはJR西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議が設置を新たにされまして、先月29日には、その2回目となる会議が開催されたところでもあります。関係者間で既存データを持ち寄った中での情報共有や必要な取組内容の検討を行ったところでもあります。

また、今月の2日なんですが、亀山加茂間の沿線5市町村に、これは草津線との関わりから甲賀市も加わった6市町村により組織します関西本線木津亀山間活性化同盟会の総会並びに6市町村の首長全員が、木津は副市長さんでしたが、の首長とJR西日本の幹部との意見交換会が行われたところでもあります。当日、私も出席をさせていただいて、またJR西日本からは常務理事であられて大阪支社長であります水口氏が出席をされましたので、関西本線を含めた府県をまたぐ広域的な鉄道利用の促進など、大変有意義な意見交換が行われたところでもございました。

まだまだ課題はたくさんございますけれども、これは単独のまちがということではなくて、少し広域的な取組が極めて有効でありますし、地域としては従来から利便性の向上とか利用促進の取組を進めて、これは市民会議も含め、きておるところでありますけど、ぜひとも市民の皆さんはじめ、議会の皆さんはじめ、民間のセクターはじめ、行政、そういう中で、この利用促進やさらなる活性化に向けた取組がさらに広域の中でしっかり位置づけられ、関西本線の活性化、利用促進に一層つなげてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも議員並びに市民の皆様のご理解やご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いろいろ説明していただいたんですけども、何も、JRの在来線については、トップ同士やとか、そんな市町村間がやっておっても、それはそれで一つの協議する方向で、市民にとってはやはり利便性、今の関西線も、使いやすく利便性があったですね。よって利用するための促進というのは、これは具体的にどんなことがあるかということが一番問題なんですよね。トップ同士が、市町村間同士が話をしたって、そんなもん市民は、問題はやっぱり利便性を上げる、利用促進するという具体的な施策、方法、実態をやっぱり見つけていくことが解消することになるんだと思います。だから、そんな期成同盟会がどうたらとか、奈良だか滋賀県だといったって、そんなもん何ら関係ない、市民にとっては。やはり今の在来線の中身をよくすると、それがひいては在来線を存続するので、だから具体的に利便性の、乗り継ぎの問題とか、回数の問題とか車両の問題、それがより具体的に改善されることが在来線の存続につながってくるんです。それは、市長としては市町村間も必要だろうと思うんですけども、その辺をもう少し具体的に市民に分かるように今後取り組んでいただきたいというふうに。

それで、最後になりますけど1点、リニアの1府3県、四日市であったということですけど、なぜ亀山でなかったんですか。奈良は奈良市で、大阪は大阪ですけど、三重県は駅が亀山ということ

で指定もされておって、亀山へ来てもらって亀山の実態を知ってもらうのが一番いいんと違うんですか。なぜ四日市なんですか、何で四日市で開くんですか。これは、市長、そういうふうに思わないですか。それは市長はそう思わんのですか。市長が、県が決めるのか知らんけど、三重県にとっては今、亀山が駅を上げておるんやったら、なぜこの期成同盟会を、3県を、なぜ亀山市の文化会館、あれは300人か、350人と新聞には書いてあったんやけど、なぜ亀山を見ていただいて、それで今の在来線の実態も含めて、やはりこれはリニアも併せて、なぜ亀山市で開こうということを提案されなかったのか。そういう気があったのかないのか、そこだけで結構です。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申しあげましたこの大会は、3府県の共催、経済団体も入った4団体の開催と、共催ということでございまして、持ち回りとなってございます。本年度、三重県での開催でございましたし、開催県である三重県が中心となって準備が進められてまいりました。

それで、議員お尋ねの会場の選定につきましては、当然県の判断、総合的な判断をなされたものと思っておりますが、奈良県、大阪府からのアクセスの利便性とか、新型コロナウイルス感染対策のための会場の広さや主要な参加者のご予定と会場の空き状況などを考慮し、これは四日市市内のホテルを選定されたというふうに伺っておるところでございます。

○17番（小坂直親君登壇）

県の意向やなしに、市の意向というものを大きく出していただければと、市長としての、出していただいたら。終わります。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は11人です。他の議員は、別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井清蔵でございます。一般質問をさせていただきます。

4年という年月はこんなに短いもんやとは思いませんでした。前回、再度この議場へ市民の皆さん方の負託を受けて上げさせていただいて、4年間でこれまで15回の一般質問をさせていただきました。54項目の質問をさせていただいて、そしていろいろ、市長をはじめ職員各位のご努力でいろんなことを達成したこと、提案もさせていただきましたけれども、また今回、最後の議会ですもんで、まだちょっと確認を再度させていただきたいということがございますので、項目を上げさせていた

だきました。

1点目に、フラワー道路の今後の整備についてということで、先ほども小坂議員が質問をされました。確かにこの案件につきましては、以前に県道四日市関線の改良、現在の状況でございますがという形で久野参事が答弁しておられます。事業主体であります三重県鈴鹿建設事務所にお聞きしたところ、名阪亀山・関工業団地の西側の鷺山地内において、令和2年度の補正予算により、延長約110メートルの道路改良は、それに伴います隣接する県管理河川の石場川の付け替え工事を予定しているところでございますという形でご答弁をいただいております。確かに今、石場川の改良工事をやっていただいておりますけれども、それもこれができたら、もう既にこの110メートルはできておらなあかんと思うておりますけれども、現状、確かに付け替え工事をやっていただいておりますけれども、現道と石場川の中の雑木の伐採がしていないと。周辺の、またあそこの名阪関工業団地の通勤者、それからその奥にあるテクノで採用された従業員の方の通勤路になっております。また、地元、それは地域の人も、私も通りますけれども、大変現道のフラワーの改良された部分と、それから110メートルの中の雑木の陰にどうしても見通しが悪いという、あれは何かかならんかというお声をたくさんの人から聞くわけですよ。なぜそれが、確かに石場川の改良工事をやらんならんということは分かりますよ。ただ、やっぱりその改良工事をする前に現道の状況をちゃんと県が把握して、そして市も把握した中で、雑木の撤去はなぜできないのか、そのお考えを、理由をお聞かせ願いたいと思います。簡潔に、ちょっと項目が多いのでよろしく願います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

県道四日市関線の整備についてですけれども、今議員言われたように、もう着手するというお話でしたが、そこについては、当初は令和3年度早々に石場川の河川協議を完了して工事発注を予定していましたが、想定以上の河川協議時間を要したことで令和4年6月に協議完了となり、今年度、工事発注することとなったと県から伺っています。

また、今言われています雑木の伐採ですけれども、この工事との関係性もあると思われまので、そこについては、我々も現地を確認しますし、県にも改めて確認をしていただいて、その雑木の伐採について、地域の方も困っているというお話ですので、その辺も伝えつつ、前向きに県と調整を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、でしたら、前向きに検討するという言葉は、私も議員は35年ばかりやっておるんですけれども、前向きに検討して、前向きに検討してもろうたことないんですわ、割にね。もうそうやで、これはぜひとも県に、亀山市長名でもよろしいで指示を出してもろうて、あの雑木を伐採して、そして取りあえず石場川の付け替え工事が終わるまでの見通しのええ交通の、やっぱり障害にならんような処置をしていただくというふうに強くしていただいて、それでもう早急に、今年度中に、もうあそこは冬場になると坂道になりますもんで、凍結もありますから、大変危ないところなんです

よ。だから、早急にその伐採をしていただいて、事故が起こらないようにやっぱり対応をすると、それは県の仕事やと思っております。それを指示するのが、指摘するのが亀山市の仕事やと思っておりますもんで、ぜひともお願いしたいと思います。市長、よろしくやってください。

こればかりをやっておいたらもう後の時間がないですもんで、それは市長、ぜひとも、松田部長もぜひともそれを、県に強く伐採を、前向きに検討してください。指示をしてください。事故が起こったときには損害賠償があるぞということを、私もやりますからね。そこら辺をちょっとよろしくお願いします。

次に、職員の健康管理についてを質問させていただきました。いろいろな答弁をいただいておりますけれども、基本的にちょっと庁内の環境を見せてもらうて、本庁、あいあい、消防署各本署・分署、それから関支所において、コロナ対応でシールドを貼ったりいろんな形でやっておりますけれども、空調関係で、密を避けるために窓の開け閉めもやっております。やっぱり部署部署によって空調関係の不備があるという部署を認識されておるんかどうか。やはりどうも私は、各部署は回っておりませんが、どうも空調の関係で、窓を開けておって職員がとても暑い目をしておるというようなことを見ました。やっぱりコロナ対策として、まず職員の健康管理をするためには、やっぱり職場環境の改善ということを注視していかなあかんと思っておるんですけれども、そこら辺はどのように今現状を把握してみえるのかちょっとお教え願いたいし、また職員の今の感染状況等々もお教えいただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず職場環境の空調の関係でございますが、今議員おっしゃいましたように、この新型コロナ禍の中で、定期的に午前も午後も窓を開けております。私の座っているところも窓を、後ろを定期的に開けておるわけなんでございますが、やっぱり非常に今、酷暑の日もありますので、そういった日には暖かいというか、暑い空気が流れ込んできますが、これは新型コロナウイルスの感染症の感染防止ということで職員がみんな理解して、そういった換気にはご協力をいただいているというふうに認識をしております。

それと、職員の感染状況でございますが、本年度4月以降で申し上げますと、全職種で128人の職員が陽性者というふうなことで確認をされております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に今回のコロナ感染、臨時職員の方を含めて本庁には1,000人強の職員が見えると、そのうちの120人というところで、12%ですよ。そこはやっぱり換気環境を、それとあと職場環境をきちっと再点検していただいて、やはりここはちょっと空調が効かんと、何とか手当てをせなあかんというような配慮は今後していかなことには、ますますこの感染症がいつ収まるか分からんというような状況の中で、職員の方が市民に的確なサービスをするためのやっぱり環境づくりをして、職員が健康な状況で、職員の要望その他に対応していただかなあかんと思っておりますもんで、ちょっと市長にお伺いしたい。もう一遍、一遍市長が各部署を回っていただいて、どうやとい

うような確認をやっぱりしていただきたいと思うんですけども、そういうようなご努力は市長からしていただけませんかな。市長、簡単をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

労働安全衛生委員会等々、あるいは全庁的には、議員ご指摘のような部分については、当然しつかり全庁的な指示を出しておるところでありますし、私自身も可能な限りその現状については把握をするように努めさせていただいております。

また、当然コロナ対策で、今議員の空調と、例えば庁内でのクラスターの発生ということにはなっておりませんが、しかし別室で、今の執務のフロア以外で、密閉された会議室等々で当然打合せとか会議等々ある場合には、やはり徹底して換気をしていくとか、そういうことの細かい積み重ねが大事やと思いますので、いま一度全庁的に徹底させていただきまして、私自身も把握をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ぜひとも市長自ら各部署を一遍、再度自分の足で回っていただいて、確認していただいて。以前に亀山市のクーラーのモーターが壊れたときに、この議場に扇風機をようけ並べた、委員会でも扇風機をようけ並べたというようなこともありますし、やっぱり職場環境の維持をやっていたら、もう少し感染症対策になるのではないかと私は思いますもんで、市長自ら回っていただきたいと思っております。

次に、これも、能褒野地区の今後の方向性についてということで上げさせてもろうてあります。これもずっと私2回も3回も、何とか、除外5要件についてどうやと、こうやという質問をさせていただきました。そうやけど、現状5要件を満たしていないので、能褒野地区については農業振興等のことで力を入れていけばええやないかというような話も出ています。だけど、やはり能褒野地区においては、既にあそこの第1世代、第2世代、第3世代と世代がだんだん渡ってきておるんですよ。それで、確かに第1世代の方は農業を主体にあの地域で営農事業をやってみえるやないかと、確かに現在も認定農業者となって営農をやっていただいております地域、土地もあります。だけど、やっぱり私の地域でもそうですけれども、私も今百姓をやっていますけれども、結構私の地域で5町歩の水田があります。実際その地権者が十五、六名おるんですけれども、実際農業に携わって自作自農をやっておる者は4軒です。あとはみんな小作に任せておるんですよ、小作に。というのは、若い世代がおるのにもかかわらずその田んぼが小作に回っておるというような現状が、だけど一応草を生やすわけにいかんから、何とか小作を、営農、農業者の方にご無理を言うて、作付をしてもろうて草が生えやんように、草が生えますとどうしても隣の水田に、稲作をやっておるときに虫が湧いて、どうしても取り実が少なくなるんですよ。実際、私も百姓をしておる隣の田が2反半、休耕をしておるんですよ。要らんお世話か分かりませんが、私その2反半を年に2回すきます。2回トラクターで耕して、その虫が湧かんように、自分が作った稲が、稲作がちょっとでも、たとえ一粒でもようけ取れるような方策をやっております。そういう離農の若い者が増えているわけ

ですよ。しかるに能褒野地区でも、そういうような農地であるがために、だけど百姓をする、その農地を管理するようなための道具もない。それで、頼めば金が要る。だけど、やっぱり周辺の方から苦情が出る、こういうようなことで困っておるわけですよ。

だから、何とか、この能褒野地区は私から言うたら、言ってみたら優良住宅地域なんですよ、これは。川崎小学校も改築した。この間も言いました。これは答弁にもありますように、水道の容量も360戸以上の、答弁によりますと、あそこの水道が上水道の布設替えもして、そして360戸以上の農地を確保することができる、ちょっと眼鏡を忘れてきましたので、ちょっとすみません。えらいすみません、議長。あそこの地区で水道の布設工事をやって、それできちっと水道供給が可能なように水源確保もしたと思うんです。それで今回バローも来たときも農用地2ヘクタールを地区除外したと、これは商業施設という一つの目的があるから除外したと市長は答弁されました、以前に。それで、今回コストコの件でも、都市マスタープランに3年前に記載して、本来なら工業地帯であるものを商業地域に、都市計画審議会で変更がこの間認可されました。このようにやっておるんですよ。だから私は、能褒野地区は、川崎小学校の改築も済んだ。そして、これからは鈴鹿亀山道路も通る。それから、今後、あそこは農振地区を除外して、やっぱり一つの市としてのことを、最後に市長が申されました。市の中長期の中でそれぞれそのように考えております、ぜひとも進めてまいりたいというふうに考えておりますと、それで答弁等も、私が第2次総合計画の後期基本計画の土地利用について、能褒野地区を市の事業として埋めていってくださるといいますよねと言いました。それで、市長は、何とか考えるというようなことを、そういうような答弁がありました。やはり市が主体となって、今の能褒野地区の現状、農業振興を進めていくんやというのを、補助金を出すからそういうふうにして下さいというけれども、実際今申し上げたように、農業の後継者がもう見えないんですよ。見えない土地があるんですよ。私はやっぱりあそこを準住宅地域と、低層住宅の準低層住宅というような扱いにしていくという方向性をぜひとも市長が決断していただきたい。

というのは、この間も都市計画審議会で、今回の選挙でどうなるのか分かりませんで、都市計画審議会で委員として出られるかどうか分かりませんが、関ヶ丘の自治会から要望書が上がってきておると思うんですよ。低層住宅地域の指定をして下さいということがこの間、都市計画審議会で提案を説明があつて、次回の審議会で提案をさせていただきますのでという予備的な説明がありました。というのは、関ヶ丘は何をしてもええと、今、太陽光もしてもええ、どんな工場を持ってきてもええと、高層住宅を建ててもええというような指定やもんで、低層住宅、今、関ヶ丘が180戸の戸数があるらしいです。あれは全体で600区画あるんですよ。それを今180戸の家屋が、おうちが建っています。だけど、まだ空き地は、雑木が生い茂った土地もあります。だけど、そんなところに何がしてもええんやということでは困るで、関ヶ丘の自治会のほうから要望書が亀山市に上がって、都市計画審議会でその審議がされようとしています。というような形で、地域の要望、能褒野地域の方は長いこと何とかしてしてくれというような要望を今までしてきておるんですよ。確かに関ヶ丘があつたのは、あれは関ニュータウンやったんですよ。田中角栄さんが日本列島改造論をやったときに、あれをしたときの住宅地ですよ。よう忘れん、坪4万5,000円ですよ。それで54坪の600区画の造成をした地域なんですよ。そこの地域がそういうような状況やから、何とか太陽光をせんと、それで雑木も切って払うて、低層住宅地域の地域変更、区域変更

に都市計画審議会で審議をしていただきたいという要望が出て、今回その審議会の審議に上がるんですよ。それと同じやと思うんです、私は能褒野地区は。何とか前向きなご答弁をいただきたい。私も次ここへ登壇できるか分かりませんもんでね、その回答だけでももらいたい、私は。いかがですか、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去には議員からこの能褒野地区の土地利用、農振除外について、一般質問等々で何度も議論をさせていただいてまいりましたが、改めて申し上げたいと思いますけど、この能褒野地区におけます土地利用につきましては、都市マスタープランにおいては、用途地域を除き、保全ゾーンとして位置づけております。これにより無秩序な開発や建築行為を抑制するとともに、農業振興地域内の農用区域では、農地集積などによる耕作放棄地の発生を抑制し、農用地の維持・保全を行うことで自然環境との保全・共生に努める区域としておるところであります。

また、能褒野地区におかれましては、これまでから、農業者の高齢化でありますとか後継者の不在など、農業の継続が困難であることを理由に農用地除外の要望があることを認識いたしておりますし、過去にも何度も話し合い等々、ご意見等々を聞かせていただいております。その一方で、この地域で認定農業者として営農継続を進めていただいている方々もお見えであるのも事実でありまして、この地域の土地利用に関しては、当然地域全体の合意形成が不可欠であると、重要であるという認識を基本的にさせていただいております。

それと、これも以前にも申し上げてきておりますが、能褒野地区におきましては、現時点で農用地除外の具体的な目的や事業計画等が明確になっていない状況でございます。これまでもその説明とか話し合いを地元の皆さんともさせていただいてまいりました。今後、除外の具体的な目的や事業計画等が明確になりましたら、改めてその農用地除外の妥当性の判断をさせていただきたいと、これはそのように考えておるところであります。

また、能褒野地域全体を今後どのように土地利用していくかということにつきましては、議員、今、低層の住居への変更のお話をいただきました。また、関ヶ丘の事例も出していただいておりますが、いずれにいたしましても、この土地利用をいかにしていくのかということにつきましては、総合計画をはじめとする様々な計画を踏まえまして、中長期のスパンで検討をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、私、議事録を持っておるんですよ、議事録を。今市長がおっしゃったことがそのまま書いてあるんですよ。地域の合意形成を図り、中長期的な考え方でということで、基本的に、これを読みましようか。

したがいまして、先ほど能褒野地区の今後についてという中でお話を申し上げましたけど、現時点では先ほど申し上げた除外の目的や計画が明確になっていない状況でございます。地域の合意形成も重要なことですので、その点が前提だということであり、市長の権限でできないとい

うことですが、先ほど農地転用との違い、この農業振興除外につきましては、これの件につきましては、5要件を全部クリアすると、そして都道府県知事の権限によって同意が得られた場合のみ農用地の除外ができるというものでございます。市長の判断でというのは少し異なる見解でございますと、こういうような答弁を前回は繰り返された。今回も同じ答弁をされたんですよ。だから、コストコが来たときにはマスタープランでぽっと、あそこは私から言えば工業地帯なんですよ、隣接する。それを商業施設と、立地協定を結ぶために、小坂議員も申されました。コストコに対する市内協議会ができたのはどんなことかと。だから、市長の判断で県知事にそれを言えば、幸い、三重県知事が一見さんですので、亀山市出身ですよ。能褒野に近いところに見えるんですよ。あそこの事情は知事もよくご存じだと思うんです。一度知事と協議してください、市長。それが、やっぱり能褒野地域の方の思いを、当然市民の思いを遂げるのが市長の職務やと私は思っております。それを伝えるのが議員の職務やと思っております。何としても私は議員として、地域の思いをやっぱり市長に届けたい。もし市長がようせんのやったら、私が直接一見知事にお会いしてというようなことはできないわけですよ。会うてくれというたら会うてくれると思いますよ。だけど、そんなことは、やっぱり市長をはだしにするようなことは私ようしませんから、亀山市の長ですから。だからそこら辺を、やっぱりもう一遍地元へ、それは農業振興地域であるということは分かります。農業振興認定業者というのも分かりますよ。その方らはその方らで、その農地で農業をしていただくと、だけど荒廃農地のところは地区除外をして、やっぱり自由に資産価値を上げてもらえませんか。それが市長としての責務ですやんか。

もう一つ申し上げますと、新椿世の椋川の縁ですな、以前、服部議員が、これは洪水域に住宅が建っておるやないかと、これはどういう開発やと。あれも昔は水田やったんですよ。それを埋め立てて、ミニ開発をされておるんですよ、住宅開発が。川合もそうですよ、椋川の際に10戸ぐらい建っておるんですよ。あれも農地やったと思うんですよ。それも開発されておるんですよ。なぜそれなら能褒野は、農振地域やでこれに該当せんのかということでは私は納得できんし、私以上に地域の農地を管理が不可能な、やっぱり農地としての価値しかないという思いを持って、何とかならんかという思いの皆さん方、市民の方は今の市長の答弁では納得できやんと思っております。されど、コストコやバローですか、そういうような形のところでも、何とか亀山市で、あの能褒野地域を住宅地域及び農業の、両方とも二本立てでやっていけば、私はこの緩和やと思っております。よろしくをお願いします。

もうこれ以上やっておると水かけ論となって次へ行けませんもんで、ぜひとも、ここへまた戻ってこられるか分かりませんもんで、私。ぜひともそのことについてきちっと、市長としての英断を期待して次の質問に移らせてもらいたいと思います。

次、乗合タクシーですけれども、ちょっと時間がないですもんで、乗合タクシーもやりたいんですけれども、乗合タクシー発足当時は、亀山タクシーさんと関タクシーさんが、市内4社があったんですけれども、2社がやっておると。運行上、関タクシーがちょっといろいろなことがあったみたいなんですもんで、今、車が動いていません。それで、乗合タクシー制度がAブロック、学校区で分かれていますもんで、ABCとなっております。AからCへ行くのには1,500円、AからBへ行くのには1,000円と、1人ですよ。だから、そこら辺で、関地区の、関タクシーがあったときは、あったときってちょっと運行していないもんで、利用状況が大変希薄になっておるん違うかと

思って心配するんですよ。確かに巡回バスもありますけれども、これも不便なバスでね、何ともならんというようなことでありますけれども。それで、昨日も、新君でしたかな、質問もされました、乗合タクシーについて。どうも登録者の割には利用者が年々減っていったというふうなことですけれども、基本的にこの乗合タクシー制度は、私はもう一度見直すべきやということで申し上げて、ちょっと時間がないでね、一言でよろしいから今後の対応を、1分間でお願いできませんかな。あと12分しかないもので、もう答弁もらうと、まあ要りませんわ。

(「今後でよろしいですか」の声あり)

○18番(櫻井清蔵君登壇)

ちょっと頼みますわ、ほんなら。適当に頼みます。きちっと時間を守って、1分ぐらいで。長いでな、あんたは。

○議長(中崎孝彦君)

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

今後についても、これは本年度に策定をいたしましたけど、亀山市地域公共交通計画に基づいて、利用者の皆さんのご意見、あるいはこれは利用者だけではなくて事業者もあると思いますし、地域の皆さんもおられると思いますが、ご意見をいただきながら、移動需要の実情に効果的に対応できるように、乗合タクシー制度の充実による利便性の向上と一層の制度普及に努めていきたいというふうに考えておるところであります。これは走りながらさらに充実させていくということで、ぜひしっかり育てていく必要がある仕組みというふうに考えております。

○議長(中崎孝彦君)

櫻井議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

何にしても、せつかくの制度ですから、やっぱり市民に喜ばれる、また利用が便利な乗合タクシーを、もう一ひねり考えてください。そうすると、やっぱり登録された方も、これやったら乗れるやないかという思いになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、通学路等の現状と課題についてということで、現況報告にもありました。子供たちは大事です。やっぱり子供たちが通学路で、新聞とかテレビで、車が突っ込んで何人けがしたと、ちょっと悪いことを言えば何人死亡したというようなことを聞くのはやっぱり、私も孫を持っておる身で、子供がおって、私の子供は幸いそういうような交通事故、事故もあつたんですけれども、そういうのは聞くのはやっぱり大変やと思います。だから、子供たちの安全、通学路の安全性の確保、まず第一に歩道整備、歩道の草刈り、それから通学灯の整備等々をきちっとやっていただきたいと思いますが、基本的にその方針がどのように構築されるのか、できたらお答え願ひたいと思います。

○議長(中崎孝彦君)

亀山教育部長。

○教育部長(亀山 隆君登壇)

通学路の安全対策につきましては、これまでもご答弁申し上げておりますけれども、亀山市通学路交通安全プログラムに基づきまして、毎年PTA等を通じて危険箇所等を洗い出し、亀山警察

署や三重県鈴鹿建設事務所、そして関係部署などと、関係機関との連携を図り、対策案について検討を行っているところでございます。これらの箇所につきましては、速やかな解決が図れるよう、引き続きまして全市的にしっかり取り組んでまいり所存でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何にも増して、通学路、小学生は歩道を歩きます。だから、通学路に指定された部分の草が一本も生えないように、一本も生えておらんようにしておいてください。それで、中学生は遠距離の子の、白木、小川の子らとか、昼生の子とか、みんな各所から亀中なり中部中なり、関中もそうですけれども、自転車通学しておる子供たちの歩道が、自転車道がないところもあるんですよ。それで、一応50センチから60センチぐらいの歩道、通学路の幅があるんですけども、草が生い茂ってどうしても車道に出やんならんという状況が、市道にも県道にも見受けられる。その草刈りを徹底してください。そのチェックをしてください、地域を見回るときには。教育長、いかがですか。それで、教育長、そこら辺をもう一遍教育長として、各学校、まだ教育長もやっぱり、通学路の確認もやってもろうておると思うけれども、そこら辺の点検をもう一遍、再度、建設を連れてというか、建設とご一緒していただいて、確認をしていただくというようなことはできませんかな、教育長。

○議長（中崎孝彦君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

通学路の草の問題ですけれども、草に限らず子供たちにとって危険な箇所というのは、直してもまたすぐ壊れたり、草もすぐ生えてきたり、つるが出てきたりと、日々チェックをしていないと安全上の問題が出てくる箇所が幾つかあります。私も在職中に見回りはしていましたけれども、それよりも大切なのは、地域の方が、あそこの草が生えてきて1年生やとちょっと車が見えにくいぞと、ちょっと早めに草を刈るように頼んでおいたらどうやというふうな、温かい地域の方のチェック機能が働いて、未然にそこの草刈りを早くしてもらおうように、当時、市の教育委員会のほうに伝えたこともありました。各管理職に交通安全に関わって、また草も背が高くなってきておりますので、注意喚起をするように、見つけた場合は市や関係のところへ連絡するように指示をしてまいりたいと思います。

議員言われたように、校区内を教育長自ら回ったらどうやということですが、できる限り、通勤や出張の際にできるだけそういうふうに子供たちが通るところをできるだけ通って、注意をしていきたいと考えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ぜひとも、本当に教育長、大変やと思います。いろんなことで対応せんなんで、よろしく、これは子供たちの安全をぜひとも確保してやってください。守るんやなくて、確保していくんですよ。よろしくをお願いします。

それで、最後にこの項目で、関認定こども園アスレの送迎バスについて委員会資料が出ていまし

て、もう廃止しますというようなことが出ています。これは旧関町の時代に時の町長さんが、4キロ以上の地域で、加太、越川、金場、それから福德、萩原、西新田、古厩、遠隔地の子供たちが安全して、親も安心して届けるという形で、もう五、六十年前に制定した関町の本当にすごい施策なんです。この大本は、結局若い世帯が、当然そのバスに乗って通っておったんですよ。そうやけど、やっぱり親元へ帰るといふ施策なんです、これは、長い目を見た。親元で、結局おじいさんおばあさん、お父さんお母さん、自分ら若い夫婦、そこに孫、このようにして世帯をつくるための、これは一つの送迎バスの制度やったんですよ。ただ、利用者が年々減って行って、1人になった、2人になったと、費用対効果を考えたら高くなると、1人に対して。それで、ほかの園はできていないと、していないから、何で関だけするんやというものやないんです。やるんやったら、仮に全域でも、遠距離の保育園児、幼稚園児の送迎はしてもらいたいですよ。それによって周辺地域に若い連中が帰ってくるんですよ。これが時の町長が考えた大きな制度なんです。確かに高い金がかかりますよ。費用もかります。1人につき1万7,500円とかそういう数字が出ておる。その数字にはかれない施策です。これは長い目の、世代をまたいだ制度がこのアスレのバスなんです。それを、利用者が少ない、ほかの園はしていないということで廃止をされるということが委員会資料にあります。市長、何とかそれは思いとどまっていたきたい。もう答弁いただくとあれやもんで、もう一つありますもんで、教育民生委員会でわしも質問させていただきます、これは。そうやで、答弁はまた、もし関心のある方は委員会の中継を見てください。これは必ず、ちょっと次、もう一つ加太のことがありますもんで、これは、もう一遍言います。これは、五、六十年前に旧関町が周辺部のところに若者が帰ってくるように、帰ってきて、子供ができました、保育園へ行かならん、幼稚園へ行かならん、それに安心して送迎できるよというための施策なんです。だから、一時は何十人と乗っておったんですよ。これがアスレのバスなんです。それを、合併していなかったらこれは絶対関町が買うと。合併がしたためにこれが廃止されたら私は悔いが残る、この議席をもろうておって。何とか考え直してもらいたいくけど、市長、お答えいただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本的な考え方を今までも申し上げてきたんですが、確かにこの旧関町時代、50年、60年前とおっしゃられましたが、始まって、合併後も継続して園児バスを活用し、園児の送迎を行ってまいりました。

合併から20年近くになっておるところでございますが、現在の未就学児の施設利用におきましては、ご案内のように、保護者の自家用車での送迎が一般的な状況となってまいり、半世紀前とは随分様相が変わってきております。本市の公立園の中では、このこども園アスレのみが園児バスでの無償による送迎を行っている状況でございます。サービス料及び利用者負担の面で他の施設との不均衡が生じてきておるものでございます。

これらを勘案しつつ、公立園での送迎サービスの是非についても検討した上で、令和5年度から園児バスの運行を廃止することといたしたところでございます。何とか思い直してくれという議員のご指摘であります。現在、基本的なそのような認識の下に判断をさせていただいておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おかげで6秒残していただきましたもんで発言ができますけれども、一つ課題を残しましたけれども、やはり費用対効果を基本にするんやったら、もっと費用対効果を望む行財政運営というのができておる部署がようけありますよ、それを言い出したら。

残念ながらもう登壇させていただく機会があるかないか分かりませんもんで、最後に言っておきます。やっぱり行政というのは、一人一人の市民のために立ち向かって、いかに解決していくのかが行政なんです。議会は、議員は、一人一人が地域の諸問題を行政に対して、やっぱり意見、具申をしていくのが議員の仕事なんです。それが行政と議会との二代表制の要因やと私は思っております。今後とも亀山市の発展のために頑張ってください。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日13日から26日までの14日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日13日から26日までの14日間は休会することに決定しました。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの27日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時49分 散会）

令和 4 年 9 月 2 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 7 号）

●議事日程（第7号）

令和4年9月27日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 第 2 議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第56号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 5 議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 6 議案第58号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第59号 令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第61号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第62号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第63号 令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第64号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 13 議案第65号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 14 議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 15 議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- 第 16 議案第68号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第69号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第70号 市道路線の認定について
- 第 19 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 20 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 21 請願第 3号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 22 請願第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 23 議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 24 委員会提出議案第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 第 25 委員会提出議案第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 26 委員会提出議案第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 27 委員会提出議案第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充

を求める意見書の提出について

第 28 常任委員会の所管事務調査の報告について

第 29 亀山駅周辺整備事業特別委員会の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
政 策 部 長	笠 井 武 洋 君	総 務 財 政 部 長	原 田 和 伸 君
市 民 文 化 部 長	辻 村 俊 孝 君	健 康 福 祉 部 長	小 林 恵 太 君
産 業 環 境 部 長	富 田 真 左 哉 君	建 設 部 長	松 田 昇 君
上 下 水 道 部 長	田 中 直 樹 君	危 機 管 理 監	木 田 博 人 君
市 民 文 化 部 次 長 兼 関 支 所 長	松 村 大 君	建 設 部 次 長	亀 淵 輝 男 君
総 務 財 政 部 参 事	杉 本 良 則 君	会 計 管 理 者	米 津 ひろみ 君
消 防 長	平 松 敏 幸 君	消 防 部 長	豊 田 達 也 君
消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地 域 医 療 統 括 官	上 田 寿 男 君
地 域 医 療 部 長	豊 田 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	宇 野 勉 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	桜 井 伸 仁 君	監 査 委 員	国 分 純 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	高 嶋 美 季 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	豊 田 昌 子 君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、小坂健康福祉部次長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る7日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第53号から日程第18、議案第70号までの18件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第54号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第55号	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第67号	津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について	原案可決

令和4年9月15日

総務委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第53号	亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について	原案可決
議案第56号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第68号	市道路線の認定について	原案可決
議案第69号	市道路線の認定について	原案可決
議案第70号	市道路線の認定について	原案可決

令和4年9月13日

産業建設委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中崎孝彦様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第57号	令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第58号	令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第59号	令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第60号	令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第61号	令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第62号	令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第63号	令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定

- 議案第 6 4 号 令和 3 年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ
いて 原案可決及び認定
- 議案第 6 5 号 令和 3 年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ
いて 原案可決及び認定
- 議案第 6 6 号 令和 3 年度亀山市病院事業会計決算の認定について 認 定

令和 4 年 9 月 2 1 日

予算決算委員会委員長 小 坂 直 親

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

初めに、森 美和子総務委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る 7 日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15 日に委員会を開催いたしました。

担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第 5 4 号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が改定されたことから、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費についても限度額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、条例改正の時期に関する質疑があり、これについては、4 月に公職選挙法施行令が改正されたことを受け、10 月に執行予定の亀山市議会議員選挙で適用できるよう、今議会で提案したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 5 5 号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部が改正され、令和 4 年 10 月 1 日から、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を緩和するなどの育児休業の取得の柔軟化等に関する規定が施行されることから、市の職員の育児休業等に関する規定についても人事院規則の規定に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、会計年度任用職員が育児休業を取得しやすくする改正ではあるが、取得するに当たって心理的負担があるのではないかとの質疑があり、これについては、育児休業取得の申出があり、業務上必要があれば代替職員を配置するため、取得しにくいことはないとの答弁でありまし

た。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議については、津市、鈴鹿市及び亀山市において消防通信指令事務を共同して管理し、執行するため規約を定め、協議会を設置することに関し津市及び鈴鹿市と協議することについて議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、各市の負担額に関する質疑があり、これについては、指令センターの設備など共同で使用する機器は、各市が単独で整備した場合にも必要であることから、必要最低限の負担として均等案分を30%とし、人口規模に応じて整備が必要な負担として、人口案分を70%とする予定であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、鈴木達夫産業建設委員会委員長。

○11番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第53号亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定については、三重県では、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、住民からの要望に基づき急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、その経費の一部を市が負担しているが、当該事業の実施により特に利益を受ける者から分担金を徴収するため、この条例を制定するものです。

審査の過程では、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件に関する質疑があり、これについては急傾斜地の傾斜度が30度以上かつ高さが5メートル以上の自然斜面であること、受益者の負担の支払いが可能であることなど、これらに該当した上で、地元から要望書を提出していただくとの答弁でありました。

次に、第2条の特に利益を受ける者とは誰かとの質疑があり、これについては、急傾斜地の所有者及びその周辺に居住する住民であり、本事業が住民からの要望に基づき実施される事業であることから、所有者及び周辺住民の協議により受益者を決定していただくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号亀山市手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、令和4年10月1日から、建築行為を伴わない既存住宅に対する長期優良住宅建築等計画等の認定を申請することができる制度が施行されることから、当該申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。また、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号から議案第70号までの市道路線の認定3件については、開発行為により設置された新規路線である小下2号線、田村25号線及び田村26号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道が他市の道路と接しているが、どのように管理するのかとの質疑があり、これについては、今回の路線は、明確に管理区分が決められているので、各市がその区分に応じて管理をしていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、小坂直親予算決算委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案第57号及び議案第58号の令和4年度各会計補正予算2議案、議案第59号から議案第66号までの令和3年度各会計決算8議案の合わせて10議案の審査に当たるため、20日及び21日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第64号令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第65号令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第66号令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定についての8議案についての審査を行いました。

その結果、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、実質単年度収支が8年連続赤字となり、財政調整基金は年々減少するなど深刻な状況の中、財政の健全性を確保したとはとても言えない。また、大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応えていない問題のある決算であるなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案について採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第60号から議案第66号までの7議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されるとともに、本年度スタートした第2次亀山市総合計画後期基本計画の着実な推進に努められたい。

一つ、経常収支比率は、地方交付税や臨時財政対策債が増額となったこと等により前年度に比べて好転はしているものの、市税収入が100億円を割り込んだことから、危機感を持って歳入の確

保に取り組みたい。

一つ、第3次行財政改革大綱前期実施計画の最終年度を迎えるが、これまでの取組実績を十分に検証し、計画の必達に努め、歳入に見合った歳出の実現と持続可能な健全財政に向け取り組まれない。

一つ、各種基金については、設置目的、効果等について検証、評価を行い、有効な活用を図られたい。特に庁舎建設基金については、適切な時期に亀山市基金活用指針を見直し、適正な目標額を設定されたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第57号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第58号令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）についての2議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

各分科会会長の報告に対する質疑及び討論はなく、議案第57号及び議案第58号の2議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第53号から議案第70号までの18件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論します。

令和3年度決算は、総額約23億円の新型コロナ対策を展開したということですが、その財源はほとんどが国からのものであり、市独自の予算は僅かで十分な対策を講じたとは言えないものでした。

その一方で、新図書館を含む亀山駅周辺整備事業に22億円を使い、リニア誘致では、中間駅を生かしたまちづくりの可能性の調査に740万円、リニア基金を5,000万円積み増し、年度末には18億5,000万円にもなるなど、相変わらずの大型事業優先の決算でした。

亀山駅前再開発事業は終わりに近づいていますが、この事業で本当ににぎわいをつくり出せるのか大いに疑問です。にぎわいで最も大事な亀山駅の乗降客数は、1966年のピーク時には、1万2,000人でしたが、今はその3分の1の4,000人でしかありません。また、この再開発で2ブロックに住んでいた住民が11世帯から4世帯に減少し、地域のコミュニティは完全に壊されま

した。

さらに、商業施設への入居もいまだにありません。多額の予算をつぎ込めば建物は建ちますが、鉄道利用者が増えない限りにぎわいはつくれないうのが、この事業の姿ではないでしょうか。

リア亀山駅設置も迷走しています。当初の予定では、夏頃には県期成同盟会が駅位置を決める予定でしたが、いまだに決定されていません。県でどんな検討がされているのか分かりませんが、決めかねていることだけは確かです。これは亀山のどこに駅を造っても効果がないからではないでしょうか。中間駅を生かしたまちづくりの可能性の調査に740万円を使いましたが、結局無駄金になったと言わざるを得ません。

こうした大型事業優先の市政で放置されているのが、学校や保育園の建て替えです。亀山東小学校の体育館は雨が降るたびにひどい雨漏りがするのにも、根本的な対策すらされませんでした。

また、財政状況も大きな問題を抱えています。代表質疑で明らかにしたように、令和3年度決算は、実質単年度収支額が8年連続で赤字となり、その結果、財政調整基金は年々減少し、令和3年度決算で23億円になっております。

また、国からの収入で好転した経常収支比率や、深刻な財政状況が進行しても国の基準を大幅に下回る健全化判断比率を財政の健全性を確保した根拠にするのはあまりにも無理があり、亀山市の財政状況は健全な財政とはとても呼べない状況であります。

さらに、これまで連続して減少を続けてきた起債現在高も、令和2年度に続き令和3年度も増加しています。今後、新庁舎の建設などの公共施設の更新やごみ処理施設の更新などに多額の財源が必要となることを考えれば、起債現在高がさらに増えていくことも十分想定されます。

また、市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制ですが、会計年度任用職員制度の導入後も正規職員582人、非正規職員654人となっており、非正規率は何と52.9%にもなっており、改善されておられません。

今こそ市がやるべきことは、正規職員を増やし、大型事業優先から市民の命と暮らしを守るための施策を最優先にした市政に大きく切り替えることでもあります。

以上のとおり、効果の見えない大規模事業優先で市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応えない問題のあるこの決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中崎孝彦君）

以上で、通告による討論を終結し、議案第53号から議案第70号までの18件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、まず討論のありました議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第59号令和3年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第54号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第54号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第53号、議案第55号から議案第58号まで及び議案第60号から議案第70号までの16件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第56号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第57号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第58号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第60号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第63号 令和3年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第64号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第65号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第66号 令和3年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 議案第67号 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- 議案第68号 市道路線の認定について
- 議案第69号 市道路線の認定について
- 議案第70号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、去る7日の本会議におきまして、所管の教育民生委員会にその審査を付託しました日程第19、請願第1号から日程第22、請願第4号までの4件を一括議題とします。

教育民生委員会委員長から委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和4年9月14日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 中崎孝彦様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和4年8月26日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
紹 介 議 員 氏 名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親

委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 2
受理年月日	令和4年8月26日
件名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
紹介議員氏名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 3
受理年月日	令和4年8月26日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
紹介議員氏名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択

措 置	関係機関に対し意見書を送付する
-----	-----------------

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	令和4年8月26日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所1863番地 亀山市PTA連合会 会長 北澤利明 他2名
紹 介 議 員 氏 名	前田 稔、尾崎邦洋、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、小坂直親
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（中崎孝彦君）

櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから、教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託がありました請願の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保されるように、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することと決定いたしました。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、子供たちの豊かな学びの保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号防災対策の充実を求める請願書については、子供たちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

次に、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の請願審査のご報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第1号から請願第4号までの4件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第1号から請願第4号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。
本請願についての委員長の報告は採択となっております。
本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第23、議案第71号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ800万円を追加し、補正後の予算総額を229億6,253万円といたしております。

今回の補正予算につきましては、去る9月5日付でヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会より、市に対し寄附の申出が行われましたヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像を亀山駅前広場内に設置するため、必要な経費について追加議案として審議をお願いするものでございます。

その概要は、歳出でございますが、土木費、都市計画一般事業に工事請負費800万円を計上いたしております。

また、歳入でございますが、この事業の財源として、国庫支出金、都市構造再編集中支援事業費補助金250万円及び前年度繰越金550万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第71号に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

通告に従い、議案質疑させていただきます。

先ほど上程となりました議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

まず、こちらの補正の内容についてということなんですけれども、議案上程に至った経緯、目的、通常ですとあまりこの最終日に上程されるということはそれほど、通常は行われなかったということで理解しておりますが、その中でこの議案上程となった経緯、目的、これを櫻井市長、お聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご質問の今回の補正予算の提出に至った経緯、基本的な考え方についてご答弁をさせていただきますと思います。

令和4年9月5日付で、平成27年9月設立の市民有志によりますヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会より、ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像の市への寄附申出を受けまして、庁議において市の対応方針を決定いたしました。

当該実行委員会によります7年間にわたる熟度の高い活動成果とその活動に賛同された多数の協賛者の熱意に応えることが肝要であること、また本市の名誉市民であります中村晋也氏に銅像制作を依頼され、年内に銅像が完成の見込みであり、文化勲章受章者でもある中村晋也氏の優美な芸術性を市民の皆様に広く披露することは本市の文化振興につながるものでございます。

さらには、本市のシンボルとして駅前再開発の完成に合わせて、玄関口である駅前に銅像を設置

することはシビックプライドや駅前のにぎわいづくりと交流につながるなど、総合的に判断をいたし、亀山駅前広場東側一角のスペースへのモニュメントとしての銅像設置を決定いたしましたところでございます。

一方で、寄附を受ける銅像につきましては、本体のみの寄附でありまして、銅像の制作者であります中村晋也氏の作品については、他での設置事例等を確認いたしましたところ、銅像と同程度の高さとなる台座の上部に銅像を設置されていることから、市において駅前広場内に銅像を設置するためには台座が必要であると判断をし、台座の整備に係る経費を計上させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、経緯を説明いただきました。

そうしますと、800万円ということで計上されましたが、この800万円の根拠をお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕建設部次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

今回の補正予算につきましては、実行委員会より伺っている銅像規模に見合う台座といたしまして、高さ2.5メートル、材質を御影石とする台座を想定いたしまして、石材店等に聞き取りを行い、台座整備費を500万円とするとともに、その他の台座基礎工事200万円につきましては銅像の重量400キログラムと台座の重量約10トン程度を見込み、概略の基礎形状を設定の上、概算事業費を積算しておるものでございます。

また、台座整備後の駅前広場内の舗装材である平板ブロック整備費100万円につきましては、台座設置後の未舗装部分の舗装費として概算事業費を積算の上、予算計上をしたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

台座自体の予算としては500万を見込んで、工事費等で200万、その後100万で舗装費用に充てたいということでありました。

こちらを発注するに当たって、これの発注の方法、それから納期、あるいは完成時期、その辺り聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

台座に伴う工事発注につきましては、土木工事となる台座基礎と広場内の舗装ブロック設置、石材の加工が中心となる台座部分がございますが、現時点では一体の工事として発注する予定でありまして、入札方法につきましては指名競争入札を予定しているものでございます。

また、完成時期の見込みでございますが、寄附者であります実行委員会の寄附申出書では、寄附

をいただく銅像が年内に完成する見込みであるとのことから、台座につきましては、予算がご承認いただけましたら年内をめどに工事を完成できるよう、早急に詳細設計を行い、工事発注の手続を行う必要があるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今のご説明の中で、市長からの提案にもありましたが、年内に銅像が完成する見込みであって、それに合わせて台座等も完成させたいということだったと思います。事前の説明の中で、台座の大きさ、高さ2.5メートル、幅1.2メートル、御影石ということなんですけれども、この台座の規模、意匠については、今後、寄附者及び制作者等の協議により詳細を決定というふうになっています。

ここをこの後詳細決定していく中でこの入札というのは、造るに当たってはそこの業者等は、きちっと寄附者の方の意向を酌んだものが出来上がる、そういう見込みがあるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

寄附者の意向等を十分反映できるのかというところだと思いますけれども、今、概略設計で予算組を立てております。それをやはり、この予算がお認めいただければ早急に、詳細設計、非常にどういう意匠でどういう加工をするのか、そういう細かいところを当然十分に図面に反映させていくという部分がございます。それにつきましては、制作者なり実行委員会のほうとも十分にご意見をお伺いして制作していく必要があるというふうに考えておまして、その部分について、設計が終わりました段階で工事発注に十分反映できるように進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今のご説明で、その寄附者の方の意向、それから銅像の制作者である中村晋也さんの意向を十分酌み入れたものに設計をしていくことが可能だということだったと思います。台座が2.5メートル、それから銅像の大きさも高さ2.5メートルということで、単純に足し込むと5メートルぐらいとなるかなというふうに思うんですけども、今市長からありましたとおり、駅の東部のところに設置したいということなんですけど、図書館がもうほぼ完成しているということで建物は出来上がっている状況ですが、図書館と比較してどの辺り、一番上の位置、どの辺りに来るような形なのか、ちょっと想像させていただきたいので、その辺りはどうですかね。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

駅前広場に立ちます、台座、銅像を合わせて約5メートルということでございまして、これが図書館のどの部分ぐらいに当たるのかということだと思いますが、図書館の1階の階高が約4メータ

一でございます。2階のフロアが4メートル、地上からはあるということ、それから1メートルぐらいの高さ、要は腰ぐらいのところからちょっと上ぐらい、その部分の高さに先端部分があるのではないかなというふうに考えておまして、近くのもので比較すると、今現在ほぼ完成しておりますバスの乗り場のシェルター、屋根がついておるんですけども、そのバス側の屋根が、大体今4.7メートルから8メートルぐらいですので、それとほぼ同程度のものの高さになるのではないかなというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今お聞かせいただきましたとおり、やはりかなり大きなものになるのかなというのは想像できるんですけども、この銅像が亀山駅の駅前に設置されるということなんですが、市長、もう一度お聞かせいただきたいんですけども、この銅像、これはいわゆる駅前の設置に対してふさわしいのかどうか、その辺り、市長のお考え、もう一度改めてお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の銅像の設置につきましては、やっぱり多くの人が行き交う駅前という立地、そして多くの方をお迎えする、来訪者を迎える、まさに本市の玄関口、それにふさわしい公共空間となるような整備を考えていかななくてはならないと思っております。

その中で、先ほども申し上げましたが、亀山市にゆかりのある中村晋也氏制作によります芸術性の高い銅像を市の玄関口に設置する、この駅前広場に設置することは、シビックプライドや駅前のにぎわいづくりに、あるいは交流と、これにつながるものというふうに考えているところでございます。

そして、今大きさのお話もございましたけれども、約4,000平米の広さを持ちますこの駅前広場に加えまして、市街地再開発事業によって整備された再開発ビルを含めたこの公共的空間において、市のシンボルとなるモニュメント設置をするためには、公共的空間としてのバランスを当然考慮する必要があるかと考えておりますし、重要なことだと思いますので、そのためには一定の存在感と大きさを有する、必要でありますことから、先ほどの約5メートルの高さ、大きさとなる銅像につきましては市の玄関口にふさわしいものというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今4,000平米という話がありました。

今ほぼ亀山駅前再開発事業は一旦、第2ブロック地域はほぼ終わりを迎えているところだと思うんですけども、私も駅を利用することがあるので行かせていただくと、一般車の停留所等がありました。非常に大きくきれいになったなということが言えるんですけども、その東側から入ってきたところのすぐ目に入ったところに建立されるということ、それから駅前、下りられた方、亀山駅前を利用される方は右手に大きな銅像を見るということになろうかというふうに思います。

亀山駅は玄関口ですので、そういったところの銅像建立という意味は非常に大きいものかと思えますので、これについては意味を市長もこれから予算が可決されたとしても、その後広報等を通じてその意味、その辺の周知をするということを引き続きお願いしたいと思うんですが、その考えについてはどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そのように考えさせていただいておりますし、ある意味長い年月をかけて駅前が新しく生まれ変わっていく、こういうタイミングの中で、実行委員会の皆さんが長年にわたってご努力を重ねられて、今回こういうお申出をいただきました。

市としても非常に大きな節目として、そのことというのは大事なことでありますし、広く、先ほども申し上げましたけれど、中村晋也氏の非常に優美な芸術性を持つ作品がこの地に設置をされるということについて、その意義も含めまして、しっかり市の皆さんにお伝えしていくことは当然重要なことだというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

非常に大きな銅像ですし、この亀山にゆかりのあるヤマトタケル・オトタチバナヒメの銅像ということですので、市民の方に今後もあの亀山駅にあって普通だと思われるように、今後もその辺きっちり周知をいただくことと、時に応じて発信をしていただくということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

通告に従い、質疑させていただきます。

まずは、先ほども森議員からも質疑されましたが、私なりにちょっと把握したいので、この補正予算の議案上程に至る経緯、まずヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会より寄附の申出があったのが、この9月5日、そのとおり場所も含めて寄附を受けることに決めたのが9月14日で、その寄附のものに台座がないからその台座を市が設置するというので本日上程されたのがこの9月27日、たった13日間で、決定から国の補助金まで獲得しての超スピード上程、この経緯について分かるように説明してください。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど森議員にもお答えをさせていただきましたけれど、基本的な経緯としては、今ご指摘のように、令和4年9月5日付で平成27年9月設立の市民有志によりますヤマトタケル・オトタチバ

ナヒメ銅像建立実行委員会によりまして、ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像の市への寄附申出を受けまして、庁議において、その市の対応方針を決定いたしました。14日でございます。

そして、当該実行委員会によります7年間にわたります、この熱度の高い活動成果とその活動に賛同された多数の協賛者の熱意に応えることが肝要であること、それから本市の名誉市民であります中村晋也氏に銅像制作を依頼されて、年内に銅像が完成の見込みであり、文化勲章受章者でもある中村晋也氏の優美な芸術性を市民に広く披露することは本市の文化振興につながるものであると、このように判断をいたしました。

さらには、本市のシンボルとして、駅前再開発の完成に合わせて玄関口であります駅前に銅像を設置することはシビックプライドや駅前のにぎわいづくりと交流につながるものと総合的に判断をいたし、この駅前広場東側一角のスペースへのモニュメントとしての銅像設置を決定いたしました経過でございます。

一方で、この寄附を受けます銅像につきましては本体のみの寄附でございますので、銅像の制作者であります中村晋也氏の作品につきまして、これは他所での設置事例等を確認いたしましたところ、銅像と同程度の高さとなる台座の上部に銅像を設置されていることから、市におきまして、駅前広場内に銅像を設置するためには台座が必要であると、このように判断をいたしまして、この台座の整備に係る経費を、追加上程となりましたけれども、本議会に提案をさせていただいているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

お聞きしましても、なぜ急いでいるんですかという質疑に対しては何一つお答えいただけませんでした。なぜこんなに急いでやらねばならないのか、他の市民団体から同じように亀山駅での提案もありました、パブリックアートの。なのに、なぜこんなに急いだんですかということを知っています。もう一度お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会からの寄附申出によりますと、銅像が年内に完成する見込みとのことでございますので、現在進めております駅前再開発の完成と合わせまして、来年1月に新図書館もオープンを控える中で、画竜点睛という言葉もございますけれど、その時期が一つの大きな節目であろうというふうに考えているものでございます。

また、多数の本当に協賛者の熱意を受けた今回の実行委員会の申出を実現していくという点におきましては、年内の銅像の完成に合わせて台座を制作していくことは当然必要でございます。台座の制作期間は約3か月と考えておりますが、その制作期間を考慮し、新しいまちづくりのスタートであります来年1月に合わせて準備を進めていくため、本議会に議案提出をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

たった一つあったのは、12月にできるからそれに合わせたいということですね。

それでも、空間というのは市長のものではなく、市民全体、国民全体のもので、やっぱりどういものが建つのかということも台座も含めて作品ですからね。内容を示すことなくこんなに早く決めてしまったことを反省するべきじゃないでしょうか。

長きにわたり努力してきた熟度の高い活動、私はこれを決してけなすつもりは何もありません。しかし、長きにわたり活動しているところ、たくさんありますよ。私ら、中学校給食なんて何十年してきたと思っているんですか、本当に偏った判断だなと思います。それも庁議という密室で決めてしまったということについては問題だと思います。

補正の内容についてお伺いしたいと思います。

先ほどもこれを聞いておりましたが分からん。

台座の整備500万、基礎が200万、広場の舗装が100万ということですが、例えば台座の整備500万と決めた根拠には、工事がただで石がただでというのがあると思うんです。そこについてちょっと伺いたいです。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

台座の石材につきましては、外国産の御影石を今現在想定しております。これにつきましては、加工費も合わせて約500万円というふうになりまして、またその台座の参考といたしましたものにつきましては、制作者であります中村晋也氏による鹿児島等での銅像作品の台座を参考に、台座の規模や概略の積算を行ったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

台座の整備で500万というのは、これは全部石の値段ということですか。外国産だと安いと伺います。御影石にもランクがあると伺います。全て石のお金ですか。それでこれは1.2掛ける1.2掛ける2.5ですね。何キロになるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

まず外国産の御影石を今想定しておるといふ先ほどのお話の中で、その石の分と加工代、要は一つの石にいろんなデザインをつけていく加工代までを入れて約500万円というふうに積算をしております。石の重さはどれぐらいになるのかということでございますけれども、これにつきましては、銅像の部分は400キログラムで、台座につきましては約10トン想定しております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

石と加工費で500万、これが工事費がどうなるのか、あるいは作品を持ってくるお金はどうな

のかというのは、ここに入っているのかどうかも後で聞きたいんですけども、高いんか安いんかというのは正直分からないんです。

何でかという、銅像を造ることを業としている事業者さんから銅像を造ってもらうわけじゃないから、中村晋也さんという彫刻家の方の作品だから、そこら辺は台座にしても、彫刻にしても、ゼロの桁が1つも2つも違ってくる、そういうものになると思うんです。でも、私たちはちょっと分かりにくいので、また詳しく教えていただきたいなと思います。

先ほど言いましたけど、台座と作品は一体で作品であると彫刻界では言われるそうです。ロダンの時代からそうだそうです。先生はこんなに急いでされると思っていなかったんじゃないですか。台座もご用意されるつもりだったんじゃないですか。彫刻家の先生であられるのならば、こんな別々のセパレートなやり方、先生はよく納得されているんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そのように理解をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市長の理解じゃなくて、先生がそこをそれでいいんだと納得したのかどうかということ聞いてこられたかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然そのように、実行委員会、制作者、ご意向等々を踏まえて、現実に今当然おっしゃるように、銅像と台座一体のものというのは、当然その一体感というのは重要な要素であろうというふうに思っております。

したがいまして、今回この議案、お認めをいただいて、先ほど亀渕のほうからもご答弁させていただきましたが、当然制作者、それから実行委員会、寄附者と協議をさせていただいて、今も銅像自体は制作中というふうに、その過程の中にございますので、それと調和するような台座としての加工を進めていくということになるかというふうに思っております。

最終的にその一体感を、その協議の過程を通じながら、しっかり調和を取っていくという作業を進めていくことになるかというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

相変わらずよく分からない答弁だったんですけども、何回もやっていると時間がなくなりますので、次に行きたいんですけども、こういう作品はどこに設置するかによって作風も違ってきま

す。台座もきっと違って来るんだと思います。

寄附を受けて、駅前に建立が決まったのはつい先日の9月14日です。決まらなかったかもしれない。寄附受納も、場所も。そういうときのリスク負担というのがこういうことにはついて回ります。そこは、市は今までの説明ですと、こういうことをやってらっしゃるのはよく分かっていたと、知っていたとおっしゃっていましたが、これがもし決まらなかった場合のリスク負担についてどうお考えなのか、そして銅像のためにも市民に早く内容を見せるべきでなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この実行委員会の皆さんが長きにわたって寄附を募り、その活動を地道に展開されてこられました。また、平成27年の秋の実行委員会の設立であったと記憶いたしておりますけれど、その設立の趣旨、これに賛同いたしまして、当然私自身も実行委員会の顧問に就任をさせていただきました。

さらに、これは歴代の議長をはじめ、多分実行委員会の非常に、思い、それからその活動の意義、そこは大いに共感・賛同されて、この活動を見守ってきたということであろうというふうに思います。そういうことが結果として今日に至る過程で努力をされた結果として、この実現に、前に進んできたということはそのように理解をいたしておりますので、その経過、ご努力いただきました全ての皆さんやまた賛同された多くの方の努力に本当に敬意を申し上げたいというふうに思います。

そういう意味では、当然今リスクとおっしゃられましたけれど、物事をつくり上げていく全てのことに言えようかと思いますが、多くの目標や志を持ちながらそれに最善を尽くすというのは当然のことであろうと思いますし、その結果は結果としてしっかり受け止めて、よりよい状態をつくっていくということにつながるのではないかと、このように考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

分かっていた。長い活動をよく理解していた、尊い、それを分かるんですよ、私もそれを尊いと思いますよ。でも、分かっていたんだったら、こんな公共的な事業ですから、市民のものでしたら早く市民に見せるべきだったのではないですか。

この寄附を受けると言ったときにも、全然私たちに何にも物も見せてもらわずに、それで審議をせよという状況でした。これについてどうですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、銅像制作をされる制作者として、制作の今過程にあるわけでございますから、その過程で詳細を今オープンにしていくということについては、それはやっぱり制作者の考え方とか、そのプロセスを尊重すべきであろうと思います。

当然、現在もその制作の過程でございますので、その過程の中で昨日、実行委員会のほうから頂戴をいたしておりますけど、イメージ図ということを議会運営委員会にもお示しをさせていただ

たものでございますので、今現在、制作の途上にあるということでございますので、そこは十分ご理解をいただく必要があろうかというふうに思っております。

また、銅像自体のそのものをなぜ市民の皆さんに伝えてこなかったかというご趣旨であろうかと思っておりますけれども、その点、今申し上げたそういう制作の途上にあるというふうに考えておるところでありますので、そこは深いご理解をいただく必要があろうかと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

プロセスというならばこちらが言いたいですわ。目をつぶって何にも見ずに賛成せいということですか。

途中で、最初にマケットという模型を示しながら、物を示しながらどういうものを造るというのは多分やり取りがあったと思います。中村先生ならそれがどんどん変わっていてもいいということですか。普通そのように造っていかはりますわ。そんなんがどんどん変わって行って、どうなるか分からないということはないんです。

次の質問に移ります。

ヤマトタケル・オトタチバナヒメ、この素材だけは分かった、この間出していただきました。これがふさわしいのかどうかということは先ほど議論がありました。

私は、このご神体であるヤマトタケル、ご神体として神社がいっぱいある。またこのヤマトタケルを設置している公共的な施設、公共的なところに、駅前などにヤマトタケルが建っているところ、本当に亀山にも石のがありますけれども、全国ではないそうです、あんまり。まだ探し切れていないのかもしれませんが。ご神体のヤマトタケルとオトタチバナヒメを宗教的な意味でも駅前に建てるのがふさわしいのかどうか、あるいは神話の内容をちゃんと調べていただいてふさわしいのかどうか。

これについては、加古川市などの事例があって、やはり市民と話し合っただけでやめたという事例もあります。マリア様なんかでもやめたという事例もあります。

そういうことも含めて、よく熟慮して台座も考えるべきであるのではないのでしょうか。そういう意味で、あまりにも急ぎ過ぎた今回の補正ではないのか、ふさわしいのかということについて、宗教的な意味のこともちゃんと議論されたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずヤマトタケル及びオトタチバナヒメについては、これは本市にゆかりがある、これはご承知のとおりでございますので、当然古事記や日本書紀にも記述があるとおおり、これは日本の歴史書の中にも記載がされておるということであり、希少なこれは地域資源の一つとして市民に親しまれてきておるものというふうに考えております。

幾つか全国には、ヤマトタケル・オトタチバナヒメにゆかりのある地域というのは多く存在をしております。また、それぞれの地域が銅像等の設置をされておられるケースも本当に多く存在をしております。まさに、ヤマトタケルの終えんの地亀山、オトタチバナヒメ生誕の地亀山、やっぱり

このめおとが一对で存在するのは全国に唯一無二の亀山市ではなかろうかというふうに、こう思っておりますので、これは大きな貴重な地域資源の一つではないでしょうか。

そして、長年にわたって様々な関連する取組や地域での様々な地域づくり、人づくりにも継承されてきたと考えておりますので、市といたしましても、この駅前の銅像の設置というのは、先ほども申し上げました駅前のにぎわいとか、文化振興に寄与するという観点とともに壮大な歴史ロマンに思いをはせ、市内外から広く鑑賞のために来訪される方々を呼び込む、そういう意味合い、観光資源ということも含めまして、大きな効果を将来にわたって発揮できるのではないかというふうに考えているものでございます。

したがいまして、先ほど宗教的な要素とおっしゃられました、そのような議論が昭和の時代にあったりとか、あるいは加古川の例を今触れられましたけど、昭和40年代のそういう議論があったことは承知をいたしておりますけれども、現在本市においては、先ほど申し上げました経過、それから意義を含めまして、総合的に判断をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑が終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

今回のこの銅像建立に関しましては、実をいいますと半年ぐらい前に話を私は聞きました。

そういうふうな銅像建立をするそうやないかという話を市民から言われまして、過去にこういう話も聞いたことあるけど、そんな話になっていないんじゃないかなと思ったもので、急遽駅前の特別委員会の副委員長でもある服部議員にお聞きしたら、いや、そんな話は聞いてもないし、実際そんな話はあるとしたら委員会で当然言われるはずだと、こんな話で、それはそうやわなど。念のために担当の方にも聞きました。担当、当時の都市整備課ですかね、そこにお聞きをしましたら、うわさぐらいは当然出ていますけれども、実際まだ話としては出ていませんし、駅前再開発事業を進める中では、やはり今のを進めているだけの話ですというふうなことでありました。

じゃあ、その正方形のスペース、そこはどうなるんだという話を聞きましたら、一応栗石を置くつもりやと、そういったモニュメントの話があったときには確かにそういうふうなことも考えられるかもしれませんがねぐらいの形で、ただ今回こういう話が出てきて、ばたばたと話が出てきたということに対して、やはりこれはほんまにどうやったんやろうというふうに思うわけです。

そこで、まずお聞きしたいんですけれども、言ってみれば、駅前の開発の部門としては、この話自体は否定されてきたわけですね。それに関しまして、実は銅像設置のつもりで、水面下で話が進められていたのかどうか、まずこの点について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

駅前広場内の銅像、台座の設置場所につきましては、駅前広場の整備計画時に駅前広場の多くの市民が利用するとともに、市を来訪される方々の玄関口となる場所になりますことから、公共空間

となる駅の広場の質の向上が必要であるとの観点から、モニュメントも設置できるような場所を想定したものでございます。

当初からそういう協議等があったかということでございますけれども、その協議については、当然実行委員会さん等が進められておまして、その状況等を私どもは把握する部署でもございませんので、申入れ等もその時点ではございませんので、そういう想定はございませんでした。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

駅前再開発を担当する部門については、その想定もなかったということですね。もちろんモニュメントという想定はある程度していたけれども、今回のこの銅像建立の想定はしていなかった。前提以上に想定もしていなかったということを確認させていただきました。

そうしますと、この駅前再開発においては、やはりその栗石を置くといった、一応担当の方に聞いたら、一応その石を敷き詰めることで一つの景観は形成できるということで、言ってみれば、これは駅前再開発事業の一つの完成形やったわけですね。

そんな中で、今回、この銅像を建立されるという話、これは、はっきり言いまして駅前再開発事業においても、そこの完成形に大きな影響を与える話だと思うんです。いい影響かも分かりませんし、悪い影響になるかも分からん。ただ、どちらにしても、それをするのであれば、まだこれ駅前再開発事業が終わっているわけじゃないです。そういう意味では、再開発組合との協議はなされたのか、建立について、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

この銅像の建立について、再開発組合との協議はどうだったかということでございますけれども、私ども庁議を受けまして、そういう指示が出てから、再開発組合のほうにそういうことで建立をする方向でやっておるといふふうに報告はさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

協議は行われていないわけですね、報告だけと。

今までも駅前の委員会とかいろいろ聞かせていただきました。いろんな情報があるんですけど、この点についてはどうなっておるんやという話があるたびにですよ、議員から、それに関して、いや、駅前の再開発組合に確認せなあきません、理事会で丸と言われません、こういった話で何度も情報が出てこなかったこともあるんです。にもかかわらず、今回これだけ駅前に大きな影響、いいか悪いか分かりませんが、大きな影響を与えるはずのこの銅像建立に関して駅前再開発組合と何の協議もしていない、報告で済ます、これでいいんでしょうかね。

その上でお聞かせ願いたいと思います。

そんな状況やということを確認させていただきましたけれども、この状況で駅前に設置するという協議、これは庁議でなされたということなんですけど、これは私びっくりしたのが、文化部の担

当は入った、その庁議に、ただ、この再開発を担当している建設部は誰も入っていなかったという、これはなぜなんですか。まずこの点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

庁議につきましては、市政運営の基本方針や重要施策等を審議する場でございまして、市長、副市長、教育長及び地域医療統括官で組織しているものでございます。

今回ご寄附をいただきます銅像を駅前広場内に設置することを決定した庁議につきましては、寄附申出に対する熱意や本市の文化振興に寄与すること等勘案し、協議が行われたものであります。

一方、設置に当たっては関連法令の遵守や諸手続が必要でございまして、これらの協議については、実施段階におきまして適切に行う必要があるというふうに考えておりました、庁議の時点で場所が決定されたわけでもございませんので、私どもとしてはそれに入る、庁議のメンバーでもございせんし、もちろん説明する必要もなかったのではないかなというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そもそもその担当部が答弁することじゃなくて、これは市長の判断でしょう。

市長、なぜこの都市整備の関係者を入れなかったのか。入れなくても十分大丈夫、先ほど法令関係とか言われましたけど、その辺も全部クリアされると思ったんですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず庁議の機能、仕組みであります。先ほども申し上げたように、庁議というのは、市政の様々な意思決定、特に市政運営上の基本方針、それから重要施策等の意思決定を行う場でございます。

先ほど福沢議員が密室でというお話でございましたけれども、当然市長はじめ、特別職によってその意思決定を行う場ということでございまして、これは非公開の場でございます。これは従来からも、現在も、今後もそのようなことになろうかというふうに思っています。そこは十分ご理解をいただく必要があろうかというふうに、また今回の庁議に当たりましては、9月5日に実行委員会のほうからご寄附の申出をいただくということにつきまして、この対応方針を決定する場でございましたので、寄附申出に対する熱意とか、本市の文化振興に寄与すること等を勘案し、協議を行ったわけでありまして、したがって、その観点からこれを収受いたしました文化担当セクションからの説明を受けた上で、この庁議において意思決定を行ったということでございます。

当然その決定を受けて、先ほどもご指摘やご懸念をいただいておりますけれども、関係法令、関連法令の趣旨でありますとか、諸手続が必要でございまして、これらの具現化していく過程におきまして、実施段階において、その都度必要な対応をそれぞれの担当セクションにおいて連携をしながら適切に行っていくことが大事であろうというふうに考えておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今は庁議がどういうものか聞いているわけじゃなくて、そもそも、さっき言われたような関係法令の絡み、これはどうなるのかという、そこまでが大事ということです。

これは駅前広場に関しましては、交通広場という都市計画上の位置づけになっておるわけですね。この交通広場に関しては、これは道路敷と同じやというふうな扱いやと聞いています。これに関して、そもそもこの銅像を建ててええものか、その辺はどうなのか。かなり大きなもので、やはり車を運転される方にとって、もしかしたら視界に入ってくる、それが影響するかも分からん、この辺はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

駅前広場につきましては、今回の拡張整備に伴いまして広場全域を道路区域に指定することとしております。

今回、銅像及び台座を設置する箇所につきましても道路法による管理が必要になってくる場所がございます。そのような中、道路法第32条では、道路の占用区間に関し規定されておまして、今回設置を予定しております台座及び銅像を含むモニュメントにつきましては、道路占用許可を受けることにより道路区域内に設置することが可能となっていることから、今回、亀山駅前広場内に設置する銅像等につきましては、道路占用物として位置づけられるものでございまして、道路法第32条の許可を受けることで設置及び管理が可能となるものでありますことから、道路法に基づき道路管理者との協議を適切に行う必要があるものというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

やはりその辺はしっかりと、道路管理者というのは亀山市ですから、やっていただきたいということを申し上げておきます。

そんな中で、今回台座を設置するという、いろいろお聞きしていると、そもそもこの協賛を集められた実行委員会、この段階で台座も含めた制作やというふうな話やったらしいんですね。その中で福沢議員も、これは台座と銅像は一体やというふうに言われていると。その辺は、私もよく事情は分かりませんが、これはそもそも、もしその台座も含めたのが一つの作品とするんだったら、中村晋也さんはもしかしたら台座がなくてもいいものを造られようとしていたかも分からない。

その話の中で、先ほど福沢議員も言われましたけれども、中村晋也さんがそもそもこの台座を要するというふうに言われているのかどうか、その点、もう一度確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、先ほども答弁をさせていただいたと思うんですけど、中村晋也氏の作品は全国各地に設置をされておられるものでございます。そういう中で当然同様の対応をさせていただくわけですが、銅像とそれに付随をする台座が全て整備をされておるといふふうに聞き及んでおるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それじゃあ、やはり市が中村さんの意向を推測しただけにすぎないです。

そんな中で、もう次の話に行かせていただきますけれども、これは時期の問題、私もこれが一番大きな話かなと思っておるんですけども、そうやってやはり中村さんがすごく慎重に、大事に、頑張って造っていらっしゃる銅像ですけども、やはりこれをそんなになぜ急がせる必要があるのかというのがあるんですよ。

もう一つ、今回この800万円という話で、開館に間に合わせるということではありましたが、やはりその開館に合わせる必要、これはどこまであるのかなというふうに、それを考えるわけです。

やはり、いろいろと駅前以外の話ではありますけれども、例えば前々から言われているような東小学校の体育館の雨漏りなんて、ずうっと問題やと言われているのに全く、改修工事で3,000万ぐらいかかるということですけど、これも検討や、検討や、こんな話が繰り返されている中で、その4分の1強の800万、こんなのがこれは必要なのかわかりませんが、そうやけど、どちらが優先度が高いかということですよ。そうやってお金がないからとか、そういうことでどんどん検討、検討と言われているような事業がある一方で、この800万をためておいたら、もうちょっとそんな3,000万ぐらい、近づくのと違うかというふうに思ったりもするんですけども、この辺の事業の優先度、そこまでの優先度が高いのか。例えば東小学校の雨漏り対策よりもこちらの優先度のほうが高いというふうに市長はお考えなんですか。この点を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもそういうご紹介やご指摘がありましたけど、東小学校につきましては、既にこの8月から夏休み期間を活用しまして緊急対応をさせていただいておるものでございまして、これは既に一部の対応、課題解消をいたしておるところであります。あわせまして、今後につきましても、抜本的な構造をどのようにしていくかについて、現在急ぎ検討を始めておるところでございますので、しかるべき時期にお示しをさせていただくことであります。これは学校関係者や保護者の皆さんも、運営協議会の皆さんも十分今の状況はご理解いただいておりますので、少し勘違いされておられるのは、ぜひ深いご理解をお願いしたいと思います。

事業の優先度ということにつきましては、当然多くの事業や市民の皆さんのニーズ、それから亀山市が将来にわたって何をしっかり備えていくのか、こういうことについても当然様々な事業がございますので、その優先順位はしっかり見極めていきたいと思っておりますし、今回の提案いたし

ております事業について、先ほど森議員にもご答弁させていただきましたが、実行委員会の申出によりますと銅像が年内に完成する見込みとのことですので、現在進めております駅前再開発の完成と合わせて、来年1月に新図書館もオープンを控える中で、画竜点睛という言葉もございませけれども、この時期、大きな一つの節目であると、このように考えておるものでございます。

また、当然この台座の制作期間は、今の制作者あるいは寄附者のご意向も踏まえまして、しっかり協議をさせていただいて、制作の過程に入ってまいります。それが約3か月間を想定いたしておりますので、来年1月に間に合わせて準備を進めていくという意味でも、この時期、この議会での議案提出とさせていただいたものでございますので、この点もご理解をいただきたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今勘違いと言われましたもので、勘違いなんかしていないですよ。抜本的な解決方法、これが求められているわけです。それは検討を始めますと、検討を始めてまだ検討の経過もまだ全然見えていないですよ。あんまり突っ込むとまた話がずれますんで。

そんな中で、そうしたら東小学校なんか前回卒業式もできなかった。卒業式のタイミングに合わせて何としてもやるんですかという話にもなってくる。でも、そういうふうな話も含めて、この駅前については図書館のオープンに合わせてと。別にオープンに合わせる必要なんてないですよ、こんな。こんな立派な、先にできるんやったら、それより後にもう一回建立セレモニーをすりゃあいいんですよ。それをなぜ図書館のオープンに合わせる必要があるんですかという話。

ちょっと最後に、もう一点だけ確認しておきたいんで、それを聞かせていただきますけれども、これは一応制作の費用は載っているんですけども、台座にもし銅像を載せるとすると結構重たいものを載せるので、これはそれなりに費用がかかってくると思うんですけども、この台座に載せるこの工事は一体どこが行うんですか、誰が載せるんですか、担当が載せられるレベルなんですか。この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今回の補正予算の中で計上しておりますのは、台座の整備に係る概算費用の予算額となるものでございまして、台座の上に設置する銅像につきましては寄附者において設置等を行っていただくというふうなことで考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

また続きは予算決算委員会でやらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時49分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

こちらは、ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会から寄附があった銅像を亀山駅前広場に設置をするために約800万円かけて台座を造るというものです。

まず、提案理由に、この銅像を駅前に設置をするためには台座を造る経費が必要とありますけれども、台座が必要である理由を確認いたします。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

松村市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

寄附申出書を受け付けた文化課を所管いたします私のほうからご答弁申し上げます。

寄附を受ける銅像でございますが、銅像は本体のみの寄附でございまして、銅像の制作者である中村晋也氏の作品については、ほかでの設置事例等を確認したところ、銅像と同程度の高さとなる台座の上部に銅像を設置されていることから、市において駅前広場内に銅像を設置するためには台座が必要であると判断いたしましたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今日この理由を聞くのは、同じ文面を3回目になるんですけども、台座を置く必要がある理由は、ほかの事例に合わせて台座が必要と判断をしたからという理由というのを3回聞かせていただいたんですけども、この作品だから、駅前だから台座が要るという言葉は一言も今まで聞いてはおりません。資料に出されました実行委員会から出された寄贈の申出という資料があるんですけども、こちらには駅前に設置をするために寄附を募ったとあります。寄附は本体のみということなんですけれども、ということは、寄附者、それから制作者は台座を必要としたのでしょうか。台座について、寄附者及び制作者との話合いがあったのかどうか確認します。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

寄附者であるヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会では、当初ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像及び台座を建立すべく協賛金を募集され、このたび協賛金に一定のめどが立ったことから寄附の申出があったものでございます。その結果、銅像のみの寄附となったと承知いた

しているところでございます。実行委員会のご努力の結果として受け止め、市費での台座制作を決定したものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ということは、台座について話合いは行われて、その結果、市費で台座を造るということになったということによろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

実行委員会としては、当初からは台座も含めての協賛を募っておられましたけれども、結果として、銅像本体のみということになった内容で、市に対して寄附申出があったところでございます。その結果、市のほうで協議いたした結果、駅前広場に設置すること、また駅前広場に設置するに当たっては台座が必要であるという判断に至ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、結果的に本体のみの寄附になった理由というのは聞いているのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

その辺は実行委員会のご事情もあろうかと思いますが、聞き及んでおりますところによりますと、当初台座も含めての協賛を募っておられましたけれども、目標額にめどが立ったと実行委員長は申しておりましたが、ここ近年の物価の高騰など様々な要因がありまして、台座を含めた協賛金を募るまでには至らなかったという諸事情は聞いているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、今回台座を造るという判断は、実行委員会のほうと市のほうで協議をして決めたということによろしいですか、それとも市の判断だけで決めたということによろしいですか。確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

当然市のほうで協議した結果、台座が必要であるということを市のほうで判断したところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、都市整備課と文化課から議会の資料として出されているものに、台座の規模、意匠、デザインのことについては、今後寄附者及び制作者等との協議により詳細を決定とあるんですけども、これに至った経緯みたいなものを教えていただいてもよろしいでしょうか。市が設置をするという判断をしたにもかかわらず、そこは本体とは別ではなくて、本体、銅像のほうの寄附者と協議をするというのはなぜなのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

ご質問は銅像の本体と台座の接続、整合性が取れる内容の協議というご質問かと思いますが、午前中にも亀渕次長がご答弁申し上げたように、また制作者のほうと、また実行委員会のほうと協議して、台座の形態など詳細な部分は詰めて協議されているというふうには聞いております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、午前中に伊藤議員への答弁のところで、台座への取付けの工事については実行委員会がするという答弁だったと思うんですけども、先ほどいろんな事情があって本体だけになったということなんですけど、なのに、取付けの工事は実行委員会が負担をするというのはどういう経緯なのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

当然今回の補正予算につきましては、台座そのものの800万円の予算計上でございまして、それは石であったり基礎工事でありますので、接続に係るそういった工事費というか接続経費、あるいは運搬費もそれに該当すると思いますけれども、そういうのは実行委員会の負担においてなされるものと思っておりますし、銅像本体と含めて寄附金を制作者のほうへ、お願いして、それも合わせて施工していただくものというふうには伺っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど運搬費も実行委員会のほうで負担をしていただけると言うとおっしゃったんですけど、そういう取決めみたいな、覚書みたいなものはあるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

それは銅像本体の寄附は実行委員会が制作者へ依頼して寄附されるものでありますので、寄附するまでの経費にあつては実行委員会が負担すべきものと思いますし、そのように実行委員会と制作者の間でそういった契約まで交わしているかは存じ上げませんが、双方でされているというふう

は思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、台座と銅像本体についての安全性や耐久性についてお伺いいたします。

一般的に、工業製品であれば安全性ですとか規格みたいなものがあると思うんですけれども、美術品に関してそういった規格があるのかどうかというのは分からないんですけれども、美術品というのは、それ一つしかなくてすごく繊細なものであると思うんですけれども、銅像ですとか台座が安全である保障というんですか、例えば何年間安全に設置ができるものかどうかというところ、それから安全性に関わる書類みたいなものを交わされているのかどうかをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

台座につきましては市において、台座上に設置される銅像の重量等を加味いたしまして計画するとともに、基礎を含めた構造上の安全性の確保は適切に行う必要があるというふうに考えております。一方、銅像につきましては、銅像の制作に当たり、制作者により様々な要件に対応可能な構造となるよう計画し、制作されるものでありますことから、公共空間に設置するための安全性の確保は図られているものというふうに考えております。

また、駅前広場への台座を含めた銅像の設置に当たっては道路法に基づく許可が必要でありますことから、道路管理者との協議においても、その安全性において歩行者等に対する安全性の確保が求められるものというふうに考えております。

また、先ほど、銅像等についての基準等そういうものがあるかということでございますけれども、これについては当然制作者の責任等がございますし、当然私ども、台座についても構造計算等も必要になってまいりますし、また道路についても、先ほども申し上げましたとおり、道路の安全の確保という観点からもそういう部分の確認は必要であるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、台座については市の責任、銅像本体については制作者の責任ということで理解をさせていただきます。

それでは、寄附の経緯についてお伺いしたいと思うんですけれども、実行委員会の顧問が市長であるということをお伺いしましたけれども、市長が顧問である団体から市に寄附があつて、設置するには市の予算を使わなければいけないという状況の中で、今回の支出というのに問題はないのかどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

これまででも市長や議長が実行委員会の顧問などをお受けするのは、その活動の趣旨を市として

尊重していることが前提でございます。当該実行委員会から活動の集大成として寄附を受けることに何ら問題はないものというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

問題ないということなんですけれども、市長が顧問であるという団体が市に寄附をするという前提で寄附金を集めて、市の物品を購入するということに問題はないんでしょうか。今回の場合、市長が広告塔となって、信用みたいなものですね、募金の活動をしているのと一緒に、今回は当初から中村晋也さんのヤマトタケルとオトタチバナヒメの銅像という特定のものを限定して寄附を集めて寄贈されているという、そういうことに関して問題はないのかどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

特段問題はないと理解をいたしておりますし、午前中もご答弁をさせていただき、質疑の過程で申し上げたんですが、今回のこの銅像の建立実行委員会の皆さんがご努力をされたこと、あるいはそこに多くの賛同者がその心を寄せられたこと、本当に敬意を表するものでございます。それから、その思いの中で、当然、亀山市のヤマトタケル終えんの地、なおかつ、そのきさき、オトタチバナヒメの生誕の地、この夫婦が一体となるやはり亀山市は全国に唯一の地域であろうかと、そういう背景の中にこのヤマトタケルとオトタチバナをモチーフとしてシンボリックな玄関口に設置をしていくということについては大変意義深いことだという認識の下に、この実行委員会の取組をやっぱり賛同をさせていただいたものでございます。これは歴代議長の皆さんもそのような理解であったと、このように思います。

したがいまして、それが今回の実行委員会と市が協働してこの銅像を設置することが適正ではないのではないかというご趣旨であろうかと思えますけど、それについては違法性でありますとか、そういう問題はないものと、このように理解をいたしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

私は決してこれが適正ではないという趣旨で質問をしたわけではないです。これが問題ないということを確認したかっただけでございます。

特に問題はないということなので、これからは市長がいろんな市民団体の顧問になって寄附を集めたら、いろんなことができるんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、ただ、今回市長がおっしゃられるように、実行委員の方とか、寄附に賛同した方、それから中村晋也氏の亀山にふさわしいモニュメントをとという高い志の下に3,500万円も高額の寄附を集めて、そして寄附をされたことということは、それと亀山を思って銅像制作をしていただいた中村晋也氏には深く敬意を示すところでございます。

ただ、その思いに対して今回、今までの経緯だとか、市民への説明の不足というのはちょっと遺憾だなというふうには思っております。というのも、やはり寄附ができる市民ばかりではないんで

すね。その日の生活だとか、将来について憂いている市民に対しても納得のできる説明をしていた
だきたいなと思っております。私は、今回の件が多く市民から愛される亀山の玄関口になること
を切に望みまして、質疑のほうは終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

まず最初に、午前中の質疑を聞いていて、私は本当にこれは異常な質疑だなと思いました。とい
うのは、通常、議案質疑というのは、ほとんど部長級が答えて市長が出る幕なんてほとんどないん
ですよ。よっぽどでなければ市長は答弁しませんよ。ところが、午前中見ていたら、もう部長ど
ころかも全部市長が答える。何ですか、これ。

つまり、この議案が出てきた段階で、市民にも議会にももちろん説明はありませんし、十分なね。
職員も知らないんですよ、これを経過も含めて。だから、ここの場で、質疑で質問が出たら市長し
か答えられないんですよ。このことが、今回の私、一番の問題だと思いますよ。市長がいかに独断
で進めてきたかということ。このことが表れているのが今回の議案質疑の姿なんですよ。

それから、もう一点、とにかく午前中の質疑を聞いていても、あなたはまともに答えないんです
よね。聞いたことに対して、まともな答弁をしないんです。そうして、壊れたテープレコーダーみ
たいに同じことばかり繰り返す。こんなことでは大事な議案質疑の場もつたいないですよ。

議長、お願いしておきます。もう質疑・質問に対して答えない場合は、議長、注意してください。
ちゃんと答えるように。それだけ議長にお願いをして、始めたいと思います。

私もう最後なんで、そんなにあれこれ言うことはないんですけど、やっぱり一番の今回の議案の
問題は台座の費用を市が持つ必要があるのかどうか、この点なんですよ。この点でいうと、先ほ
ど松村次長は、協賛金を募集するときに台座の費用も含めて募集していたということはお認めにな
りました。やっぱりこのことが一番問題やと思うんですよ。つまり、実行委員会としては台座も含
めて協賛金を集めておったわけですよ、そのことは間違いありません。もう一度それを確認し
ます。その点。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

松村市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

先ほど答弁したとおり、実行委員会は設立当初から銅像本体と台座も含めて、広く市民、個人・
法人を含めて協賛金を募られていたというふうに聞いております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そのとおりなんですよ。この問題が出て、本当に私、いろんなところのいろんな資料を集めま
した。その中で、これはたまたま私の発信したツイッターやブログを見ていただいた方から資料を

いただきました。その資料は何かというと実行委員会が出した文書で、協賛金募集概要書というものをいただきました。ここにはこういうふうに書いてあるんですね。協賛金の募集概要として、事業計画というふうに書いてあります。事業計画って何かというと、銅像の仕様としてブロンズ像約2メートル及び台座、さっき答弁されたように像と台座を銅像の仕様として決められて、その事業ですね。それを建てる事業を協賛金の対象にしているわけですね。これでお金を集められた。

もう一つは、協賛金の使途、つまり集まった協賛金を何に使うかについては、協賛金はヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立事業に係る経費及び事務経費として利用させていただきます。集まったお金は、台座も含めた銅像の建立事業に係る経費、事務費に充てさせていただきます。こう言って寄附を募ったわけですよ、これは。つまり、初めから台座も含めた費用を集める事業計画を持って協賛金を集められたわけですよ。なのに、何でここに来て市が台座の費用を持つのか。全く説明つきませんよ、どうですか、これ。こうやって言うておって、実行委員会がこうやって言うているのに、なぜ市が持たんなんらんのですか、説明してください。

○議長（中崎孝彦君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、今回ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会から寄附をいただく銅像につきましては、市のモニュメントとして活用するものでありまして、これを設置する台座を市費で負担することには問題はないものと認識しております。台座も含めて寄附ということには至らなかったということは先ほど申し上げたとおりでございます。

あとは、全国的に見ましても市と実行委員会が協働してモニュメントを制作している事例は数多く見受けられるところもございます。また、実行委員会が当初台座を含めて協賛金を募っておりましたが、結果、銅像のみ、本体のみの寄附となったことについては、市としても承知をいたしております。実行委員会のご努力の結果として受け止め、市費での台座制作を決定したということは、官民協働の一つの形でもあるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何が官民協働ですか、後づけですやろう、これは。

要するに、実行委員会は台座も含めてお金を集めたんですよ、集まらなかったんですよ、台座の分まで。それで台座の分を市に出してくれと、こういう話でしょう。

それで、私が聞きたいのは、それじゃあ、市民団体が何かをつくって、そういうときに自分たちで目標額を決めますよ、一生懸命その募金を集めました。しかし、どうしても足りません。こういうときは、亀山市は、はい、それじゃあ、うちが出しましょうと言うんですか。そういうルールですか、亀山市は、どうなんですか。それとも、これは特例中の特例なんですか、どうなんですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多くの様々なお立場の市民団体、あるグループが、何かの目標達成のために、その目的達成のため

めに寄附金を集め、モニュメントを設置すると、そういうご意向のケースというのはいろいろあるかというふうに思います。また、最近では加太におけます「峰の月」の記念碑の設置は本当に有志の皆さんが、これはクラウドファンディングでございましたけど、その中で設置をされたというケースもございました。当然いろんなケースがありますのでケース、ケースで、当然市としての公益性とか、あるいはその妥当性とか、そういう判断の下にサポートさせていただくこともあろうかというふうに思いますし、これは様々なケースがあろうかというふうに思っておるところでございます。

ただ、今回のケースにつきましては、これは何度もお答えをさせていただいておりますが、繰り返しになりますのでもう控えますけれど、一定の実行委員会の皆さんが時間をかけてその達成のために努力をされた。そして、多くの協賛を、その心を寄せられたと。このお取組に本当に重きを置いて尊重させていただいた上で、市としての対応方針を今回判断させていただいたものでございますので、その点をご理解を賜りたいと思います。

また、一定のいわゆる台座と銅像とのこの官民の連携については当然いろんな、本当にケースがあろうかと思っておりますけれども、今回のご提案させていただいております内容というのは、ある意味本市にとりましても極めて意義深いことであろうと、このように認識をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

どんな団体でも、何かの事業をやるために一生懸命その協賛金を集めたりするんですよ。そのことについては甲乙つけようがないんですよ、これ、そうでしょう。この団体はすばらしいとか、そんな話じゃないです。どの団体だって、そのために一生懸命やるんですよ。だから、そこは甲乙つけようがないんですよ。

私が言っているのは、足らず米を出すのかという話を聞いたんですよ。

もう市長がそうやって言われたんで、私、言いますけど、私、亀山九条の会という会の坂代表という人に、列車銃撃の説明板をぜひともつくりたいと、建てたいということで、私もついて市長にお会いしました。当時大体1基40万で、2基建てたら80万ぐらいかなというふうな計算をしておったんですね。その80万も我々市民団体が集めるのは大変やからというんで、市長をお願いをしに行きましたね。そのとき市長、何と言われたか。これは皆さん方が汗をかいて努力いただいて集めるのが、これがいいんだと。市がお金を出すもんじゃないのやと、こう言われたんですよ。その市長が、私、それ頭に残っていますよ。その市長が今回は800万も足らなかったから出しますと言うんですよ。なぜ、もう一踏ん張りして、全額あなた方でお集めになったらいかがですか、それこそあなた方の活動やないですかと言うべきやないですか。なぜそう言わないんですか。尊いでしょう、そういう活動というのは。皆さん方が一生懸命になってお金を集められる、そのことによって、「峰の月」もそうですよ、市は出していませんよ、一銭も。あの人たちが集めたんですよ。それで建てたんですよ、だから尊いんですよ。今回は違うんです。集め切れませんでした。800万足りませんでした。どうしても図書館の開館までに間に合わせたい。勝手にその期日を決めてやるから、こんなことになるんですよ。おかしいでしょう、これ。こんなやり方、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の取組、まさに午前中も申し上げましたが、亀山市にゆかりのあるヤマトタケルとオトタチバナ一対のこのモニュメントというのは、大変全国的にも唯一無二のこの地であり、あるいはこれを文化勲章受章者、亀山出身の名誉市民、中村晋也さんの手による作品を設置、実現するということは極めて意義深いことというふうに思っておるところであります。

当然今ご紹介されましたけど、議員がこれは九条の会であったと思いますけれども、戦争遺産の顕彰のために皆さんがご努力をされる、そのことを共感を持って理解をさせていただいて、市としても——個人の寄附も求められましたけど——これは政治資金規正法やそういう観点からそういうことは差し控えさせていただく旨は申し上げた記憶はございますし、市としては、その活動の趣旨に賛同させていただいて、できる限りのサポートをさせていただいたと考えております。十分じゃなかったかも分かりませんが、しかし、当時の皆さんの活動についてはしっかりと理解をさせていただいて、行政としてサポートをさせていただいたものでございますし、そういうケースというのは、いろんな団体、あるグループの本当に目的に向かって努力をされる活動、市民活動、地域活動については、当然行政としてできることについては可能な限りそのサポートをしていく、それは基本的にそのような考え方でございますので、そこはそうのように考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

官民の連携の重要性はもう言うまでもありませんけれど、この亀山市がこれからも持続的に成熟し発展をしていくために、本当に多くの市民の皆さんや各界・各層の力を結集してやっぱりつくり上げていく、そういうことは大変尊いことだというふうに思っておりますので、今後も様々な分野の様々な市民活動や地域活動、これはしっかりと行政として、その公益性とか様々な要素を勘案の上に、必要であれば協働していくということに変わりはありません。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私はとにかく、同じ市長の対応かなあとということで、例を挙げさせてもらいました。

1つ、具体的に聞きますけれども、銅像設置で駅前のにぎわいができる、こういうふうに答弁されてきました。どうしたら銅像を設置したことによってにぎわいが生まれるんですか。具体的に説明してください。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

銅像設置によってにぎわいが生まれるかということでございますが、今回建立する銅像につきましては、台座を含めて5メートルということで、非常に立派な銅像でございます。それはヤマトタケルとオトタチバナという亀山にゆかりのあるこうした銅像が名誉市民によってつくられるということで、これを見に来ていただける方も全国から訪れる方も多いというふうに認識をしております。

て、そういうことでにぎわいも生まれるのではないかと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

どれだけの人がいるでしょうかね、それ。とてもやないけど、にぎわいということにはなりませんよね。

それから、もう一つ、5メートルですよ。これは駅前の整備のときに、僕、よくその地域の人から言われたんですよ。駅に降り立ったときに、前にあまり高い建物があると圧迫感があってあまりよろしくないというふうですね。だから、一時2階建てのような建物を計画されたことがありました。あれぐらいなら圧迫感はないやろうなという話を聞いたことがあります。やっぱりそういう意味では、5メートルというような大きなものを駅前にぼんと造るということで、そういう圧迫感がないのかどうか。それから、景観上どうなのか。この辺りがちゃんと検討されて、今回に至っておるのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕建設部次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

まず、5メートルの高さで、やはり駅前、駅舎から出たときに圧迫感があるかということでございますけれども、午前中の答弁でも申し上げましたとおり、まず駅を出ていただきますと、バス乗り場、タクシー乗り場等がございまして、歩道側に2.5メートルの高さのひさしがございまして、雨よけの。それと、あとバスが入ってまいりますところにずうっと、駅側の一連の区間でございまして、そこに4.7メートルのひさしがございまして、そして、道路をまたいでいただいて、中の真ん中にあるスポット公園みたいな、そういうところのほぼ、東寄りのほうでございまして、真ん中ぐらいのところ、5メートルの台座と銅像のものが建ってくるということで、圧迫感についてはさほど感じられないのではないかなと。距離的なものもございまして、周りも植栽等がございまして、その辺でそういう部分では緩和できておるかなと。また、景観上のお話でございまして、当然景観的には真ん中のポケット公園的なもの、そういうところについては、ベンチがございまして、シンボルツリーもあります。そのシンボルツリーと対峙したところに銅像が建つというところで、非常にバランスよく配置はできるのではないかなというふうには考えております。ただ、道路の車がロータリーになっておりますので、ぐるっと回ると、その銅像をぐるっと回るような形になってしまう。また横断歩道を渡らないとそこには行けないというところもございまして、ちょっとそういう部分については多少の部分があると思っておりますけれども、景観的には問題ないかなというふうに考えています。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、あなたの見解やなしに、やっぱり幅広くこういうのは意見を聞くべきなんですよ。

例えば、景観審議会なんかがありますやろう。そういうところで、例えば今だったらCGでいろいろできるわけですよ、駅を東から西から南から北から見て、5メートルの銅像を造って、それが

どういふふうに見えるのかということだってできるわけですよ。そういうことも検討をするということは一切していないわけですよ。そこのところがやっぱり今回一番問題だと思いますよ。

今回のこの出し方というのは、やっぱり市民、議会、意見を聞かん、聞いていない。聞いたのはもう本当に100%実行委員会の意見は聞いたんですよ、こちらの意見は優先する。だから、本来あの駅前のところのスペースをどう活用するかというのは、これはいろんな方の意見を聞いて決めるべきなんですよ。それをしていないでしょう、していないのに実行委員会から申出が出たら、そこへ置きますと、こういうふうに決めたんですよ。こんな決め方がありますか。おかしいでしょう、こんな決め方。市民の財産ですよ、駅前広場は。そこにどういふものを置くかというのを一切市民にも議会にも問わずに、実行委員会から申出があったからそこへ置きますって、こんな乱暴な決め方がありますか、市長。おかしいでしょう、これ。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然公共空間の形成につきまして、この駅前の再生の計画につきましても、もう十数年のプロセスを経てきておるわけでありまして。また、そのレイアウト等々についても、様々な議論を、多くの議論を経て、そのモニュメントの設置につきましても、その考え方を持たせていただいております。当然、今回9月5日に実行委員会からのお申出、これを受けて、午前中も申し上げましたけれど、今制作いただいております銅像が年内完成、これに合わせて、1月には図書館のオープンも控えております。画竜点睛という言葉もございますが、極めてこの時期に合わせるということは大事でございますので、3か月のこの台座の制作期間も含めまして、これに合わせていくということで、急なこととはなりましたけれど、その流れの中で今回判断をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第71号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第71号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、所管の予算決算委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（中崎孝彦君）

委員会開催のため暫時休憩します。

（午後 1時40分 休憩）

（午後 3時28分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第71号の審査の経過と結果について、予算決算委員会委員長に報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第71号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

原案可決

令和4年9月27日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 中崎孝彦様

○議長（中崎孝彦君）

小坂直親予算決算委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての審査に当たるため、同日当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳入の国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金の増額補正において、財源とする補助金に関する質疑があり、これについては、現在、駐輪場整備や図書館保留床取得に充てている補助金であり、駅前広場のモニュメントの設置にも充当できるとの答弁でありました。

次に、歳出、土木費、都市計画費、都市計画総務費、工事請負費の増額補正において、銅像の設置費用に関する質疑があり、これについては、一般的に銅像制作費用には運搬費や設置費を含んでいることから、これ以上の費用は発生しないとの答弁でありました。

次に、設置後の管理について質疑があり、これについては、設置後に正式に決定することではあ

るが、駅前広場に設置することから、行政財産として建設部で管理するのが適当であると考えているとの答弁でありました。

続いて、討論では、実行委員会が台座を含めて協賛金を集めていたにもかかわらず市が負担すること、また、駅前に何を設置するのがふさわしいのか市民の意見を聞かずに決定したことは認められないなどの理由により反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第71号について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論します。

この議案では、ヤマトタケル・オトタチバナヒメ銅像建立実行委員会が銅像を市に寄附し、それをJR亀山駅前広場に設置するのに必要となる台座の予算800万円です。この議案の最大の問題は、この議案提案に至る経緯にあります。この銅像の寄附を議会が初めて知ったのは9月9日に実行委員会が議長宛てに報告文を出したときです。このときの文書によれば、協賛金の目標額到達に目途が立った6月に中村晋也氏に依頼し、年内に作品が完成する見込みとなったので、9月5日付で市に寄附の申出をしたとのことであります。全く寝耳に水だった議会は、13日から15日の各常任委員会でこの問題をただしました。ところが、答弁では、駅前と決まっていない、これから検討するというものでしかありませんでした。ところが、市長は、急遽14日に庁議を開催し、寄附を受けることと駅前広場に設置すること、銅像の台座の費用を市が負担することなどを決めてしまいました。もちろんこれほど急な決定ですから、市民にも議会にも全く説明なしです。24年間議員をしてきましたが、これほど横暴で勝手なやり方で物事を決定したというのはかつて経験がありません。もし議会がこの予算を認めれば、こうした櫻井市長の横暴、勝手なやり方を認めたことになるというのが反対する第一の理由です。

この台座については、実行委員会が協賛金を応募した際に、銅像と台座の費用を協賛金で賄うとしていました。それを協賛金が十分に集まらなかったから市が負担するというのはどう考えても道理がありません。そのほか、駅前に設置する作品はどんなものがあるのか、中村晋也氏がいいのか、ヤマトタケル・オトタチバナヒメがふさわしいのかなど、市民の中には様々な意見があります。そ

うした意見に十分に耳を傾け、市民の合意の中で決めることが、なぜできないのでしょうか。今回の銅像の設置は、櫻井市長のあまりにも横暴、勝手なやり方であり、市が費用負担する必要も全くないものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第71号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、委員会提出議案第3号から日程第27、委員会提出議案第6号までの4件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私から提案理由の説明をさせていただきます。

まず初めに、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見の提出について、意見書の朗読をもって提案の理由といたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

学校現場では、教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で1人1台端末が整備されたものの、ソフトの導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は、一部に限られており十分ではない

状況です。より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上に当たって自治体間格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源の確保が必要です。事実として、端末の修繕費や家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の公的負担・私費負担の状況には、自治体間の格差が生じてきています。さらに、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地方財政措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であることから、結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

続きまして、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなりました。しかし、2022年度の教職員定数については、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により教職員の自然減を上回る定数の措置には至っておらず、学校現場の人的配置の充実を求める多くの声を反映したものにはなっていません。また、中学校の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については、現時点において示されていません。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童・生徒数は、小学校27人、中学校32人とどちらも経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均的水準（小学校21名、中学校23名）に到底及んでいない状況であり、小学校のみの改善にとどめることは合理的ではないと言わざるを得ません。教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動をつくり出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。子供たちが安全・安心に学べるようにするためにも、全ての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方で、財務省の財政制度等審議会は、OECDの諸外国と比べ、教育費の私費負担が高額となっている現状についての妥当性を主張し、教職員定数の改善や教育費の公財政負担の拡充には否定的な意見を示しています。しかし、少子化の進む中、子育て世代のみにその私費負担分を集中させることは、さらに少子化を進める悪循環を生む大きな要因になるとも考えられます。家庭の現実を目を向ければ、感染症の影響による収入減や感染対策に係る保護者の経費負担増など、厳しい状況は今なお続いており、さらに、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の新たな保護者負担

も生じています。また、多くの学校が施設の老朽化という課題を抱えている中、プールをはじめとする大規模改修工事においては、国の支援が必要です。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子供たちが一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由といたします。

防災対策の充実を求める意見書。

2022年3月25日に文部科学省が示した「第3次学校安全の推進に関する計画」では、学校施設・設備の安全性確保のための整備として、老朽化対策の推進はもとより、対策の遅れている非構造部材の耐震化の推進や、近年、激甚化・頻発化する風水害対策も重要であるとされています。

2021年4月現在で、三重県においては、公立小・中学校の全体の23.3%に当たる115校の小・中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち105校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されています。国が示したガイドラインには、PPE（個人用防護具）の準備、スペースの適切な分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためには国からの財政的支援の充実が不可欠です。

災害や感染症は、いつ発生するか分かりません。性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

三重県では、現在、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、取組が進められています。そして、その基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。支援を必要とする子供たちに対して、相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取組が今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援が極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、高校生就学給付金制度における第1子と第2子以降に対する給付額の差の解消や専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて、国の責任においてさらに進めていくことが求められます。

一方、大学生等を対象とした「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）」として、6,211億円（前年度比371億円増）の国予算が確保されました。予算額の充実は見られるものの、「個人要件」や「機関要件」の設定などの適用要件の緩和や返還猶予制度のさらなる充実が求められます。

また、文部科学省の調査（2022年6月公表）によると、2021年度の大学等の中途退学者・休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生等の割合は、2020年度に比べそれぞれ増加しており、子供たちの将来への進路選択にも影響を及ぼしています。2021年度、国は「学生支援緊急給付金」を創設し、大学等での「学びの継続」のための学生等への支援を進めました。2022年度における事業の継続は示されていません。経済格差を教育格差に結びつけないために制度・施策のより一層の充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件について、討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第28、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果を報告したいとの申出がありまし

たので、これを許可します。

初めに、森 美和子総務委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

地方自治体による情報発信は市民生活等に直結しているため、情報が特に伝わりにくいと想定される障がい者や外国人、高齢者も含め、一人一人が必要としている情報を分かりやすく届けることが求められています。

国においては、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、また、障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を図ろうとしています。

そのような中、本市においては国の動向等を踏まえつつスマート自治体への転換を目指すため、本年4月の組織・機構改革でDX・行革推進室を設置しました。しかし、市民への情報発信は、広報紙をはじめケーブルテレビ、ホームページ、SNS等を活用して行っているものの、市民にとって必要な情報が必ずしも伝わっているとは言えないのが実態です。

以上のことから、総務委員会では、子供から高齢者まで、全ての市民に対して市が分かりやすく行政情報を提供するため、市の情報発信の在り方をテーマに調査・研究を行ってきました。

まず、市の情報発信の在り方について現状を把握するため、市が持つ広報媒体や情報発信の基準、障がい者や外国人への広報手段と配慮、災害発生時における情報発信などについて資料を求め、調査を行ったほか、市の情報発信について市民から幅広く意見をいただくため、常任委員会の所管事務調査として初めてアンケート調査を実施しました。

また、調査・研究テーマに沿った先進地である千葉県千葉市、東京都三鷹市及び神奈川県川崎市の市民への情報発信の取組をオンラインにより視察しました。

このように、総務委員会として、市の情報発信の在り方について、現状把握、アンケート調査、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、各部署が行っている情報発信の手段や概要について、広報秘書課が把握できていないものがある。また、情報発信を行うに当たっては、障がい者や外国人への配慮等も含め、担当部署の判断によるところが大きいため、部署により対応に差が生じていることなど、4つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として、市民にとって必要な行政情報が伝わるよう、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、全庁的な広報統括部署として広報担当部署が、各部署が提供する情報を十分に把握し、指導等を行い、部署間による情報格差の是正に努めること。

2つ、広報紙をはじめとする全ての情報発信について、情報が市民に届き、有効に活用してもらえるよう、その発信手段や情報内容をより充実させること。

3つ、ホームページは視覚的に見やすくなるよう工夫すること。また、施策別のウェブサイト開設やチャットボットの活用など、利用者が必要な情報にたどり着きやすくすること。

4つ、平常時、災害時を問わず、市民にリアルタイムな情報提供が行えるよう、即時性のあるSNSを幅広く有効に活用すること。特に、千葉市が行っているようなLINEのプッシュ通知機能は、個々の市民に必要な情報を届ける有効な手段であり、導入に向けて検討を行うこと。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから教育民生委員会における所管事務調査の結果についてご報告いたします。全国的に子供の人口が減少しているにもかかわらず、障がいを抱える児童の数や子供の発達に不安がある保護者からの相談数は年々増加しています。

これまで国は、平成24年に児童福祉法を改正し、障がい児や発達支援が必要な児童の支援の強化を図ってきました。国の指針においては、児童の身近な地域で、児童の特性に応じた適切かつ専門的な支援が受けられる体制の整備を求めており、障がい児通所支援の実施主体は県から市へ移行し、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置するとの目標を示しました。

このことから、県内においては、市町単独または圏域で児童発達支援センターが10か所整備されたが、本市はいまだに整備されておらず、現在、整備に向けた検討を進めている段階であります。

また、市内には児童発達支援事業を行っている民間施設も少なく、待機児童が出ているほか、市外へ相談等に出向いているケースも見受けられます。

以上のことから、障がい児の療育の場として、また、家庭の相談はもちろんのこと、保育所や学校など地域の相談に対応し、障がいを抱える児童や発達に配慮が必要な児童が園・学校等での生活や社会生活に必要な支援体制を備えた児童発達支援センターが早期に整備されるよう、また、その在り方について調査・研究を行ってきました。

まず、児童発達支援の現状を把握するため、健康福祉部子ども未来課及び地域福祉課から、児童福祉法に基づく障がい福祉サービス事業の内容や児童発達支援センターの概要、県内の児童発達支援センターの整備状況、市の児童発達支援の現状などの資料を求め、聞き取りを行いました。

また、5月には調査・研究テーマに沿った先進地として、児童発達支援センターが市直営で設置されている伊勢市おおぞら児童園を視察しました。

さらに、検証を進めるために、児童発達支援施設関係者及び施設を利用している児童の保護者と児童発達支援施設での課題や児童発達支援センターに求めるものなどについて意見交換を行いました。

このように、教育民生委員会として、児童発達支援センターの整備について、現状把握、行政視察、意見交換会を行い、協議を積み重ねて検討した結果、亀山市には、子供の発達や障がいの相談、療育の拠点となる児童発達支援センターがないため、整備が最優先の課題であるにもかかわらず、第2次総合計画後期基本計画において児童発達支援センターの機能を確保するという記述にとどまっているため、児童発達支援センターの整備が先延ばしになる可能性があることなど、5つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として、児童発達支援センターの整備について、次のとおり市長に対し提言を求めるものとするものであります。

1つ、亀山市において、国が求める児童発達支援センターの設置は最優先課題であり、公設による独立した施設として、早期に整備手法や専門職員をはじめとした人員の確保、運営体制について

協議を行い、事業化すること。

2つ、児童発達支援センターの設置までに、次の事項について取り組むこと。

(1) 児童発達支援を必要とする全ての子供たちに十分な支援が行えるよう、誰もが順調にスタートできる子育て支援システムを確立するとともに、社会に出て自立するまでつなぐことができる途切れない支援体制を構築すること。

(2) 保育所や幼稚園、学校等と民間の児童発達支援施設、家庭が緊密に連携し、統一した支援計画により一貫した発達支援に努めること。

(3) 各種支援に関する情報や福祉サービス、相談窓口の案内等について、児童発達支援が身近なものとなるよう、誰もが分かりやすい丁寧な周知に努めること。

以上、教育民生委員会所管事務調査の結果報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

次に、鈴木達夫産業建設委員会委員長。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

本市では、市道が1,819路線、約558キロ、橋梁が315橋、都市公園が103か所ありますが、老朽化が進んでおり、計画的かつ適切な維持管理が求められています。

一方、地域住民が社会インフラを身近に感じ、自らが積極的に維持管理等に参加できるような取組が様々な分野で始められています。まちづくりへの市民参画・協働を進める上では、地域課題の解消のため、市民と行政が情報を共有し多様な媒体を駆使し、まちづくりに関する情報の発信やコミュニケーションを行うことが求められています。

以上のことから、産業建設委員会では、道路や都市公園等の社会インフラ管理において、市民による見守りなど市民参画の視点を取り入れるため、スマートフォンアプリ等を活用した効率的な管理の実現に向けて、社会インフラ管理のDX化と市民参画をテーマに設定し、調査・研究を行ってきました。

まず、社会インフラ管理について現状把握をするため、建設部から社会インフラの修理・改修の手順や社会インフラの不具合に係る自治会や個人からの通報に対する対応などについて、聞き取りを行いました。

また、天神・和賀地区まちづくり協議会とFix My Street Japanの活用と市民参画についてをテーマに意見交換を行いました。

そして、調査・研究テーマに沿った先進地である愛知県半田市のFix My Street Japanを活用したマイルポはんだの概要及び活用状況について、オンラインにより視察を行いました。

このように、社会インフラ管理のDX化と市民参画について、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、道路、橋梁、都市公園等の社会インフラの修繕に対し、市民がどのような手順で情報提供や要望を行うかについて、市民への十分な周知ができていないため、社会インフラの不具合を通報する仕組みが円滑に機能していない可能性があることなど、4つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、産業建設委員会として、道路や都市公園等の社会インフラ管理において、市民に

よる見守りなど、市民参画の視点を取り入れたスマートフォンアプリ等を活用した効率的な管理を実現するため、次のとおり市長に提言を求めるものであります。

1つ、道路、橋梁、都市公園等の社会インフラ修繕に関して、自治会が形成されていない地域や自治会未加入世帯への対応を明確にし、市への要望の方法について市民に十分に周知すること。

2つ、社会インフラ管理のD X化と市民参画・協働の取組を推進するため、道路等建設担当部署が情報政策担当部署や市民協働担当部署と連携してI C T技術の活用に取り組むこと。特に、市民と行政をつなぐ情報共有システム（F i x M y S t r e e t J a p a n）の活用については、他の自治体の先進事例の調査・研究を行い、その有用性や課題・問題点を踏まえた上で行政及び市民双方からの視点で段階的に活用を拡大すること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、日程第29、亀山駅周辺整備事業特別委員会の報告についてを議題といたします。

亀山駅周辺整備事業特別委員会委員長から報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

前田耕一亀山駅周辺整備事業特別委員会委員長。

○14番（前田耕一君登壇）

それでは、平成30年11月に設置いたしました亀山駅周辺整備事業特別委員会のこれまでの調査・検討経過についてご報告いたします。

この特別委員会は、亀山駅周辺整備事業の推進、予算の執行に当たり、現状把握に努めるとともに、議論の過程で明らかとなった課題・問題点について調査、検討を行うことを目的として設置いたしました。

委員会では、当該事業の内容や現状について執行部に必要な資料を求めるとともに、新たに進捗した内容を中心に聞き取りを行うために、計19回にわたり委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

調査及び協議においては、亀山駅周辺地区2ブロック市街地再開発事業について、事業計画及び事業スケジュールや基本設計等の契約、公益保留床の取得のほか、都市計画の変更やプロポーザルについて、市道亀山駅前線及び駅前広場整備計画など、当該事業の進捗状況について説明を受け、事業の透明性や公平性、安全性の確保などについてチェック機能を果たすとともに、執行部に対して意見を述べてまいりました。

当特別委員会は10月31日でその任務を終了しますが、当該事業の完了後も引き続き亀山駅周辺市街地総合再生基本計画に基づき、他のブロックの計画が着実に推進されることを期待するものであります。

なお、特別委員会の中では求めた資料が提出されず、また、明確に答弁が得られないこともあったことから、今後、真摯な姿勢で会議に臨むよう意見がありましたので申し添えます。

以上、亀山駅周辺整備事業特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

亀山駅周辺整備事業特別委員会委員長の報告は終わりました。

次に、お諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

したがって、令和4年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月27日

議 長 中 崎 孝 彦

5 番 新 秀 隆

13 番 伊 藤 彦 太 郎